

第10回いなべ市総合計画審議会及び第10回いなべ市行政改革推進委員会事項書

日時 令和8年1月16日（金）午後2時～

場所 いなべ市役所シビックコア棟

研修室2，3，4

1 開会

2 会長あいさつ

3 説明事項

第3次いなべ市総合計画基本計画策定スケジュール …資料1

第3次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール

4 説明及び審議事項

(1) 第3次いなべ市総合計画（原案） …資料2

(2) 第3次いなべ市総合計画（原案）に対するご意見（パブリックコメント）と回答
…資料3

(3) 資料編 ご意見（パブリックコメント）と回答（案） …資料4

5 会長 答申

第3次いなべ市総合計画（原案） …資料2

第3次いなべ市総合計画の策定について（答申書） …資料5

第3次いなべ市行政改革大綱及び第3次いなべ市行政改革アクションプランの
策定並びにいなべ市行政改革の推進について（答申書） …資料6

6 市長あいさつ

7 記念撮影

8 閉会

第3次いなべ市総合計画基本計画策定スケジュール

No	日程	内 容
1	R7/4/16～ 5/30	○第3次いなべ市総合計画基本計画の策定 ・現状と課題、施策の目的、事業内容、成果指標の作成
2	R7/5/9 第7回 総合計画 審議会	第4回行政改革推進委員会と同時開催 ○第3次いなべ市総合計画の策定について ・総合計画基本計画 ・審議会と策定部会 ・部会名簿 ・地方創生の動向について ・総合計画と地方人口ビジョン・地方版総合戦略との関係 ○スケジュール及び役割分担
3	R7/6/2～ 10/31	第3次いなべ市総合計画基本計画の施策の成果指標 及び事務事業評価指標の確認委託（公認会計士）
4	R7/7/3.4 第1回 総合計画 策定部会	○第3次いなべ市総合計画基本計画 ・現状と課題、施策の目的、事業内容、成果指標の審議 3日10：00～・市民協働・広域、産業振興・観光部会 14：00～・子育て・教育部会 4日10：00～・医療・福祉部会 14：00～・生活基盤部会
5	R7/7/24	○第2回総合計画策定部会の未審議分の審議 13：00～18：00 丸山会長と所管課長による未審議分の審議
6	R7/8/8 第8回 総合計画 審議会	○第2次総合計画進捗管理 ○総合的取組事項（配布）
7	R7/9/1.3 第2回 総合計画 策定部会	○第3次いなべ市総合計画基本計画 ・現状と課題、施策の目的、事業内容、成果指標の審議 1日10：00～・市民協働・広域、産業振興・観光部会 14：00～・子育て・教育部会 3日10：00～・医療・福祉部会 14：00～・生活基盤部会 ○総合的取組事項（再配布）
8	R7/10/2.3 第3回 総合計画 策定部会	○第3次いなべ市総合計画基本計画 ・現状と課題、施策の目的、事業内容、成果指標の審議 2日10：00～・市民協働・広域、産業振興・観光部会 14：00～・子育て・教育部会 3日10：00～・医療・福祉部会 14：00～・生活基盤部会 ○総合的取組事項（審議） ○人口ビジョン、総合戦略（審議）
9	R7/11/7 第9回 総合計画 審議会	第9回行政改革推進委員会と同時開催 ○第3次いなべ市総合計画（案）の審議
10	R7/11/14～ 12/13	○パブリックコメント
11	R8/1/16 第10回 総合計画 審議会	第10回行政改革推進委員会と同時開催 ○パブリックコメント（回答案） ○第3次いなべ市総合計画（答申）

場所 シビックコア棟 14：00～16：00（策定部会は、No.4.7.8のとおり。）

第3次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール

No	日程	内 容
1	R7/4/16～ 5/2	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
2	R7/5/9 第4回 行政改革 推進委員会	第7回総合計画審議会と同時開催 ○第3次いなべ市総合計画の策定について ・行政改革アクションプラン ・推進委員会と幹事会 ・部会名簿 ○スケジュール及び役割分担
3	R7/5/12～ 6/30	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標
4	R7/5/23 第5回 行政改革 推進委員会	○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題
5	R7/6/2～ 10/31	第3次いなべ市行政改革アクションプラン等の成果指標の確認委託 (公認会計士)
6	R7/7/25 第6回 行政改革 推進委員会	○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定 ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
7	R7/8/22 第7回 行政改革 推進委員会	○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定（完成見込分no1） ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議
8	R7/10/24 第8回 行政改革 推進委員会	予備日 ○第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定（完成見込分no2） ・実施項目、目的、取組概要、実施内容と時期、評価指標の審議 ○いなべ市行政改革の推進について ・公共施設等総合管理計画の現状と課題 統廃合検討施設における今後の方針 ○第3次いなべ市行政改革大綱及びいなべ市行政改革の推進について 答申（案）
9	R7/11/7 第9回 行政改革 推進委員会	第9回総合計画審議会と同時開催 ○ 第3次いなべ市総合計画（案）の審議
10	R7/11/14～ 12/13	○パブリックコメント
11	R8/1/16 第10回 行政改革 推進委員会	第10回総合計画審議会と同時開催 ○パブリックコメント（回答案） ○第3次いなべ市総合計画（答申）

第3次いなべ市総合計画 (原案)

令和8（2026）年1月現在
いなべ市

～ 目 次 ～

第1部 基本構想.....	1
第1章 総合計画の策定にあたって.....	2
第1節 総合計画策定の趣旨.....	2
第2節 総合計画の役割と位置づけ.....	2
第3節 総合計画の構成と目標年次.....	3
第2章 いなべ市の地域特性.....	4
第1節 位置・自然.....	4
第2節 歴史・沿革.....	4
第3章 まちづくりをとりまく現状と課題.....	7
第1節 人口の現状.....	7
第2節 市民ニーズの状況.....	11
第3節 社会潮流の状況とまちづくりの方向性.....	23
第4章 まちづくりの基本方針.....	27
第1節 まちづくりの基本理念.....	27
第2節 まちづくりの将来像.....	28
第5章 計画の基本フレーム.....	29
第1節 人口推計と将来人口.....	29
第2節 交流人口.....	30
第3節 市民幸福度.....	30
第4節 市民参画.....	31
第5節 財政フレーム.....	32
第6節 土地利用構想.....	33
第6章 施策の大綱.....	35
第1節 基本目標.....	37
第2節 総合的取組事項.....	43
第2部 前期基本計画.....	49
第1章 みんなでつくるまち.....	51
1-1 市民の力で拓く未来.....	51
1-2 思いやりのある人権のまちづくりの推進.....	54
1-3 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合うまちづくりの推進.....	55
1-4 広報広聴の充実.....	56
1-5 広域連携による定住・移住の促進.....	57
1-6 外部人材の活用による地域活性化の推進.....	58
第2章 「こどもまんなか」みんなで学ぶまち.....	59
2-1 ウェルビーイングを育む保育の推進.....	59
2-2 地域における子育て支援の充実.....	61
2-3 子どもの発達を支えるチャイルドサポートの充実.....	64
2-4 要保護、要支援児童へのきめ細やかな取組の推進.....	66
2-5 子どもと母親の健康の確保.....	67
2-6 ウェルビーイング溢れる学校の創造.....	68
2-7 学校教育環境の充実.....	71
2-8 学校環境整備の充実.....	73
2-9 総合的なスポーツの推進.....	74
2-10 歴史文化・芸術の充実.....	76
2-11 自然環境の保全・充実.....	78

2-12	青少年の夢を育む地域づくりの推進	80
2-13	生涯学習の充実	81
第3章	いつまでも笑顔で暮らせるまち	83
3-1	地域医療体制の充実	83
3-2	生涯を通じた健康づくりの推進	85
3-3	高齢者が笑顔で自分らしく暮らせるまちづくりの推進	87
3-4	高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進	90
3-5	地域でいきいきと安心して暮らせる障がい者福祉の推進	92
3-6	地域の助け合いによる福祉の充実	94
3-7	社会保障制度の健全で円滑な運用	95
3-8	適切な生活保護制度の推進	98
第4章	自然と調和した快適で安心・安全なまち	100
4-1	公共交通の充実	100
4-2	快適な道路網の充実	102
4-3	暮らしを支える上水道の充実	104
4-4	美しい水環境の創出	106
4-5	環境にやさしいまちづくりの推進	108
4-6	みどり豊かなまちづくりの推進	112
4-7	良好な居住環境づくりの推進	114
4-8	秩序ある土地利用の推進	116
4-9	安全で安心な防災対策の推進	117
4-10	交通事故のない安全なまちづくりの推進	120
4-11	被害を未然に防ぐまちづくりの推進	122
第5章	「にぎわい・愛着」創生のまち	124
5-1	持続可能な農林業の振興	124
5-2	企業誘致による産業振興と雇用促進	128
5-3	にぎわいのある商工業の振興	130
5-4	魅力ある観光地づくりの推進	131
第6章	総合的取組事項	133
6-1	グリーンクリエイティブいなべの推進	133
6-2	フェアトレードタウンいなべの促進	135
6-3	SDGs未来都市いなべの推進	137
6-4	チャレンジ・カーボンニュートラルいなべの推進	139
6-5	元気みらい都市いなべの推進	141
第3部	人口ビジョン・総合戦略	143
第1章	人口ビジョン・総合戦略と総合計画の関係	144
第1節	人口ビジョン・総合戦略と総合計画の関係	144
第2節	計画期間の整合	144
第2章	人口ビジョン	145
第1節	人口ビジョン	145
第2節	総合計画と人口ビジョンの整合	145
第3章	総合戦略	147
第1節	総合戦略の位置づけ	147
第2節	総合戦略の期間	147
第3節	国の動き（地方創生2.0構想）	147
第4節	総合戦略	148
第5節	総合戦略の推進にあたって	168

第4部 計画の推進にあたって（～第3次いなべ市行政改革大綱～）	169
第1章 総合計画と行政改革の一体的な推進	170
第2章 第3次行政改革大綱の基本方針	172
基本方針1 職員力と組織力の向上	175
基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立	177
基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築	180
第3章 推進方法	182
第1節 進捗管理	182
第2節 評価指標と目標値の設定	183
第3節 行政改革の財政効果額	185
第4章 実施項目（～行政改革アクションプラン～）	186
基本方針1 職員力と組織力の向上の評価指標	187
基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立	199
基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築	209
人材育成基本方針に基づく新たな政策課題に係る職員研修計画	216

第1部 基本構想

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 いなべ市の地域特性

第3章 まちづくりをとりまく現状と課題

第4章 まちづくりの基本方針

第5章 計画の基本フレーム

第6章 施策の大綱

※「第1部 基本構想」は令和6（2024）年度にパブリックコメント実施済みで、同年度に市議会でも承認済みです。

※今回のパブリックコメントでは「第2部 基本計画」以降の内容に対してご意見を伺いました。

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 総合計画策定の趣旨

いなべ市（以下「本市」という。）では、平成28（2016）年3月に「第2次いなべ市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）」を策定し、10年後の目指す将来像に「住んでいな！来ていな！活力創生のまち いなべ」を掲げ、この実現に向けて各分野の施策を推進してきました。

「第2次総合計画」の期間中においては、全国的な人口減少や都市部への人口集中が進行する中、東海環状自動車道の開通や企業誘致等の効果により、本市は人口減少の抑制に一定の成果を上げることができました。

今後は、人口減少及び激しさを増す社会の変化を前提に、多様性や持続可能性が担保され、デジタル化の急速な進展や頻発する自然災害にも対応可能なまちづくりを、地方の実情に応じた選択と集中により推進することが必要となっています。

こうした中、「第2次総合計画」が令和7（2025）年度に期間満了を迎えることから、新たなまちづくりの指針として、総合的かつ計画的な市政運営を図るべく、「第3次いなべ市総合計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 総合計画の役割と位置づけ

本計画は、平成26（2014）年4月1日に施行された「いなべ市総合計画条例」に基づいて策定するものです。総合計画は、本市の行政運営における最上位計画であり、市民と行政が共通して目指す10年後の将来像を掲げ、長期的なまちづくりの方向性を示すものです。

また、市民や地域、団体、企業においては、本計画を共通の目標として、市政に対する理解及び協力並びに積極的な参加を期待するとともに、国や県に対しては、計画の実現に向けた支援と協力を要請します。

第3節 総合計画の構成と目標年次

1 基本構想

基本構想は、本市の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示したものです。
計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間です。

2 基本計画

基本計画は、基本構想を踏まえた市政の基本的な計画で、施策の基本的な方向及び体系を示します。

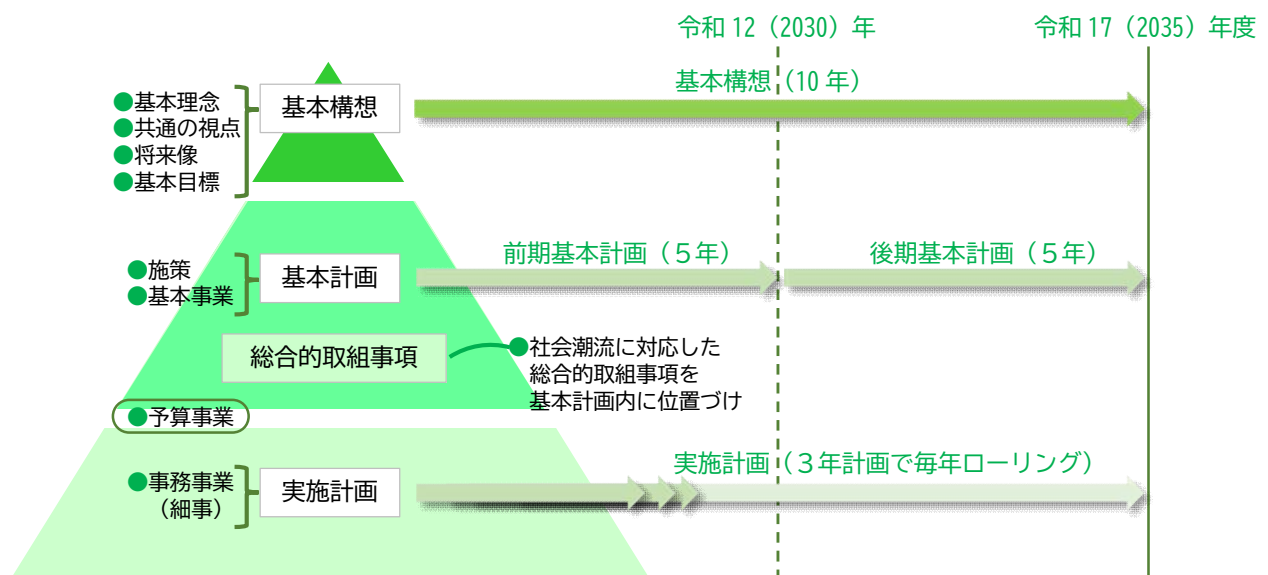
計画期間は、前期基本計画が令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで、後期基本計画は令和13（2031）年度から令和17（2035）年度までの各5年間です。

3 実施計画

実施計画は、基本計画を踏まえた市政の具体的な計画で、施策を実現するための事業に関する計画です。

3か年の短期計画で、基本計画との調整を図る事業計画とし、本計画とは別にローリング方式により毎年作成します。

■第3次いなべ市総合計画の計画期間と位置づけ



第2章 いなべ市の地域特性

第1節 位置・自然

本市は、北部で岐阜県と西部で滋賀県に接し、東部で桑名圏域と南部で四日市圏域に接しており、名古屋からは自動車及び電車で約1時間の立地にあります。また、東海環状自動車道の早期全線開通により、企業活動の活性化や交流人口の増加等が期待されています。

市域は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈をいだし、市の中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれています。中でも、鈴鹿国定公園内にある藤原岳は全国でも屈指の「花の山」として年中登山客が絶えることなく、同公園内の竜ヶ岳にある宇賀溪も鈴鹿の滝の景勝地として知られています。

第2節 歴史・沿革

1 いなべ市の誕生まで

本市を構成する北勢地区、員弁地区、大安地区、藤原地区は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、純農村地帯として栄えてきました。

市名である「いなべ」は、約1,300年以上前の奈良時代に始まり、当地域には物部氏の支系・猪名部族が居住していたことから、郡名が「猪名部」と名づけられました。その後「員弁」と表記されるようになりましたが、その歴史の長さが裏づけられています。

本地域は、旧藩政時代の一時期を除いて桑名藩に属し、明治4（1871）年の廃藩置県以降、安濃津県（その後三重県と改称）に属しました。

明治22（1889）年の町村制の施行を経て、昭和28（1953）年の町村合併促進法が施行された当時、本地域は2町12村ありましたが、その後、合併が繰り返され、昭和30年代から40年代にかけて北勢町、員弁町、大安町、藤原町が誕生しました。

平成15（2003）年12月1日には、員弁郡4町（北勢町、員弁町、大安町、藤原町）による新設合併で「いなべ市」が誕生しました。

2 「いなべ市」としての20年

（1）第1次総合計画

本市は、市町村合併後から約2年の期間をかけて、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度までを計画期間とする「第1次いなべ市総合計画（以下「第1次総合計画」という。）」を策定しました。「第1次総合計画」では、『安心・元気・思いやりがまちの宝物 いきいき笑顔応援のまち いなべ』を将来像に掲げ、市民や地域、関係機関との協働により、市民を主役としたまちづくりに取り組んできました。

平成19（2007）年度には、「いなべ市行政改革大綱に関する答申」（平成19（2007）年8月）に基づき、「第1次いなべ市行政改革大綱」を策定しました。1 「パートナーシ

ップのまちづくり」、2「簡素で効率的な行政システムの構築」、3「効果的で効率的な財政運営の実現」という3つの基本方針のもと、計25項目の改革を実施しました。第1次総合計画期間中の主な事項として、NPO、ボランティア、自主サークルの活動の拠点として市民活動センターの設置、着実な目標達成と効率的な行政運営のためのいなべ市行政体系（PDS サイクル※）の構築、公文書の検索性とセキュリティ性を高めるためファイリングシステムの構築、定員適正化計画に基づく人件費の削減、補助金・負担金の総点検、バスを除く公用車の適正配置、OA機器の適正配置、デマンド監視装置による節電に取り組んできました。

平成22（2010）年度には、隣接する東員町と定住自立圏形成協定を締結し、「旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。“光り輝く地域”を将来像とし、①生活機能の強化、②結びつきやネットワークの強化、③圏域マネジメント能力の強化の3つの柱をもとに連携を進めてきました。

合併当初は、認知度の低さが本市の大きな課題でした。有名な観光地や特産品が無い中、全国に誇れる行政サービス「いなべブランド事業」に取り組み、品質が高く内外から高い評価が得られる事業を創造し発信することで、市民の満足度向上や市に対するイメージのアップを図りました。平成23（2011）年度から正式に「いなべブランド事業」の認定を開始し、これまでに、平成27（2015）年度に「第3回健康寿命をのばそう！アワード」で「厚生労働大臣優秀賞」を受賞した「元気づくりシステム」や途切れのない発達支援システム「チャイルドサポート」など、30を超える事業をいなべブランド事業として認定してきました。

平成27（2015）年度には、国が推進する地方創生※を受け、「いなべ市総合戦略」を策定し、翌年に策定の「第2次総合計画」における重点プロジェクトとして位置づけ、人口減少の抑制と地方創生に向けた積極的な取組を開始しました。

※PDS サイクル：計画（Plan）-実施（Do）-検証（See）というマネジメントサイクル（経営管理の機能の循環過程）

※地方創生：地域の持続的な発展を目指し、地域内の人々がその土地で安心して暮らし、働き、育てることができる社会を創り上げること

（2）第2次総合計画

平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「第2次総合計画」では、『住んでいーな！来ていーな！活力創生のまち いなべ』を将来像に掲げました。「定住人口」と「交流人口」の2つの「人口」に着目し、「住んでいーな！」「来ていーな！」を実感できるまちづくりに取り組みました。

第2次総合計画の推進にあたっては、平成26（2014）年度の「第2次いなべ市行政改革大綱に関する答申」（平成26（2014）年11月）に係る「第2次いなべ市行政改革大綱」に基づき、3つの基本方針のもと、計26項目の改革を実施しました。第2次総合計画期間中の主な事項として、市民活動の充実、コミュニティFMを活用した広報活動の充実、広報戦略基本方針に基づく広報体制の確立、行政評価の推進、法令遵守による行政執行の徹底、新庁舎建設による窓口サービスの充実、マイナンバー制度を活用した利便性の向上

と経費の削減、情報システムの再構築による事務の効率化と経費の削減、受益者負担の適正化、公有財産の売却等の推進、企業誘致の促進に取り組んできました。

平成 28 (2016) 年度には、「いなべ市公共施設統廃合に関する答申」(平成 21 (2009) 年 9 月)に基づき、「いなべ市公共施設等総合管理計画」を策定しました。人口減少や少子高齢化の進行や財政規模の縮小が想定されている中で、公共施設等の老朽化に伴う更新需要に対応し、将来にわたって持続可能な行政サービスが展開できるよう、複数の重複・類似する公共建築物の統廃合に向けた取組を行ってきました。また、橋梁、上水道、下水道の各類型のインフラ施設についても長寿命化に向けた修繕を行ってきました。

平成 29 (2017) 年度には、新たなまちづくりの視点として「グリーンクリエイティブいなべ」を掲げました。市民の誇りである自然とその延長線上にある農や食、さらには、アウトドア、アート、ものづくり等の資源を「グリーン」と定義し、これらを活かし人々を魅了するモノ・コト・トキを創造する取組です。

平成 31 (2019) 年度には、新市庁舎が完成し、その敷地内に、飲食店など 5 店舗が入る「にぎわいの森」を整備し、グリーンクリエイティブいなべ推進事業を核として、にぎわいの創出や交流人口の拡大に取り組んできました。また、同年には、東海環状自動車道大安インターチェンジが開通し、企業活動の活性化や交流人口の増加につながっています。

令和元 (2019) 年度には、日本の自治体では 6 番目となる「フェアトレードタウン」の認定、令和 2 (2020) 年度には、「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」の選定、令和 4 (2022) 年度には、「ゼロカーボンシティ」を表明し、「チャレンジ・カーボンニュートラル いなべ」を掲げました。そして、これらの取組を通じて、グリーンクリエイティブいなべ推進事業との相乗効果の創出を図りながら、『住んでいーな！来ていーな！活力創生のまち いなべ』の実現に向けた取組を推進しました。

令和 6 (2024) 年度には、隣接する菰野町と定住自立圏形成協定を締結し、新たな圏域を形成しました。3 市町 (いなべ市、東員町、菰野町) で、「いーとこ定住自立圏共生ビジョン」を策定し、“地域の誇りを共に感じるまち”を将来像に掲げ、3 つの柱をもとに連携を進めています。

(3) 20 年間のいなべ市政を振り返って

第 1 次総合計画の期間中に、日本では人口減少社会が到来し、平成 20 (2008) 年度をピークに、平成 23 (2011) 年度以降、日本の総人口は減少が続いています。こうした状況の中、本市は、自動車産業を中心とした企業誘致の成功が大きな雇用と税収をもたらし、人口減少の抑制にも一定の成果を上げてきました。この間、平成 20 (2008) 年度のリーマンショックによる世界的な金融危機や、令和元 (2019) 年度に発生した新型コロナウイルス感染症等の影響もありましたが、堅調な自動車産業に支えられながら、地方創生における新たな産業の創出や魅力向上に向けた投資的な取組にも着手することができました。

また、第 1 次総合計画、第 2 次総合計画の期間中は、235.2 億円の合併特例債を活用し、公共施設の統合を行いながら、新庁舎やにぎわいの森等の施設整備を進めることができました。

第3章 まちづくりをとりまく現状と課題

第1節 人口の現状

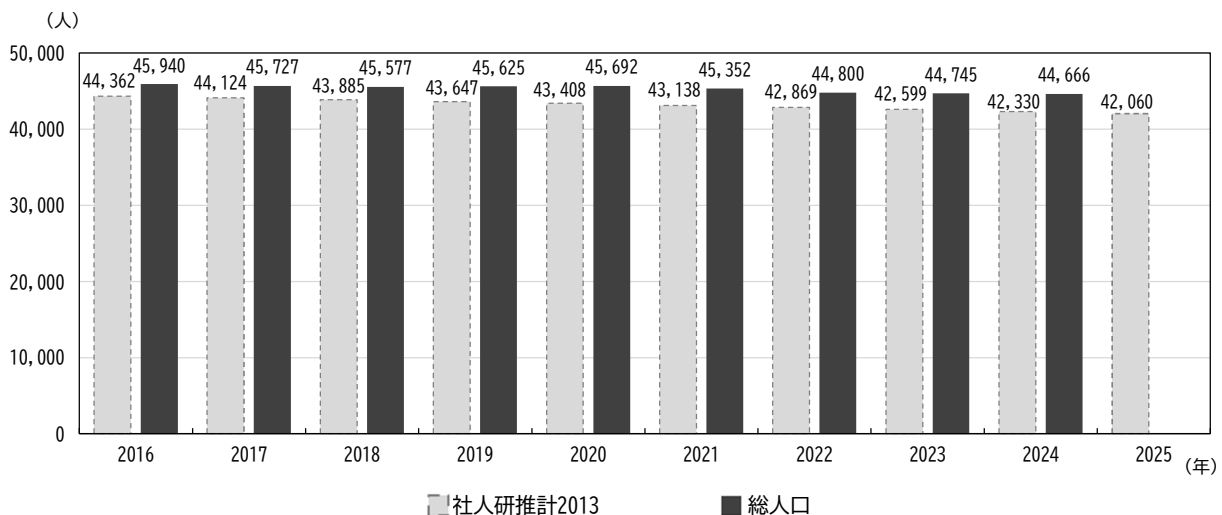
1 人口世帯の現状

本市の人口は、令和6（2024）年3月現在で44,666人となっており、平成25（2013）年度に国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の令和7（2025）年度の人口推計42,060人を上回っています。

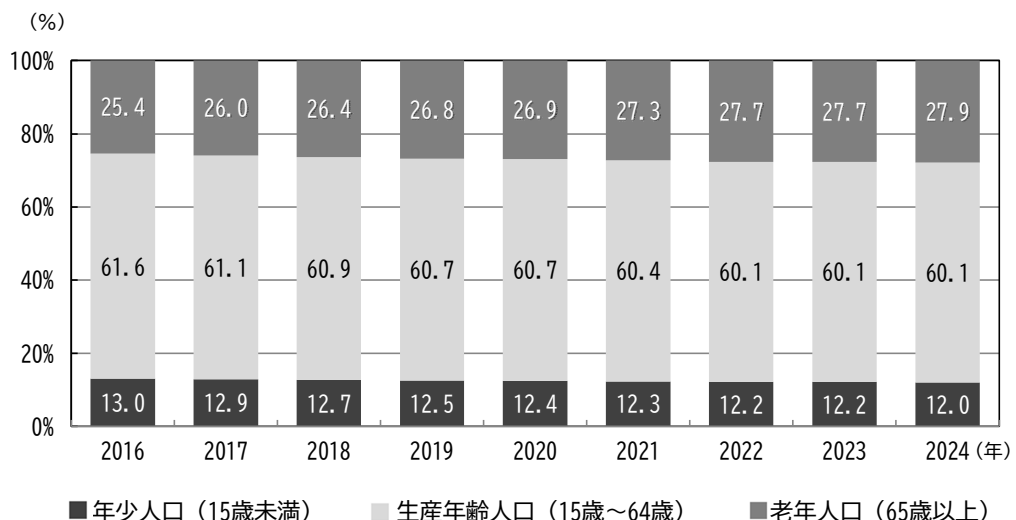
年齢別人口の推移においては、生産年齢人口の減少が抑制されています。

また、世帯の状況では、平成28（2016）年度と令和6（2024）年度を比べると、世帯数が約1割増加する一方で、1世帯あたりの人員数は約1割の減少となっています。

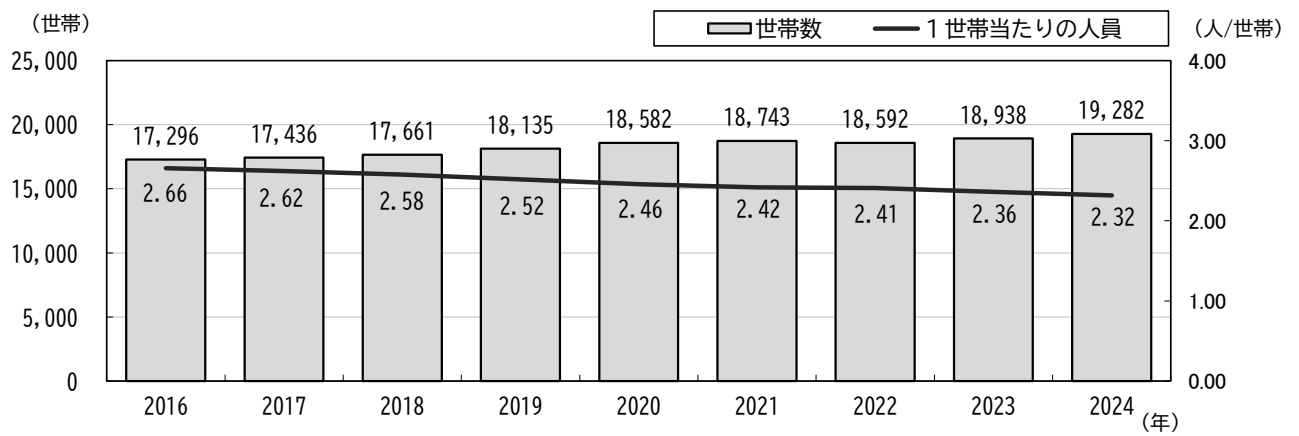
■第2次総合計画策定時の人口推計と総人口の推移



■年齢3区分別人口



■世帯数と1世帯あたりの人員



資料：住民基本台帳各年3月

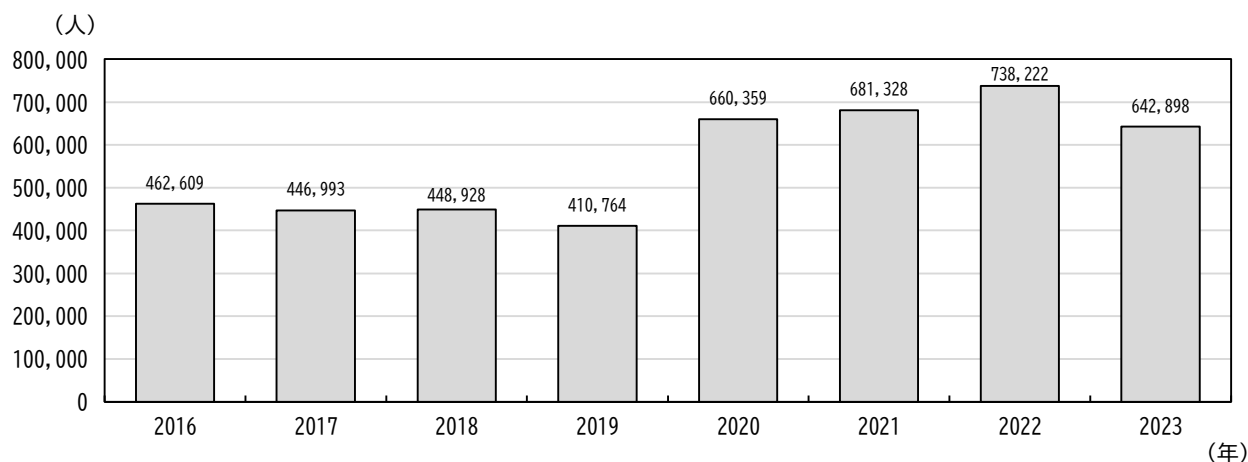
2 交流人口の現状

(1) 観光交流人口

観光交流人口は、令和2（2020）年度を境に大きく増加しています。主な要因は「にぎわいの森」で、開設から4年間の平均集客数は約35万5千人となっています。

観光分野は、インバウンドを中心に国でも注力されており、本市においてもまちの特性を活かし、様々なモノ・コト・トキの磨き上げを通じて、観光振興をより一層進める必要があります。

■観光交流人口（観光レクリエーション入込客数）



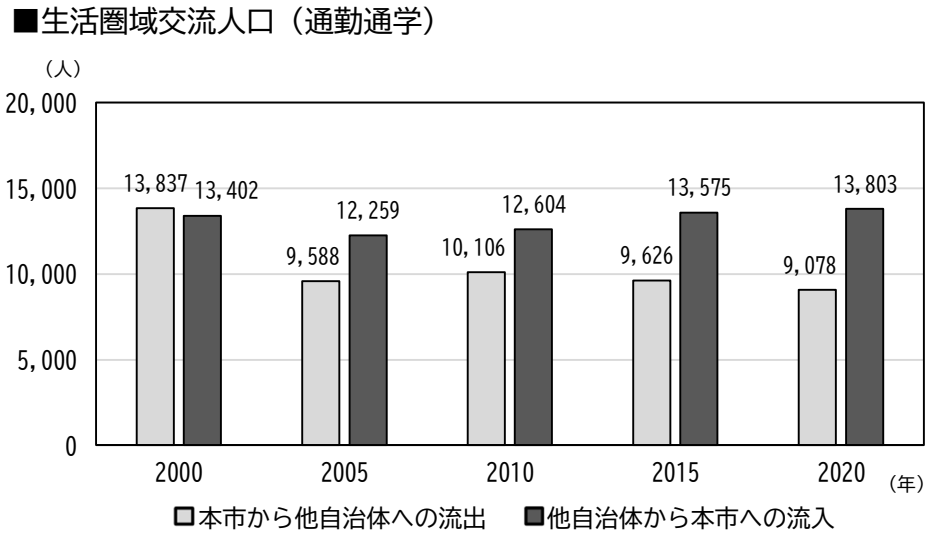
■観光交流人口（観光レクリエーション入込客数）の内訳

項目	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
藤原岳	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
いなべ梅まつり	83,832	77,043	84,350	45,305	-	-	80,000	76,700
いなべぼたんまつり	11,298	11,542	8,993	10,330	-	-	-	-
TOJいなべステージ	20,000	22,000	23,000	20,000	-	-	-	16,000
あげきのおひなさん	16,942	13,989	15,093	5,443	-	-	-	-
パークゴルフ場	14,279	13,061	11,299	12,528	10,338	10,422	12,178	10,676
竜ヶ岳（宇賀溪を含む）	26,700	32,943	37,999	43,269	46,532	44,840	50,746	42,212
青川峡キャンプパーク	40,860	46,261	45,636	51,914	45,839	47,520	39,600	35,164
いなべ公園	56,041	46,552	41,052	45,192	64,390	59,430	48,350	51,500
阿下喜温泉あじさいの里	137,209	127,105	122,718	126,783	88,636	95,495	104,659	21,564
にぎわいの森	-	-	-	-	354,624	373,621	352,689	339,082
聖宝寺もみじ祭り	5,448	6,497	8,788	-	-	-	-	-
合計	462,609	446,993	448,928	410,764	660,359	681,328	738,222	642,898

資料：いなべ市

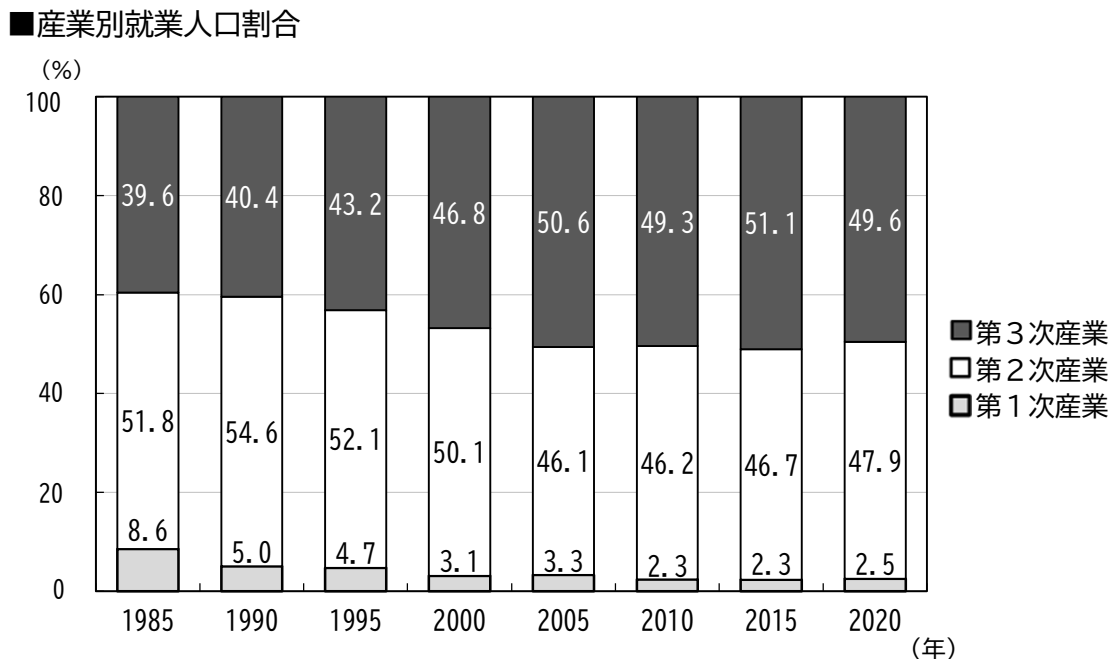
(2) 生活圏域交流人口

生活圏域交流人口をみると、平成 12（2000）年度以降、本市から他自治体への流出は減少傾向にあります。また、他自治体から本市への流入は、平成 12（2000）年から平成 17（2005）年度までにかけて減少したものの、平成 27（2015）年度以降は、平成 12（2000）年度と同水準になっています。



3 産業の状況

産業別就業人口割合をみると、第 2 次産業、第 3 次産業が 2005 年以降ほぼ同水準で推移しています。第 1 次産業の割合は、減少傾向でしたが、令和 2（2020）年度に増加に転じています。



第2節 市民ニーズの状況

本計画の策定にあたり、市民をはじめとする多様な主体の意見を計画に反映させるため、令和6（2024）年度において各種調査を実施しました。

■各種調査の概要

	調査対象	調査時期	回答数・回収率
市民満足度調査	20歳以上の市民 3,000名	令和6（2024）年 6月～7月	回収数 1,301件 回収率 43.4%
小学生調査	市内小学4～6年生 1,097名	令和6（2024）年 9月	回収数 1,094件 回収率 99.7%
中学生、高校生調査	市内の中学2生 376名 いなべ総合学園1年生 279名	令和6（2024）年 6月～7月	中学生 回収数 341件 回収率 90.7% 高校生 回収数 68件 回収率 24.4%
事業所調査	市内事業所 96事業所	令和6（2024）年 6月～7月	回収数 53件 回収率 55.2%
市民活動団体調査	市登録の活動団体 141団体	令和6（2024）年 6月～7月	回収数 51件 回収率 36.2%
高校生ワークショップ でのシート調査	いなべ総合学園1年生 279名	令和6（2024）年 6月5日	回収数 279件 回収率 100.0%

※以降の調査結果の記載について

- ・「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する方）の値を表しています。

1 いなべ市の住みやすさについて

市民満足度調査においては、「住みやすい」と感じる市民は約7割で、前回調査と比べると減少しています。中学生、高校生調査においては、「住みやすい」と感じる割合は9割を超え、中学生調査は、前回調査と比べると約2割の増加となっています。住みやすいと感じる理由については、「自然に恵まれている」「人情」がどの調査でも上位となっています。一方、「住みにくい」と感じる理由については、「交通事情や交通の便」「買い物に不便だから」「通勤・通学に不便だから」が上位となっており、交通面に関する回答が多くなっています。

今後も市民の住みやすさの実感を維持向上させるとともに、自然や人情といった強みを活かしつつ、交通面における住みにくさの改善を図る必要があります。

(1) 住みやすさ（市民満足度調査、中学生調査、高校生調査より）

- ・市民満足度調査においては、「住みやすい※」が67.4%（前回比-1.2%）となっています。
※「住みやすい」:「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計値。以下同様。
- ・中学生調査においては、「住みやすい」が91.1%（前回比+16.3%）となっています。
- ・高校生調査においては、「住みやすい」が90.9%（前回調査無し※以下同様）となっています。

▶▶ 市民満足度調査（N=1,301）、中学生調査（N=337）、高校生調査（N=68）【各調査単数回答】

(2) 住みやすいと感じる理由（市民満足度調査、中学生調査、高校生調査より）

- ・市民満足度調査においては、「自然に恵まれているから」が77.3%（前回比-3.3%）と最も高く、次いで「友人・知人が多いから」が48.2%（前回比-2.6%）、「住民が親切で人情味があるから」が33.0%（前回比-2.1%）となっています。
- ・中学生調査においては、「豊かな自然に恵まれている」が93.8%（前回比+8.1%）と最も高く、次いで「人情や気風が良い」が51.8%（前回比+3.6%）、「スポーツ活動や文化活動を楽しむ環境が充実している」が43.6%で（前回比+14.7%）となっています。
- ・高校生調査においては、「豊かな自然に恵まれている」が89.4%と最も高く、次いで「道路や公共交通機関が整備されていて便利である」が53.2%、「人情や気風が良い」が46.8%となっています。

▶▶ 市民満足度調査（N=876）、中学生調査（N=307）、高校生調査（N=47）【各調査複数回答】
「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した方

(3) 住みにくいと感じる理由（市民満足度調査より）

- ・市民満足度調査においては、「交通事情や交通の便がよくないから」が78.4%（前回比-1.4%）と最も高く、次いで「買い物に不便だから」が56.0%（前回比-3.2%）、「通勤・通学に不便だから」が47.8%（前回比-2.8%）となっています。

▶▶ 市民満足度調査（N=232）【複数回答】「とても住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と回答した方

2 市民、市民活動団体、企業の各活動について

市民満足度調査においては、まちづくり活動への参加意向が減少傾向にあります。価値観の多様化や余暇時間の選択肢の増加等の影響が考えられますが、地域力の維持・向上のためにも多様な視点からまちづくり活動への参加促進を図る必要があります。

市民活動団体の活動においては、現状維持が約8割、拡大が約2割となっていますが、「担い手の高齢化」「担い手の不足」「利用者・参加者の高齢化」等、高齢化に関わる課題が多く挙げられており、活動主体者や参加者の裾野を広げることが重要となっています。

企業活動においては、「行いやすい」が約6割となっており、『いなべ市の良い面』については、「災害や治安の面で心配がない」が約7割と最も高くなっています。一方で、「地価や人件費が安い」が約2割で前回調査から約2割の減少となっており、『いなべ市の悪い面』については、「従業員の確保が難しい」が約7割と最も高く、企業の人件費や従業員確保への課題意識が強くなっていることが見受けられます。

(1) まちづくり活動について（市民満足度調査より）

・市民満足度調査においては、「参加したい※」が32.2%（前回比-0.9%）となっています。

※「参加したい」：「積極的に参加したい」「できるだけ参加したい」の合計値

・「参加したい」について、経年で見ても減少傾向にあります。

▶▶ 市民満足度調査（N=1,301）【単数回答】

問23 あなたは、まちづくり活動に対する市民参画の機会がある場合、参加したいと思いますか。【単数回答】（%）

No.	選択肢	平成26 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	R1⇒R6比較
1	積極的に参加したい	2.9	2.6	3.7	1.1
2	できるだけ参加したい	36.1	30.5	28.5	-2.0
3	参加したいと思うが参加できない	26.6	28.4	25.9	-2.5
4	参加したいとは思わない	15.4	18.5	20.3	1.8
5	わからない	14.1	15.1	18.5	3.4
6	その他	0.7	0.8	0.6	-0.2
	不明・無回答	4.2	4.1	2.5	-1.6
	サンプル数	N=1,493	N=1,446	N=1,301	—

(2) 市民活動団体の活動について（市民活動団体調査より）

・『今後の活動の方向性』については、「現状維持」が78.4%と最も高く、次いで「拡大」が21.6%となっています。

・『活動における課題』については、「担い手の高齢化」が49.0%と最も高く、次いで「担い手の不足」が47.1%、「活動資金が足りない」及び「利用者・参加者の高齢化」が29.4%となっています。

▶▶ 市民活動団体調査（N=51）【複数回答 ※複数の分野で活動する団体があるため】

(3) 企業活動について（事業所調査より）

- ・「企業活動が行いやすい※」が58.5%（前回は+5.3%）となっています。
※「企業活動が行いやすい」：「企業活動が行いやすい」「どちらかといえば企業活動が行いやすい」の合計値
- ・『いなべ市の良い面』については、「災害や治安の面で心配がない」が66.0%（前回は+19.2%）と最も高くなっています。また、「地価や人件費が安い」が17.0%で前回調査から19.2%減少しています。
- ・『いなべ市の悪い面』については、「従業員の確保が難しい」が73.6%（前回は+1.3%）と最も高くなっています。また、「交通が不便である」が32.1%で前回調査から16.8%減少しています。

▶▶ 市民活動団体調査（N=53）「企業活動が行いやすいか」【単数回答】、「良い面、悪い面」【複数回答】

3 定住意向

定住意向においては、「ずっと住み続けたい」が市民で約6割、中学生で約2割、高校生で約3割となっています。また、「どのような条件を整えばこれからもいなべ市に住み続けたいか（「他市に移り住みたい」と回答した方）」については、交通面での回答が多くなっています。

市民の定住意向の維持・増加を図るとともに、中学生、高校生についても一度は市外に出ても帰って来たいと思えるまちづくりが必要です。

(1) 定住意向について（市民満足度調査、中学生、高校生調査より）

- ・市民満足度調査においては、「ずっと住み続けたい」が58.8%（前回は-1.5%）となっています。
- ・中学生調査においては、「できればずっと住み続けたい」が21.1%（前回は-1.9%）となっています。
- ・高校生調査においては、「できればずっと住み続けたい」が27.3%となっています。

▶▶ 市民満足度調査（N=1,301）、中学生調査（N=337）、高校生調査（N=22）【各調査単数回答】

(2) どのような条件を整えばこれからもいなべ市に住み続けたいか（市民満足度調査より）

- ・「交通・通勤の利便性のよさ」が60.6%（前回は-7.2%）と最も高く、次いで「日ごろの買い物の便利さ」が50.0%（前回は-1.3%）、「福祉・医療施設の利用のしやすさ」が31.9%（前回は-8.1%）となっています。また、「就労の場があること」が7.4%で、前回から16.9%減少、「価格や広さなど住宅事情のよさ」が10.6%で前回から8.9%増加しています。

▶▶ 市民満足度調査（N=94）【複数回答】「他市に移り住みたい」と回答した方

4 施策の重要度、満足度

(1) ー1 施策の重要度、満足度の経年比較（市民満足度調査より）

※H26：平成26（2014）年度、R1：令和元（2019）年度、R6：令和6（2024）年度

項目	重要度				満足度			
	H26	R1	R6	R1→R6	H26	R1	R6	R1→R6
1. 国道など広域的な幹線道路の整備	3.86	3.96	4.10	0.14	3.32	3.40	3.32	-0.08
2. 集落内の生活道路の整備	4.01	4.10	4.21	0.11	3.13	3.11	3.05	-0.06
3. 歩道の整備	4.11	4.26	4.25	-0.01	2.74	2.70	2.68	-0.02
4. 公共交通機関の利便性	4.28	4.40	4.40	0.00	2.55	2.35	2.39	0.04
① 5. 交通安全対策の充実	4.26	4.31	4.29	-0.02	2.96	2.88	2.95	0.07
6. 自然環境の保全	4.26	4.12	4.17	0.05	3.61	3.23	3.22	-0.01
7. 消費者保護の充実	4.00	3.89	4.00	0.11	3.00	3.05	3.02	-0.03
8. 上水道の整備	4.26	4.26	4.34	0.08	3.79	3.77	3.68	-0.09
9. 下水道の整備	4.26	4.26	4.33	0.07	3.80	3.78	3.71	-0.07
10. ゴミ（リサイクル）・し尿処理対策	4.48	4.33	4.35	0.02	3.80	3.64	3.63	-0.01
11. 斎場の整備			3.82				3.50	
12. 学校教育環境の整備	4.37	4.35	4.34	-0.01	3.38	3.38	3.31	-0.07
13. 青少年健全育成対策の充実	4.15	4.05	4.04	-0.01	3.16	3.17	3.22	0.05
② 14. 児童福祉体制の充実		4.20	4.23	0.03		3.18	3.19	0.01
15. 高齢者福祉体制の充実	4.40	4.35	4.31	-0.04	3.13	3.06	3.09	0.03
16. 障がい者福祉体制の充実		4.24	4.22	-0.02		3.08	3.11	0.03
③ 17. 文化芸術施設の整備	3.59	3.64	3.49	-0.15	3.16	3.11	3.13	0.02
18. スポーツ施設の整備	3.58	3.67	3.68	0.01	3.18	3.06	3.14	0.08
④ 19. 保健体制の充実	4.45	4.03	4.00	-0.03	3.10	3.09	3.16	0.07
20. 医療体制の充実		4.54	4.51	-0.04		2.69	2.89	0.20
⑤ 21. 防災対策の充実	4.38	4.39	4.37	-0.02	3.17	3.07	3.13	0.05
22. 防犯対策の充実	4.38	4.38	4.34	-0.04	3.05	3.05	3.04	-0.01
23. 公害対策の充実	4.20	4.13	4.15	0.02	3.14	3.15	3.10	-0.05
24. 河川の整備（治水）	4.14	4.12	4.18	0.06	3.00	3.15	3.09	-0.06
25. 森林の整備（治山）		4.03	4.15	0.12		3.00	2.99	-0.01
⑥ 26. 公園の整備	3.78	3.84	3.87	0.03	3.07	2.91	2.91	0.00
27. 緑化の推進		3.71	3.75	0.04		3.18	3.21	0.03
28. 住宅対策の充実	3.66	3.74	3.84	0.10	3.08	3.03	2.99	-0.04
④ 29. 買い物の利便性の向上	4.11	4.27	4.33	0.06	3.19	2.93	2.90	-0.03
⑦ 30. 農業の振興	3.68	3.82	3.92	0.10	2.98	3.05	3.03	-0.02
31. 林業の振興		3.62	3.73	0.10		2.98	2.99	0.01
32. 商業の振興	3.72	3.83	3.95	0.12	2.97	2.95	2.96	0.01
33. 工業の振興		3.81	3.89	0.08		3.13	3.18	0.05
34. 企業誘致の促進	3.79	3.78	3.84	0.06	3.04	3.12	3.10	-0.02
35. 観光レクリエーション事業の振興	3.41	3.49	3.53	0.04	2.96	2.98	3.04	0.06
36. 文化財・伝統文化の保存と活用	3.53	3.59	3.56	-0.03	3.03	3.09	3.08	-0.01
37. 男女共同参画社会の推進	3.48	3.51	3.60	0.09	2.98	3.03	3.02	-0.01
38. IT（情報通信技術）の推進	3.55	3.70	3.79	0.09	3.00	2.93	2.93	0.00
39. ボランティア活動の推進	3.66	3.66	3.66	0.00	3.05	3.05	3.08	0.03
40. 住民相互の連帯意識の高揚	3.78	3.75	3.70	-0.05	3.05	3.01	3.03	0.02
⑧ 41. 若者の定住促進	4.22	4.11	4.12	0.01	2.69	2.71	2.71	0.00
42. イメージアップと個性あるまちづくり	3.77	3.81	3.79	-0.02	2.88	2.98	2.99	0.01
43. 人権意識の高揚	3.74	3.69	3.73	0.04	2.99	3.02	3.04	0.02
44. 近隣市町との連携によるまちづくり	3.73	3.74	3.79	0.05	3.01	3.00	3.02	0.02
平均	3.97	3.99	4.02	0.03	3.12	3.07	3.09	0.02

▶▶ 市民満足度調査（H23：N=1,493、R1：N=1,446、R6：N=1,301）【各単数回答】

「ピンク色のセル」は、平均点よりも上位の項目。「水色のセル」は、平均点よりも下位の項目。

「黄色の項目」は、重点課題の項目（重要度が平均点よりも高く、満足度が平均点よりも低い）。

「R1→R6 欄の赤色の数字」は、前回調査から増加した項目。「青色の数字」は、減少した項目。

5段階の選択肢を5点満点で採点：重要（満足）、まあ重要（満足）、どちらとも言えない、あまり重要（満足）でない、重要（満足）でない

設問の選択肢は、一部を省略して記載。

44の施策について、重要度、満足度をそれぞれ5段階で評価し、経年で比較しました。

重要度においては、「20.医療体制の充実」が4.51点と最も高く、次いで「4.公共交通機関の利便性」が4.40点、「21.防災対策の充実」が4.37点となっています。

満足度においては、「9.下水道の整備」が3.71点と最も高く、次いで「8.上水道の整備」が3.68点、「10.ゴミ（リサイクル）・し尿処理対策」が3.63点となっています。

赤色の枠線①の道路やインフラ、生活環境関連においては、重要度が平均よりも高い項目が多くなっています。中でも「2.集落内の生活道路の整備」「3.歩道の整備」「4.公共交通機関の利便性」「5.交通安全対策の充実」は、重要度が平均よりも高く、かつ満足度が平均よりも低い「重点課題項目」となっています。

赤色の枠線②の教育、福祉関連においては、重要度、満足度ともに平均を上回っており、「今後も継続した取組が必要な項目」となっています。

赤色の枠線③の文化芸術施設やスポーツ施設の整備関連においては、重要度が平均よりも低く、満足度は平均よりも高くなっています。

赤色の枠線④の保健医療関連においては、「20.医療体制の充実」が重点課題項目となっています。

赤色の枠線⑤の防災防犯関連においては、「22.防犯対策の充実」が重点課題項目となっています。

赤色の枠線⑥の自然環境、生活環境関連においては、「25.森林の整備（治山）」「29.買い物の利便性の向上」が重点課題項目となっています。

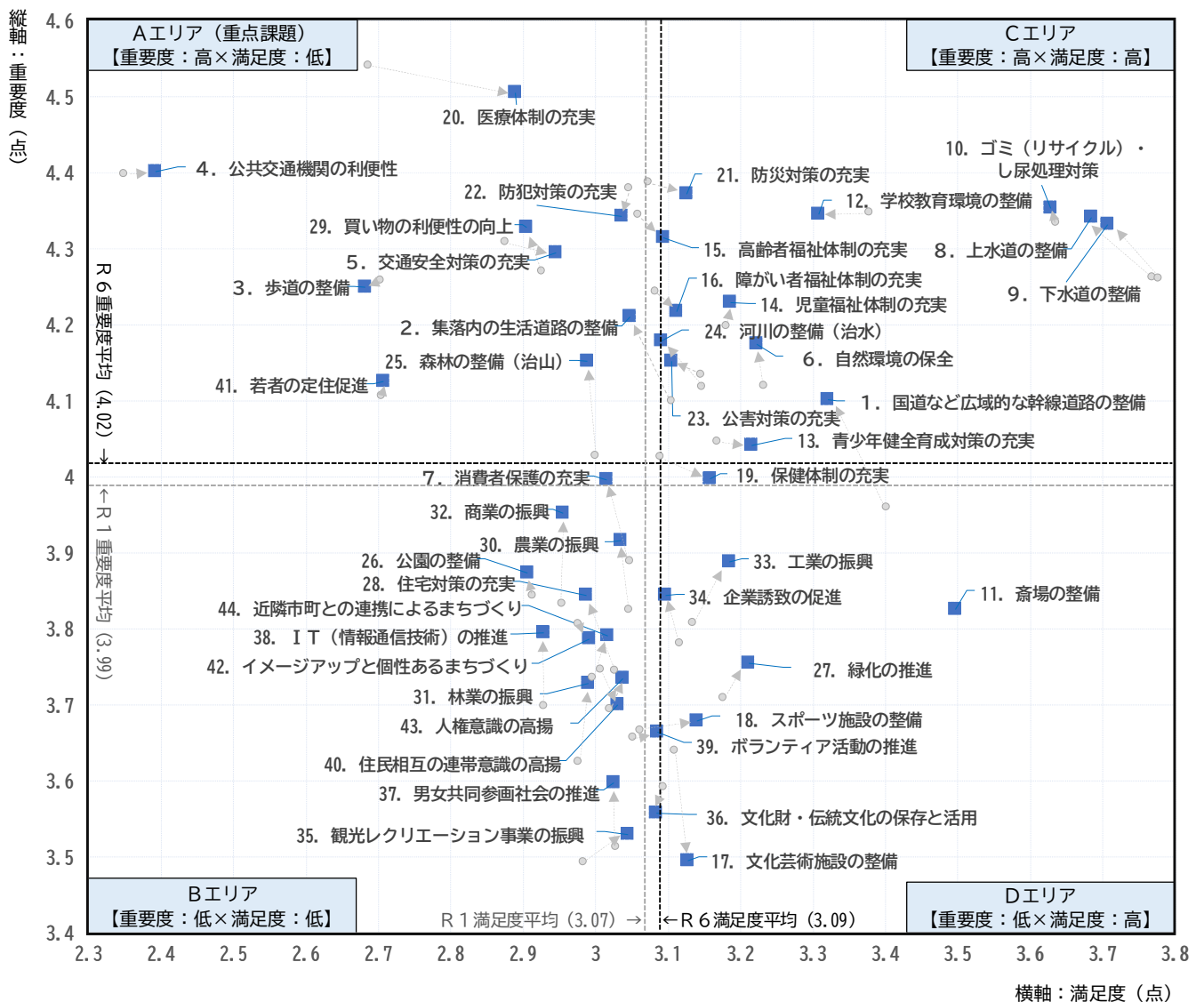
赤色の枠線⑦の産業関連においては、重要度はいずれも平均よりも低く、満足度は「33.工業の振興」「34.企業誘致の促進」が平均よりも高くなっています。

赤色の枠線⑧の各種施策においては、「41.若者の定住促進」が重点課題項目となっています。その他は重要度、満足度ともに平均よりも低くなっています。

平均点を経年で比較すると、重要度は増加傾向、満足度は令和元年に減少しましたが、令和6年は増加しています。

全体を経年で比較すると、重要度と満足度は、同様の傾向が続いている項目が多くなっています。

(1) —2 施策の重要度、満足度の散布図（市民満足度調査より）



▶▶▶ 市民満足度調査（N=1,301）【単数回答】

- ※■：令和6（2024）年度調査、●：令和元（2019）年度調査
- ※Aエリア（重要度は平均点よりも高く、満足度は平均点よりも低い）
- ※Bエリア（重要度、満足度ともに平均点よりも低い）
- ※Cエリア（重要度、満足度ともに平均点よりも高い）
- ※Dエリア（重要度は平均点よりも低く、満足度は平均点よりも高い）
- ※5段階の選択肢を5点満点で採点：重要（満足）、まあ重要（満足）、どちらとも言えない、あまり重要（満足）でない、重要（満足）でない

(2) 高校生が関心のある分野（高校生ワークショップより）

・『関心のある分野』においては、「スポーツ」が38.4%と最も高く、次いで「観光」が29.4%、「自然」が25.1%となっています。

▶▶▶ 高校生ワークショップ（N=279）【複数回答】

重要度、満足度を散布図で表すと、それぞれの主な項目は次のとおりとなっています。

Aエリアは、重要度が高いものの、満足度が低い重点課題となる項目です。

Aエリアには、「4.公共交通機関の利便性」、「29.買い物の利便性の向上」、「5.交通安全対策の充実」、「3.歩道の整備」「2.集落内の生活道路の整備」と公共交通、道路安全対策の項目が挙げられており、新たな公共交通、道路環境の整備が求められています。

その他には、「20.医療体制の充実」、「22.防犯対策の充実」、「25.森林の整備(治山)」、「41.若者の定住促進」の項目が挙げられており、安心な暮らしに欠かせない医療体制、防犯対策等の充実が求められています。また、若者の定住促進については、まちへの愛着や魅力的な雇用促進、子育て支援等、様々な視点からの取組が求められています。

Bエリアは、重要度、満足度とも低くなっており、今後の取組の改善が必要な項目です。

Bエリアには、「32.商業の振興」、「30.農業の振興」、「31.林業の振興」、「35.観光レクリエーション事業の振興」の項目が挙げられており、地域の特性を活かし、産業全体の活性化につなげることが求められています。

その他には、「26.公園の整備」、「28.住宅対策の充実」、「44.近隣市町との連携によるまちづくり」等の項目が挙げられており、広域的な連携を含めた住環境の整備が求められています。

Cエリアは、重要度、満足度とも高くなっており、今後も継続した取組が必要な項目です。

Cエリアには、「10.ゴミ(リサイクル)・し尿処理対策」、「21.防災対策の充実」、「12.学校教育環境の整備」、「8.上水道の整備」、「9.下水道の整備」等が挙げられています。

Dエリアは、重要度が低く、満足度が高くなっており、現在の取組の維持が必要な項目です。

Dエリアには、「19.保健体制の充実」、「33.工業の振興」、「34.企業誘致の促進」、「11.斎場の整備」、「27.緑化の推進」等が挙げられています。

「スポーツ」「観光」は、市民満足度調査における重要度は低くなっていますが、高校生ワークショップの『関心のある分野』においては、「スポーツ」が約4割と最も高く、次いで「観光」、「自然」が約3割、「文化芸術」が約2割となっています。

「スポーツ」「観光」「文化芸術」は、市民満足度調査における重要度は低いものの、若者の関心の高い分野であることから、効果的に取組を推進する必要があります。

5 市民の幸福度

幸福度は、市民が平均 6.60 点、中学生が平均 7.62 点、高校生が 6.94 点となっています。幸福度は、社会情勢の影響等も反映されるものですが、まちづくりにおいても市民の幸福度の実感が増加するよう、各種の取組を進める必要があります。

(1) 幸福度について（市民満足度調査、中学生、高校生調査より）

- ・市民満足度調査においては、幸福度の平均は 6.60 点（前回比 -0.07 点）となっています。
- ・中学生調査においては、幸福度の平均は 7.62 点（前回比 +0.21 点）
- ・高校生調査においては、幸福度の平均は 6.94 点となっています。

▶▶ 市民満足度調査（N=1,301）、中学生調査（N=341）、高校生調査（N=68）【各調査単数回答】
10 点（とても幸せ）～0 点（とても不幸）とした

(2) 幸せであるために重要なこと（市民満足度調査、中学生、高校生調査より）

- ・市民満足度調査においては、「自分や家族の健康状況」が 81.9%（前回比 +4.0%）と最も高く、次いで「家計（所得・消費）の状況」が 78.6%（前回比 +6.5%）、「家族関係」が 67.6%（前回比 +5.9%）となっています。
- ・中学生調査においては、「友人関係」が 82.4%（前回比 +20.4%）と最も高く、次いで「健康」が 69.8%（前回比 +8.0%）、「自由な時間」が 57.2%（前回比 +9.6%）となっています。
- ・高校生調査においては、「健康」が 70.6% と最も高く、次いで「友人関係」が 69.1%、「家族関係」が 48.5% となっています。

▶▶ 市民満足度調査（N=1,301）、中学生調査（N=341）、高校生調査（N=68）【各調査単数回答】

6 いなべ市への誇りや愛着

「愛着」を「感じている」が、市民満足度調査においては約 6 割、中学生調査においては約 8 割、高校生調査（いなべ市民に限定）においては約 9 割となっています。市民満足度調査においては、「愛着」を「感じている」は減少傾向ですが、中学生調査は増加傾向となっており、市民の愛着を維持・増加させるとともに、今後も若者が愛着を感じ続けることができるような魅力あるまちづくりを進める必要があります。

誇りや愛着について（市民満足度調査、中学生、高校生調査より）

- ・市民満足度調査においては、「愛着」を「感じている」が 60.1%（前回比 -3.0%）となっています。
- ・中学生調査においては、「愛着」を「感じている」が 80.1%（前回比 +9.5%）となっています。
- ・高校生調査においては、「愛着」を「感じている」が 55.9%（いなべ市民の高校生に限定すると 86.4%）となっています。
- ・経年で見ると、市民満足度調査においては、「愛着」を「感じている」は減少傾向、中学生調査は増加傾向となっています。

▶▶ 市民満足度調査（N=1,301）、中学生調査（N=341）、高校生調査（N=68※いなべ市民は N=22）【各調査単数回答】

■市民満足度調査

問9 いなべ市に「自分のまち」といった愛着、親しみを感じますか。【単数回答】 (%)

No.	選択肢	平成26 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	R1⇒R6比較
1	感じている	66.5	63.1	60.1	-3.0
2	感じていない	8.3	8.4	9.4	1.0
3	どちらともいえない	23.8	27.0	28.8	1.8
	不明・無回答	1.4	1.4	1.7	0.3
	サンプル数	N=1,493	N=1,446	N=1,301	—

■中学生、高校生調査

問6 いなべ市に愛着、親しみを感じますか。【単数回答】 (%)

分類	No.	選択肢	平成26 (2014) 年	令和元 (2019) 年	令和6 (2024) 年	R1⇒R6比較
中学生 N=341	1	感じている	58.5	70.6	80.1	9.5
	2	感じていない	7.7	6.1	4.4	-1.7
	3	どちらともいえない	31.8	21.7	15.5	-6.2
		不明・無回答	2.1	1.6	0.0	-1.6
高校生 N=68	1	感じている			55.9	
	2	感じていない			19.1	
	3	どちらともいえない			25.0	
		不明・無回答			0.0	

※中学生：H26 (N=431)、R1 (N=374)

7 いなべ市の魅力と将来の姿について

市民満足度調査においては、1位が「自然・山・川」、2位が「大企業・企業」、3位が「アウトドア」となっています。また、中学生、高校生調査においては、1位が「にぎわいの森」、2位が「自然」、3位が「八幡祭」となっています。

市民満足度調査の「将来どのようなまちになってほしいか」では、「医療が充実したまち」「高齢になっても生きがいを持って暮らせるまち」「若者にとって魅力的なまち」がそれぞれ約4割と高くなっています。

小学生調査の「10年後、自分自身がどうなっていたら幸せと思うか」では、家族に関する内容（家族と一緒に、家族が幸せ、家族が健康等）が最も多く挙げられています。次いで、お金に関する内容（お金持ち、お金の困らない等）、友達に関する内容（友達がたくさん、友達と仲良く等）、野球（プロ野球選手、メジャーリーガー等）、優しさに関する内容（優しい大人、人に優しくする等）、サッカー（プロサッカー選手等）といった回答が多くみられました。子どもたちが将来に希望を持ち、幸せに暮らすことのできるまちづくりが必要です。

(1) いなべ市の魅力について（市民満足度調査、中学生、高校生調査より）

■市民満足度調査【記述式複数回答】

- 1位 自然・山・川
- 2位 大企業・企業（トヨタ車体・デンソー含む）
- 3位 アウトドア
（キャンプ、青川峡、宇賀溪含む）
- 4位 梅林公園・農業公園
- 5位 イベント（個別の記載は含まず）
- 6位 特産品（個別の記載は含まず）
- 7位 施設（個別の記載は含まず）
- 8位 お茶・石樽茶
- 8位 にぎわいの森
- 10位 そば・そば祭り

▶▶ 市民満足度調査 (N=1,301)

■中学生、高校生調査【記述式複数回答】

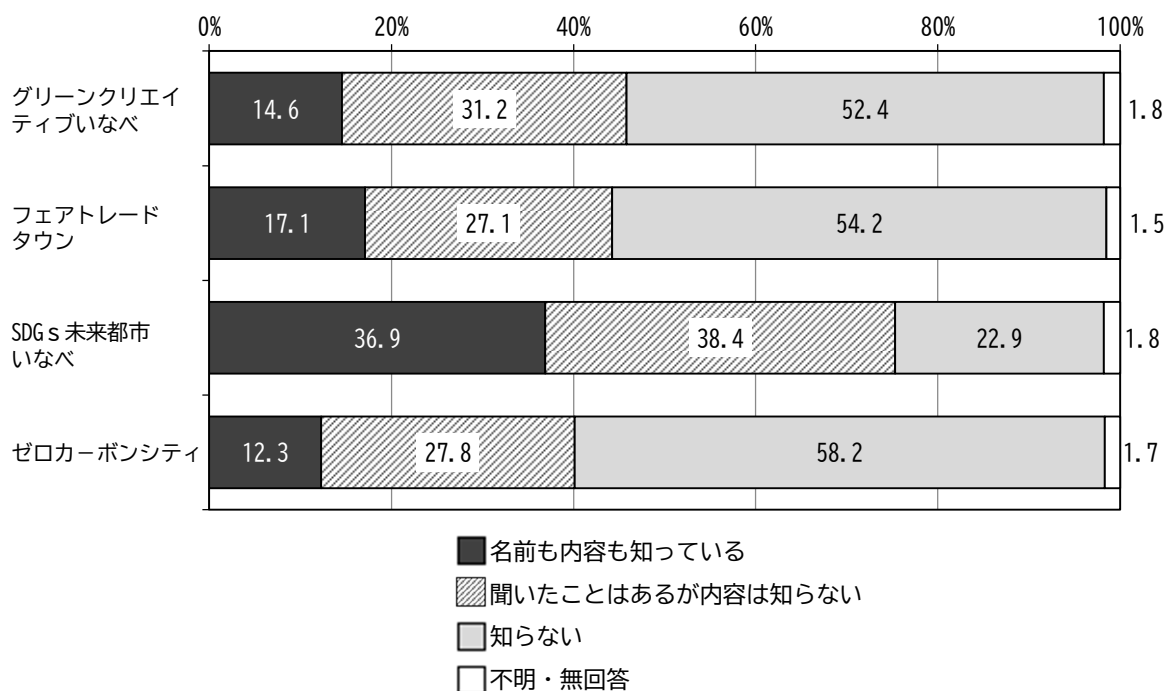
- 1位 にぎわいの森
- 2位 自然
- 3位 八幡祭
- 4位 お茶、かぶせ茶、石樽茶、お茶が美味しい
- 5位 祭、花火大会
- 6位 さくらパーク
- 6位 空気がきれい、美しい
- 8位 西田有志（バレーボール選手）
- 9位 人、地域の人が優しい
- 10位 三岐鉄道、北勢線

▶▶中学生、高校生調査 (N=409)

8 近年のいなべ市の取組について

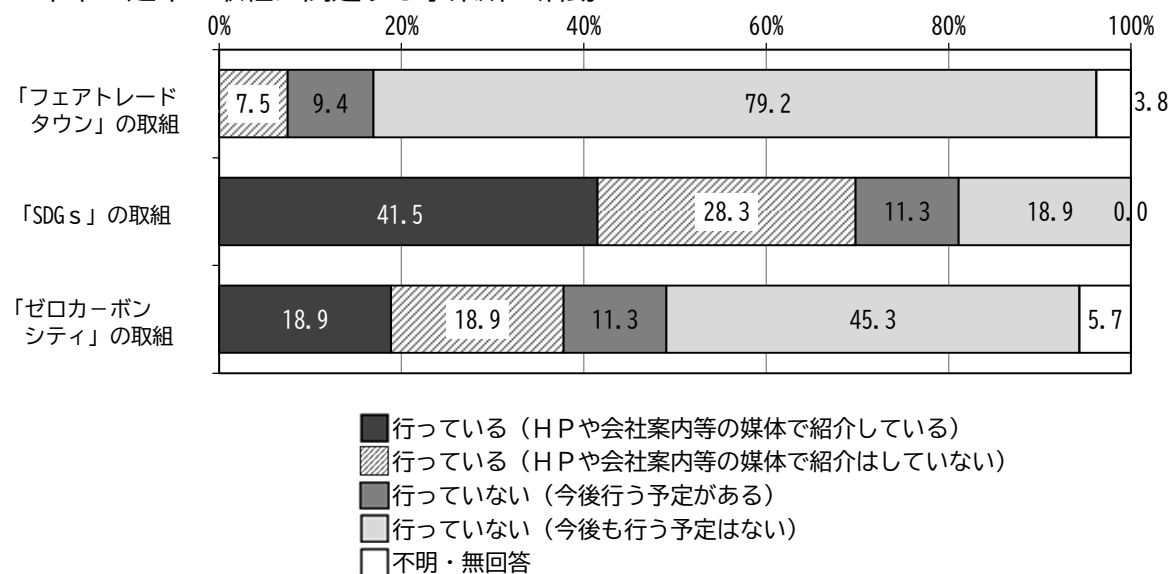
近年の主な取組の市民の認知度や事業所の活動は、SDGsが最も高くなっていますが、それ以外は5割以下となっています。これらは社会潮流においても重要な取組であるため、各種活動の一層の推進とともに、市民に対する周知啓発を進める必要があります。

■本市の近年の取組の認知度



▶▶ 市民満足度調査 (N=1,301) 【単数回答】

■本市の近年の取組に関連する事業所の活動



▶▶ 事業所調査 (N=53) 【単数回答】

第3節 社会潮流の状況とまちづくりの方向性

1 人口減少社会の到来

日本の総人口は平成 20（2008）年度をピークに減少局面に入っており、令和 35（2053）年度には、1 億人を下回ると推計されています。都市部への人口集中の傾向も続いており、地方における人口減少に歯止めをかけることが全国的な課題となっています。

また、全国的に人口減少、少子高齢化、自治会加入率の低下等、地域活動の担い手が減少傾向にあり、地域コミュニティの維持が課題となっています。

■本市におけるまちづくりの方向性

・人口減少社会を前提としたまちづくり

本市は自動車産業を中心とした企業誘致の成功等により、人口減少の抑制に成果を上げています。また、東海環状自動車道いなべインターチェンジが令和 6（2024）年度に開通し、企業活動の活性化や交流人口の増加が期待されています。今後は、自動車産業に次ぐ新たな産業の活性化にも取り組み、多様で魅力的な雇用の創出を図り、人口減少の抑制を継続する必要があります。そして、高齢期まで安心、安全に暮らすことができるとともに、若者や子育て世代に選ばれる魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

観光交流人口は、令和元（2019）年度に開設した「にぎわいの森」の効果で増加傾向にあります。今後も地域資源の磨き上げを継続し、交流人口や関係人口の増加を図り、人口減少社会においても、まちの活力を維持・向上させていく必要があります。

・協働のまちづくり

本市は、各地区の住民主体による福祉委員会の設置を促進しており、令和 5（2023）年度末現在、118 地区中 71 地区で福祉委員会が設立されています。地域の人間関係が希薄化する中、見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されており、まちづくりへの市民の参画・協働の視点に立ったまちづくりが必要となっています。

2 持続可能なまちづくり

平成 27 (2015) 年度に国連において採択された持続可能な開発目標「SDGs (Sustainable Development Goals)」は、持続可能で多様性のある「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や環境保全・脱炭素など、幅広い分野の課題に取り組む国際社会全体の目標です。まちづくりの様々な分野においても、SDGs の視点を踏まえた取組が必要となっています。



■本市におけるまちづくりの方向性

本市は令和 2 (2020) 年度に「SDGs 未来都市」に選定されています。今後も先駆的な自治体の一つとして、脱炭素やウェルビーイング※などの視点も踏まえつつ、多様な施策分野でSDGs の推進に取り組むとともに、市民への普及啓発を促進する必要があります。

※ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念（「幸福」と訳されることもあります。）

3 デジタルトランスフォーメーション（DX）※の進展

IOT※やAI※の進化、ビッグデータの活用等によって、ロボットや自動運転などの様々な技術革新の進展が期待されています。こうした状況を背景に、仕事のあり方や働き方も変化することが予測されています。

こうした中、まちづくりの様々な分野でも、DXの効果的な導入が必要とされています。

■本市におけるまちづくりの方向性

本市は、令和4（2022）年度に「いなべ市地域情報化計画」を全面的に見直し、DXの推進に積極的に取り組んでいます。今後も、誰もがそれぞれのニーズに即した行政サービスを受けることができる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進することが必要です。

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

※IOT：Internet of Things（モノのインターネット）、様々な物をインターネットにつなぎ、通信や制御するシステムやサービスの総称

※AI：Artificial Intelligence（人工知能）

4 こどもまんなか社会の推進

国では、保育の受け皿確保、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援の充実に向けた取組が進められています。また、令和5（2023）年度に「こども大綱」が定められ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの視点を大切にしたい取組が求められています。

■本市におけるまちづくりの方向性

本市は、本計画の策定にあたり、従来の中学生調査に加え、小学生、高校生からも意見聴取を行いました。今後は、全ての分野において、子どもや子育て世代の若者の視点を大切にしたい施策の推進を図る必要があります。

5 自然災害の激甚化、頻発化

平成23（2011）年の東日本大震災や平成28（2016）年の熊本地震、令和6（2024）年の能登半島地震など、近年、全国で予測の難しい甚大な自然災害が発生しており、日頃の災害への備えや防災体制の充実が求められています。

■本市におけるまちづくりの方向性

三重県では、南海トラフ地震の発生が予想されており、本市においても大きな被害が発生する可能性があります。市民の命を守る防災体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの日頃の防災に対する意識の向上や、地域福祉の推進を通じた地域の防災力の向上が重要です。

6 財政基盤の確立

人口減少や高齢化などの影響により、地方自治体における税収の増加が見込みにくい状況にあります。そのため、各種の社会保障や行政サービスにおける、財政の圧迫が懸念されており、様々な視点からの持続可能な自治体経営が必要となっています。

■本市におけるまちづくりの方向性

本市は、合併後に施設の統合は進めてきましたが、廃止は行っておらず、老朽施設等における耐用年数を踏まえた対策が必要となっています。

令和4（2022）年現在で、本市の財政力指数※は0.79（全国平均0.49、三重県下29自治体中6位）、経常収支比率※は89.60%（全国平均92.20、三重県下29自治体中18位）となっています。これまでは比較的健全な行財政運営を行ってきましたが、今後は、人口減少の影響や合併特例債等の大きな財源が無い中、今まで以上に総合計画と行財政改革が強く連動した、効果的な行財政運営を推進する必要があります。

※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる

※経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費が占める割合

7 シビックプライドの醸成

全国の自治体で地方創生や人口対策の取組が進められています。こうした中、まちに対する誇りや愛着がまちづくりへの共感につながり、まちのために自ら関わっていかこうとする気持「シビックプライド」の醸成が必要とされています。

■本市におけるまちづくりの方向性

本市の誕生から20年が経過しました。本市の誕生以降に生まれた世代である中学生、高校生のアンケート調査では、いなべ市への愛着は一般市民よりも高く、かつ、経年で見ても年々増加傾向にあります。今後は、より一層、市民が本市に対する誇りや愛着を持つことができるまちづくりが必要です。

また、市民や中学生、高校生のアンケート調査においては、まちの魅力として「自然」が上位を占めています。今後も、この自然環境を守り、暮らしと自然が調和した魅力的なまちづくりを進めるとともに、大切な自然を守るためにも自然環境を活かしたまちの活性化に取り組み、市民のシビックプライドの醸成につなげる必要があります。

第4章 まちづくりの基本方針

激しい変化を前提とした人口減少社会の中でも、まちの活力を維持、向上させるとともに、多様性があり、安心、安全で持続可能な「市民が主役のまちづくり」を進めるため、以下に基本理念と将来像を定めます。

第1節 まちづくりの基本理念

～いきいき笑顔応援のまち～

基本理念は、市民と行政が共有するまちづくりの基本となる考え方です。

「いきいき笑顔」は、人とまちが健康で生命力にあふれた姿を表しています。

人の健康とは、子どもから高齢者まで、障がいや疾病があっても、誰もが生きがいを持って、その人らしく自己実現を目指した暮らしが営めるとともに、それを支える市民の共助による取組や公的な施策が充実し、安心できる環境が整っている状態を表しています。

また、まちの健康とは、自然と共生できるゆとりある空間が創出されるとともに、しっかりと生活基盤の下で、地域資源を活かした産業が活発に展開され、市民のみならず、市外の人も住んでみたい、訪れてみたいと思える力強いまちづくりの展開を表すものです。

このように人もまちも“いきいき”としたまちづくりを推進することを、本市のまちづくりの基本理念とします。

■市民と行政が共有する「共通の視点」

本市は、第2次総合計画において、「市民が主役のまちづくり」、「いなべブランドの創造」及び「定住・移住・交流の促進」の3つを、全分野を横断する「共通目標」として位置づけ、各種施策を推進してきました。

本計画では、「いきいき笑顔応援のまち」を、本市のまちづくりの基本的な考え方とした上で、本市が誕生して以来、継続して取り組む「市民が主役のまちづくり」、「いなべブランドの創造」及び「定住・移住・交流の促進」の3つを、全事業を推進する上で市民と行政が共有する「共通の視点」として位置づけ、総合的にまちづくりを推進します。

※市民が主役のまちづくり：主体的にまちづくり関わる市民が増加するとともに、多様な市民が、それぞれの人生の主役として生きがいを持って暮らすことのできるまちを目指します。

※いなべブランドの創造：全ての分野の行政サービスにおいて、品質が高く内外から評価を得られる事業を創造し、発信することで、市民の満足度向上や市に対するイメージのアップを図ります。

※定住・移住・交流の促進：様々な分野の取組により、市民やいなべ市を訪れた人が、「住み続けたい」、「移り住みたい」、「訪れてみたい」と感じてもらえる、魅力的なまちを目指します。

第2節 まちづくりの将来像

「好き」が、あふれる。『私のまち いなべ』

新市誕生後の第1次総合計画では、「安心・元気・思いやりがまちの宝物 いきいき笑顔応援のまち いなべ」を将来像に掲げ、「いなべブランド事業」を通じた各種サービスの磨き上げや情報発信に取り組みました。

第2次総合計画では、第1次総合計画の将来像「いきいき笑顔応援のまち」を基本理念に位置づけるとともに、まちの健康をより一層力強く展開するため、「住んでいーな！来ていーな！活力創生のまち いなべ」を将来像に掲げました。そして、「グリーンクリエイティブいなべ」をはじめとする積極的な地方創生の取組を中心に、人口減少の抑制対策や新たな産業の創出、交流人口の増加対策を推進してきました。

本計画では、第1次総合計画と第2次総合計画の経緯を踏まえ、多くの市民がまちの魅力と感じている自然を改めて大切にしながら、暮らしと自然が調和した快適で安心安全なまちづくりを継続します。そして、いなべ市らしく地域資源を積極的に活かし、市内外の人々を惹きつける、魅力的なまちづくりを進めます。

本市の誕生から20年が経過する中、「いなべ市に愛着を感じている」という中学生、高校生の若者世代が大きく増加しています。

今後は、本計画の目標年次である令和17（2035）年度に向けて、子どもや若者の希望がかなえられるとともに、全ての世代の多様な人々が、「いなべ市」に「好き」があふれ、誇りと愛着を持つことのできるまちづくりに取り組みます。そして、「いなべ市は『私のまち』である」と感じる人々の増加を推進力として、変化の激しい人口減少社会においても、活力に満ちた持続可能なまちづくりを力強く進めていきます。

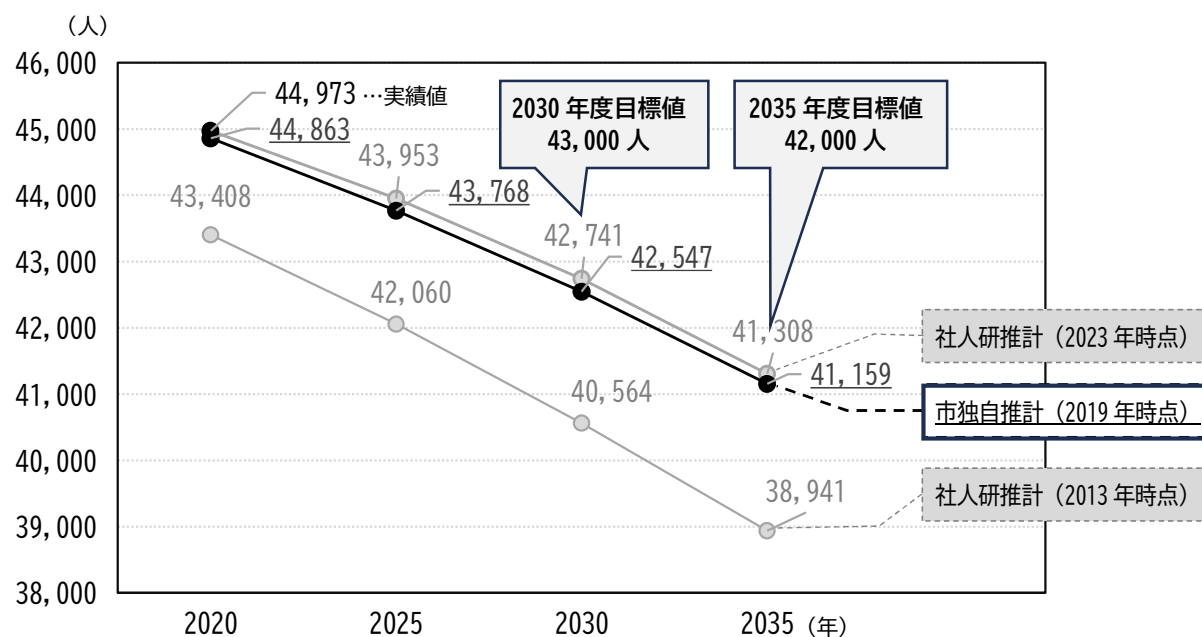
第5章 計画の基本フレーム

第1節 人口推計と将来人口

令和5（2023）年度に、国立社会保障・人口問題研究所が最新の人口推計を公表しました。本計画の目標年次となる、令和17（2035）年度の本市の推計人口は、41,308人とされています。

今後は、令和6（2024）年度の東海環状自動車道いなべインターチェンジ開通を機に、企業活動のさらなる活性化が期待されています。また、将来を担う若者から選ばれる総合的な取組を推進するとともに、全ての市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを進め、令和12（2030）年の総人口を43,000人、令和17（2035）年の総人口を42,000人と設定します。

■本市の人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計及び市独自推計

■いなべ市人口ビジョンとの整合

「いなべ市人口ビジョン～令和元（2019）年度版～（以下「人口ビジョン」という。）」では、目標年度である令和22（2040）年の総人口を、約40,000人と定めています。国立社会保障・人口問題研究所が、令和5（2023）年度に発表した最新の本市の人口推計は、地方創生が始まった平成27（2015）年度と比べて増加し、本市の人口ビジョンにおける独自推計値に近い値となっています。

本計画の人口推計は、人口ビジョンを踏まえて設定し、各種施策の一層の推進により、今後も人口減少の抑制対策に取り組めます。

第2節 交流人口

観光交流人口は、年間40万人台で推移してきましたが、令和元（2019）年の「にぎわいの森」開設を機に、年間約60万人～70万人へと大きく増加しています。また、生活圏域交流人口においても、他自治体への流出は減少傾向で、他自治体からの流入も一時は減少したものの、現在は回復傾向にあります。

特に、観光交流人口の増加は、新たな雇用の増加やまちの魅力の向上、市民の誇りの醸成にもつながります。地方創生で投資的に取り組んできた、にぎわいの森や宇賀溪キャンプ場などの拠点を中心にさらなる活性化を進めます。

人口減少社会においても、まちの活力を向上させるために、観光や通勤通学で本市と関わる交流人口の増加を目指します。また、観光については、これまで注目度が低かった史跡や文化財など郷土の歴史にも着目し、多様な視点から活性化を図ります。

第3節 市民幸福度

市民の幸福度は、個人の主観によるもので、個々の状況や社会情勢などの影響を受けやすいものです。一方で、まちづくりにおいては、市民の幸福度の向上に努めることが大変重要となります。また、ウェルビーイングの考え方も普及が進んでいます。個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態を実現するためにも、個人の幸福度は重要となります。

今後も、定期的に市民満足度調査結果で市民の幸福度を把握し、変化の激しい社会の動向に対応しつつ、多くの市民が幸福を実感できるまちづくりを推進します。

■幸福度（市民満足度調査、中学生高校生調査より）

項目	平成26（2014）年度 調査結果	令和元（2019）年度 調査結果	令和6（2024）年度 調査結果	令和17（2035）年度 目標値
一般市民	6.78点	6.67点	6.60点	6.78点
中学生	7.06点	7.41点	7.62点	8.18点
高校生			6.94点	（↑増加）

※10点満点で調査し、平均点を算出

第4節 市民参画

本市では、「いきいき笑顔応援のまち」を基本理念に、市民主体の活動が行われてきました。人口減少社会が到来する中、様々なまちづくりの分野で、いきいきと活躍する市民や団体の増加が必要となっています。

価値観の多様化や余暇時間の選択肢増加等により、まちづくり活動に参加したい市民の割合は減少傾向にありますが、まちの活力を維持・向上するためにも、市民のまちづくり活動への参加意識の向上を目指します。

■まちづくり活動に参加したい市民の割合（市民満足度調査より）

項目	平成 26 (2014) 年度 調査結果	令和元 (2019) 年度 調査結果	令和 6 (2024) 年度 調査結果	令和 17 (2035) 年度 目標値
まちづくり活動 に参加したい市 民の割合 ※	39.0%	33.1%	32.2%	(↑増加)

※市民満足度調査で「積極的に参加したい」「どちらかといえば参加したい」を合わせた割合

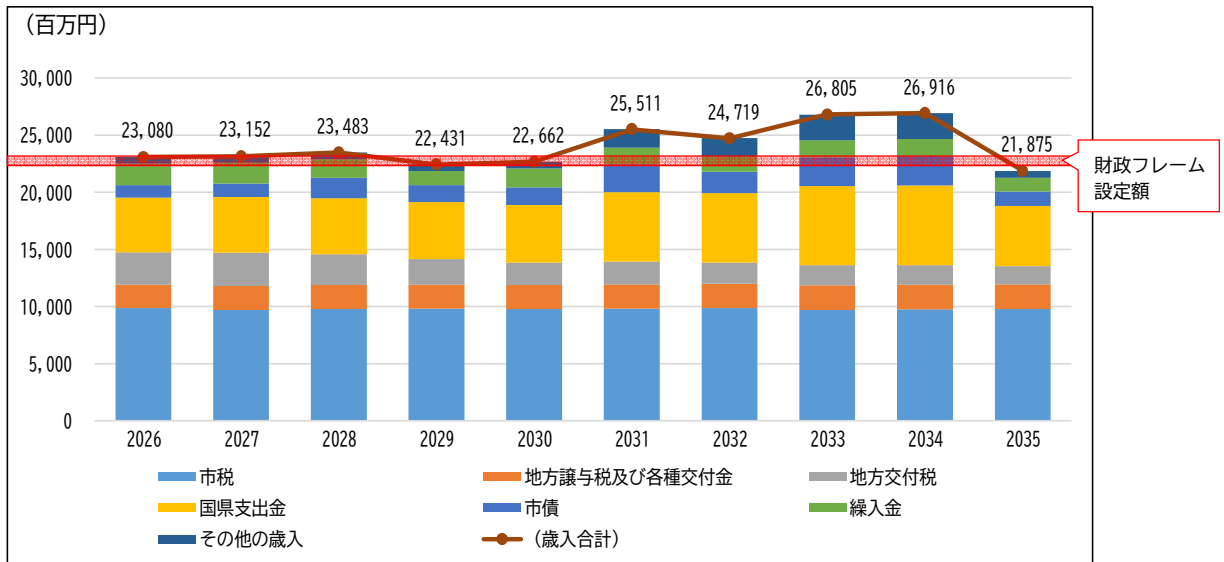
第5節 財政フレーム

国内及び世界では、不安定な経済状況が続いており、市税、地方交付税などの一般財源の大幅な増加は見込みにくい状況です。また、公共施設の老朽化対策に加え、ごみ処理施設や斎場施設の整備などの大規模事業を予定していることから、財政の健全化と市民サービスのバランスを考慮しつつ、将来にわたり、持続可能な財政基盤を確立する必要があります。

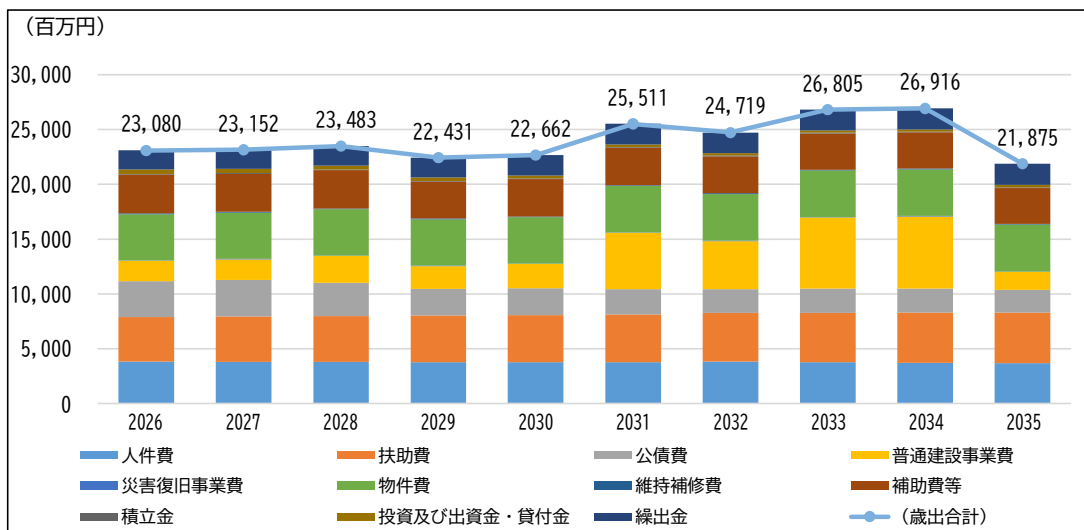
本計画の目標年次である令和17（2035）年度の財政フレームは、歳入に応じた財政規模で引き続き安定的な財政運営を行うことを基本とします。

令和13（2031）年度から令和16（2034）年度までに歳入規模が大きくなった要因は、ごみ処理施設整備事業などの大規模事業に係る国庫補助金や市債が影響しており、そのような要因を除いた歳入推計をもとに、220億円から230億円の規模と設定します。

■歳入の推計



■歳出の推計



第6節 土地利用構想

豊かな自然環境に囲まれ、ゆとりと潤いを感じながら、市民や本市を訪れた人が生きがいを持って健康でいきいきとして過ごし、活発に交流し、まちの活力を生み出す都市を目指して、本市の将来の土地利用構想を示します。

1 中心市街地と地域拠点

阿下喜周辺を本市の顔として、また、旧町の中心市街地を各地域の中心として、商業・サービス・住居等の機能が整う多様な都市機能の充実を図ります。秩序ある開発の誘導を図るとともに、安全で快適な生活空間や自然と調和した居住環境の創出、街並み、景観などに配慮した市街地の整備を進めます。

2 産業拠点

市内各所の工業団地においては、近接する居住環境や緑の環境との調和を保ちつつ、健全な生産環境の維持保全を図ります。また、東海環状自動車道を活かし、さらなる企業誘致を促進し、人や物、情報の集積及び発信の場として、一層の機能拡大を図ります。

3 緑の拠点

にぎわいの森や青川峡、宇賀溪、いなべ公園、農業公園などを中心に、自然や緑とのふれあいを通じ、市内外の人々が憩いや楽しみ、安らぎを感じられる空間として、整備及び保全を図ります。

また、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境の多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラ※に関する取組を、地域とのコミュニケーションを図りながら、多様な主体との連携のもとで推進します。

※グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方

■土地利用のイメージ



<p>中心拠点</p>	<p>中心拠点…阿下喜周辺を本市の顔として、商業・サービス・住居等の機能が整う多様な都市機能の強化を図ります</p>		<p>交通軸…広域圏や近隣都市、地域等を結び、人やもの・情報などの交流の活性化を促す利便性と快適性を兼ね備えたネットワーク形成を図ります</p>
<p>地域拠点</p>	<p>地域拠点…市内各地域を中心として商業・サービス・住居等の機能が整う多様な都市機能の充実を図ります</p>		<p>親水軸…自然を活かした河川整備を進め、周辺景観と調和した親水性の高い潤いのある水辺空間としてネットワーク形成を図ります</p>
<p>産業拠点</p>	<p>産業拠点…工業団地と近接する居住環境や緑の環境との調和を保ちつつ、健全な生産環境の維持保全を図ります</p>		<p>田園居住ゾーン…既存集落の計画的な都市基盤整備や優良農地の保全、土地利用の純化等により、自然と調和した田園居住環境の創出を図ります</p>
<p>緑の拠点</p>	<p>緑の拠点…青川峡、宇賀溪、いなべ公園、農業公園等、自然や緑とのふれあいを通じ、人々が憩い・楽しみ・安らぎを感じられる空間として整備及び保全を図ります</p>		<p>緑の保全ゾーン…員弁川沿いに広がる優良農地や山林などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然を活かした憩いやレクリエーションの場として適正な活用を図ります</p>

イメージ図：いなべ市都市計画マスタープランより

第6章 施策の大綱

■第3次総合計画の概念図

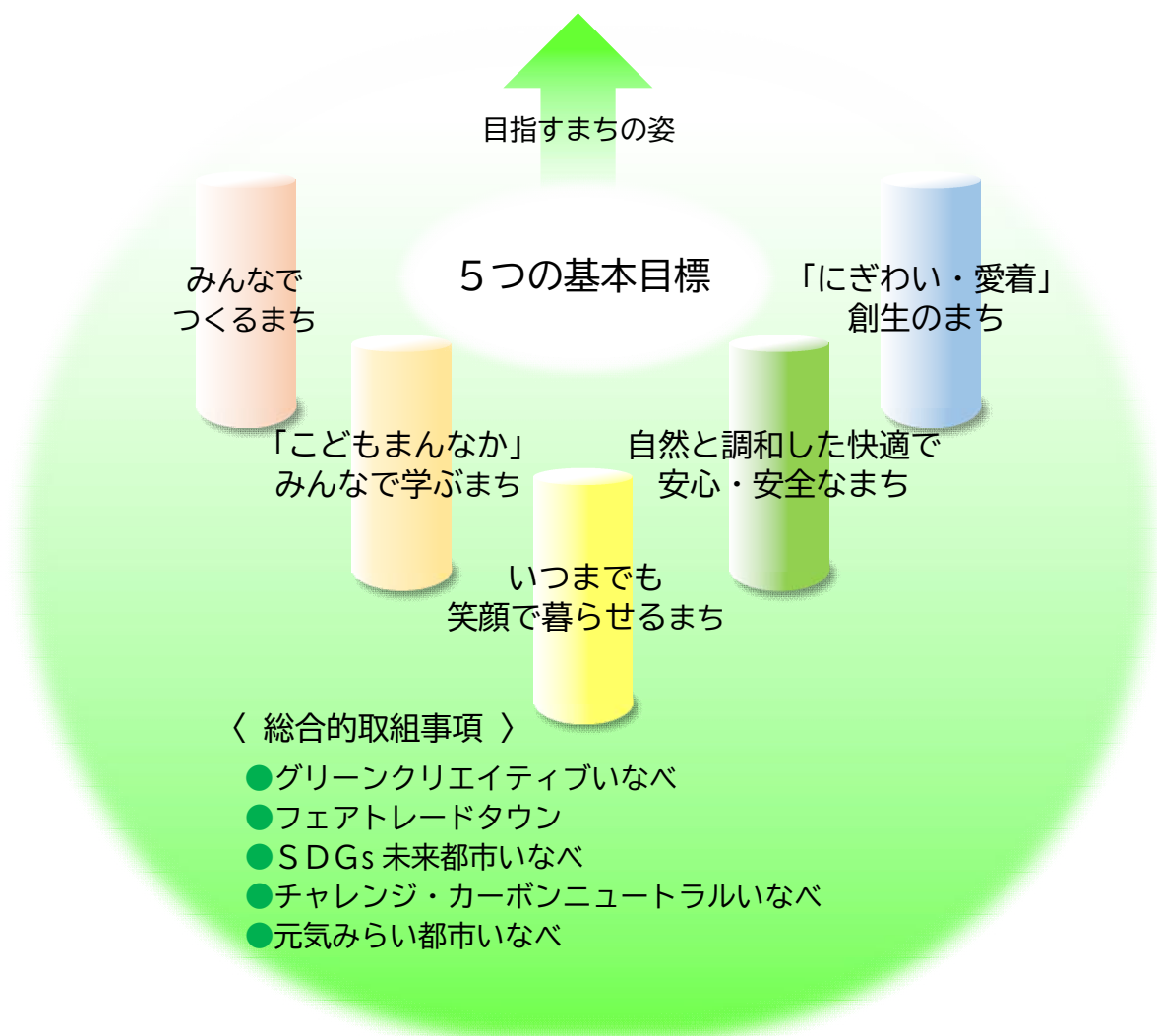
～ 基本理念 ～

いきいき笑顔応援のまち

共通の視点「市民が主役のまちづくり」
「いなべブランドの創造」
「定住・移住・交流の促進」

～ 将来像 ～

「好き」が、あふれる。『私のまち いなべ』



■施策の概念図の説明

▶ 基本理念	いきいき笑顔応援のまち	市民と行政が共有するまちづくりの基本となる考え方
▶ 共通の視点	市民が主役のまちづくり いなべブランドの創造 定住・移住・交流の促進	全事業を推進する上で市民と行政が共有する3つの視点
▶ 将来像	「好き」が、あふれる。 『私のまち いなべ』	本計画の目標年次である令和 17 (2035)年度に向けて目指すまちの姿
▶ 基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 みんなでつくるまち 2 「こどもまんなか」みんなで学ぶまち 3 いつまでも笑顔で暮らせるまち 4 自然と調和した快適で安心・安全なまち 5 「にぎわい・愛着」創生のまち 	将来像の達成に向けた、各分野の取組の方向性
▶ 総合的取組事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 グリーンクリエイティブいなべ 2 フェアトレードタウン 3 SDGs 未来都市いなべ 4 チャレンジ・カーボンニュートラルいなべ 5 元気みらい都市いなべ 	本市が、全国に先駆けて推進してきた各種の総合的な取組を本計画に総合的取組事項として位置づけ、一体的な体制で推進する

第1節 基本目標

1 みんなでつくるまち

人口減少社会が到来する一方で、地域課題は多様化・複雑化が進行しています。こうした状況に対応するため、全ての世代の市民や市民活動団体、事業者など、多様な価値観や特性を持つ、様々な主体の活動を促進します。そして、それぞれが互いに認め合いながら、自分らしく活躍することができる、市民が主役のみんなでつくるまちづくりを進めます。

(1) 市民参画

子どもや若者から高齢者まで、様々な世代の多様な価値観を持つ市民が、主体的にまちづくりに参加できるように、地域活動の活性化や参画機会の充実を図ります。また、市民活動センター等を通じて、多様な団体の活動の維持・活性化や連携促進、新たな担い手の掘り起こしを進めます。

(2) 多様性社会

出身や性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、全ての人が認め合い、互いを尊重しながら、自分らしく暮らすことができる、誰一人取り残されないまちづくりを進めます。

特別な支援や配慮を要する人々への対応はもちろんのこと、増加する外国籍住民への支援や、多様な主体がそれぞれの個性を活かして活躍できる機会の創出等にも取り組みます。

(3) 広報広聴

市ホームページや情報誌 Link、ケーブルテレビ、ローカルラジオ等の情報媒体において、時流に合った情報の発信を常に心がけます。必要な情報が正しく、わかりやすく、親しみやすい形で市民に届くよう、情報発信の充実に努めます。また、全ての世代の多様な市民の声が行政に届くよう、様々な意見聴取の機会を設けます。

(4) 広域連携

定住自立圏構想の中心市として、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図り、魅力ある圏域を形成します。これにより、一般廃棄物等処理施設の整備をはじめ、公共交通の利便性の向上、空き家対策など、圏域全体で必要な生活機能を確保し、定住を促進します。

また、市域の垣根を超え、時流に応じた効果的な連携を模索し、必要に応じて広域での対策を行います。

(5) 外部人材

人口減少社会においても本市の活力を向上させるために、市外の個人や団体、企業、専門機関等と連携した取組を積極的に行います。また、地域おこし協力隊や集落支援員、地域活性化起業人等の制度を活用し、市外から本市のまちづくりに関わる人材の確保を進めます。

2 「こどもまんなか」みんなで学ぶまち

まちの未来を担う子どもたちのために、これまでも取り組んできた質の高い、特色ある教育や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制のさらなる充実を図ります。

少子化が進行する中、子どもや若者の個性や権利が保障されながら、社会全体で子どもの健やかな成長を後押しする「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。

また、スポーツや歴史文化、芸術等に触れる機会の充実により、市民誰もが生涯を通して育みを感じられ、本市に誇りや愛着を感じることができ、みんなで学ぶまちづくりを進めます。

(1) 子育て支援

子どもと子育て中の家庭が安心して暮らし、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て環境の整備を推進します。保育士不足等の課題に対応するとともに、地域全体で子育てを支援する体制の構築を進め、多様化する保育・教育ニーズへの対応を図ります。

(2) 子どもと保護者の健康

核家族化の進行や共働きなどの就労状況の変化を踏まえて、子育て家庭が孤立することがないように、交流や相談の場づくりに取り組みます。また、児童福祉との連携により、子どものライフステージに合わせた、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(3) 教育

子どもたちの「豊かな心・確かな学力・健やかな体」の育成を目指します。小中一貫教育や自然環境を活かした体験学習など、特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の質の向上を図ります。また、家庭、学校、地域、関係機関等の連携を強化することで、子どもたちの夢の実現と健やかな成長を促すための環境づくりを進めます。

(4) スポーツ

市民誰もが、それぞれの特性に応じて主体的にスポーツ活動に取り組み、心身の健康増進につなげることができるよう、スポーツ団体やスポーツ推進委員等とさらなる連携を図りながら、スポーツ、ニュースポーツ、レクリエーションへの取組を進めます。また、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境整備を進めます。

(5) 歴史文化・芸術

市民誰もが心豊かな暮らしを送るために、市民が歴史文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、市民の歴史文化・芸術への理解及び各種活動への参加を促進します。また、本市の貴重な文化財については、適切に保護、保存、活用する一方で、新たな史跡や文化財の発見のため、積極的な調査を行います。

(6) 自然環境・学習

本市の魅力である自然環境を守り、活かしていくため、自然環境の保全や希少動植物の保全・保護に取り組み、次世代へと継承します。また、自然学習施設の整備に努め、自然教室や学校の授業において、自然学習のさらなる充実を図り、大切な自然を守り、活かす好循環を形成します。

(7) 生涯学習

人生100年時代が到来する中、市民誰もが生涯にわたって主体的に学び、互いに高め合うことができる、生涯学習環境の充実を図ります。また、市民の学習活動の支援、図書館サービスの利用環境の向上など、活力ある魅力的なまちづくりにつながるような機会づくりを進めます。

3 いつまでも笑顔で暮らせるまち

地域のつながりの希薄化により、社会的孤立や福祉課題を抱える人の増加など、社会情勢が変化していく中、制度の縦割りや、支え手・受け手という関係を超え、地域の多様な主体が参画し、ともに創る「地域共生社会の実現」が必要とされています。健康・医療、高齢福祉、障がい福祉などの支援の充実を図るとともに、人と人、人と社会がつながり、支え合うことで誰もが安心して笑顔で暮らし続けられるまちづくりを進めます。

(1) 健康・医療

市民主体で、市内各地で取り組まれている健康増進活動の維持、増加を図るとともに、専門職や企業との連携の充実により、健康増進の一層の推進を図ります。また、地域の医療体制が維持できるよう、医師の確保や応急診療の受診マナーの啓発についても取組を進めます。

(2) 高齢福祉

高齢期になっても尊厳を持ち、必要に応じて医療や介護保険を利用しながら、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、高齢福祉や介護保険・介護予防サービスの充実を図ります。また、認知症や権利擁護、虐待等についても、専門家との連携により必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。

(3) 障がい福祉

障がいのある人の特性について、正しい理解が広く浸透するよう、市民への理解の促進を図ります。また、障がいのある人が、それぞれの特性に応じて、必要な支援を受けながら、主体的で自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。

(4) 地域福祉

価値観の多様化や人口減少、高齢化等が進行する中、今後は、地域でのつながりや助け合いが、より一層重要となります。積極的に進めている福祉委員会等の地域活動について、地域の実情に応じた伴走支援を行うとともに、世代の垣根を超えて、担い手や参加者の増加を図ります。

(5) 社会保障

国民健康保険事業や国民年金制度などの適正な運営を図ります。また、生活困窮者や、生活保護等の支援を必要とする市民が、安心して自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援体制の整備を図ります。

4 自然と調和した快適で安心・安全なまち

中山間地域に位置する本市は、公共交通における市民ニーズが継続して高くなっており、限られた財源を効果的に活用した対策が必要です。また、豊かな自然環境と調和した生活環境は、本市の魅力の一つです。生活環境、住環境の整備や、防災体制、防犯体制の充実を図り、全ての市民が快適で安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 公共交通

電車やバスなどの公共交通について、市民ニーズが継続して高くなっています。子どもから高齢者まで、全ての市民がより移動しやすい、デマンド交通等の新たな移動手段の導入も検討し、公共交通環境を整備します。

(2) 道路網

令和6(2024)年度には東海環状自動車道いなべインターチェンジが開通し、全線開通に向けて、引き続き関連する幹線道路等の効果的な整備を進めるとともに、市民の暮らしに直結する生活道路や歩道の整備を推進し、快適な道路環境の整備を図ります。また、交通事故対策の強化にも取り組みます。

(3) 上下水道

市民の暮らしを支える上下水道事業の健全な経営を行い、清浄で安定した水の供給、公共用水域の水質保全を図ります。また、設備の維持保全や耐震化などについて、適切かつ効率的な整備を図ります。

(4) 生活環境

快適な生活環境のために、ごみの減量化や資源のリサイクル推進等、適切な処理の周知徹底を図ります。

ごみ処理施設や斎場施設の老朽化対策については、効果的で適切な処置が行えるよう、関係者間での協議を進めます。

全国的な課題となっている空き家対策については、一層総合的かつ計画的に推進し、空き家所有者へ管理意識の向上を図ります。

(5) 土地利用

自然環境や景観に配慮しながら、農業や商業等経済活動の振興を図るため、計画的な土地利用を進めます。関係計画と整合を図り、土地利用を規制するべきエリアについて、必要な用途地域を指定し、秩序ある土地利用を推進します。

また、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、魅力ある地域づくりを進めます。

(6) 防災

全国で甚大な自然災害が多発しており、三重県でも南海トラフ地震が予測されている中、災害に対するより一層の備えが必要です。市民や地域に対して、防災・減災意識と事前の備えの重要性について、定期的な周知を行うとともに、官民連携による防災・減災対策を検討し、防災体制の充実を図ります。

(7) 防犯

全国で、犯罪が多様化しており、様々な対策が必要となっています。防犯灯・防犯カメラの設置や自主防犯組織への活動支援等の地域の防犯対策、消費生活相談員による消費者トラブルの解決等に取り組み、安心して安全なまちづくりを推進します。

5 「にぎわい・愛着」創生のまち

本市の基幹産業である自動車産業を中心とした雇用促進に加え、新たな雇用の場の創出に取り組めます。地域特性を活かした農林・畜産業や商工業、観光産業の振興を通じて、まちの産業全体を活性化し、魅力ある雇用の場を創出します。

(1) 農林・畜産業

農林・畜産業の本来の役割に加えて、それぞれが持つ産業の枠を超えた多面的機能を認識し、担い手、地域、行政が一体となって農地・山林の保全活動を推進します。

市民満足度調査においては、獣害対策が長年の課題となっているため、行政と市民の協働による追い払い活動等を推進します。

(2) 産業振興

令和6（2024）年度に、東海環状自動車道いなべインターチェンジが開通し、自動車産業をはじめとする企業活動の活性化が期待されています。引き続き、優良企業の誘致を図るとともに、中心市街地の商業の活性化に向けて、分野間連携によって都市圏等へのPR活動を図ります。また、就労者の労働環境の向上に向けて、勤労者福祉の推進を図ります。

(3) 観光

にぎわいの森や山辺を活用したアウトドア事業、豊かな自然や農産品、郷土の歴史等、地域特有の資源の磨き上げに加えて、国が推進するインバウンド対策等にも取り組み、市内回遊、広域周遊の活性化を図ります。

また、観光産業の確立を通じて、新たな魅力的な雇用の場を創出します。

第2節 総合的取組事項

近年、まちづくりの様々な分野で複雑化、多様化が進行しています。本市は、こうした社会潮流に対応し、まちづくりの新しい取組を積極的に推進してきました。取組の規模や対象は様々ですが、こうした総合的な取組には、一体的な推進体制が必要となるため、本計画の総合的取組事項として位置づけ、評価検証を行いながら効果的に推進します。

1 グリーンクリエイティブいなべの推進

平成27（2015）年度に掲げた「グリーンクリエイティブいなべ」の視点に基づき、自然や農、食、アウトドア、アート、ものづくり等の資源を活かし、人々を魅了するモノ・コト・トキの創造に取り組みます。また、「にぎわいの森」を中心とした、グリーンクリエイティブいなべ推進事業を推進し、にぎわいの創出や交流人口の拡大に取り組みます。

2 フェアトレードタウンいなべの促進

市民、企業、商店、行政などが一体となり、フェアトレードの普及、啓発活動を支援します。活動を通じて、地域活性化や交流の機会の創出、市内の経済循環の促進を図ります。

また、一連の活動を通じて、弱い立場に置かれた途上国の生産者の自立や環境の保護保全につなげ、持続可能なまちづくりを目指します。

3 SDGs 未来都市いなべの推進

本計画の期間中に、SDGsのゴールとして定められている令和12（2030）年度を迎えます。

本市は、「SDGs 未来都市いなべ」として、先駆的な取組を続けてきました。今後も、令和12（2030）年度のゴールに向けて、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能なまちづくりを推進します。

4 チャレンジ・カーボンニュートラルいなべの推進

本市は、2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とし、「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

本市の豊かな自然と調和した環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくために、市民や地域、事業者と一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を推進します。

5 元気みらい都市いなべの推進

元気みらい都市いなべは、全世代の健康づくりを起点に、人とまちの「元気づくり」を創出する一連の取組の総称です。市民や団体、専門家、企業の連携を通じて、世代別の健康づくりに取り組んでおり、市内外の多様な主体の新たなつながりを創出しています。

今後も、全世代に向けた健康づくりの取組を、多様な主体の参画・連携を通じて、総合的に推進します。

また、SDGsの後継となる国際社会全体の目標として、ウェルビーイングの視点を踏まえた検討が進められています。元気みらい都市いなべの取組を通じて、本市のウェルビーイングを推進します。

■各分野における主な個別計画 ※令和7（2025）年度現在

※以下、令和7（2025）年度現在の最新の内容に更新しました。

●総合的な計画

総合的な計画	第3次いなべ市総合計画
	いなべ前期基本計画
	第3期いなべ市総合戦略人口ビジョン・総合戦略
	地域再生計画
	いなべ市第3期SDGs未来都市計画

●基本目標1 みんなでつくるまち

(2) 多様性社会	豊かなくらしとお互いを尊重するまちづくりに関する調査報告書
	いなべ市人権啓発基本方針
	いなべ市男女共同参画第4次推進計画
	女性の活躍推進のためのいなべ市特定事業主行動計画 (後期行動計画)
(3) 広報広聴	いなべ市広報戦略基本方針

●基本目標2 「こどもまんなか」みんなで学ぶまち

(1) 子育て支援	いなべ市子ども子育て支援事業計画 いなべ市こども計画
(3) 教育	いなべ市広報戦略基本方針
	いなべ市教育要覧
	いなべ市教育大綱
	いなべ市教育振興ビジョン
	いなべ市「新しい学校づくり」基本方針
	いなべ市新しい学校づくり推進ビジョン
	いなべ市人権教育基本方針
	いなべ市いじめ防止基本方針
	いなべ市学校教育基本方針
	いなべ市子ども読書活動推進計画（第4次）

●基本目標3 いつまでも笑顔で暮らせるまち

(1) 健康、医療	いなべ市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画
	いなべ市地域医療・福祉計画
(2) 高齢福祉	いなべ市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画
(3) 障がい福祉	第2期いなべ市障がい者活躍推進計画
	いなべ市障がい者計画・いなべ市第7期障がい福祉計画・いなべ市第3期障がい児福祉計画
(4) 地域福祉	第4次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画
	いのち支える第2次いなべ市自殺対策行動計画

●基本目標4 自然と調和した快適で安心・安全なまち

(1) 公共交通	北勢線活性化基本計画
(2) 道路網	いなべ市橋梁長寿命化修繕計画
	いなべ市舗装個別施設計画
	いなべ市トンネル長寿命化修繕計画
	いなべ市道路土工構造物個別施設計画
	いなべ市小規模附属物個別施設計画
	円滑で安全に走行できる道路ネットワーク強化に資する道づくり
	いつでもだれもが安全・安心に通行できる道づくり(防災・安全)
市町の国土強靱化地域計画に基づく地域の防災・減災力の強化に資する道づくり(防災・安全)	
(3) 上下水道	子どもを守る交通安全対策の推進による安全・安心な道づくり(防災・安全)
	いなべ市新水道ビジョン
	いなべ市水道事業経営戦略
	いなべ市下水道事業経営戦略
	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)関連いなべ市公共下水道事業計画

(4) 生活環境	いなべ市建築物耐震改修促進計画
	いなべ市空家等対策計画
	住生活基本計画
	桑名・員弁広域環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））
	いなべ市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
	いなべ市災害廃棄物処理計画
	第2次いなべ市一般廃棄物処理基本計画
	一般廃棄物処理実施計画
	容器包装廃棄物に係わる分別収集計画
	いなべ市菰野町地域循環型社会形成推進地域計画
(5) 土地利用	いなべ市都市計画マスタープラン
	いなべ市管理河川維持修繕計画
(6) 防災	国土強靱化計画
	いなべ市地域防災計画（震災対策編）
	いなべ市地域防災計画（風水害等対策編）
	いなべ市地域防災計画（資料編）
(7) 防犯	いなべ市国民保護計画

●基本目標5 「にぎわい・愛着」創生のまち

(1) 農林・畜産業	いなべ市森林整備計画
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	いなべ市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン
	農業振興地域整備計画書
	地域計画
(3) 観光	Inabe にぎわいプラン The road to 2024

●計画の推進に関するもの

計画の推進に関するもの

第3次いなべ市総合計画

第3次いなべ市行政改革大綱

~~第3次~~いなべ市行政改革前期アクションプラン

~~いなべ市新市まちづくりプラン~~

いなべ市地域情報化計画（いなべ市DX推進計画）

いなべ市情報セキュリティ基本方針

いなべ市情報セキュリティ対策基準

業務継続計画

広域受援計画

いなべ市公共施設等総合管理計画

いなべ市定員適正化計画（第5次）

いなべ市人材育成基本方針

第3次いなべ市特定事業主行動計画（~~前期~~行動計画）

いなべ市資金管理計画

公営企業資金管理計画

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョン

第2部 前期基本計画

第1章 みんなでつくるまち

第2章 「こどもまんなか」 みんなで学ぶまち

第3章 いつまでも笑顔で暮らせるまち

第4章 自然と調和した快適で安心・安全なまち

第5章 「にぎわい・愛着」創生のまち

第6章 総合的取組事項

■前期基本計画の体系

第3次いなべ市総合計画 前期基本計画	
<p>第1章 みんなで つくるまち</p>	<p>1-1 市民の力で拓く未来 1-2 思いやりのある人権のまちづくりの推進 1-3 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合うまちづくりの推進 1-4 広報広聴の充実 1-5 広域連携による定住・移住の促進 1-6 外部人材の活用による地域活性化の推進</p>
<p>第2章 「こどもまんなか」 みんなで学ぶまち</p>	<p>2-1 ウェルビーイングを育む保育の推進 2-2 地域における子育て支援の充実 2-3 子どもの発達を支えるチャイルドサポートの充実 2-4 要保護、要支援児童へのきめ細やかな取組の推進 2-5 子どもと母親の健康の確保 2-6 ウェルビーイング溢れる学校の創造 2-7 学校教育環境の充実 2-8 学校環境整備の充実 2-9 総合的なスポーツの推進 2-10 歴史文化・芸術の充実 2-11 自然環境の保全・充実 2-12 青少年の夢を育む地域づくりの推進 2-13 生涯学習の充実</p>
<p>第3章 いつまでも 笑顔で暮らせるまち</p>	<p>3-1 地域医療体制の充実 3-2 生涯を通じた健康づくりの推進 3-3 高齢者が笑顔で自分らしく暮らせるまちづくりの推進 3-4 高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進 3-5 地域でいきいきと安心して暮らせる障がい者福祉の推進 3-6 地域の助け合いによる福祉の充実 3-7 社会保障制度の健全で円滑な運用 3-8 適切な生活保護制度の推進</p>
<p>第4章 自然と調和した快適 で安心・安全なまち</p>	<p>4-1 公共交通の充実 4-2 快適な道路網の充実 4-3 暮らしを支える上水道の充実 4-4 美しい水環境の創出 4-5 環境にやさしいまちづくりの推進 4-6 みどり豊かなまちづくりの推進 4-7 良好な居住環境づくりの推進 4-8 秩序ある土地利用の推進 4-9 安全で安心な防災対策の推進 4-10 交通事故のない安全なまちづくりの推進 4-11 被害を未然に防ぐまちづくりの推進</p>
<p>第5章 「にぎわい・愛着」 創生のまち</p>	<p>5-1 持続可能な農林業の振興 5-2 企業誘致による産業振興と雇用促進 5-3 にぎわいのある商工業の振興 5-4 魅力ある観光地づくりの推進</p>
<p>第6章 総合的取組事項</p>	<p>6-1 グリーンクリエイティブいなべの推進 6-2 フェアトレードタウンいなべの促進 6-3 SDGs 未来都市いなべの推進 6-4 チャレンジ・カーボンニュートラルいなべの推進 6-5 元気みらい都市いなべの推進</p>

第1章 みんなでつくるまち

1-1 市民の力で拓く未来

1 現状・課題

- 市民参加型の事業は関心が高まり参加者も微増傾向ですが、まちづくりの主役となるべき市民活動団体やコミュニティ組織の数は横ばいです。これは、少子高齢化や地域とのつながりの希薄化といった社会情勢の変化に対応しきれていないためであり、新たな担い手や、新たな活動が生まれにくい状況にあることが課題となっており、市民参画と協働の推進による地域組織の基盤強化が急務となっています。
- 「グリーンインフラ」の考え方が市民に浸透していないため、市民活動における自然環境機能の役割について、意識の向上が必要です。
- グリーンインフラの取組でもある「自然環境機能の活用」を主とした「Inabe Green Lab.」のイベントを市民と協働で企画運営し体験型イベントを開催していますが、継続的な市民活動の基盤をつくるため、一過性の空間ではなく親子が長時間滞在できる空間づくりが必要です。
- 政治及び選挙への関心の低下により全年代の投票率が下がり続けていることから、特に投票率が他の世代より低く、今後の投票機会が多い10代の市民の投票率低下を防ぐことが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 市民一人ひとりが地域の担い手として活動に参加し、多様な市民活動団体が連携することで、地域の課題解決や魅力向上に向けた活発な動きが生まれています。
- 市民活動がまちづくりの主役として広く認識され、地域社会全体で市民活動への理解と協力が進み、誰もが参加しやすい環境が整っています。
- 地域林や水辺の自然資源を活用した、親子が長時間滞在できる空間で、市民活動が活発に行われています。
- 自治会加入世帯数が維持されることで、積極的なコミュニティ活動が行われています。
- 10代の市民の投票率低下が止まることで、政治及び選挙への関心が維持されています。

3 基本事業

■基本事業1 市民参画と協働の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●市民が行う活動を支援するとともに、市民活動団体の交流や情報発信、相談などの拠点機能を確保しつつ、多彩な市民が出会い、地域活動をしやすいようにします。●グリーンインフラ推進基本方針に基づき、地域林や水辺の環境を整備することにより、親子が長時間滞在できる空間づくりを行い、市民協働や市民活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●市民活動センター事業●多様な交流・安らぎ空間事業

■基本事業1の成果指標

●市民活動センター利用者数〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
803	915	946	951	955	960	965	970	975	980

※市民活動センターの利用者の内訳からイベント時の来場者数を除いて目標値を設定。

●いなバグリーンラボ参加者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
30	500	580	680	700	720	740	760	780	800

■基本事業2 コミュニティ組織の強化支援

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●主体性及び独立性をもって運営されている市内自治会等の活動を促進するため、広報配布、地域からの要望の取りまとめ、地域の環境衛生等に係る事業を実施します。 ●コミュニティ助成事業（宝くじの社会貢献広報事業）の活用により、集会所等の設備の充実や更新を行う中で、自治会長の負担軽減を図るため、採択率の向上を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ活動推進事業 ●コミュニティ組織連携事業 ●コミュニティ施設整備事業

■基本事業2の成果指標

●自治会加入世帯数（各年）〈単位：世帯〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
10,736	11,295	11,376	11,255	10,800	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300

●自治会補助金の採択率（各年）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※補助金を活用し、自治会活動を活性化したいという自治会の思いに市が応えられているかを採択率で図る。

■基本事業3 選挙への意識向上

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●10代の市民に対する啓発活動として、啓発物品の配布や県選管等との共同で模擬投票（市内小中学校及び高校）の実施、選挙物品の貸出し等を行います。 ●全年代への啓発活動として、広報誌、SNS、FMラジオ、福祉バスを活用します。また、20歳の市民への啓発活動として、20歳の集いで啓発物品を配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●選挙管理委員会事業 ●いなべ市長選挙事業 ●いなべ市議会議員選挙事業 ●衆議院議員総選挙事業 ●参議院議員通常選挙事業 ●県知事選挙事業 ●県議会議員選挙事業

■基本事業3の成果指標

●10代有権者の投票率の増加ポイント数（前回の同種選挙との比較）〈単位：ポイント（％）〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-5.58	2.64	-8.27	-0.86	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※10代の投票率は、他の年代と比較して低い。その一方で、10代の投票率は全国平均と比較して高い傾向にあるが、さらなる増加を目指す。

また、選挙の種別により、投票率が大きく異なるため、前回の同種選挙と比較する。例として、令和7（2025）年市議会議員選挙の10代投票率が40.29%以上であれば目標達成となる。

■本市10代の選挙投票率

選挙名	投票率		
	本市10代	本市全世代平均	10代全国平均
令和6（2024）年 衆議院議員総選挙	49.36%	59.13%	39.43%
令和4（2022）年 参議院議員選挙	45.21%		
令和3（2021）年 県知事選挙	40.29%		
令和3（2021）年 市議会議員選挙	39.29%		

1-2 思いやりのある人権のまちづくりの推進

1 現状・課題

- 三重県内で一番早く、性の多様性に関する条例を制定しました。
- 性別や国籍、障がい、世代などによる課題への理解を深めるだけでなく、SNSなどで行われる新たな人権課題にも正しく向き合えるよう、市民が人権意識を向上させ、多様性を受容できる社会の構築が必要です。
- 外国籍の市民も暮らしやすい、働きやすいと感じられるよう、多文化共生の意識を醸成していくことが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 地域で人と人が関わり合う中で、絆を深め合い、市民の人権意識が向上しています。
- 性別や国籍、障がい、世代に関わらず、市民一人ひとりが認め合い、支え合って生活しています。

3 基本事業

■基本事業1 人権が尊重される社会の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●人権が尊重され、尊厳をもって個性を活かすことのできる社会の実現に向け教育や啓発活動を行います。●人権擁護委員や民間団体と連携して、相談体制の充実や地域交流事業の支援を行います。●行政が一体となり、外国籍の市民にとって相談しやすい環境の整備やイベント等の分かりやすい情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none">●人権啓発事業●人権擁護推進事業●地域交流事業●LGBT啓発事業

■基本事業1の成果指標

●人権啓発イベントや広報の実施回数〈単位：回〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
20	28	33	37	40	42	44	46	48	50

1-3 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合うまちづくりの推進

1 現状・課題

- 家事・育児・介護などの負担は、依然として性別による偏りがあります。女性が社会参画しやすい環境整備が必要です。
- 性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。家庭や職場、学校等あらゆる場面で男女共同参画への理解を深めるための啓発が必要です。
- 配偶者等からの暴力を受けた際、相談しなかった人の割合が高く、暴力防止のための意識啓発、相談窓口の周知が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 女性が社会参画しやすい環境が整備され、性別に関係なく個性と能力が発揮されています。

3 基本事業

■基本事業1 男女共同参画の推進

事業内容	主な事業
●「女性が働きやすく活躍できる環境づくり」、「誰もが自分らしく暮らせる環境づくり」、「DV等の相談支援の実施や防止のための意識啓発」を市が一体となって推進します。	●男女共同参画啓発事業 ●男女共同参画推進事業

■基本事業1の成果指標

●男女共同参画啓発・講座等の発信数〈単位：回〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
2	5	8	12	16	20	24	28	32	36

1-4 広報広聴の充実

1 現状・課題

- 日常生活でのインターネットの普及が大きく進展する中、特に若年層への情報伝達や市外への魅力発信が課題です。
- 一方で、高齢層への情報提供は紙媒体やテレビが中心となっており、多様な世代に合わせた情報発信の強化が必要です。
- 市民ニーズを的確に把握するため、広聴体制のさらなる充実が求められています。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- デジタルを積極的に活用し、若年層から高齢層まで、多様な世代がいなべ市の魅力や政策を身近に感じられる情報発信体制が確立されています。
- 市民参加型の情報発信を推進しつつ、広聴活動を通じて市民意見を市政に反映させることで、行政と市民が協働でまちづくりが進められています。

3 基本事業

■基本事業1 広報広聴の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が読みやすく身近に感じてもらえる広報誌や市ホームページの充実に努めます。また、市政に関する様々な情報を、ケーブルテレビやSNSなど様々な媒体を活用して広報活動を行います。 ●広報誌などを通じ、市民の意見の把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報誌発行事業 ●ホームページ事業 ●ラジオ広報事業 ●テレビ広報事業

■基本事業1の成果指標

●SNS発信数〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
233	191	291	187	190	195	200	205	210	215

※従前の「ホームページアクセス数」からホームページ事業内の映像配信（SNS）として能動的な指標に変更。

●SNSフォロワー数〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
7,974	9,253	10,402	11,422	12,500	13,500	14,500	15,500	16,500	17,500

●Linkアンケート回答数〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	75	175	180	185	190	195	200

※広聴の一環として市民からの意見を聴く機会を新たに設けたので、その反応(注目度)を指標とした。

令和6（2024）年度実績は半期で75件。

1-5 広域連携による定住・移住の促進

1 現状・課題

- 市民満足度調査において、「いなべ市への誇りや愛着を感じている」割合は、減少傾向となっています。一方で、中学生、高校生調査においては、大幅な増加傾向となっています。
- 交流人口の拡大とともに、新たな雇用機会の創出や地域の魅力向上によって、地域コミュニティの活性化へとつなげることが必要です。
- 地域おこしに携わる人や特徴のある場所を、市町や分野を越えて人と人をつなぐことで、定住、移住、交流を促進させることが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 地方創生による拠点整備や東海環状自動車道の開通により、観光をはじめとする交流人口が増加し、地域の人々と多様に関わる関係人口の創出が推進されています。

3 基本事業

■基本事業1 広域連携による定住・移住の促進

事業内容	主な事業
●行政サービスを持続的に提供していくために、他の地方公共団体と公共施設の集約化や複合化など、連携・協力して圏域全体の生活機能を確保し、定住・移住を促進します。	●定住自立圏構想推進事業 ●桑名・員弁広域連合事業 ●移住・定住促進事業

■基本事業1の成果指標

●定住自立圏共生ビジョン施策指標の目標達成率〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	-	60	63	66	69	72

※定住自立圏共生ビジョン施策指標の20施策の内、施策の進捗管理において4段階評価（A～D）で、A（進んだ）、B（ある程度進んだ）の割合。

●いなべ市の人口〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
45,250	44,763	44,691	44,656	44,380	44,104	43,828	43,552	43,276	43,000

1-6 外部人材の活用による地域活性化の推進

1 現状・課題

- いなべ市に移住し、地域の魅力発掘・PR、農林水産業への従事、市民生活の支援など、多岐にわたって地域活性化や課題解決に取り組む地域おこし協力隊の活用が必要です。
- 行政の考え方に捉われない柔軟な発想とアイデアを持ち、専門的な知見を持った民間人材である地域活性化起業人の活用が必要です。
- 高齢化が進む集落を維持・活性化するために、地域の実情に精通し、集落対策のノウハウを持つ人材が集落の巡回、状況把握等を実施する集落支援員の活用が必要です。
- その他に、地方創生を推進する上で多様な外部人材の活用が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 地域の新たな魅力が創出されたり、民間のノウハウが蓄積され、自ら企画立案等が実施できる体制や地域課題に柔軟に対応できる体制が整い始めています。

3 基本事業

■基本事業1 外部人材の活用による地域活性化の推進

事業内容	主な事業
●外部人材を有効活用することにより、地域の課題解決及び都市部等からの移住促進を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域おこし協力隊事業 ●地域おこし協力隊募集事業 ●地域活性化起業人事業 ●集落支援員事業

■基本事業1の成果指標

●地域おこし協力隊員数（累計）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
55	60	65	68	71	74	77	80	83	86

●地域活性化起業人等数（累計）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
24	32	33	37	46	52	58	64	70	76

※少子高齢化における人材不足、多様化する市民ニーズへの対応、デジタル化の推進といった背景の中、専門的な知識やスキルを持つ外部人材を活用することで、人材不足の解消や新たな視点の導入、業務の効率化、そして市民サービスの向上につなげる。

※地域活性化起業人の実績数は全国で最多。

第2章 「こどもまんなか」 みんなで学ぶまち

2-1 ウェルビーイングを育む保育の推進

1 現状・課題

- 次代を担う子どもたちが、自然体験を通じて「生き抜く力」を身につけて健やかに育まれる自然保育の推進が求められています。
- 5歳児から小学校1年生までの2年間（架け橋期）の連携を強化するため、カリキュラムの作成などについて小学校との連携が必要です。
- 共働きやひとり親家庭の増加に加え、在宅勤務やシフト勤務など働き方が多様化しており、保育の質を確保しつつ多様なニーズに応じた保育サービスの提供体制の強化が求められています。
- 子どもの心身の健康を守るために、家庭と保育施設の連携を強化し、健康教育や食育を推進し、保護者とともに成長を支える環境づくりが求められています。
- サービスの存在を知らない、利用方法が分からないという保護者のため、情報発信が必要です。
- 妊娠期からの切れ目のない支援に配慮し、育児不安や疲れによる保護者の心身の負担を軽減し、孤立を防ぐため、母子保健との連携が必要です。
- 市内の保育施設に勤務する保育士が不足しているため、保育士の確保が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 子どもたちの心身の健やかな成長と、安心して子育てができる環境の整備が進められています。

3 基本事業

■基本事業1 保育サービスの充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●子どもが持つ「自ら学び成長する力」を育む、自然保育を推進します。●小学校との連携を深める取組を推進します。●働き方の多様化に対応しつつ、質の高い保育サービスを提供できる体制を整備します。●保護者が不安や孤立を抱えることなく、地域や専門機関とつながりながら、安心して子育てできる環境を構築します。●妊娠・出産・育児の各段階で必要な支援が継続して受けられるよう、関係機関の連携強化と支援体制を推進します。●市内の保育施設で働く保育士を確保する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none">●公立認定こども園運営事業（人材確保）●公立認定こども園運営事業（包括配分）●公立認定こども園維持修繕事業●保育士研修事業●私立認定こども園等運営支援事業（民生）●私立認定こども園等施設整備補助事業●笠間こども園再建事業●私立認定こども園等運営支援事業（教育）●乳児等通園支援事業

■基本事業1の成果指標

●3歳未満児入所者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
298	283	292	292	266	233	254	248	242	242

※3歳未満児入所者数は、第3期いなべ市子ども・子育て支援事業計画に記載している入所予定児童（量の見込み）であり、この人数については、市内において確保すべき受入許容数を指標とした。

2-2 地域における子育て支援の充実

1 現状・課題

- 働き方の変化や高齢化、単身世帯の増加等により地域の結びつきが薄れ、地域における子育て支援の機能が低下しています。
- 少子化や核家族化、共働きの増加などの家庭環境の変化により、身近に相談できる人がいないなど子育て家庭が孤立し、子育てに対する不安や負担を感じやすい親が増えています。
- 自然環境や生活環境が変化する中、子育て中の親子が木や森などの自然に触れる機会が少なくなっており、自然とのつながりを感じることでできる環境整備が求められています。
- ひとり親家庭は、生活面、経済面など多面的な問題を抱えているケースが少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう、精神的や経済的な支援に関する情報や相談支援体制の充実が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 家庭・地域・子育て支援センターが一体となって、子育て世帯を支え、子どもがすくすく育つ環境づくりが進められています。
 - こども計画に基づき、包括的な子育て支援が進められ、「こどもまんなか社会」が実感できる環境整備が進められています。
 - 乳幼児期から木に親しむ機会があり、子どもや保護者が集えるイベントの開催など木育を推進する環境整備が進められています。
 - ひとり親家庭が経済的に自立し、安定した生活の中で児童を健全に育てられる環境づくりが推進されています。
-

3 基本事業

■基本事業1 地域における子育て支援の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の实情に合わせ、子育て家庭が孤立しないよう、家庭・地域・子育て支援センターがそれぞれの機能を発揮するとともに連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進します。 ●子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進します。また、子どもの社会性を育むため、同年代の仲間や地域の人と交流できる場へ参加できる施設や事業の充実を図ります。 ●子ども同士・保護者同士が交流できる場を開設するとともに、乳幼児と保護者がより良い関わり方をできるよう、子育ての相談、情報の提供、助言を行います。また、市民参加による子育て支援を充実させます。 ●子育て家庭や若者等の意見や希望を踏まえ、こども計画に基づき、包括的な子育て支援施策を推進します。 ●自然とのつながりを感じ、豊かな心を育めるよう乳幼児期から木のぬくもりに触れる機会を増やすとともに、子どもや保護者が集える自然体験イベントなど木育を推進する環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーサポートセンター事業 ●こども育ち応援事業 ●地域子育て支援センター事業 ●結婚応援事業 ●子育て相談・情報発信事業（利用者支援事業） ●こども計画推進事業 ●児童手当事業 ●木育推進事業 ●病児・病後児サポート事業

■基本事業1の成果指標

●ファミリーサポートセンター会員数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
401	414	433	477	485	485	485	485	485	485

※地域の子どもの減少が続く中、ファミリーサポートセンターの会員数を維持することは、地域の子育て支援の基盤を保つうえで重要であるため、会員数の現状維持を成果指標とし、支援の輪が途切れないよう努める。

●子育て支援センター利用者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
22,374	25,207	27,250	30,479	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000

※子育て支援センター利用者数は、少子化により減少すると予想されるが、支援センターまで来館しづらい保護者が参加できるよう、地域での活動を増やし利用者数を維持する。

■基本事業2 子どもの居場所づくり

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●小学生児童の健全育成を図るため、放課後や長期休暇における子どもの居場所づくりを進めます。 ●子育て家庭が希望する全天候型、安全安心で気軽に利用できる、木のぬくもりを感じることができる「こども子育て拠点施設」を整備します。 ●中高生等が気軽に利用できる居場所の整備を進めます。 ●こども食堂の推進とこども食堂以外の子どもの居場所づくりや子どもの育ちに必要な事業を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業 ●放課後児童クラブ施設整備事業 ●放課後子ども教室事業 ●こども子育て拠点整備事業 ●こども応援事業

■基本事業2の成果指標

●こども食堂運営補助金活用団体数〈単位：箇所〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	6	7	9	10	11	11	11

※こども食堂は、子どもが地域の人と関わりながら、食事や交流を通じて安心して過ごせる場所で、全ての小学校区に1か所以上の設置を目指しており、その進捗を把握するため、補助金を活用して活動する団体数を成果指標とする。

■基本事業3 ひとり親家庭等への支援の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援や各種手当等の経済支援の充実など、ひとり親家庭に対する生活面、経済面などの多面的支援を行います。 ●ひとり親家庭の児童に対し、負担が大きく生じる入学等の準備のための経済支援を行います。 ●ひとり親家庭が養育費を確実に受け取れるよう支援するため、公正証書の作成費用と養育費保証契約に係る保証料を補助します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当給付事業 ●自立生活支援事業 ●ひとり親家庭支援事業

■基本事業3の成果指標

●養育費公正証書等作成補助金交付申請件数〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	4	5	6	7	8	9

※養育費の取決めは、子どもの生活を支える大切な権利で、公的支援と養育費は両立して活用すべきものである。公正証書等の作成費用の補助は、養育費の確保を支援し、家庭の経済的基盤の安定を図るものであり、この取組の成果を補助金の交付件数で把握する。

2-3 子どもの発達を支えるチャイルドサポートの充実

1 現状・課題

- 本市では、母子保健、保育、教育、福祉、医療が連携し、子どもの発達について途切れない支援を提供するシステムを構築しています。
- 全ての子どもがともに育つインクルーシブ保育・教育の実現に向けて、こども園等の保育施設や小中学校において、療育支援・発達支援の充実を図っています。
- 発達上の課題を早期に発見して適切に支援するため、継続的に専門職の確保に取り組みながら相談支援体制の充実を図ることが必要です。
- 子どもを取り巻く環境の変化やサービスの多様化等に伴い、医療機関や事業所等の関係機関と連携した一体的な支援が必要です。
- 発達障がいについての理解は進んでいますが、子どもが育つ場における環境の整備や適切な対応については十分とはいえません。子どもが適切に支援されるために、こども園等の保育士や小中学校の教職員の支援力向上に取り組むことが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 子どもの発達に悩みを抱える保護者に対して、専門職が適切なアドバイスや相談・支援を行うことで、子どもが健やかに成長しています。
- 母子保健、保育、教育、障がい福祉、医療が連携し、出生から就労まで途切れのない支援が行われています。

3 基本事業

■基本事業1 チャイルドサポートの充実

事業内容	主な事業
●子どものライフステージにあわせ、母子保健、保育、教育、障がい福祉、医療が連携し、発達に支援を要する子どもを、出生から就労まで途切れなく支援します。	●療育支援事業 ●発達支援事業 ●発達支援医療連携事業

■基本事業1の成果指標

●個別療育を受ける子どもの数（実人数）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
10	28	38	46	40	40	40	40	40	40

※療育については、民間のサービス利用児の増加等の状況から、市が実施する小集団療育の教室数を減らしてきた経緯があるため、従来の小集団療育の指標から、「個別療育を受ける子どもの数」へと変更した。現在、対象が加配保育士による支援を必要とする児童を基本としていることから、その概数を想定した上で指標を設定した。

●医療連携会議で支援を検討した子どもの数（実人数）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	55	68	60	60	60	60	60	60

※医療連携については、「医療連携会議で支援を検討した子どもの数」とし、これまでの実績による実施率をもとに指標を設定した。

2-4 要保護、要支援児童へのきめ細やかな取組の推進

1 現状・課題

- 全国的に児童虐待の相談件数は年々増加しており、本市においても同様に児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、この問題はますます複雑化し、深刻化しています。
- 児童虐待は、子どもの身体的な成長だけでなく、心の発達や人格形成にも深刻な影響を与え、将来にわたり悪影響を及ぼす可能性があります。このため、児童虐待の発生予防、早期発見、迅速な対応が重要です。
- 児童相談所や福祉機関、教育機関、医療機関、警察などと連携し、様々な関係者が持つ専門知識や経験を活かして、虐待から保護が必要な子どもを守るとともに、その家族への支援を包括的かつ持続的に提供することが求められます。
- 支援を必要とする家庭への訪問や相談体制の充実を図っていくことが重要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 児童虐待の発生予防や早期発見の体制が整備され、特に支援が必要な子どもや家庭へのサポートが強化されています。

3 基本事業

■基本事業1 児童虐待防止対策の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●児童虐待は、子どもの心身の発達や人格形成に深刻な影響を及ぼします。育児不安の軽減や児童虐待の早期発見に努め、家庭訪問による支援や養育指導の充実を促進します。●こども家庭センターの機能強化を図り、相談支援体制を充実させます。	<ul style="list-style-type: none">●家庭児童相談事業●要支援児者支援対策事業●助産施設措置事業●母子生活支援施設措置事業

■基本事業1の成果指標

●家庭児童相談室職員の家庭訪問回数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
171	307	375	438	450	450	450	450	460	460

※家庭訪問の回数は、相談体制の充実度や支援が必要な家庭へのアクセス状況がわかること、また、児童虐待の発生予防、早期発見につながることから指標に設定した。

2-5 子どもと母親の健康の確保

1 現状・課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加により、育児環境は大きく変化しています。
- 妊産婦の健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及や保健指導を推進して、母親が安心して妊娠・出産・育児できる環境整備が必要です。
- 住み慣れた地域で安心して子どもを育てられるよう、相談・指導の支援体制を充実させるとともに質を向上させる必要があります。
- 乳幼児期からの正しい食習慣の定着に向け、離乳食に関する学習機会や適切な情報提供を拡充し、健康的な成長を促進する必要があります。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 母子保健に係る事業の実施や関係機関との連携により、子どもを安心して産み育てることのできる環境が整備されています。
- 「こんにちは赤ちゃん訪問」はいなべブランドとして定着していますが、デジタル化が進み、母子に必要な情報がより迅速に届くようになっています。

3 基本事業

■基本事業1 子どもと母親の健康の確保

事業内容	主な事業
●保健師や栄養士が教室や自宅訪問を行い、相談・指導を提供することで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦応援事業 ●産後ママ・赤ちゃん支援事業 ●子どもの健診・教室事業 ●出産・子育てよりそい支援事業

■基本事業1の成果指標

●こんにちは赤ちゃん訪問率（各年）（訪問した赤ちゃんの数／出生数）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
90.0	93.2	97.4	97.6	100	100	100	100	100	100

※いなべ市は新生児から乳幼児の定期的な全数把握を行っており、今後も継続する指標を設定した。

●妊娠8か月教室の満足度5（最高点）の割合〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	74.4	75.0	75.0	77.0	79.0	81.0	83.0

※令和6（2024）年8月から、現状（相談＋沐浴体験）と同じ教室運営を開始した。

2-6 ウェルビーイング溢れる学校の創造

1 現状・課題

- 目の前の子どもの姿を出発点とし、「一人ひとりを大切に授業づくり・集団づくり」と「地域に根ざした教育活動」に、学校、保護者、地域が一体となって取組を重ねてきました。本市の子どもたちの「基本的自己肯定感(自己受容)」と「社会的自己肯定感」をバランスよく涵養し、学校生活に満足感を持つことができるよう、今後も継続した取組が必要です。
- 「生き抜く力(智)・生き合う力(絆)・生き拓く力(志)」の3つの力を育み、義務教育9年間の学びと育ちをつなぐ教育を推進するため、小中一貫教育による学校づくりを進めてきました。今後はさらに、小中学校・こども園・家庭・地域がつながり、非認知能力の育成に向け、乳幼児期から学童期をつなぐ一貫した保育・教育の推進に向けた体制づくりが必要です。
- コミュニケーション能力の低下、それに基づく人間関係の希薄化、個の確立ができてにくいなどの課題がみられる中、対話や協働、学び合いや教え合い等を通じて、教育活動における児童生徒の関わりを充実させることが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿(施策の目的)

- 乳幼児期から学童期をつなぐ一貫した保育・教育の実践を通して、質の高い深い学びが実現し、「生き抜く力(智)・生き合う力(絆)・生き拓く力(志)」が育まれ、ウェルビーイング溢れる学校が創造されています。
- 一人ひとりの状況を的確に把握し、個に応じた適切な支援を行うことで、全ての子が安心して学べる学級、学校づくりが実現しています。
- 全ての教育活動において人権教育を進めるとともに、人権尊重の意識と実践行動力を養うことで、人権文化を構築する主体者が育まれています。
- 市の教育水準の向上が図られるとともに、教職員の専門的知識・技能が高まり、資質及び指導力の向上が図られています。

3 基本事業

■基本事業1 自律と共生を育む教育の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの良さや可能性を生かすことを大切に教育を進めるとともに、関係機関と連携・協働することで、支援が必要な子どもの成長を促します。 ●子どもたちの育ちを人権の視点で捉え、中学校区において園小中の連携を進めるための研修会を実施します。また、各校の取組の交流や話し合いを通じて、はじめ等の人権問題についての感性と実践行動力を養います。 ●温水プール水泳授業、社会見学等の校外活動、中学校の部活動等の体験活動や、地域の方々をはじめ各専門分野で活動されている様々な大人との出会い・交流の機会を保障し、豊かな人間性を育みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校児童・生徒対策事業 ●特別支援教育推進事業 ●人権教育推進事業 ●生徒指導事業 ●夢・未来プロジェクト2030事業 ●部活動振興事業 ●楽器寄附受入事業 ●社会体験推進事業(小学校) ●社会体験推進事業(中学校)

■基本事業1の成果指標

●不登校に関する研修会参加者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
43	64	50	46	50	50	50	55	55	60

※不登校・特別支援教育の研修に参加し、教員の指導力及び対応力を高めることは、「一人ひとりを大切にした教育」の推進につながると考えるため、この指標を設定した。また、本テーマに関する研修の重要度も高まっていることから、この研修を受講する教員を増やすために、毎年目標人数も増加させた。それぞれの研修の参加者を明確にするために、不登校と特別支援教育の指標を別々にした。

●特別支援教育に関する研修会参加者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	153	209	194	219	220	220	230	230	240

※不登校や特別支援教育の研修に参加し、教員の指導力及び対応力を高めることは、「一人ひとりを大切にした教育」の推進につながると考えるため、この指標を設定した。また、本テーマに関する研修の重要度も高まっていることから、この研修を受講する教員を増やすために、毎年目標人数も増加させた。それぞれの研修の参加者を明確にするために、不登校と特別支援教育の指標を別々にした。

●中学3年生の他者を尊重し協働する力（肯定的回答生徒数／総生徒数）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
80.8	82.6	86.3	96.9	97.5	100	100	100	100	100

※人権教育を推進することで、指標にある「他者を尊重し協働する力」が育まれることにつながると考え、この指標を設定した。全国学力・学習状況調査「授業や学校生活では、友達や周りの人の考え方を大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。」の回答に基づく割合。

■基本事業2 教育力・授業力の向上

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●ICT教育や外国語教育、読書活動等がより充実するための学習環境を整備するとともに、教師の授業力・指導力の向上を図ります。 ●客観的データ(学力調査・アンケート調査)を活用し、学習意欲の向上や居心地のよい学級集団づくりに活かします。 ●教職員研修の充実により、今日的な教育課題やいなべ市独自の教育課題の調査・研究を進めるとともに、教職員一人ひとりの資質及び指導力の向上を図ります。 ●乳幼児期から学童期を見通した連続性・一貫性のある学習指導・生徒指導の充実に向けた研究を進めます。また、5歳児から小学校1年生までの架け橋期の保育教育の充実に向け、園小が協働して「架け橋プログラム」を推進します。 ●各校の地域的な特色を生かしたテーマ(環境、食育、国際理解、福祉など)による学習活動の充実を図ります。また、地域の方々が教育活動への参画する機会を計画することで、地域との交流促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領改訂事業 ●学校ICT活用事業 ●GIGAスクール構想整備事業 ●外国人英語指導事業 ●小中一貫教育推進事業 ●学校図書館事業 ●教育総合研究所事業 ●未来いなべ科事業(小学校) ●未来いなべ科事業(中学校)

■基本事業2の成果指標

●中学3年生の学びに向かう主体性(肯定的回答生徒数/総生徒数)〈単位: %〉

第2次実績値(年度)					第3次目標値(年度)				
令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)	令和12(2030)
87.0	81.8	89.0	88.9	85.7	90.0	90.0	92.0	92.0	94.0

※小中一貫教育において、連続性・一貫性のある学習指導を推進することで、指標にある「学びに向かう主体性」が育まれることにつながると考え、この指標を設定した。全国学力・学習状況調査「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか。」の回答に基づく割合。

●研修会参加者が受講内容を授業や校務で役立っていると回答している割合(各年)〈単位: %〉

第2次実績値(年度) ※令和7は目標値					第3次目標値(年度)				
令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)	令和12(2030)
95.0	87.0	99.6	97.3	100	100	100	100	100	100

※研修会参加者が受講内容を日々の実践等につなげることは、教員の指導力を向上させるとともに、児童生徒の学習意欲や仲間づくりを向上させることにつながると考えるため、この指標を設定した。

2-7 学校教育環境の充実

1 現状・課題

- 学習環境の整備や、きめ細やかな教育を推進するための人的配置が必要です。
- 児童生徒の健康保持・増進を図るために、健康状態を把握し、必要な指導・助言を行うことで、健やかな学校生活を送れるようにすることが必要です。
- 義務教育に必要な経費を支援し、児童生徒が安心して教育を受けられる状況を保障することが必要です。
- 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に社会総がかりで対応していくためには、地域と学校の連携協働体制の整備が必要です。また、未来の創り手を育て「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、「地域とともにある学校づくり」と「学校教育を通じた地域づくり」の一体的な推進と一層の充実が必要です。
- 学校から離れた立地にある地区、小学校の統廃合及び分校の廃止に伴い、通学が困難な児童生徒に対してスクールバスを運行し、安全な通学を支援することが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 児童生徒が安心して過ごせる学習環境が保障され、意欲的に教育を受けることができています。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進・充実によって、学校と地域が子どもたちの夢と健やかな成長を応援するためにつながり、豊かな学びが創造されています。
- 北勢中学校、藤原中学校、十社小学校、員弁西小学校及び藤原小学校の一部の地区において、スクールバスによる通学が行われています。

3 基本事業

■基本事業1 学校教育環境の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">● 授業に関わること、通学または健診に関する事など、それぞれの事業で児童生徒及び保護者が安心して就学できるような教育環境を整えます。● 学校と地域が一体となった教育活動を推進するために、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)」と「地域学校協働委員会(学援隊含む)」の充実を図ります。● 必要な小中学校に対し、安心安全な通学を保障するためスクールバスを運行します。	<ul style="list-style-type: none">● 学校支援事業● 教育振興事業(小学校)● 教育振興事業(中学校)● 就学前検診事業● 学校検診事業(小学校)● 学校検診事業(中学校)● 就学扶助事務(小学校)● 就学扶助事務(中学校)● 地域学校協働事業● スクールバス運行事業

■基本事業1の成果指標

●中学3年生の社会参画への意思（肯定的回答生徒数／総生徒数）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
48.7	40.4	75.1	84.1	85.2	88.0	88.0	90.0	90.0	92.0

※地域（家庭）と学校の連携協働体制の整備と協働活動を充実させるために、地域学校協働事業を推進している。
 この活動を通じて、学校と地域住民（保護者）が協働している様子を実感することで、指標にある「社会参画への意思」が育まれることにつながると考え、この指標を設定した。全国学力・学習状況調査「地域や社会を良くするために、何かしてみたいと思いますか。」の回答に基づく割合。

2-8 学校環境整備の充実

1 現状・課題

- 学校施設は、耐震補強は完了していますが、老朽化のため、改築や改修が必要です。学校施設は子どもたちが安全に安心して過ごす場所であるため、また、災害時に避難場所として機能するため、長寿命化やバリアフリー化を伴う工事を順次進めることが必要です。
- 大安学校給食センター及び藤原学校給食センターから小学校7校と中学校4校に給食を供給していますが、北勢町内の4小学校は自校式給食となっています。自校式の4小学校の調理室及び調理設備は老朽化しており、給食施設の統合も含めた検討が必要です。子どもたちの心身の健康と正しい食習慣の定着につながる、安全・安心な学校給食の提供が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 児童生徒が安心、安全で快適に過ごせる学校環境が確保されています。
- 安全、安心な学校給食を安定的に供給しています。

3 基本事業

■基本事業1 学校環境整備の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設を適正に維持管理し、児童生徒が安心して過ごせる環境を確保します。 ● 老朽化した学校施設の改築・改修を進め、児童生徒の安全を確保します。 ● 安全で安心な学校給食を安定的に提供する体制を維持します。 ● 学校給食費の公会計化に伴い、物価高騰等の影響に対応し、安定的に学校給食を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立小学校管理事業 ● 公立小学校施設整備事業 ● 公立中学校管理事業 ● 公立中学校施設整備事業 ● 学校給食管理事業 ● 学校給食施設整備事業

■基本事業1の成果指標

● 小学校特別教室空調設備設置率（校舎）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
36	36	36	36	45	45	54	54	63	63

※空調設備については、屋内運動場は令和7（2025）年及び令和8（2026）年に100%完了予定のため、小学校校舎特別教室のみの整備率とした（普通教室は整備済）。設計と工事に2年かかることから2年間の目標値は同じとなる。

● 多機能トイレ設置数（校舎及び体育館30か所）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
19	19	19	21	24	25	26	27	28	29

※トイレ洋式化率については、学習面により和式トイレを残している学校もあるため、多機能トイレ整備率を成果指標とした。多機能トイレは、日常でも避難所開設時でも誰もが安心して利用できるため整備が必要。

2-9 総合的なスポーツの推進

1 現状・課題

- 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など、スポーツは市民の生活を豊かにします。市民のスポーツに対する要求や市民の安全な利用のために、改修を含めた施設の適正な維持管理業務が必要です。
- スポーツやレクリエーション活動の目的や内容が多様化する中で、幅広い世代の市民の自主的なスポーツ活動を支援するとともに、スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。
- 全国大会や美し国三重市町対抗駅伝など、全国や県で開催されるスポーツ大会に出場する団体や青少年に対する支援が必要です。
- 幼少期における水難事故を未然に防ぐため、正しい知識を得ることができる環境が求められています。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 市民が気軽にスポーツを親しむことができるよう、ニュースポーツや体力づくりを行うための機会及びスポーツ推進委員による指導体制が確立されています。
- スポーツ施設が適正に維持、管理され、市民が安心してスポーツを楽しんでいます。
- 全国大会等に出場する団体や青少年に対し、支援を行っています。
- 水の安全について正しい知識を持つことにより、市民の水難事故を未然に防ぐことができます。

3 基本事業

■基本事業1 生涯スポーツの充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い世代が多様なスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ推進委員とともにニュースポーツの普及・啓発を行います。 ●全国大会等に出場する団体や青少年に対し、出場に係る経費を支援します。 ●水の事故をゼロにするため、水の安全について正しい知識を学ぶ機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ推進委員活動事業 ●海洋センター事業 ●地域スポーツ推進事業 ●全国大会等出場褒賞事業 ●スポーツ団体支援事業

■基本事業1の成果指標

●スポーツイベント参加者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
318	454	1,467	1,088	1,100	1,130	1,160	1,190	1,220	1,250

※市及び委託団体が行うイベントや各種講習会の参加者数を指標とした。「スポーツイベントの参加者数」について、令和5（2023）年度はスポーツ団体向けの各種大会を開催したが、一般参加ができないとの意見が多くあった。そのため、令和6（2024）年度は一般の方にスポーツを親しむ会として1日のイベントとした。今後このスタイルで推進するため、令和6（2024）年度を基準とした。

●ニュースポーツ、軽スポーツ講習会年間参加者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
126	623	724	1,094	900	910	920	930	940	950

※令和6（2024）年度はスポーツテスト（スポーツ庁調査）の開催により通常より200人増となった。次回開催は不明であるため、令和7（2025）年度以降はその人数を除いて指標を設定した。

■基本事業2 スポーツ施設運営の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●市民のスポーツ活動の充実を図るため、施設の整備または修繕を行います。 ●市民が安全にスポーツを楽しめるよう、施設を適正に維持管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●体育館運営事業 ●運動場運営事業 ●テニスコート運営事業 ●野球場運営事業 ●プール・艇庫運営事業 ●スポーツ施設修繕事業 ●温水プール運営事業

■基本事業2の成果指標

●スポーツ施設年間利用者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
201,006	176,982	243,217	249,651	250,000	250,500	251,000	251,500	252,000	252,500

※スポーツ施設（学校施設利用者含む）の利用者を指標とした。

2-10 歴史文化・芸術の充実

1 現状・課題

- 文化芸術活動を行うことは、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力になるので、その芸術文化に触れる機会及びその成果を発表する場や機会が必要です。
- 市内の文化財や天然記念物等について、適切な保護及び保存が必要です。
- 旧町史の編さん以降、地域で残されている史資料が急速に失われつつあり、これらの資料を保存し、市民の共有の財産として後世に伝えることが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 文化芸術活動によって幅広い世代の市民が人生の豊かさを実感できるよう、行政がその活動を支援しています。
- 市民、行政、専門家が連携して文化財を適切に保護するとともに、文化財への理解と愛着を深めるため、市の広報活動や魅力発信のための事業に活用しています。
- 市史の刊行により、学校教育や社会教育など多くの学習の機会に利活用され、市民の郷土への理解と愛着が深まっています。

3 基本事業

■基本事業1 文化芸術活動の推進

事業内容	主な事業
●市民と行政が連携し、文化意識の高揚とふるさと意識の醸成により、多彩で個性ある文化の創造を図ります。	●文化芸術活動促進事業

■基本事業1の成果指標

●市民祭作品出展者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
445	451	457	418	420	425	430	435	440	445

※市民の日ごろの学習成果を発揮できる場を提供しているため、その出展者を指標とした。作品出展者数は今後減少が見込まれるが、目標値は微増に設定した。

●市民祭舞台発表出演者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
362	404	521	571	575	580	585	590	595	600

※市民の日ごろの学習成果を発揮できる場を提供しているため、その出演者の数を指標とした。舞台発表出演者数は今後減少が見込まれるが、目標値は微増に設定した。

■基本事業2 文化財の保存活用支援

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●市民、行政、専門家が連携して、文化財を適切に保護します。 また、文化財への理解と愛着を深めるために広報事業等を活用して魅力を発信していきます。 ●市民の共有の財産として後世に伝えるため、市史編さんを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市史編さん事業 ●埋蔵文化財調査記録保存事業 ●文化財保存活用支援事業 ●文化資料保存施設運営事業

■基本事業2の成果指標

●郷土資料館入場者数〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	1,058	2,676	2,700	2,710	2,720	2,730	2,740	2,750

※郷土資料館（令和5（2023）年開館）の入場者を指標とした。

2-11 自然環境の保全・充実

1 現状・課題

- 藤原岳を中心とした鈴鹿山系の動植物や岩石、化石等の標本や小動物の生体を展示し、一般市民を対象とする自然教室で自然に親しむ機会を増やすとともに、四季折々のいなべの自然をホームページ等で紹介しています。
- 若い世代が自然を学ぶ場として、児童や生徒たちの自然科学作品展や研究発表会等を継続的に開催することが必要です。
- ふるさとの森や大井田西部公園等において、多様な植物の植栽や市内に生息する魚類が見られる自然水族館を整備し、子ども連れの親子が訪れ、市民に学びの場、憩いの場となっています。
- ふるさとの森は、「生物多様性の保全が図られている区域」として環境省から「自然共生サイト」の認定を受け、大井田西部公園とあわせて、これまでと同様に継続的な維持管理作業が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 市民や市内小学校の児童たちがふるさとの自然環境を学び、観察できる環境が整備され、自然に親しむ機会が提供されています。
- 動植物など自然に関する情報をホームページ等で積極的に発信することで、身近な自然に親しむ子どもたちが増えつつあります。

3 基本事業

■基本事業1 自然環境の保全

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然共生サイト ふるさとの森及び大井田西部公園の適切な維持管理を行い、自然教室等で活用することで、自然の素晴らしさを再発見し、誰でも気軽に自然を学べる場とします。また、ホームページやいなべ市公式 YouTube チャンネル等で自然情報を発信します。 ● 開発によって失われる植物を自然共生サイト ふるさとの森へ移植するなど希少動植物の保全にも取り組みます。 ● ネコギギ保護増殖の取組では、生息状況調査や飼育増殖、試験放流などを行い、次の世代につながる川づくりと地域づくりの取組を継続的に進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさとの森公園管理事業 ● 大井田西部公園管理事業 ● 希少動植物保全事業 ● 国重要文化財等保存活用促進事業

■基本事業1の成果指標

- 市ホームページ内「いなべ市の自然」の各ページのアクセス件数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
26,031	13,625	15,760	21,976	17,800	17,900	18,000	18,100	18,200	18,300

※新型コロナウイルス感染症対策の影響が考えられる期間（令和2（2020）年度～令和3（2021）年度）を除き、令和4（2022）年度～令和6（2024）年度の平均値17,760人を目標値に設定。

■基本事業2 自然学習施設の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●動物、植物、岩石等様々な分野の自然教室を開催し、いなべ市の豊かな自然環境を紹介し、自然に触れ合う機会を提供します。 ●写真パネルや標本展示の他、淡水魚や小動物の生体常設展示をとおして、特に子どもたちが実物を見て学ぶ機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●藤原岳自然科学館博物展示事業 ●藤原岳自然科学館自然教室事業 ●屋根のない学校事業

■基本事業2の成果指標

- 自然教室参加者（科学館+屋根）アンケート満足度調査で「大変よかった・よかった」の割合〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	70	72	74	76	78	80

2-12 青少年の夢を育む地域づくりの推進

1 現状・課題

- 人々の意識や価値観の多様化に加え、近年では地域のつながりの希薄化等により、異年齢の子どもや大人との交流が減っているため、青少年の様々な体験の機会が必要です。
- スマートフォン等情報機器保有の低年齢化やSNSをはじめとする情報取得手段の多様化により、問題行動の低年齢化や規範意識の低下が課題となっています。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 家庭、学校、地域、関係機関等の連携により、地域社会及び家庭における教育力の再生・向上が図られています。
- 地域や家庭、関係機関との連携により、様々な体験活動が行われ、感性豊かな子どもの育成が行われています。

3 基本事業

■基本事業1 青少年健全育成の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●地域や家庭、関係機関等と連携を図り、地域社会及び家庭における教育力の向上に取り組みます。 ●子どもの社会性や協調性、自立性を育み、様々な体験の機会の創出を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年健全育成事業 ●二十歳の記念式典事業 ●集会所管理事業

■基本事業1の成果指標

●青少年育成市民会議諸事業への市民参加者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	6,952	7,026	7,377	7,400	7,450	7,500	7,550	7,600	7,650

※青少年育成市民会議が開催する諸事業への参加者数を指標とした。

2-13 生涯学習の充実

1 現状・課題

- 市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことができる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりが求められています。
- インターネット及びスマートフォン等の移動端末の進展にともない、読書習慣の減少や活字離れが進む中、読書活動の重要性の理解と習慣化が必要です。
- 国際化社会に対応していくため、国際感覚を持った人材の育成が必要です。
- 市内に設置されている文化施設、公民館、図書館等について、適正な維持管理が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 生涯学習講座や各種講座等の開催によって多様な学習機会が提供され、幅広い世代における市民の学習の機会が提供されています。
- 読書活動の多様化に対応した環境づくりが行われています。
- 国際化に対応した人材の育成により、中学生の国際感覚が向上しています。
- 施設及び附属施設等の維持管理並びに施設貸出業務が適切に行われ、安全で快適に利用されています。

3 基本事業

■基本事業1 学びの機会の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な学習機会を提供し、幅広い世代において生涯学習を通じた人づくりを推進します。 ● 市内在住の外国人と触れ合う事業や外国語講座の開講、中学生の海外ホームステイ事業を実施する団体を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育委員活動事業 ● 国際交流支援事業 ● 青少年国際交流支援事業 ● 生涯学習活動推進事業

■基本事業1の成果指標

●生涯学習講座参加者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
364	1,118	1,101	1,049	1,000	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200

※幅広い世代における市民の学習、教養及び技能習得の機会が提供されるよう、講座（市民大学講座）の参加者を指標とした。

■基本事業2 生涯学習施設の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習施設予約管理システム等及び施設受付業務を適切に運用することで利便性の向上を図り、施設の利用に対する環境の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館活動推進事業 ●北勢市民会館管理事業 ●員弁コミュニティプラザ管理事業 ●大安公民館管理事業 ●藤原文化センター管理事業 ●社会教育施設整備事業

■基本事業2の成果指標

●文化施設利用者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
60,823	88,756	106,255	109,980	110,000	111,000	112,000	113,000	114,000	115,000

※北勢市民会館、員弁コミュニティプラザ、大安公民館、藤原文化センターの利用者数を指標とした。

■基本事業3 図書館の利便性向上

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●一元管理している図書館の資料情報を活用して、利用者の利便性を向上する取組や読書活動の推進を進めるとともに、利用しやすい図書館環境の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館利用促進事業 ●北勢図書館事業 ●員弁図書館事業 ●大安図書館事業 ●藤原図書館事業

■基本事業3の成果指標

●インターネットを利用した図書館書籍予約件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
6,218	4,722	4,092	4,273	4,300	4,350	4,400	4,450	4,500	4,550

●図書館の貸出利用登録者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
19,445	20,026	11,439	12,020	12,100	12,200	12,300	12,400	12,500	12,600

※インターネットを利用した図書館書籍予約件数及び図書館の貸出利用登録者数を指標とした。

第3章 いつまでも笑顔で暮らせるまち

3-1 地域医療体制の充実

1 現状・課題

- 市内中核病院では、大学との連携協定や寄附講座開設等の施策により、内科医不足は改善されつつあります。しかし、一部診療科において医師の確保が難しく、十分な医療が受けにくい場合があります。
- 休日、夜間のけがや発熱等、軽度の救急患者が、入院を要する救急医療を担う二次救急医療機関の休日・夜間診療を圧迫しています。二次救急医療機関の負担が大きくなるよう、一次救急と二次救急の役割を明確にすることが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 住み慣れた地域で安心して暮らせる医療体制が構築されています。

3 基本事業

■基本事業1 救急医療体制の確保

事業内容	主な事業
●市内中核病院の運営を支援することで、救急医療体制を確保し、休日及び夜間における急患診療体制の充実を図ります。	●救急医療体制整備事業

■基本事業1の成果指標

●病院群輪番制病院の救急車搬送件数〈単位：回〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
1,046	1,201	1,086	1,198	1,200	1,210	1,220	1,230	1,240	1,250

※救急車の受入（搬送）の増加が、救急医療体制の充実につながることから目標に設定した。

■基本事業2 医療従事者の確保

事業内容	主な事業
●医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療の課題解決に向けた検討を進めることで、地域医療体制の充実を図ります。	●医療従事者緊急確保対策事業

■基本事業2の成果指標

●病院群輪番制参加病院の研修医を除く常勤医師数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
26	25	27	25	25	25	25	25	25	25

※全国的に医師不足の中ではあるが、医師を減らさず、現状を維持する。

●奨学金の貸付者数（累計）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
22	23	25	27	28	29	30	31	32	33

3-2 生涯を通じた健康づくりの推進

1 現状・課題

- 生活習慣の変化等から、全国的にがんのり患者、死亡者が増えています。本市の検診は、いなべブランドに認定されているように、受診環境の改善を日々行うことで、県内でも高水準の受診率を維持していますが、未受診者への働きかけの強化など、さらなる取組も必要です。
- 若い世代から働く世代に向けての健康づくりが、将来、健康寿命の延伸や介護予防につながります。健康への気づき、実践につながるきっかけとするため健康アプリの普及を進めています。
- 「日常生活の中」において、「楽しみながら」「継続して」「運動を習慣化する」といった健康づくりに取り組めるIT技術を利用したこの健康アプリは、いなべブランドに認定されています。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 気軽に検診を受けられる環境が整備され、受診率が向上しています。
- 病気の早期発見、早期治療が市民の間に定着しています。
- 多くの市民が健康アプリを利用することで、健康意識が高まり、運動習慣が定着しています。

3 基本事業

■基本事業1 疾病の早期発見・早期治療の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が効率よく検診を受けられる体制を整えるとともに、受診後のフォローアップ体制を充実させ、必要な支援を適切に提供することで、疾病の早期発見と治療につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●検診・疾病対策事業

■基本事業1の成果指標

- 大腸がんの要精密検査の受診率（要精密検査受診者数／要精密検査対象者数）（各年）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
65.8	67.0	68.0	62.0	75.0	76.0	76.0	77.0	77.0	78.0

※検診によって隔年受診が推奨されているものや、市町によって検査方法が異なるものがあるため、国や他市町と受診率が比較しやすく毎年検査が推奨されている大腸がんの要精密検査受診率を指標とした。

- 大腸がん検診受診率（受診者数／受診対象者数）（各年）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
15.8	13.4	13.1	12.6	16.0	16.1	16.2	16.3	16.4	16.5

※検診によって隔年受診が推奨されているものや、市町によって検査方法が異なるものがあるため、国や他市町と受診率が比較しやすく毎年検査が推奨されている大腸がん健診の受診率を指標とした。

■基本事業2 感染症の予防

事業内容	主な事業
●子どもの予防接種率の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、感染症予防に関する正確な情報を市民へ発信します。	●こども予防接種事業 ●成人感染症予防事業

■基本事業2の成果指標

●MR（麻疹、風疹混合ワクチン）2期の接種率（接種者数／接種対象者数）（各年）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
95.3	90.6	94.9	93.4	95.0	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0

※麻疹は感染力が強く、重症化のリスクが高いため接種により感染率を低減させる必要がある（国の指標：95％）ため、指標に設定した（成人の予防接種は、個人の判断での接種となるため接種率の指標は設定しない）。

■基本事業3 健康づくりの推進

事業内容	主な事業
●健康アプリの活用推進とポピュレーション事業の実施を通じて、年齢を問わず誰もが気軽に、楽しく健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。	●健康づくり事業

■基本事業3の成果指標

●健康増進事業に参加する市民の数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
107	1,708	2,261	2,368	2,380	2,390	2,400	2,410	2,420	2,430

※参加者を増やすことで、健康習慣の改善や疾病予防につながる可能性がある。従来は関連事業も計上していたが、今回から健康推進課が主催する事業における参加者の増加を図る指標とした。

3-3 高齢者が笑顔で自分らしく暮らせるまちづくりの推進

1 現状・課題

- 地域包括ケアシステムを深化・推進するため、介護予防・日常生活支援総合事業（平成 28（2016）年 4 月～）、地域ケア会議の推進（平成 27（2015）年 4 月～）、在宅医療・介護連携推進事業（平成 26（2014）年 6 月～）、生活支援体制整備事業（平成 28（2016）年 4 月～）、認知症総合支援事業（平成 28（2016）年 10 月～）、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（令和 4（2022）年 4 月～）に取り組んでいます。
- 高齢化が進む中で認知症の方も増えてきており、令和 22（2040）年には 65 歳以上の 27.8%の方が認知症または軽度認知障害（MCI）になると予想されています。認知症が原因で行方不明になるおそれがある高齢者と家族を支援するため、見守り体制の強化を図ることが必要です。その仕組みの一つである、認知症高齢者等 SOS ネットワークに身元情報を登録することで、行方不明になった際の捜索に役立てることができます。また、GPS 端末機を購入した場合にその費用の一部を補助したり、個人賠償責任保険の加入を補助したりするなど、費用面での支援も実施しています。
- 令和 7（2025）年は「団塊の世代」が後期高齢者になり、4 月現在の高齢化率は 28.13%になりました。さらにその先の「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上になる令和 22（2040）年には 32.2%となる見込みです。今後、高齢者の一人暮らし・高齢者のみの世帯が増え、福祉委員会等の地域での見守り・支え合いが重要になります。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで、制度・分野ごとの「縦割り」や「世代」、「支え手」、「受け手」という関係を越えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、市民一人ひとりが暮らし生きがいを持って、地域をともに創っています。

3 基本事業

■基本事業 1 高齢者の包括的な支援の充実

事業内容	主な事業
● 高齢者等の多様化するニーズや多くの問題を抱えた世帯からの相談等にも対応できるよう、相談支援体制の充実と、医療・介護・保健の連携体制の強化など、地域包括支援センターの機能強化を図ります。	● 地域包括支援センター運営事業 ● 在宅医療・介護連携推進事業 ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

■基本事業1の成果指標

●地域包括支援センターにおける総合相談件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
3,471	3,923	3,573	3,370	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000

●在宅医療・介護連携研修会の参加者数〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
385	281	479	408	420	450	450	470	470	500

※いなべ地域在宅医療・介護連携支援センターの実施する研修会への専門職の参加者数により、在宅医療・介護連携推進事業を評価。

●健康不明者訪問数〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	38	38	35	35	33	33	33	30

※健康不明者訪問数により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を評価。健康不明者が減るということは健康状態を把握できているということなので、訪問数が減る目標とした。

■基本事業2 高齢者がいつまでも地域で安心して自分らしく暮らすための支援

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症ケアに関する専門職や生活支援コーディネーターの配置によるネットワークの構築、地域での見守り活動の推進 ●認知症等の早期発見、虐待の防止及び生活支援サービスの充実など、高齢者が安心していつまでも住み慣れた地域で生活できる環境づくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症総合支援事業 ●地域力強化推進事業 ●在宅老人福祉事業 ●成年後見制度事業 ●老人短期保護事業 ●老人福祉施設保護措置事業

■基本事業2の成果指標

●認知症サポーター数（累計）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
9,615	9,925	10,443	10,783	10,900	11,000	11,300	11,400	11,600	11,800

●見守りネットワーク協力団体数（各年）〈単位：団体〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
332	337	363	343	360	365	370	375	380	385

●認知症高齢者等 SOS ネットワーク新規登録者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
15	22	26	32	25	25	25	30	30	30

※SOS ネットワーク事前登録者数は、状況変化により登録を抹消することもあり、新規登録があっても総数が増えるわけでもないため、従来の事前登録者数から新規登録者数に変更する。認知症高齢者等 SOS ネットワーク新規登録者数は、同じ人口サイズの他市の状況を確認し、目標値を設定した。

■基本事業3 高齢者の元気づくりの推進

事業内容	主な事業
<p>●高齢期になっても、就労や社会参加の機会を保ちながら、介護予防や認知症予防に取り組み、心身ともに元気で、生きがいを持っていつまでも住み慣れた地域で生活できる体制づくりを行います。</p>	<p>●介護予防推進事業</p> <p>●シルバー人材事業</p> <p>●老人福祉施設センター等管理事業</p> <p>●敬老事業</p>

■基本事業3の成果指標

●元気リーダーコース参加者数（累計）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
33,280	41,058	42,805	44,228	45,000	45,500	46,000	46,500	47,000	47,500

●シルバー人材センター登録会員数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
687	691	683	684	685	685	685	690	690	695

3-4 高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進

1 現状・課題

- 令和7(2025)年4月現在の要介護認定率は16.1%で、全国及び三重県平均を下回る数値で推移しています。
- 認定率は横ばいですが、高齢化の進行が続いており、後期高齢者数の増加や認知症高齢者数の増加等により、要介護認定者数は増加傾向にあります。
- 要介護度別の内訳では、要介護1・2の認定者の割合が高く、要支援1・2を含む軽度認定者の増加率が大きくなっています。
- 高齢化が進む一方、現役世代人口が減少するため、介護人材の確保と地域全体での支え合い(互助)の促進が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿(施策の目的)

- 介護(予防)サービスの提供が適切に行われ、高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で、安心して生活できるまちづくりが行われています。

3 基本事業

■基本事業1 予防重視型サービスの充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●介護予防・日常生活支援総合事業の効率的な実施による介護予防の推進と、介護保険サービスの適正な実施による要介護状態の重度化防止を図ります。●保険者機能の強化により、持続可能な介護サービスの提供体制を構築、維持します。●介護初心者向けの講座の開催や研修費用の助成により、介護人材のすそ野拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●介護保険事業●介護サービス給付事業●介護予防サービス給付事業●員弁地区介護認定審査会共同設置事業●介護給付費等費用適正化事業●介護従事者確保事業

■基本事業1の成果指標

●介護認定率（年度末現在）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
15	16	16	16	16	16	16	16	16	16

※従来の指標「地域ケア会議開催件数」から「介護認定率」へと変更した。目標値は、過去の実績値を起点としつつ、今後、65歳以上高齢者数が横ばいで高止まりする中、その中に占める後期高齢者の割合が急増し、介護サービスの需要度がさらに高まるため、現在の認定率を今後も維持していく方向で目標値を設定した。

●介護（予防）サービス給付件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
46,181	46,152	47,083	47,930	48,000	48,500	49,000	49,500	50,000	50,551

●介護に関する入門的研修の修了者数〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	13	12	14	15	15	18	18	20

※介護人材確保に関する課題に対して、介護初心者向けの研修修了者数を増やし、介護助手等として介護施設等で働いたり、地域の助け合い活動団体に参加したりしてもらえる介護人材を養成していくため、成果目標を設定した。

3-5 地域でいきいきと安心して暮らせる障がい者福祉の推進

1 現状・課題

- 障がい者の多様なニーズが増加する中で、障がい当事者とその家族や支援関係機関が抱える課題も複雑化・多様化しています。
- 障がい者の経済的自立に関しては、依然として大きな課題が存在しています。障がい者雇用率は徐々に上昇傾向にあるものの、就労継続支援 B 型事業所における工賃は低水準にとどまっており、特に障がいの程度が重い人にとっては、自立した生活の実現が難しい状況が続いています。
- 障がい者に対する差別や偏見の解消についても、依然として大きな社会的課題となっています。障害者差別解消法の施行により、差別の是正や合理的配慮の推進が図られてきましたが、障がいへの理解不足や無意識の偏見などにより、社会参加や自立の機会が制限される現状があります。
- 障がい福祉サービスの需要が拡大する中、専門的知識と技能を備えた人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。特に地方部においては、都市部に比べて利用可能なサービスの種類や質に格差が存在しており、必要なサービスを受けられる体制づくりが課題です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指し、地域住民一人ひとりが協働し、日々支え合いながら、生活の中に楽しみや生きがいを見出し、生活上の様々な困難を抱えた場合であっても、誰もが社会から孤立することなく、安心してその人らしい生活を送ることができる社会となっています。
- 個人の価値観やライフスタイルの多様化など、社会構造の変化を踏まえ、人と人とのつながりを大切にした多面的かつ柔軟な支援が提供される地域づくり体制が進められています。

3 基本事業

■基本事業1 障がい福祉サービスの充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいに対する正しい理解を深めるため、学校や地域における啓発活動に取り組みます。 ●障がいのある方に対する差別の解消を目指し、虐待防止に関する相談体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応を図ります。 ●障がいの重度化や高齢化といった将来的な課題を見据え、居住支援機能を備えた拠点や支援体制の整備・充実を進めます。 ●就労支援の充実を図るため、就業・生活支援センター及び就労移行支援・就労継続支援事業所の整備・拡充を図ります。 ●障がいのある方が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力、適性等を踏まえた支援を実施していきます。これにあたり、管内の関係事業所と連携し、個々のニーズに即したサービスの提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉事業 ●障害者手当支給事業 ●地域生活支援事業 ●障害者自立支援福祉サービス事業 ●障害者自立支援医療給付事業 ●障害者補装具支給事業 ●障がい者グループホーム整備補助事業 ●障害者介護給付費等支給審査会共同設置事業 ●手話通訳者等派遣事業

■基本事業1の成果指標

●相談支援件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
19,973	14,768	14,929	16,307	16,500	16,700	16,900	17,100	17,300	17,500

※相談支援件数が増加することで、障がい福祉サービスのニーズの把握が可能となり、必要なサービスを提供する体制の整備促進につながり、地域で安心して暮らせる障がい者福祉の推進につながる。

●障がい福祉サービス等利用者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
5,983	6,343	7,347	7,452	7,460	7,650	7,750	7,850	7,950	8,050

3-6 地域の助け合いによる福祉の充実

1 現状・課題

- 少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、社会環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。
- 住民主体による互助の体制を構築するため、自治会単位での「福祉委員会」の設置やボランティア活動団体等との環境づくりを進め、支え合える地域づくりを進めていくことが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 市民・福祉団体関係・社会福祉協議会・行政などが協力して、「助け合い」「支え合い」の取組を展開し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っています。

3 基本事業

■基本事業1 地域福祉活動の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民による自主的・自発的な地域福祉活動のために、「民生委員・児童委員事業」をはじめ、「社会福祉団体事業」を担っている社会福祉協議会を支援します。 ● 地域活動推進のために、市民が互いに協力し、主体的な福祉活動が展開されるよう、社会福祉協議会を通じて、民生委員が参加する福祉委員会をはじめとした地域福祉活動の各種機会の提供や民生委員による一般相談をはじめ、各種相談事業を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉団体事業 ● 戦傷病者・戦没者遺族等援護・追悼事業 ● 民生委員・児童委員事業 ● 保護司会事業 ● 地域自殺対策事業

■基本事業1の成果指標

●民生委員から地域包括支援センターへの相談件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
187	178	177	214	215	220	225	230	235	240

※民生委員は地域に密着して活動しており、地域包括支援センターは専門性を活かして具体的な支援策を提供するという地域福祉において互いに補完する関係である。この両者が連携することにより、支援の漏れ防止、重複回避、地域住民への安心感の提供、支援をタイムリーに届けることが可能となる。このため、両者の連携度合を数値化するため、民生委員から地域包括支援センターへの相談件数を指標とした。

3-7 社会保障制度の健全で円滑な運用

1 現状・課題

- 平成 30(2018)年度より、三重県が財政運営の責任主体となり、「三重県国民健康保険運営方針」に基づく運営を実施しています。
- 「三重県国民健康保険運営方針」に基づき、令和 11(2029)年度の標準保険料率への統一に向け、国保税率の段階的引上げを実施しています。
- 令和 6(2024)年 12 月より「マイナ保険証」の本格実施が開始となるとともに、令和 7(2025)年度には自治体基幹システムの標準化システムへ移行します。
- 令和 8(2026)年度より「子ども・子育て支援金制度」の財源の国保税からの徴収が開始されます。
- 社会構造の変化に伴い、福祉医療費扶助費が増加しています。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 国民健康保険の広域化、マイナ保険証の実施、医療費の適正化などにより制度の健全な運営が図られています。
- 生活習慣病対策のため、特定健康診査を実施し、医療費が適正化されています。
- 75 歳以上の高齢者などの医療を確保するため、三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な運営が図られています。

3 基本事業

■基本事業 1 国民健康保険の充実

事業内容	主な事業
●国民健康保険被保険者が安心して暮らすために、社会保障制度の変革に沿った賦課徴収と給付事業を実施し、健全で円滑な運営を図ります。	●国民健康保険事務 ●運営協議会事業 ●療養給付事業 ●高額療養費等給付事業 ●出産育児一時金支給事業 ●葬祭費支給事業 ●保健衛生普及事業 ●特定健康診査事業 ●特定保健指導事業

■基本事業1の成果指標

●特定健康診査受診率（各年）（受診者数／40～74歳の被保険者数）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
54.50	53.40	55.40	55.40	57.00	57.20	57.40	57.60	57.80	58.00

※病気の早期発見、早期治療に加え、PHR（パーソナルヘルスデータ）による生活習慣の改善の第一歩として特定検診を推奨し、医療費の抑制を目指す。第2期三重県国民健康保険運営方針（令和6（2024）年3月）にある特定健診受診率（全国36.4％、三重県43.8％）を上回る実績を維持することを目標とした。

■基本事業2 後期高齢者医療保険制度の円滑な運営

事業内容	主な事業
●75歳以上の高齢者などの医療を確保するため、広域連合と連携し社会保障制度の変革に沿った適正な運営を図ります。	●後期高齢者医療事業 ●後期高齢者医療制度運営事業

■基本事業2の成果指標

●健康診査受診率（各年）（受診者数／被保険者数）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
46.65	45.22	45.33	46.09	47.00	47.01	47.02	47.03	47.04	47.05

※病気の早期発見、早期治療に加え、PHR（パーソナルヘルスデータ）による生活習慣の改善の第一歩として特定検診を推奨し、医療費の抑制を目指す。三重県後期高齢者医療広域連合第3期データヘルス計画（令和6（2024）年3月）にある健診受診率（令和4（2022）年度41.0％ 目標値42.0）を上回る実績を維持することを目標とした。

■基本事業3 福祉医療制度の健全で円滑な運営

事業内容	主な事業
●重度の心身障がい者、母子、父子家庭の生活の自立・安定や子育て支援の充実のため、社会保障制度の変革に沿った医療費の支援を行います。	●障がい者医療費扶助事業 ●子ども医療費扶助事業 ●一人親家庭等医療費扶助事業

■基本事業3の成果指標

●福祉医療費の助成額（各年）〈単位：千円〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
277,365	282,891	313,911	324,602	325,000	325,200	325,400	325,800	326,000	327,000

※暦年並みの助成額の維持を目標に設定。

■基本事業4 国民年金の適正な運営

事業内容	主な事業
●法定受託事業であり、市役所窓口や電話での届出受付、相談、問い合わせなどと合わせ、社会保障制度の変革に沿った国民年金制度の正しい理解のための周知を行います。	●国民年金事業

■基本事業4の成果指標

●年金相談件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
8,607	8,278	8,325	8,350	8,300	8,320	8,330	8,340	8,350	8,360

3-8 適切な生活保護制度の推進

1 現状・課題

- 保護世帯数の変化は、ここ数年横ばい傾向ですが、物価高騰、家族関係の希薄化など、今後、生活に困窮する世帯が増加すると考えられます。生活保護を要する状況になる前に、早期からの相談支援体制を充実させていく必要があります。対象者に寄り添った伴走型の支援による課題解決が求められます。
- 生活困窮の原因の一つに、ひきこもり等の課題があります。ひきこもり当事者の自己決定・意思を尊重し、自立と自律が促進されるよう、支援体制の充実が必要です。
- 失敗体験の繰り返しなど、社会参加への不安や意欲の低下に加え、精神疾患、家族関係などの複合的な課題を抱える人が増えています。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 生活に困窮する人が、安心して希望をもって生活できる包摂的なまちへと進化しています。
- 相談支援体制が充実し、属性にとらわれない相談支援により、金銭的課題だけでなく、就労、住居、子育て、医療、介護など、切れ目のない総合的な相談支援体制が確立されています。

3 基本事業

■基本事業1 生活保護制度の適切な運営

事業内容	主な事業
● 生活保護費を支給するだけでは、自立した生活を送れない人もいることから、その人にふさわしい生活を支援するため、多職種・多機関が連携をとり、経済、日常生活、社会的自立に向けた支援を促進します。	● 生活保護事業

■基本事業1の成果指標

●就労及び就労のための準備訓練等を行った被保護者の人数〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
14	16	11	19	20	22	24	24	26	27

※従来の生活保護率の指標は憲法に基づく制度のため、市の指標には好ましくないと判断した。生活保護は、経済的自立だけでなく、社会的自立も目指した制度であるため、就労支援を行った数と社会性を身に着けるための支援を行った数を成果指標として設定した。

■基本事業2 生活困窮者の相談支援

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護に至る前に、様々な課題を抱えている生活困窮者に対して、各機関と連携して支援を行い、生活基盤の安定化と自立に向けた環境整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援事業 ●行旅人事業

■基本事業2の成果指標

●生活困窮者自立支援事業における相談件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
214	146	106	139	122	122	125	125	130	130

※コロナ禍（令和2（2020）年度から令和3（2021）年度まで）の相談件数が急増しており実態と乖離があるため、（令和5（2023）年度から令和6（2024）年度まで）の2年間の平均値（122.5件）を基準とし、以降、相談窓口の周知の拡充により、相談件数が増える見込み、目標値を設定した。

第4章 自然と調和した快適で安心・安全なまち

4-1 公共交通の充実

1 現状・課題

- 三岐鉄道北勢線は、独立採算での運行は難しく、沿線市町による運行経費の補助が必要です。さらに、運行経費の他にも車両が老朽化しているため、利用者からの要望が多い冷房車両更新等経費の補助が必要です。また、三岐鉄道三岐線においても、安全運行を確保するために、設備更新経費として、国・県・沿線市町による協調補助が必要です。
- 交通困難者の買い物、通院などの交通手段としても福祉バスが活用されており、今後も安定した運行が必要です。また、多くの市民からの要望に応えるために、公共交通に関するアンケート調査の実施による公共交通の在り方の検討が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 電車やバスに加え、デマンドタクシー等、新たなモビリティの導入による交通手段が増え、多くの市民が利用しています。

3 基本事業

■基本事業1 鉄道交通の整備

事業内容	主な事業
●三岐鉄道との連携強化を図り、三岐鉄道北勢線の利用者数の増加に向けて、多様な広報やイベントなどを開催します。また、駅駐車を活用したパークアンドライドの効果により、乗客数の増加を推進します。	●三岐鉄道支援事業 ●駐輪場・駐車場管理事業

■基本事業1の成果指標

●北勢線利用者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
1,923,377	2,084,178	2,150,364	2,204,941	2,210,000	2,215,000	2,220,000	2,225,000	2,230,000	2,235,000

※従来の目標値は、コロナ禍前の目標値で近年の実績数と大きな乖離があったため、過去3年の全線利用者の実績から人口減少を踏まえて目標値を設定した。

■基本事業2 バス交通の整備

事業内容	主な事業
<p>●地域住民の身近な交通手段として、福祉バスの効率的で利便性及び安全性の高い運行を推進します。また、利用者ニーズや運行課題を把握し、より持続可能で効果的な公共サービスの提供に取り組みます。</p>	<p>●福祉バス運行事業</p>

■基本事業2の成果指標

●福祉バス利用者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
72,110	75,781	76,366	79,823	80,000	80,100	80,200	80,300	80,400	80,500

※従来の目標値は、コロナ禍前の目標値で、近年の実績数と大きな乖離があったため、過去3年の全線利用者の実績から人口減少を踏まえて目標値を設定した。

4-2 快適な道路網の充実

1 現状・課題

- 大規模自然災害に対応する国道、県道を軸とした広域道路ネットワークの構築や、災害防止対策が必要な道路施設を強化した道路網の構築が必要です。
- 歩道未整備の通学路など改良が必要な生活道路では、通学時の歩行者、自転車の安全対策を図るため、歩道や安心路肩の設置を始めとする道路整備が必要です。
- 災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災、国土強靱化対策へのさらなる取組が必要です。
- 市が管理する道路施設は老朽化による修繕・更新等にかかる費用の増加が懸念されるため、定期点検を実施し、計画的な整備による道路施設の長寿命化が必要です。
- 東海環状自動車道の全線開通に伴う交通量の増加によるインターチェンジ周辺地域の交通安全対策や生活環境の保全対策について、国や県などの関係団体への要請が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 幹線道路と生活道路の計画的な整備により、地域の安全性及び地域内外への移動空間の利便性・災害時避難拠点を結ぶ道路環境が整備されています。
- 東海環状自動車道の全線開通によりヒト・モノ・情報の交流がさらに活発になり、交流人口や関係人口が増加しています。

3 基本事業

■基本事業1 生活道路網の整備

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●国・県道を始め近隣市町、工業団地などを結ぶ幹線道路網の充実を図ります。●集落間や公共施設間を結ぶ生活道路については、自治会や地権者の協力を得て整備を図ります。●歩行者、自転車の安全対策として自転車歩行者道や安心路肩などの整備を進めます。●道路施設の維持管理については、定期的な点検を実施して個別施設計画を策定し、適正な道路インフラの整備を行います。	<ul style="list-style-type: none">●道路台帳整備事業●簡易パーキング管理事業●社会基盤施設整備促進事業●県単道路改良事業●道路橋梁維持補修事業●道路災害防止対策事業●防災・安全交付金事業●市単独道路改良事業●道路メンテナンス事業

■基本事業1の成果指標

●歩道の設置延長（累計）〈単位：m〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	-	100	200	280	360	440

※歩道の設置延長累計を単年度ごとの整備数量の累計とし単位を「m」に変更した。

■基本事業2 高速交通網の整備促進

事業内容	主な事業
●東海環状自動車道が早期に全線開通されるよう、県内外の市町村と連携しながら、国・県等の関係機関に向けた働きかけを行います。	●高速道路整備促進事業

■基本事業2の成果指標

●関係機関（国、県）への要望活動回数〈単位：回〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

※令和7（2025）年8月現在、東海環状自動車道におけるいなべIC～養老IC間は、湧水によりトンネル工事完了時期が見通せない状況である。本市として、一刻も早く開通に向けた調査や工事を進捗してもらうため、要望活動を継続することで早期開通につなげる。

4-3 暮らしを支える上水道の充実

1 現状・課題

- 老朽化が進む施設を計画的に更新することが必要です。
- 有収率向上を図るため、漏水調査を進め、管路の修繕や更新が必要です。
- 近い将来起きると言われている大地震に備え、管路及び施設の耐震化が必要です。
- 水道法に基づく水質管理の徹底により、安全な水の供給が必要です。
- 人口減少に伴い、使用水量、料金収入の減少が見込まれます。健全経営を維持するため、経費節減が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 市民の暮らしを支える水道施設の更新や耐震化が進み、非常時の給水能力が向上しています。
- 老朽管の更新により有収率が向上しています。
- 「いなべ市水道事業経営戦略」により健全な経営基盤を維持し、安全な水道水を安定的に供給しています。

3 基本事業

■基本事業1 水道施設の整備及び耐震化

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●大地震の被害を軽減し、災害発生時にも最低限の給水を確保するため、重要給水施設管路及び基幹管路の耐震化を進めます。 ●老朽化した施設や管路の更新作業を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設整備事業

■基本事業1の成果指標

●基幹管路耐震化率〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	12.0	12.2	12.5	12.8

※基幹管路耐震化事業は、令和6（2024）年の能登半島地震による水道施設の甚大な被害を教訓とし、避難所、病院、防災拠点等で水道を使えるようにするため、全国の水道事業者に求められている事業。

●重要給水施設管路耐震化率〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.3	2.7	3.2	3.7

※重要給水施設管路耐震化事業は、令和6（2024）年の能登半島地震による水道施設の甚大な被害を教訓とし、避難所、病院、防災拠点等で水道を使えるようにするため、全国の水道事業者に求められている事業。

■基本事業2 安定給水の推進

事業内容	主な事業
● 日常の水道監視システムのデータ確認や定期的な施設巡回、また施設点検、修理、更新等の施設維持管理を継続して実施します。	● 水道維持管理事業

■基本事業2の成果指標

● 上水道の有収率（年間の有収水量／年間の配水量）（各年）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
83.6	81.7	81.8	82.4	82.4	82.6	82.8	83.0	84.0	85.0

■基本事業3 持続可能な経営基盤の充実

事業内容	主な事業
● 経営状況の把握・分析により健全な経営を行います。 ● 水道料金の見直しを定期的に行います。	● 水道維持管理事業

■基本事業3の成果指標

● 料金回収率〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
99.55	94.50	94.68	97.74	98.00	98.00	98.00	100.00	100.00	100.00

※給水に係る費用がどの程度水道料金で賄えているかを表した指標。

4-4 美しい水環境の創出

1 現状・課題

- 市内住宅地のほぼ全域となる約 2,351ha の大部分で、公共下水道事業または農業集落排水事業が供用開始し、区域内の水洗化率も 97%とほぼ全ての市民に利用されています。
- 農業集落排水施設については、平成 26(2014)年度に策定した「いなべ市下水道ビジョン」により 12 か所あった処理施設のうち 4 か所を公共下水道に編入する計画を立て、令和 9(2027)年 4 月に全て編入完了予定です。
- 平時はもちろん、震災等の災害時でも必要な最低限の事業が継続できる施設の強化と体制の構築が求められています。一方、老朽化した施設の更新が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 老朽化した施設の更新に合わせ、災害時に必要な事業が継続するための施設強化と体制づくりが進んでいます。
- 「いなべ市下水道事業経営戦略」に基づき、下水道施設の整備と強化、適切な管理を行い、経営の効率化・安定化を進めています。

3 基本事業

■基本事業1 下水道施設の整備と強化

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●農業集落排水地区を公共下水道への統合を進めます。(令和 9(2027)年まで) ●老朽化の調査を行い更新・改築を行います。 ●不明水浸入調査のうえ改築を進めます。 ●農業集落排水施設の再編計画を検討し、効率的な事業を進めます。 ●震災等の災害時でも必要な最低限のライフラインが継続できる施設強化として、重要施設に接続する管路等の耐震化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業集落排水施設整備事業 ●下水道施設整備事業

■基本事業1の成果指標

●下水道の有収率（各年）（年間の有収水量／総汚水処理水量）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
80.1	82.2	80.5	81.1	81.3	81.5	81.7	81.9	82.1	82.3

※不明水対策のための下水道管更新・更生工事により不明水浸入を抑える。下水道本管への不明水の浸入を抑えることで、下水道施設の適切な運営管理が行えるほか、三重県に支払う維持管理負担金の抑制にもなり、健全な下水道事業会計の運営につながる。

■基本事業2 下水道施設の適正管理と体制の構築

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●民間のノウハウ・資金を活用し効率的な管理運営をマネジメントしていくため、アウトソーシングを検討していきます。 ●「いなべ市下水道事業経営戦略」に基づき、持続可能な下水道事業の経営を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業集落排水維持管理事業 ●下水道維持管理事業

■基本事業2の成果指標

●経費回収率（農集）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
40.81	36.44	36.39	38.10	40.00	41.00	42.00	43.00	44.00	45.00

※使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。農業集落排水については、経費回収率の向上を目指す。

●経費回収率（公共）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
75.04	74.80	74.90	90.10	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。公共下水道については、100以上を維持する。

4-5 環境にやさしいまちづくりの推進

1 現状・課題

- 近年、もえるごみの搬入量は人口減少等の影響もあり減少傾向にあります。さらなる資源化推進のため、一分別がなされていない自治会の集積所や、今後も増加が見込まれる外国人にも対応したごみの適正な処理の啓発とごみの減量化を引き続き進めることが必要です。
- あじさいクリーンセンターの施設老朽化に伴い、菰野町との広域化による新たな一般廃棄物処理施設の建設計画を進めています。また、資源循環の促進の観点から、製品プラスチックの再商品化処理を実施することが必要です。
- 生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）について、桑名広域環境管理センターと連携し引き続き適正に処理することが必要です。
- 環境パトロール事業や自治会、民間事業者と連携した継続監視を行い、不法投棄の防止に取り組んでいますが、集積所や道端、河川、山林等あらゆる場所で不法投棄があり、深刻な問題となっています。
- 北勢斎場の建物及び火葬設備の老朽化に伴い、新しい斎場の建設が必要です。
- 水素の利活用でモビリティ分野のCO2削減を促進することが必要です。
- 環境省の再エネ交付金を活用することで、「いなべ市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げる温室効果ガス排出削減量を増加させるさらなる取組が必要で。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 外国人を含む市民全体の意識向上により、もえるごみ等の減量や再資源化が推進されています。
- 生活排水の保全が推進され、安心できる生活環境が整備されています。
- 市民が安心して利用できるように、斎場の適切な維持管理が行われています。
- 温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて取組が進められています。

3 基本事業

■基本事業1 廃棄物の適正な処理

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●ごみカレンダーを作成して分別収集を推進します。また、外国人が理解できるように、ホームページ等で外国語の案内を行います。●いなべ市及び菰野町の老朽化したごみ処理施設の集約化・広域化の検討を行い、整備方針及び事業計画を策定して新規施設建設を推進します。●桑名広域環境管理センターで、し尿及び浄化槽汚泥を適正処理し、水質汚濁を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none">●ごみ収集事業●ごみ処理事業●ごみ分別収集啓発事業●あじさいクリーンセンター事業●し尿処理事業

■基本事業1の成果指標

●もえるごみの処理量（各年延べ）〈単位：t〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
10,204	11,088	10,817	10,693	10,400	10,350	10,300	10,250	10,200	10,150

●粗大ごみ場に搬入されたごみの処理量（各年延べ）〈単位：t〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
2,388	2,322	1,968	1,880	1,900	1,895	1,890	1,885	1,880	1,875

●し尿処理量（各年延べ）〈単位：t〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
6,804	6,697	6,761	6,994	6,805	6,800	6,795	6,790	6,785	6,780

■基本事業2 循環型社会形成の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●リユースやリサイクルの推進及び各リサイクル品目の分別回収を促進します。 ●ごみの再資源化のさらなる促進として、製品プラスチックの分別及び回収の実施に向けて取り組みます。 ●生ごみの堆肥化促進により生ごみの減量化を図り、ごみの搬入量を低下させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量化推進事業 ●ごみ資源化推進事業

■基本事業2の成果指標

●資源ごみの搬入量（各年延べ）〈単位：t〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
747	635	632	651	650	655	660	665	670	675

●コンポストの利用者数（累計）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
2,851	2,876	2,899	2,929	2,950	2,965	2,980	2,995	3,010	3,025

■基本事業3 環境保全対策の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●法令や地元との協議に基づき環境調査を実施することにより、環境基準に適合しているかを継続監視し、生活環境及び自然環境の保全に取り組みます。 ●騒音や振動、大気汚染、水質汚濁等の環境保全に関する公害の苦情や相談を適正に対処します。 ●自治会に対し不法投棄防止看板を配布するとともに、環境パトロールや地域清掃を補助することで不法投棄の防止に取り組みます。また、地域清掃などで回収した不法投棄物の処理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題調査事業 ●生活環境対策事業 ●環境調査事業 ●不法投棄防止啓発事業

■基本事業3の成果指標

●不法投棄処理件数（各年）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
38	40	30	28	29	28	27	26	25	24

■基本事業4 斎場の適切な維持管理

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●北勢斎場を適正に維持管理し、遺族が安心して故人を弔える場を提供します。 ●北勢斎場の建物及び火葬設備の老朽化に伴い、新しい斎場を建設します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●北勢斎場事業 ●新斎場建設事業

■基本事業4の成果指標

●斎場利用者からの苦情件数（各年）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■基本事業5 地球温暖化対策の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●水素を利活用し、モビリティ分野の温室効果ガス排出を削減します。 ●環境省の再エネ交付金を活用し、温室効果ガス排出を削減します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水素エネルギー活用促進事業 ●地域脱炭素移行重点対策加速化事業

■基本事業5の成果指標

●水素ガス充填回数（各年）〈単位：回〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	65	80	90	100	120	120	120

※水素ステーションでの燃料電池車への水素ガス充填回数を指標とした。令和10（2028）年度以降の指標については給食車（燃料電池トラック車）を導入する予定があるため水素ステーション充填能力の上限予想数値とした。

●重点対策加速化事業による温室効果ガス削減量（累計）〈単位：t-CO₂〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	815	1,630	2,445	3,260	4,075	4,075	4,075

※環境省の再エネ交付金「重点対策加速化事業」は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間の補助事業であることから、令和10（2028）年度までの削減量累計値として設定した。そのため、令和11（2029）年度以降は、令和10（2028）年度目標値と同数値とした。

4-6 みどり豊かなまちづくりの推進

1 現状・課題

- 市民が安全・安心に利用出来るように遊具等の点検、整備、改修が必要です。
- 国の事業を活用した、公園施設の改築更新が必要です。
- 市内の道路際や地域の公共スペースに花などを植えて景観をよくしようとする気運が市民の中で広がっているため、活動を後押しできるよう支援を行いながら、活動団体を増やすための周知を行うことが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 市民が安全に公園を利用できるように、公園施設の改修等が計画的に行われています。
- 景観を良くしようとする市民活動団体が増え、道路際や公共スペース、公園に花の定植がされることで、地域の視覚的な魅力が向上しています。

3 基本事業

■基本事業1 都市公園の整備

事業内容	主な事業
●老朽化が進んでいるシンボルタワー等を含める園内施設の改修や、園内の木々の倒木の危険度を増していることから、安全に利用できる都市公園の整備を進めます。	●都市公園管理事業 ●都市公園整備事業

■基本事業1の成果指標

●いなべ公園内の整備が必要な樹木数〈単位：本〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	600	550	500	450	400	350

※令和7（2025）年度に園内の倒木の危険度が高い木々を調査した。危険度の高い木から伐採をして、安全に利用できるように園内の整備を進める。

■基本事業2 緑化活動の推進

事業内容	主な事業
●地域の緑化推進を目的とした主体的な団体活動に対して、補助金の交付を通じて活動を支援し、優良で見本となるような取組は広報等で取り上げて活動を紹介します。	●緑化推進事業

■基本事業2の成果指標

●花づくり団体数（各年）〈単位：団体〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
17	19	20	19	20	23	24	25	26	27

※自治会、老人会などが行うコミュニティ活動の中で地域内の美化・環境活動に視点をおいた当事業は、ボランティアの参加者を募りやすい。制度の周知により実施団体が増えることで、景観の維持効果を期待できることから指標に設定した。

4-7 良好な居住環境づくりの推進

1 現状・課題

- 昭和 56(1981)年5月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅が多数存在しています。大きな地震が発生した場合に倒壊する危険性が高いため、耐震補強工事を促進することが必要です。
- 建築から20年以上経過した市営住宅は、老朽化により修繕の対応が増加しています。著しく老朽化した市営住宅は解体が必要です。
- 若い世代の流出が進み、空き家が増加しています。空き家の管理が適正に行われていないため、防災、衛生、景観等の観点から地域住民に影響を及ぼしています。「空き家等対策の推進に関する特別措置法」及び「いなべ市空き家等対策計画(平成30(2018)年策定)」に基づき、有効利用が不可能であれば除却工事を促し、適正な空き家管理の助言・指導が必要です。
- 空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家バンク・空き地バンク制度の取組を進めています。さらなる空き家バンク・空き地バンク制度の推進と活用が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿(施策の目的)

- 木造住宅の除却工事及び耐震補強工事が進み、安全な住環境が形成されています。
- 老朽化した市営住宅を解体し、迅速な修繕をはじめとする適正な管理により良好な住環境が維持されています。
- 令和7(2025)年度に改定する「いなべ市空き家等対策計画」に基づく助言・指導により、空き家の適正な管理が促進されています。
- 空き家バンク、空き地バンク制度の認知度が高まることで利活用が促進されています。

3 基本事業

■基本事業1 良好な住環境づくりの推進

事業内容	主な事業
●昭和 56(1981)年5月以前に建築された木造住宅に無料の耐震診断を実施し、活用する住宅は耐震補強工事を、活用しない空き家は除却を促進します。	●木造住宅耐震事業

■基本事業1の成果指標

●除却工事戸数(各年)〈単位:戸〉

第2次実績値(年度)※令和7は目標値					第3次目標値(年度)				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
13	15	12	4	15	15	15	15	15	15

※無料耐震診断後の実績から、耐震補強工事と比較して圧倒的に除却を行う所有者が多いため、国からの除却工事補助金の割当て戸数(15戸/年)を新たに指標とした。

■基本事業2 市営住宅の適正管理

事業内容	主な事業
<p>●市営住宅7団地のうち、著しく老朽化している4団地は、入居者が退去した後に解体を進めます。他の3団地は、空室が発生した際は随時募集を行い、必要な修繕を迅速に行うことにより安全で快適な市営住宅の提供に努めます。</p>	<p>●市営住宅入居管理事業 ●市営住宅維持管理事業 ●市営住宅整備事業</p>

■基本事業2の成果指標

●市営住宅入居率（各年）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※老朽化が著しく入居募集を行っていない市営住宅（棟続きのため取り壊しができない市営住宅）を除き、入居可能な市営住宅を適正管理しているため、市営住宅入居率（入居戸数／入居可能戸数）を指標とした。

■基本事業3 空き家活用の促進

事業内容	主な事業
<p>●空き家の適正管理を推進するために、新聞広告などを活用して空き家バンク制度のさらなる周知を行います。また、関係団体と協力して空き家活用相談会の開催及び各種団体への説明会を開催して空き家の利活用を促進します。</p>	<p>●空き家住宅活用事業</p>

■基本事業3の成果指標

●空き家相談件数（各年）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
211	174	151	156	158	160	165	170	175	180

※過去3年は、空き家バンク登録数が減少傾向にあるため、空き家活用相談会・各種団体への説明会の開催を増やして空き家バンク登録を推進している。空き家の利活用が進むように市民の相談体制を強化していくことから空き家相談件数を指標とした。なお、令和8（2026）年度の目標値は過去3年間の相談を受けた件数の平均値とし、以後増加していく方向で設定した。

4-8 秩序ある土地利用の推進

1 現状・課題

- 本市には桑名都市計画区域、いなべ都市計画区域、いなべ準都市計画区域と都市計画区域外という区域が存在しています。
- 市街化区域の適切な土地利用が必要です。
- 東海環状自動車道の開通に伴い、適切な土地利用を誘導すべき地域には新しい用途地域の指定の検討が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 秩序ある土地利用の誘導を図り、市街化区域の未利用土地の有効活用を促すとともに、市街化調整区域における既存住宅エリアの計画的な土地利用が進んでいます。

3 基本事業

■基本事業1 計画的な土地利用の推進

事業内容	主な事業
●既存の用途地域及び市街化調整区域内の既存住宅エリアへの適切な土地利用の誘導を促し、未利用地の有効利用を促進します。また、必要に応じた適正な用途地域の見直しを行います。	●都市計画審議会事業 ●都市計画推進事業

■基本事業1の成果指標

●市街化区域及び用途地域の宅地化率〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
69.8	69.8	69.9	69.9	69.9	70.0	70.1	70.2	70.3	70.4

※市街化区域及び用途地域内の宅地面積／市街化区域及び用途地域内の利用可能な土地面積（道路、鉄道、学校用地等を除いた面積）。対象区域の利用可能土地の面積456.7haの内、宅地は319.2ha。この内の0.5%は2.284haとなり、戸建面積200㎡/件とすると約114件の純増。

4-9 安全で安心な防災対策の推進

1 現状・課題

- 近年、各地で自然災害が起きており、南海トラフ地震の発生が危惧される中、企業と協働で応急対策の実施が必要です。また、発災時は同時に多くの自治体が被災し、物流も停止することから、市の備蓄食料や資機材を段階的に引き上げ、確保することが必要です。平常時から防災意識の向上を行うため、企業・地域ごとで防災訓練の実施が必要です。
- 消防団員の減少に伴う消防力の低下が懸念されています。災害時には常備消防と協力し災害対応をする必要があるため、消防団員の確保と資質向上が必要です。また、機能別団員の導入など新たな消防団員の確保が必要です。
- いなべブランドである充足率の高い消防団活動を継続するため、将来の地域防災を担う人材の育成を目的に、少年消防クラブ活動を始めています。
- 豪雨による災害が頻発する中、河川の護岸の修復や堆積土砂の撤去は災害防止に欠かせません。市が管理する河川では上流から多量の土砂が流入し堆積している状況です。河川災害を未然に防止するための対策が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 南海トラフ地震が危惧される中、企業と連携した応急対策の実施に向け市内企業間の連携及び応援活動の内容を検討し、迅速な応急対策が可能となっています。また、自治会の防災訓練を通じて市民の防災意識も向上し、防災力が高まっています。
- 消防団員の資質の向上、体制ともに十分に確保されています。
- 護岸の整備や河床の掘削により、河川災害を未然に防ぐための維持管理が適正に行われています。

3 基本事業

■基本事業1 防災対策の整備

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none">●市民や企業の日常の防災意識の向上に取り組むとともに、災害時に適切な情報発信が行える体制を構築します。●災害時には隣近所同士や地域での助け合いが重要となるため、自主防災組織設立に向けた支援を積極的に行います。●女性消防団員に防災・防火知識を習得させ、自治会等防災組織の訓練を支援します。	<ul style="list-style-type: none">●国民保護事業●防災会議事業●災害対策本部事業●防災無線事業●災害対策用備蓄資材購入事業●広域防災事業●防災施設管理事業●自主防災活動事業

■基本事業1の成果指標

●非常食の備蓄数（各年）〈単位：食〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
29,516	31,700	31,600	34,540	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500

※非常食の備蓄数は、目標数31,500食を確保する。

●防災講演受講者数（各年延べ）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
110	248	719	843	860	880	920	960	1,000	1,040

●避難行動要支援者制度実施自治会数〈単位：自治会〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
52	54	56	58	60	62	64	66	68	70

■基本事業2 組織強化による消防力向上

事業内容	主な事業
<p>●企業に協力を求め、消防団員数の確保を進めるとともに、消防団員の資質向上を目指し、市外勤務の消防団員が増加する中、市外消防団員の補完的役割の機能別団員を創設するなど新たな支援策を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●常備消防事業 ●常備消防設備事業 ●消防団事業 ●消防団研修訓練事業 ●常備消防整備事業 ●消防団員報酬支払事業 ●集落支援員事業 ●消防団施設整備事業 ●消防水利整備事業

■基本事業2の成果指標

●消防団員数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
327	322	322	320	322	322	327	327	327	327

●消防団協力企業数（各年）〈単位：社〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
25	25	25	26	28	29	30	31	32	33

■基本事業3 災害に強いまちづくり

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●近年の異常気象による台風の大型化や激化する豪雨により河川の氾濫や浸水被害が頻繁に発生しているため、市が管理する河川の維持修繕計画を策定し、護岸の整備や堆積した土砂撤去を行い、被害の拡大を未然に防止します。 ●被災した河川・道路・橋梁については、二次災害を防止するため、安全対策を実施し災害復旧工事を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市単独河川維持改良事業 ●河川道路橋梁災害復旧事業

■基本事業3の成果指標

●護岸整備河川数（累計）〈単位：河川〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	-	3	6	8	10	12

※個別施設計画での護岸整備河川数 緊急自然災害防止対策事業（令和12（2030）年度まで）で実施する河川改修、護岸及び河床整備を実施する河川数12河川。

●河道掘削河川数（累計）〈単位：河川〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	-	2	4	6	8	10

※個別施設計画での河道掘削河川数 緊急浚渫推進事業（令和11（2029）年度まで）で実施する河床掘削、樹木伐採を実施する河川数6河川、2河川/年を目標。

4-10 交通事故のない安全なまちづくりの推進

1 現状・課題

- 自動車は、日常生活や社会経済活動を支えるために欠かせないものとなっています。通学路での交通事故など、交通弱者が犠牲となる事故が増加していることから、通学路交通安全アクションプログラムによる安全対策が必要です。
- 物損事故の件数は、減少傾向にあります。人身事故が多く発生していることから、特に高齢者や子どもの交通事故撲滅に向けた啓発活動により一層取り組むことが必要です。
- 交通安全施設の老朽化等による事故防止のため、点検や更新など施設の予防保全を目的とした適正な維持管理が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 交通安全施設の更新が進み、幹線道路の安全な交通環境が確保されています。
- 市民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が習慣づけられ、交通安全の普及啓発活動が推進されています。

3 基本事業

■基本事業1 交通安全対策の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●見通しの悪い幹線道路の除草や降雪時の除雪を的確に実施し、通勤、通学時の安全を確保します。 ●安全で円滑な交通環境を確保するため、ガードレールや道路標識、カーブミラー等の整備を促進します。また、通学路の安全対策としてグリーンベルト等の交通安全施設整備を進めます。 ●いなべ警察署及びいなべ地区交通安全協会と協力し、新しい交通安全啓発の方法を取り入れるなどして、市民の交通安全意識の高揚を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路除草事業 ●交通安全施設整備事業 ●交通安全啓発事業 ●雪害対策事業

■基本事業1の成果指標

●グリーンベルト（通学路）の設置延長（累計）〈単位：m〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	-	600	1,200	1,800	2,400	3,000

※グリーンベルト（通学路）の設置延長は、令和7（2025）年度末を起点（0）とし、令和8（2026）年度から600m/年を計画値に変更。

●交通事故発生件数〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
1,082	1,028	1,112	1,120	1,086	1,053	1,021	990	960	931

※交通安全対策の取組の成果として、平均減少率約3%を目指す（参考：三重県の事故発生件数（R6）は、55,780件で近年増加傾向。人口割合としては3.2%であり、本市は2.5%）。

4-11 被害を未然に防ぐまちづくりの推進

1 現状・課題

- 夜間に外灯がなく、不安を感じる場所があります。
- 近年の犯罪は、多様化、複雑化、凶悪化、無差別化等の傾向があるため、警察を中心に関係機関が連携を取りながら多様な視点から犯罪防止に取り組むことが必要です。
- 高齢者を中心とした悪質商法が継続しており、消費生活相談の需要が高まっています。また、インターネット取引の拡大により、若年層の契約トラブルも増加しており、世代を超えた消費者教育や地域・関係機関との連携による啓発活動が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 市民の防犯意識が高まり、関係機関の連携強化が図られることで、安心して暮らせる犯罪のないまちづくりが進められています。
- だれもが安心して暮らせる、相談しやすく学び続けられる地域社会が形成されています。

3 基本事業

■基本事業1 地域防犯体制の充実

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●夜間の犯罪防止を図るため、世界的に生産中止が決定している蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への切替えを進めます。 ●犯罪防止を図るため、自治会の防犯カメラの設置を促進するため補助を行います。 ●地域の防犯意識を高めるため、防犯活動を行う団体に対して、パトロール物品等を貸与します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯事業 ●生活安全対策事業 ●防犯カメラ設置事業

■基本事業1の成果指標

●刑法犯認知件数（いなべ警察署管轄内）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	307	301	300	297	294	291	288	285

※刑法犯認知件数について、三重県全体では令和5（2023）年から令和6（2024）年にかけて、9,955件から10,933件と大きく増加する中、いなべ警察署管内においては、307件から301件と若干減少した。近年の犯罪の多様化、複雑化、凶悪化、無差別化等の中で、様々な施策を実施することで、刑法犯認知件数の減少を図る。

■基本事業2 消費者保護対策の推進

事業内容	主な事業
●相談窓口の設置のほか、出前講座や啓発活動、関係組織と連携した広報を実施します。	●消費者行政事業

■基本事業2の成果指標

●消費者相談解決率（各年延べ）（消費者相談解決件数／消費者相談件数）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
97.3	96.7	97.2	100	100	100	100	100	100	100

第5章 「にぎわい・愛着」創生のまち

5-1 持続可能な農林業の振興

1 現状・課題

- 本市の農業生産活動は、水稻を基幹作物として、麦や大豆、そば等を主体に行われています。他にも畜産や茶、施設園芸等、多様な農業が展開されています。しかし、担い手の高齢化や後継者の減少により、これまで地域で守ってきた農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。
- 安心・安全な農産物への意識が高まっています。農薬や化学肥料の使用量低減など、環境負荷低減の取組が必要です。
- 畜産では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が国内で毎年発生しています。感染時の畜産経営体及び地域農業に及ぼす影響・被害は甚大であり、家畜伝染病の予防対策が必要です。
- 鳥獣被害の増加により、農業の生産性が著しく低下しています。また、高齢者の野菜づくりにおいても鳥獣被害が増えており、生きがいづくりの視点からも有害鳥獣の捕獲や追い払い、農地への侵入防止対策などが必要です。
- 獣害対策及びシティプロモーションとして「いなべの里の蕎麦」の取組を行っています。今後は、そばに次ぐ特産品を見出すため、獣害に強い作物の選定、生産団体の育成が必要です。
- 農業用施設の老朽化に伴う修繕や更新工事が必要です。
- 林業では、放置森林の増加により土砂災害のリスクが高まっているため、早急な対策が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 地域計画で指名された地域内の農業を担う者を中心に農産物の生産が行われ、集落による農地保全活動により農地が守られています。
- 有害鳥獣捕獲の実施や防除を行うとともに、市民自らの手によって、集落に鳥獣を近づけない状況が作り上げられています。
- 農業用施設・農地を適切に管理することにより、施設の機能が十分に発揮され、安定した地域営農活動がなされています。
- 適切に管理された森林面積の増加により、災害の発生が抑制されています。

3 基本事業

■基本事業1 集落を基軸にした担い手への支援

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●地域計画で指名された地域内の農業を担う者が効率的な作業ができるよう、農地の集積、集約を行い、安定的な農業経営を支援します。 ●新規就農者や多様な農業人材の確保・育成支援により、持続可能な農業を推進します。 ●中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金により、非農業者の参画や近隣の組織とのネットワーク構築を支援し、地域が一体となって支え合う体制の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域等直接支払事業 ●多面的機能支払交付金事業 ●農業振興事業 ●経営体等育成支援事業 ●経営所得安定対策推進事業 ●農業振興地域整備計画事業

■基本事業1の成果指標

●農地集積率（各年）（担い手の利用面積／農地面積）〈単位：％〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
71	71	75	79	80	81	82	83	84	85

※担い手や個人農家の減少が進行する中、新たな担い手の確保が困難な状況にある。地域の話し合いにより現状の担い手に農地を集積し、作業効率の向上と経営の安定化を図る必要があることから、「農地集積率」の指標を設定した。

■基本事業2 安心、安全で安定した農業の振興

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 農薬や化学肥料の使用量低減、家畜排せつ物等の堆肥化による有効利用など、環境負荷低減事業活動の促進に取り組みます。 ● 安定的な畜産経営のために家畜伝染病対策を推進します。 ● 認定されたいなべ産品利用宣言店に対し、のぼり旗の更新やホームページでの広報等を活用して支援し、地産地消活動を推進します。 ● 市内の特産品を活用し、産業振興につなげます。作付け面積三重県1位であるそばについては、いなべ市のブランド産品として位置付けています。今後は、シティプロモーションを充実させ、そば祭りを中京圏に発信して動員数の増加に努めます。また、農業活性化施設を活用した市民へのそば打ちの普及に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業活性化施設管理事業 ● 農業関係組織育成事業 ● 地産地消推進事業 ● 畜産事業 ● 家畜伝染病対策事業

■基本事業2の成果指標

●家畜ふん尿堆肥散布面積（各年）〈単位：ha〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
190	259	203	282	283	284	285	286	287	288

※家畜排せつ物を適切に堆肥化し、有効利用することで化学肥料の使用量を低減し、安心、安全な農作物の生産につなげるため指標を設定した。

●そば祭り入場者数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	2,000	6,000	10,000	10,300	10,500	10,600	10,700	10,800	11,000

■基本事業3 有害鳥獣対策の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 有害鳥獣による農産物への被害を軽減するため、防護柵設置整備、獣害防除用檻購入及び獣害駆除用煙火購入等助成事業を行います。 ● マンパワーの育成として、有害鳥獣駆除、サルパトロール、緩衝帯整備支援及び獣害対策講座を行い、市民が獣害に強い集落づくりに取り組めるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農作物有害鳥獣対策事業 ● 農作物有害鳥獣防除施設整備事業

■基本事業3の成果指標

●水稻、小麦の獣害被害額（各年）〈単位：千円〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
2,154	5,040	6,948	6,104	4,400	4,200	4,000	3,800	3,600	3,400

■基本事業4 農業生産基盤の整備

事業内容	主な事業
●農業生産基盤の適切な機能確保に取り組みます。	●農業基盤整備事業 ●農地・農業用施設等災害復旧事業

■基本事業4の成果指標

●補助・起債事業を活用した工事発注箇所数（災害除く）〈単位：箇所〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
3	9	4	7	4	6	6	6	6	6

※地元負担金・市負担双方を軽減できる補助事業を積極的に活用することにより、施設の更新を推進する。

■基本事業5 森林の適正管理の推進

事業内容	主な事業
●放置森林の災害リスクを軽減するため、森林経営管理制度を活用した市発注による森林の間伐や、地元が実施する里山や集落周辺の森林整備を支援するための補助金を交付します。	●林業事業 ●森と緑の県民税事業 ●森林環境譲与税事業 ●県単林道改良事業 ●市単独林道改良事業 ●林道長寿命化対策事業
●林業経営体所有森林の整備に対し補助金を交付します。	
●森林整備を行うための林道の維持管理を行います。	

■基本事業5の成果指標

●危険木撤去団体数（各年延べ）〈単位：団体〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
68	22	27	36	40	40	40	40	40	40

※危険木撤去は整備が進めば0件となるのが理想だが、成長して危険木となるもの（張り出した枝の再撤去含む）があるため、最終的に一定数で推移する指標とした。

●森林整備実施面積（累計）〈単位：ha〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
0	0	14	14	20	40	60	80	100	120

※森林整備面積は、原資となる譲与税額から毎年必要となる他事業充当分を引いた額で整備可能な面積（20ha）を指標とした。

5-2 企業誘致による産業振興と雇用促進

1 現状・課題

- いなべ市の産業構造は、これまで輸送用機械器具製造業（主に自動車産業）が中心的な役割を担ってきましたが、貿易摩擦や為替の変動など社会情勢や規制への対応が厳しく求められています。こうした産業構造の変化に対応するため、サプライチェーン※の強化や半導体、AI、エネルギー企業など異業種との連携により技術の高度化や環境規制への投資を高めることで、持続的な産業の発展が必要です。
- 少子高齢化や若者の市外流出、特に女性の流出は人口の減少につながっている現状があり、働く女性の雇用機会の充実を図るとともに次世代の若者が魅力的に感じる企業の誘致と産業用地の確保が必要です。

※サプライチェーン：製品等の原材料の調達から製造、流通、販売を経て、最終的に消費者の手に商品が届くまでの一連の流れのこと

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 東海環状自動車道の全線開通により、人・モノの流通が活性化しています。
- 企業立地が進み、職業選択の幅が広がり就業率が向上しています。

3 基本事業

■基本事業1 企業誘致活動の推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●企業のニーズに応じた産業用地を確保します。 ●既存企業との情報交換を通じて、相互の課題解消に努めます。 ●企業と連携し雇用と就労のマッチングやPR活動を行い若者の市内採用につなげます。 ●市が窓口となり企業の人手不足の解消に取り組みます。 	●企業誘致推進事業

■基本事業1の成果指標

●企業面談件数（各年）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	10	15	15	15	15	15	15

※企業進出や拡張に伴う相談、事業活動を行うための日常的な打合せ等、企業サポートのための会議、面談を指標に設定した。

■基本事業2 産業用地の確保、工業団地の維持管理

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●産業用地が不足しているため用地の確保と整備を行います。 ●設備投資を促すための企業訪問や拡張のサポートに取り組みます。 	●工業団地管理事業

■基本事業2の成果指標

●公共による産業用地の開発面積（累計）〈単位：ha〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	-	-	-	3.0	6.0	9.0	12.0	15.0

※開発許可が得られた面積を指標に設定した。

5-3 にぎわいのある商工業の振興

1 現状・課題

- 商工会と連携し、経営支援、事業承継、小規模事業者支援、起業・創業支援を総合的に推進することで、地域全体の商工業の振興を図ることが必要です。また、中心市街地の役割を担っている阿下喜周辺においては、地域資源や歴史的景観を活かした活気あふれるにぎわいの創出や交流の場づくりをさらに進める必要があります。
- 勤労者福祉の充実を図るため、市が金融機関に資金を預託し、生活資金を低利で融資する制度を設けていますが、利用者が少ない状況にあるため、制度の周知徹底や利用促進に向けた取組が必要で

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- 地域の商工業事業者が活発に活動し、まちはにぎわいを見せています。
- 新規創業の支援により新たな雇用が生まれ、地域には活気とにぎわいが広がっています。
- 勤労者福祉の充実により、労働環境が改善されています。

3 基本事業

■基本事業1 商工業の活性化支援

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●商工会と連携し、経営支援、事業承継支援、小規模事業者支援、起業・創業支援などを推進することで、活気あふれたにぎわいのある商工業の振興を図ります。 ●勤労者生活資金制度を活用し、勤労者の生活の安定と労働環境の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●いなべ市商工会運営補助事業 ●商工団体イベント補助事業 ●ウッドヘッド阿下喜指定管理事業 ●小規模事業者支援事業 ●勤労者生活資金貸付制度事業

■基本事業1の成果指標

●商工会への加入団体数（各年）〈単位：団体〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
981	985	994	978	980	983	986	990	993	996

●創業相談件数（各年延べ）〈単位：件〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
33	64	66	27	65	65	65	65	65	65

5-4 魅力ある観光地づくりの推進

1 現状・課題

- 近年、グリーンクリエイティブいなべの理念に基づき、「自然と調和した持続可能なまちづくり」を推進しています。その取組の一環として、「にぎわいの森」をはじめ、アウトドア施設の整備や温泉施設の再整備、観光案内所の機能強化など、観光拠点の整備と受入環境の向上を進めてきました。これらの取組は、本市が誇る自然、食、文化、人の魅力を総合的に発信する「いなべブランド」の確立にもつながるものであり、市内外からの来訪者に対して、いなべらしさを体感できる場を提供しています。
- 今後は、こうした整備された各施設や地域の飲食店、商業施設、体験コンテンツなどを組み合わせた一体的な周遊ルートの構築が重要です。交通や回遊性の工夫、魅力的な観光情報の発信、地域資源を活かした体験型観光との連携を図ることで、観光客の滞在時間を延ばし、消費額の増加や地域経済への波及効果を高めることが求められています。加えて、いなべブランドの価値を高めるストーリー性のある観光体験の創出と発信により、いなべ市全体の魅力を高め、地域住民にとっても誇れる観光地としてのまちづくりを推進することが必要です。
- 観光を通じた交流人口の増加を促進するために国際自転車ロードレースであるツアー・オブ・ジャパンいなべステージを開催しており、市の主要事業として継続するための取組が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿（施策の目的）

- いなべ市の自然、地元の食、人とのふれ合いといった地域固有の魅力を活かし、滞在・体験・回遊を促す観光スタイルが定着しています。観光と地域がともに発展する持続可能な観光振興が進み、いなべならではの価値を発信する“いなべブランド”の認知と魅力が広がっています。
- “いなべブランド”であるツアー・オブ・ジャパンいなべステージの開催により、市内外からの注目が集まり、観光を通じた交流人口が増加しています。

3 基本事業

■基本事業1 多様な観光施設の充実

事業内容	主な事業
●観光客が快適に滞在できる環境を整えるため、観光案内所や休憩所、観光施設トイレ、駐車場などの観光施設について、清掃や補修を定期的に行い、常に良好な状態を保ちます。さらに、高齢者や子ども連れなど幅広い層の利用に配慮した施設管理を進め、誰もがストレスなく観光を楽しめる環境づくりを進めます。	●観光客受入施設管理事業 ●阿下喜ビジターセンター管理事業 ●観光施設整備事業

■基本事業1の成果指標

●観光レクリエーション入込客数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
681,328	738,224	642,898	590,699	592,000	593,000	594,000	595,000	596,000	597,000

※令和4（2022）年度からは、コロナ禍で自粛していた「いなべ梅まつり」を開催（＋8万人）。
 令和5（2023）年度からは、同じくコロナ禍で自粛していた「ツアー・オブ・ジャパンいなべステージ」を開催（＋1.6万人）。また、阿下喜温泉は改装工事のため令和5（2023）年度6月から閉鎖（－8万人）。
 令和6（2024）年度からは、阿下喜温泉を民間企業に賃貸借したため計上なし（－2万人）。
 令和7（2025）年度現在のカウント対象施設は、「藤原岳」「いなべ梅まつり」「ツアー・オブ・ジャパンいなべステージ」「パークゴルフ場」「竜ヶ岳（宇賀溪含む）」「青川峡キャンピングパーク」「いなべ公園」「にぎわいの森」の8つ。
 なお、対象施設の入れ替えがあった場合、目標は随時見直しを行う。

■基本事業2 イメージアップと集客力の向上

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●グリーンクリエイティブいなべの理念に基づき、にぎわいの森を市内周遊の起点として市内への誘客を図るため、各キャンプ場や温泉、自然体験など、いなべならではの観光資源を活かした情報発信を強化し、魅力あるプロモーションを展開します。また、「いなべブランド」の認知向上を図り、市の自然、食、文化、人の魅力を一体的に伝えることで、持続可能な地域のファンづくりにつなげます。 ●市の観光を支える団体や事業者と連携し、SNSやメディア、イベントなどを活用した効果的なPRを実施するとともに、観光圏域の広がりを見据え、隣接する菰野町など周辺自治体とも連携した広域的な情報発信にも取り組みます。これにより、県内外からの来訪者の誘客促進と、滞在・消費の拡大を目指します。 ●ツアー・オブ・ジャパンいなべステージを官民一体で継続して実施することで「自転車のまち いなべ」としてのブランド力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーンクリエイティブいなべ推進事業 ●観光組織推進事業 ●観光資源開発発信事業 ●ツアー・オブ・ジャパン開催事業

■基本事業2の成果指標

●にぎわいの森来場者数〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
373,621	352,689	339,082	338,858	340,000	345,000	350,000	355,000	360,000	365,000

●ツアー・オブ・ジャパン観客動員数（各年）〈単位：人〉

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
-	-	16,000	18,000	19,000	19,500	20,000	20,500	21,000	21,500

第6章 総合的取組事項

6-1 グリーンクリエイティブいなべの推進

1 現状・課題

- 「グリーンクリエイティブいなべ」は、市が推進する地域創生の取組で、地域特有の資源(=グリーン)を都会的な感性(=ローカルセンス)で磨き上げ、都市の人々を魅了するモノ・コト・トキを創りあげること(=クリエイティブ)を目指す理念であり、この理念は、平成27(2015)年度から市のまちづくりの基本方針として掲げています。
- グリーンクリエイティブいなべの推進は、地域資源を活用した持続可能なまちづくりのモデルとなっています。一方で、市民参画の促進や創造性の発揮、シビックプライドの醸成、そして持続可能なまちづくりの実現といった課題も残されています。今後は、これらの課題に対応するため、多様なステークホルダーとの連携をさらに深めながら、継続的な取組が求められます。
- 都市部へのPRやマーケティング、地域での起業・創業の支援、「にぎわいの森」を核とした山辺の活用等の複数の取組を通じて、多様な人々を巻き込む仕組みづくりが必要です。

2 5年後のいなべ市の姿(目的)

- グリーンクリエイティブいなべの活動を通じて創りあげられた「モノ・コト・トキ」が人々を魅了し、交流、移住、定住の促進や関係人口の拡充につながっています。
- グリーンクリエイティブいなべの推進により、分野の垣根を越えた横断的、一体的で効果的な取組が行われています。
- 森林、農地、里山などの自然資源を活用した産業振興(グリーンインフラ、薬草農業、再生可能エネルギー等)が展開され、地域内で循環する自立型の地域経済の仕組みが構築されています。
- 行政主導から、市民や事業者、地域団体が主導する「共創」のまちづくりへと転換され、文化やアート、教育活動を通じて、まちの価値を自ら高める仕組みが定着しています。
- 地産地消、エコライフ、地域活動への参加など、持続可能なライフスタイルが市民に浸透し、地域に誇りを持ち、次世代へと継承する意識が高まり、シビックプライドが醸成されています。
- グリーンクリエイティブいなべの取組(「にぎわいの森」「山・森・川」の活用事業等)が、SDGsの先進モデルとして評価され、全国・世界に発信する地方都市として注目されています。

3 基本事業

■基本事業1 グリーンクリエイティブいなべの推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●グリーンクリエイティブいなべを推進し、いなべブランドを創造します。 ●若者や都市部をターゲットとしたシティプロモーションに取り組みます。 ●グリーンインフラ推進基本方針に基づき、地域林や水辺の環境を整備することにより親子が長時間滞在できる空間づくりを行い、市民協働や市民活動の活性化を図ります。 ●子育て家庭が希望する全天候型、安全安心で気軽に利用でき、木のぬくもりを感じることができる「こども子育て拠点施設」を整備します。 ●自然とのつながりを感じ、豊かな心を育めるよう乳幼児期から木のぬくもりに触れる機会を増やすとともに、子どもや保護者が集える自然体験イベントなど木育を推進する環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーンクリエイティブいなべ推進事業 ●観光組織推進事業 ●観光資源開発発信事業 ●グリーンインフラ推進事業 ●こども子育て拠点整備事業 ●木育推進事業

4 成果指標

■にぎわいの森来場者数（人）

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
373,621	352,689	339,082	338,858	340,000	345,000	350,000	355,000	360,000	365,000

6-2 フェアトレードタウンいなべの促進

1 現状・課題

- いなべ市は、2019(令和元)年に日本で6番目のフェアトレードタウンとして認定され、市民団体「いなべフェアトレードタウン」をはじめ、行政、商店、学校などが連携し、フェアトレードの普及とエシカル消費の推進に取り組んでいます。この活動は、SDGsの理念と連動し、地域経済の活性化を目指していますが、市民の認知度・関心度の低さ、活動の継続性、熱意ある市民団体や個人への依存、担い手不足などが課題となっています。

2 5年後のいなべ市の姿(目的)

- 市民が意識せずとも、日常の買い物や選択の中に「フェアトレード」、「エシカル消費」の価値観が浸透し、地域の商店、学校、公共施設などでも当たり前前にフェアトレード商品が取り扱われ、暮らしの一部になっています。
- 地元の農産物や加工品といった“いなべ産”とフェアトレード商品の共存が実現されています。
- 教育現場では、フェアトレードやSDGsをテーマにした学びが定着し、市民全体に「人を想った行動」や「未来を考える行動」が当たり前となり“思いやりと共感”の文化が定着しています。
- 「フェアトレードタウンいなべ」の実績が、まちの魅力・ブランドとして確立され、地域住民が主体となり、地域資源を活用した地域ビジネスとして評価されています。
- 行政、市民団体、教育機関、企業などが役割を分かち合いながら、継続的かつ有機的に取組を進める体制が整っており、「誰かが頑張る運動」から「みんなで育てる文化」へと発展しています。

3 基本事業

■基本事業1 フェアトレードタウンいなべの促進

事業内容	主な実施項目
<ul style="list-style-type: none"> ●フェアトレードタウンいなべが教育や啓発、商品の普及、PR イベントが開催できるように連携、支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●フェアトレードタウンいなべの促進 ●小中学校での授業 ●いなべ総合学園での講義 ●にぎわいの森店舗でのフェアトレード商品の取扱い ●フェアトレード月間(5月)におけるマルシェの開催 ●企業との連携

4 成果指標

■フェアトレード商品取扱店舗数(店舗)

第2次実績値(年度) ※令和7は目標値					第3次目標値(年度)				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
31	31	37	37	38	39	40	41	42	43

6-3 SDGs 未来都市いなべの推進

1 現状・課題

- いなべ市SDGsは、「グリーンクリエイティブいなべ」の活動を通し、グリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」を拠点に、誰もが気軽に参加できるSDGsの推進を目指すものです。自然環境を活かした空間で、地元食材を使用した飲食店や物販施設が集まり、訪れる人々に「おいしい」、「心地よい」と感じてもらえるような体験を提供することで、SDGsの理念を直感的に伝えることが必要です。
- INABE SDGs 4T PROJECTとして、4つのT(Touch「触れる:実際に手を動かし、ものづくりや体験を通じて学ぶ。」、Think「考える:体験を通じて得た気づきを深め、自分ごととして考える。」、To make「つくる:持続可能な社会に向けたアクションを自ら起こす。」、Tell「伝える:学んだことや感じたことを他者に共有し、広げていく。」)を軸として、「日常生活・体験から気付くSDGs」をテーマに、企業と行政が連携して、おしゃれでカジュアルな体験型ワークショップを開催することで、SDGsの理念を市民に浸透させることが必要です。
- SDGsを市内事業者に進捗するため、自身の業務とSDGsとの関連性を認識する「いなべ市版SDGsチェックシート」を活用し、取組を実践する事業者を「いなべSDGs実践取組事業者」として認定しています。また、市と連携し、SDGsの推進に積極的に取り組む企業や団体を「いなべSDGs推進パートナー」として認定しています。これらの認定制度を通じて、地域全体でのSDGsの理解と実践を促進し、持続可能な社会の実現を目指しています。

2 5年後のいなべ市の姿(目的)

- ワークショップや意見交換の場を通じて、市民参画型のSDGsの実践が強化され、「誰一人取り残さない社会」が浸透し、市民・事業者・行政の協働により課題解決を推進しています。
(SDGsゴール11・16・17)
- 地産地消やフェアトレードの普及により、「農」、「食」、「自然」、「アート」、「アウトドア」、「ものづくり」などの地域資源を活かすことで、持続可能な産業や観光が展開されています。さらに、グリーンインフラを取り入れたにぎわいの森が象徴的な拠点となっています。
(SDGsゴール8・9・12)
- 移住・定住・交流人口の増加に向けた受け入れ体制が強化され、若者、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人々が安心して暮らせるまちづくりが行われています。また、地域の教育力やコミュニティ支援を通じて、人づくりと健康づくりが推進されています。
(SDGsゴール1・3・4・10)
- INABE SDGs 4T PROJECTの取組が進み、「日常生活・体験から気づくSDGs」をテーマに、企業や団体との協働でカジュアルにSDGsが浸透しています。また、体験型ワークショップや商品開発を通じて、市民の行動変容を促進しています。

3 基本事業

■基本事業1 SDGs未来都市いなべの推進

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●市内外の企業等と連携し、INABE SDGs 4T PROJECTの4つの「T」をキーワードとしてSDGsを推進します。 ●持続可能な開発目標（SDGs）を地域レベルで具体化し、地域課題の解決と持続可能なまちづくりを行います。 ●いなべSDGs実践取組事業者といなべSDGs推進パートナーを拡大し、市内でのSDGsを推進します。 ●モビリティによって“動くにぎわい”を実現し、山辺エリアを都市と自然をつなぐ“開かれた里山”としてブランド化を進め、“動くまち”モデルの確立を図ります。 ●地域資源を活用した商品開発や体験メニューの創出を支援し、販路開拓支援や観光客の誘致を図ることで、地域経済の活性化を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●いなべカジュアル SDGs 推進事業 ●グリーンクリエイティブいなべ推進事業 ●ごみ減量化推進事業 ●こども子育て拠点整備事業 ●発達支援事業 ●家庭児童相談事業 ●夢・未来プロジェクト2030事業 ●健康づくり事業 ●多面的機能支払交付金事業 <p style="text-align: right;">他</p>

4 成果指標

■SDGs実践取組事業者数（者）

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
195	131	164	164	170	175	180	185	190	195

■SDGs推進パートナー数（累計）（団体）

第2次実績値（年度）※令和7は目標値					第3次目標値（年度）				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
16	31	36	39	42	45	48	51	54	57

6-4 チャレンジ・カーボンニュートラルいなべの推進

1 現状・課題

- 本市は、令和4(2022)年7月7日のクールアースデーに、「ゼロカーボンシティ」を表明し、「チャレンジ・カーボンニュートラル いなべ」を掲げ、脱炭素社会の実現を目指しています。
- 令和6(2024)年には、いなべ市水素ステーションの運用を開始して燃料電池自動車(FCV)を所有している市内事業所にも開放しています。公用車をはじめ燃料電池自動車の普及が必要で
す。
- 今後は、水素ステーションの拡充や水素エネルギーの安定供給に向けた生成から運搬までのサブ
ライチェーンの構築を進める必要があります。

2 5年後のいなべ市の姿(目的)

- チャレンジ・カーボンニュートラルいなべを推進するため、「いなべ市地球温暖化対策実行計画」に
掲げた目標値が達成され、温室効果ガス排出が削減されています。
- 環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金「重点対策加速化事業」の年次計画に沿って、公共
施設への太陽光発電設備等設置及び公用車を環境軽減負荷車両に移行して、再エネの普及が
進んでいます。

3 基本事業

■基本事業1 資源循環社会の構築

事業内容	主な事業
●廃棄物処理の4R※を核として、リサイクルシステムの整備 と定着を図り、ごみの分別を推進し、資源循環型社会の構 築を目指し、脱炭素化を図ります。	●ごみ資源化事業 ●ごみ減量化推進事業 ●ごみ処理事業 ●ごみ分別収集啓発事業

※4R：ごみを減らすための「Refuse(リフューズ)」、「Reduce(リデュース)」、「Reuse(リユース)」、「Recycle(リサイクル)」の4つの言葉の頭文字をとった考え方。

■基本事業2 温室効果ガス排出量の削減

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷軽減のため公共施設に太陽光発電設備を中心とした再生可能エネルギーを積極的に導入しエネルギーの地域循環と地産地消化を推進します。 ●公用車を燃料電池車及び電気自動車の環境軽減負荷車両に移行します。同時に太陽光由来のEVステーションを整備し、公用車のゼロカーボンドライブを実施します。 ●グリーン水素ステーションの運用に向けて企業と連携しながらモビリティ分野での新エネルギー事業を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域脱炭素化移行重点対策加速化事業 ●公用車管理事業 ●水素エネルギー活用促進事業

4 成果指標

■CO₂排出量 (t-co²)

第2次実績値(年度) ※令和7は目標値					第3次目標値(年度)				
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
14,216	16,476	14,794	集計中	13,050	12,180	11,310	10,440	9,570	8,700

※市の公共施設から発生するCO₂排出量。

※1トンは、1世帯における半年間の電力使用量。

1世帯の半年間の平均電力使用量が約2,140kwであり、CO₂排出量が1トン換算となります。

※1トンは、ガソリン自動車の半年間の走行分。

ガソリン車の走行距離が約3,000kmで、CO₂排出量が1トン換算となります。

※1キロは、レジ袋約30枚分の削減量

レジ袋を1回断ることによって、約33gのCO₂が削減できます。つまり30回レジ袋を断ると、CO₂排出量が1kg削減されます。

※1世帯当たり1年間で約5.6tのCO₂を排出しているといわれています。

6-5 元気みらい都市いなべの推進

1 現状・課題

- 本市は、全国に先駆けて高齢者の健康づくりに取り組んできました。高齢者を対象に開発された「元気づくりシステム」は、高い評価を得て広く全国各地で展開されています。「元気みらい都市いなべ」は、こうした知見を活かし、全世代の効果的な健康づくりに向け、多様な主体が一体となって取り組む一連の活動の総称です。今後も、全世代の健康づくりを起点に、“人”と“まち”の元気づくりの取組が必要です。
- 令和4(2022)年に、千葉大学との連携により、健康促進を図るために環境から健康行動を促進するゼロ次予防の一環として、いなべ市庁舎エントランスに「いなべ Step+10cm(いなべステップテン)」を設置しました。
- 令和5(2023)年に、「いなべげんき応援あぶり いなべる」を開発、リリースしました。アプリでは、歩数に応じたポイントや体重・血圧の記録等でポイントが貯められ、WAONポイントとの交換やいなべの商品などの抽選に応募できます。今後も、アプリの利用促進を図ることが必要です。
- 母子保健・健康づくり・高齢者福祉・医療を担う部署が集う健康なまちづくり会議にて、乳幼児期から高齢期を通じたライフコースアプローチの視点から、包括的な健康づくり施策を推進しています。市民が健康づくり事業にアクセスしやすい地域づくりが必要です。
- 幼児から小中学生の成長期において、身体機能の向上、心身の発達及び適切な運動習慣の定着等の促進が必要です。

2 5年後のいなべ市の姿(目的)

- これまで全国に先駆け取り組んできた高齢者の元気づくりを拡充し、幼児・小学校・中学校・成人に至る全ての世代を対象に健康づくりシステムが構築されています。
- 健康で元気なまちとしてのブランドを確立し、人として普遍的な魅力ある「健康づくり」の価値が多くの人々に改めて認識され、健康づくりから生まれる幸福感、満足度の向上を通じて、“人”と“まち”の元気づくりが展開されています。

3 基本事業

■基本事業1 個人の行動と健康状態の改善

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●体調の記録とデータ化により、健康状態を「見える化」し、市民の健康意識を高め、自発的な行動変容を促進します。 ●幼少期からの年代に応じた健康づくりに取り組み、心身の成長や発達の促進、適切な運動習慣の定着等について支援します。 ●高齢期の身体機能の老化抑制のため、身近な場所で地域資源を生かし、心身の状況に応じた運動の機会等を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●検診・疾病対策事業 ●健康づくり事業 ●母子保健事業 ●夢・未来プロジェクト2030事業 ●部活動振興事業 ●地域力強化推進事業 ●地域スポーツ推進事業

■基本事業2 社会環境の質の向上

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●住み慣れた自治会単位を基本に、地域の生活支援体制構築や運動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。 ●自然に健康になれる環境づくりや、日常生活で「健康への気づき」を得る機会の創出等により、健康への関心が低い層も含めた市民の健康維持・増進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域力強化推進事業 ●健康づくり事業 ●地域力強化推進事業

■基本事業3 ライフコースアプローチの構築

事業内容	主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ●世代別・地域別に応じた効果的な健康づくりを持続発展的に推進する仕組みを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり事業

4 成果指標

■健康寿命の延伸（平均寿命に占める割合）（％）

	第2次実績値（年度）※令和7は目標値				第3次目標値（年度）				
	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
男性	97.2	97.5	97.0	97.1	97.2	97.3	97.4	97.5	97.6
女性	93.9	94.5	93.9	94.0	94.1	94.2	94.3	94.4	94.5

※令和3（2021）実績値なし。

※今後、平均寿命の低下とそれに伴う健康寿命の低下が見込まれるため、健康寿命（歳）／平均寿命（歳）を指標として設定した（数値は翌年に確定するため、N年度の実績値はN-1年度のものとなる）。

第3部 人口ビジョン・総合戦略

第1章 人口ビジョン・総合戦略と総合計画の関係

第2章 人口ビジョン

第3章 総合戦略

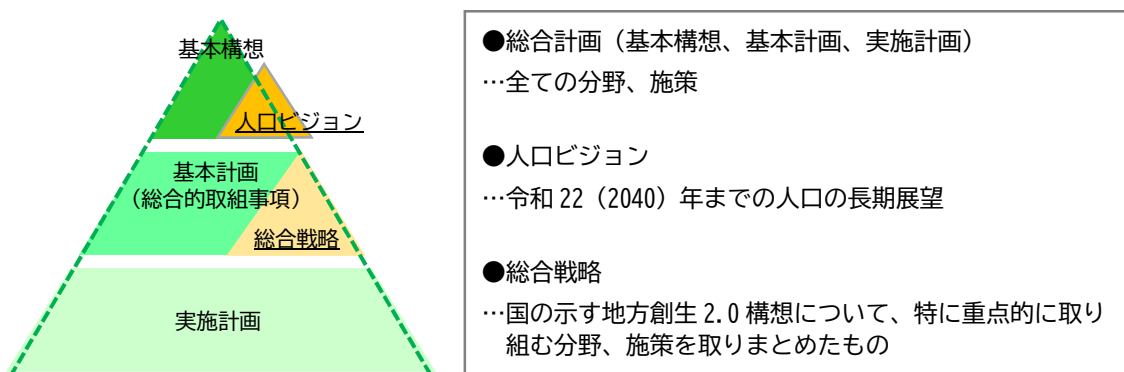
第1章 人口ビジョン・総合戦略と総合計画の関係

第1節 人口ビジョン・総合戦略と総合計画の関係

本市は、総合計画の中に地方人口ビジョン・地方版総合戦略を位置づけ、一体的かつ効果的に推進することとしています。

総合計画は、本市の最上位計画であり、全ての分野、施策の方向性を示すもので、総合戦略は、総合計画で示された現状と課題及び分野・施策ごとの方向性を踏まえて、国の示す地方創生の実現に向け、特に重点的に取り組む内容を取りまとめたものです。

■人口ビジョン・総合戦略と総合計画の関係



第2節 計画期間の整合

総合計画と総合戦略の計画期間を統一し、一体的かつ効果的に各種施策を推進するため、第2期総合戦略の計画期間を1年間延長しています。

■総合計画と総合戦略の期間

平成28～令和2年度 (2016～2020年度)	令和3～7年度 (2021～2025年度)	令和8～12年度 (2026～2030年度)	令和13～17年度 (2031～2035年度)
第2次いなべ市総合計画 基本構想【10年】		第3次いなべ市総合計画 基本構想【10年】	
前期基本計画【5年】	後期基本計画【5年】	前期基本計画【5年】	後期基本計画【5年】
人口ビジョン (2015～2040年度の長期ビジョン)		人口ビジョン (2026～2040年度の長期ビジョン)	
総合戦略【5年】 (2015～2019年度)	第2期総合戦略【6年】 (2020～2025年度) ※	第3期総合戦略【5年】 (本計画)	第4期総合戦略【5年】 (次期計画)

※1年間の計画期間延長

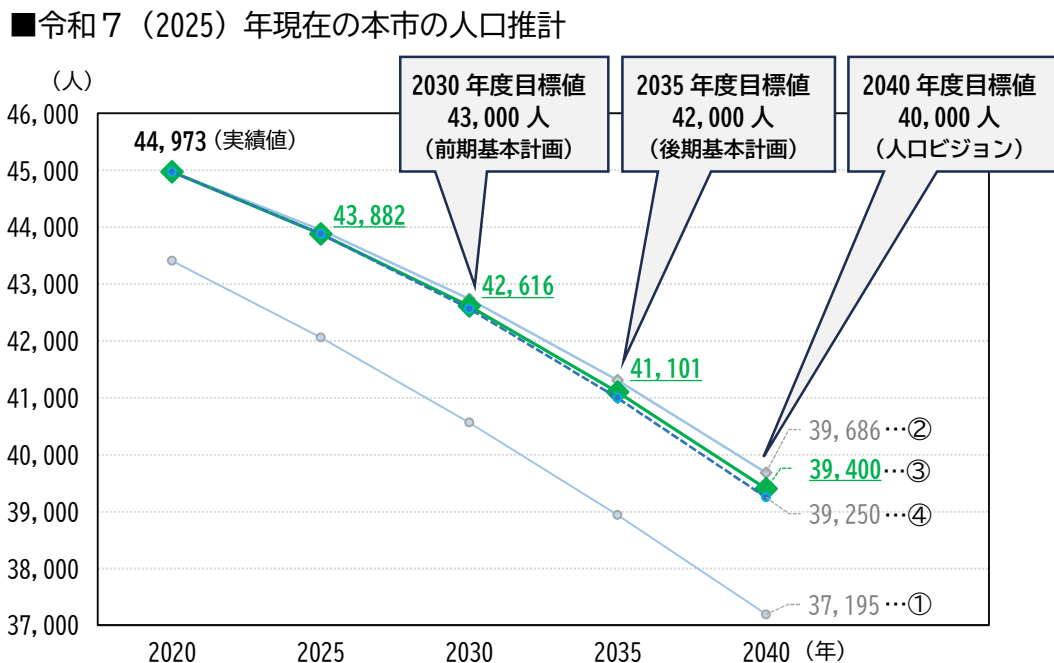
第2章 人口ビジョン

第1節 人口ビジョン

人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、令和 22 (2040) 年までの長期的な人口の展望を提示したもので、令和 22 (2040) 年度の総人口の目標値を「40,000 人」と定めます。

第2節 総合計画と人口ビジョンの整合

総合計画では、人口ビジョンの将来推計を踏まえて、前期基本計画の最終年度となる令和 12 (2030) 年度の総人口を 43,000 人、また、基本構想及び後期基本計画の最終年度となる令和 17 (2035) 年度の総人口を 42,000 人と設定します。



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計及び市独自推計

①社人研推計（2013年時点）

…企業誘致の影響等により、この時点の人口推計からは実績が大きく上回っている。

②社人研推計（2023年時点）

…令和2（2020）年の国勢調査結果を反映して上方修正となった。

③市独自推計（2025年時点）

…本市の合計特殊出生率は、令和2（2020）年度の1.22から令和5（2023）年度までの1.43まで、右肩上がりて増加してきたが、令和6（2024）年度は1.21と過去5年間で最低の数値となった。

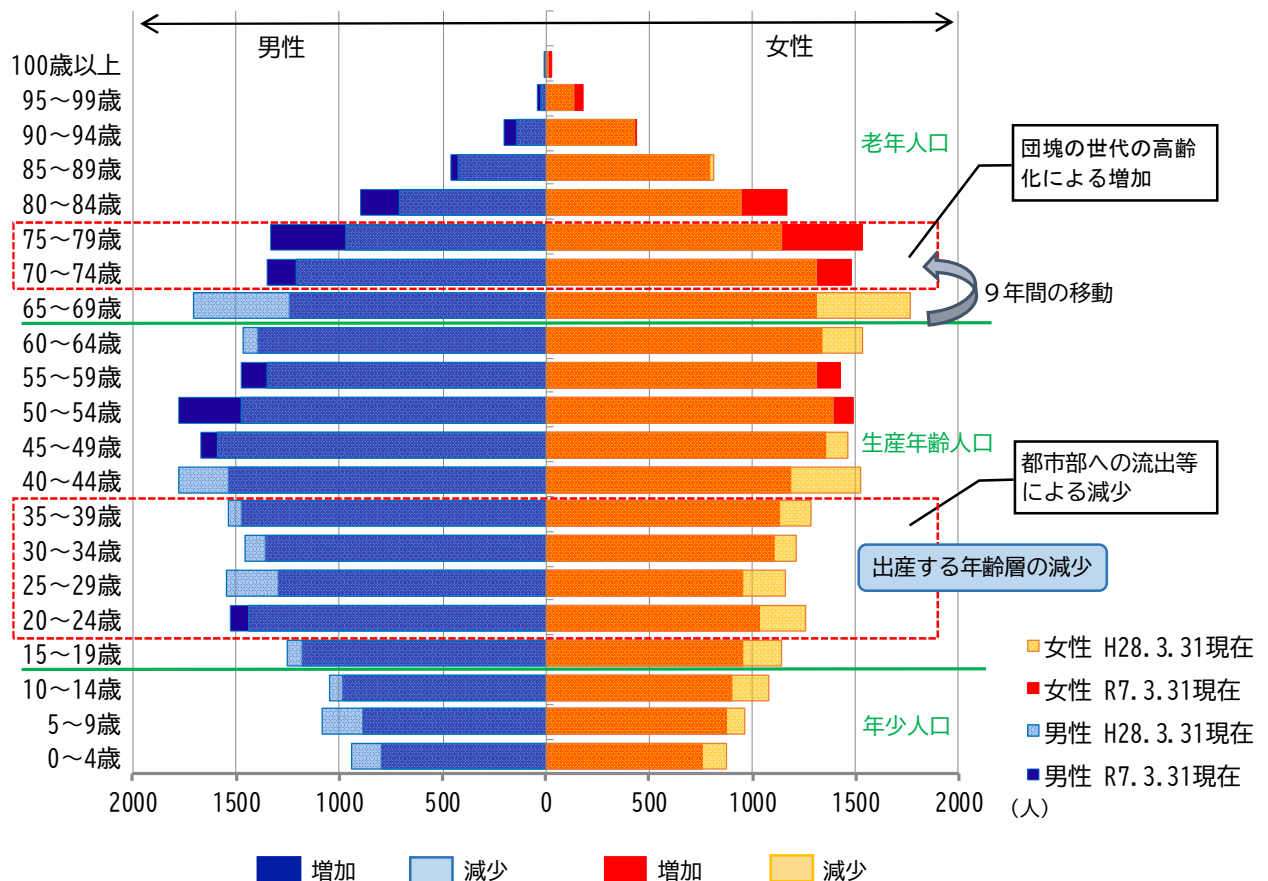
市独自推計（2025年時点）は、令和22（2040）年度の総人口の目標値「40,000人」に向けて、合計特殊出生率が令和2（2020）年度から令和6（2024）年までの平均値で推移し、若年世代（15歳～49歳）の純移動率※が10%増加、これに伴い0歳～14歳の年少人口の純移動率も10%増加すると仮定して推計している。

※純移動率：転入から転出を差し引いた純移動数を、その期間の開始時点の対象人口で割って算出した率

④社人研推計（2023）を基に合計特殊出生率を過去5年平均に調整

…参考として、社人研推計（2023）を基に合計特殊出生率を過去5年平均に調整した推計。

■本市の人口ピラミッド比較（平成27（2015）年度と令和6（2024）年度の比較）



資料：住民基本台帳

第3章 総合戦略

第1節 総合戦略の位置づけ

本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26（2014）年法律第136号）第10条で定められた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。

本市は、総合計画と総合戦略を一体的に策定しているため、総合戦略においても、総合計画同様に、まちづくりの基本理念「いきいき笑顔応援のまち」及びまちづくりの将来像「好き」が、あふれる。『私のまち いなべ』を掲げるとともに、総合計画における現状と課題及び分野・施策ごとの方向性を踏まえて、国の示す地方創生の実現に向けて、重点的に取り組む内容を示します。

第2節 総合戦略の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第3節 国の動き（地方創生2.0構想）

国では、令和7（2025）年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、これに基づく新たな総合戦略を令和7（2025）年中に策定することが示されています。

本計画においても、こうした国の方向性を踏まえて総合戦略を策定します。

■国における「地方創生2.0基本構想」の概要（令和7（2025）年6月閣議決定）

〈目指す姿〉

- 1 「強い」経済 ⇒ 「稼げる」経済の創出により、人を呼び込み、強い地方経済を創出。
- 2 「豊かな」生活環境 ⇒ 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築。
- 3 「新しい日本・楽しい日本」 ⇒ 若者や女性にも選ばれる地方、一人ひとりが幸せを実感できる地方を創出。

〈政策の5本柱〉

- 1 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
 - ・若者や女性に選ばれる働き、暮らせる環境整備 / 地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスの維持
- 2 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
 - ・地域ポテンシャルの最大限の活用 / 異なる分野の施策、主体、人材、技術の「新結合」
- 3 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による地方創生～
 - ・人や企業の地方分散 / 都市と地方の人材交流・人材循環
- 4 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
 - ・GX・DXによる新たな産業集積に向けたインフラ整備 / デジタル技術等の新技術の活用
- 5 広域リージョン連携
 - ・産業政策や観光等の分野の施策における地域を超えた連携 / 企業・大学・研究機関等との連携

第4節 総合戦略

■総合戦略の体系

国の基本構想	第3期いなべ市総合戦略	
1 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	1 若者や女性に選ばれる魅力的な暮らしの創生	(1) 市民の力で拓く未来 ▶前期基本計画1-1 (2) 女(ひと)と男(ひと)が互いに認め合うまちづくりの推進 ▶前期基本計画1-3 (3) 広域連携による定住・移住の促進 ▶前期基本計画1-5 (4) 外部人材の活用による地域活性化の推進 ▶前期基本計画1-6 (5) ウェルビーイングを育む保育の推進 ▶前期基本計画2-1 (6) 地域における子育て支援の充実 ▶前期基本計画2-2 (7) 子どもの発達を支えるチャイルドサポートの充実 ▶前期基本計画2-3 (8) 子どもと母親の健康の確保 ▶前期基本計画2-5 (9) ウェルビーイング溢れる学校の創造 ▶前期基本計画2-6 (10) 学校教育環境の充実 ▶前期基本計画2-7 (11) 学校環境整備の充実 ▶前期基本計画2-8 (12) 総合的なスポーツの推進 ▶前期基本計画2-9 (13) 歴史文化・芸術の充実 ▶前期基本計画2-10 (14) 自然環境の保全・充実 ▶前期基本計画2-11 (15) 青少年の夢を育む地域づくりの推進 ▶前期基本計画2-12 (16) 生涯学習の充実 ▶前期基本計画2-13
	2 安心して快適な生活環境の創生	(1) 地域医療体制の充実 ▶前期基本計画3-1 (2) 高齢者が笑顔で自分らしく暮らせるまちづくりの推進 ▶前期基本計画3-3 (3) 地域でいきいきと安心して暮らせる障がい者福祉の推進 ▶前期基本計画3-5 (4) 地域の助け合いによる福祉の充実 ▶前期基本計画3-6 (5) 元気みらい都市いなべの推進 ▶前期基本計画6-5 (6) 公共交通の充実 ▶前期基本計画4-1 (7) 快適な道路網の充実 ▶前期基本計画4-2 (8) みどり豊かなまちづくりの推進 ▶前期基本計画4-6 (9) 良好な居住環境づくりの推進 ▶前期基本計画4-7 (10) 安全で安心な防災対策の推進 ▶前期基本計画4-9 (11) 被害を未然に防ぐまちづくりの推進 ▶前期基本計画4-11
2 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～	3 稼ぐ力を高め、付加価値を創出する新しい地方経済の創生	(1) 持続可能な農林業の振興 ▶前期基本計画5-1 (2) 企業誘致による産業振興と雇用促進 ▶前期基本計画5-2 (3) にぎわいのある商工業の振興 ▶前期基本計画5-3 (4) 魅力ある観光地づくりの推進 ▶前期基本計画5-4 (5) グリーンクリエイティブいなべの推進 ▶前期基本計画6-1 (6) フェアトレードタウンいなべの促進 ▶前期基本計画6-2 (7) SDGs未来都市いなべの推進 ▶前期基本計画6-3 (8) チャレンジ・カーボンニュートラルいなべの推進 ▶前期基本計画6-4
3 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による地方創生～ 4 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用 5 広域リージョン連携	4 分野共通で取り組む新しい地方創生	(1) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生 (2) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用 (3) 広域リージョン連携
総合戦略の推進に当たって(「いなべ市行政改革大綱」「行政改革アクションプラン」)		

1 若者や女性に選ばれる魅力的な暮らしの創生

■基本方針

- 社会変革・意識改革や、魅力ある働き方・職場づくり、子育て環境の充実等を推進し、若者や女性に選ばれるまちづくりに取り組みます。
- 暮らしを取り巻く様々な分野で、意欲と能力のある「民」の力を活かした人を惹き付けるまちづくりに取り組みます。

■KGI：15歳から49歳までの若者の年間純移動数

実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
45人	89人

※15歳から49歳までの転入から転出を差し引いた数であり、毎年12%の増加を目標とする。

■主な取組

※KPIの詳細は、総合計画前期基本計画に掲載しています（以下、同様）

(1)市民の力で拓く未来 ▶▶前期基本計画1-1

多彩な市民や市民団体が地域活動をしやすいように支援するとともに、グリーンインフラ推進基本方針に基づき、地域林や水辺の環境を整備し、親子が長時間滞在できる空間づくりを行います。

自治会の独立性や主体性を促すため、広報等の配布や地域の環境衛生に関する事業などを実施するとともに、集会場などのコミュニティ施設の充実を図ります。

取組内容	市民参画と協働の推進		
KPI	市民活動センター利用者数	実績値 令和6（2024）年度 951人	目標値 令和12（2030）年度 980人
	いなべグリーンラボ参加者数 （各年）	実績値 令和6（2024）年度 680人	目標値 令和12（2030）年度 800人
取組内容	コミュニティ組織の強化支援		
KPI	自治会補助金の採択率（各年）	実績値 令和6（2024）年度 100.0%	目標値 令和12（2030）年度 100.0%

(2)女(ひと)と男(ひと)が互いに認め合うまちづくりの推進 ▶▶前期基本計画1-3

女性が働きやすく活躍できる環境づくりとともに、誰もが自分らしく暮らせる環境づくりやあらゆる差別や暴力の根絶を各分野で連携して推進します。

取組内容	男女共同参画の推進		
KPI	男女共同参画啓発・講座等の発信数	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		12回	36回

(3)広域連携による定住・移住の促進 ▶▶前期基本計画1-5

さらなる人口減少の深刻化が見込まれる中、行政サービスを持続的に提供していくために、他の地方公共団体等と連携して、公共施設の集約化・複合化など、連携・協力することにより、圏域全体の生活機能を確保し、人口定住を促進します。

取組内容	広域連携による定住・移住促進		
KPI	定住自立圏共生ビジョン施策指標の目標達成率	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		—	72%
KPI	いなべ市の人口	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		44,656人	43,000人

(4)外部人材の活用による地域活性化の推進 ▶▶前期基本計画1-6

外部人材を有効活用することにより、地域の課題解決及び都市部からの移住促進を行います。

取組内容	外部人材の活用による地域活性化の推進		
KPI	地域おこし協力隊員数(累計)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		68人	86人
KPI	地域活性化起業人等数(累計)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		37人	76人

(5)ウェルビーイングを育む保育の推進 ▶▶前期基本計画2-1

子どもが持つ「自ら学び成長する力」を育む、自然保育や小学校との連携を深める取組を推進します。また、働き方の多様化に対応しつつ、保護者が不安や孤立を抱えることなく、地域や専門機関とつながり、安心して子育てできる環境を構築します。また、妊娠・出産・育児の各段階で必要な支援が継続して受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、保育士の確保を推進します。

取組内容	保育サービスの充実		
KPI	3歳未満児入所者数(各年)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		292人	242人

(6)地域における子育て支援の充実 ▶▶前期基本計画2-2

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するとともに、子どもの社会性を育むため、多様な人と交流できる場を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言を行います。また、自然とのつながりを感じ、豊かな心を育めるよう、木のぬくもりに触れる機会を増やすとともに、自然体験イベントなど木育を推進する環境を整えます。

取組内容	地域における子育て支援の充実		
KPI	ファミリーサポートセンター会員数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		477人	485人
KPI	子育て支援センター利用者数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		30,479人	31,000人

(7)子どもの発達を支えるチャイルドサポートの充実 ▶▶前期基本計画2-3

子どものライフステージにあわせ、母子保健、保育、教育、障がい福祉、医療が連携し、発達に支援を要する子どもを、出生から就労まで途切れなく支援します。

取組内容	チャイルドサポートの充実		
KPI	個別療育を受ける子どもの数（実人数）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		46人	40人
KPI	医療連携会議で支援を検討した子どもの数（実人数）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		68人	60人

(8)子どもと母親の健康の確保 ▶▶前期基本計画2-5

保健師や栄養士が教室や自宅訪問を行い、相談・指導を提供することで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

取組内容	子どもと母親の健康の確保		
KPI	こんにちは赤ちゃん訪問率（各年）（訪問した赤ちゃんの数／出生数）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		97.6%	100.0%
KPI	妊娠8か月教室の満足度5（最高点）の割合	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		74.4%	83.0%

(9)ウェルビーイング溢れる学校の創造 ▶▶前期基本計画2-6

一人ひとりの良さや可能性を生かすことを大切にした教育を進めるとともに、関係機関と連携・協働することで、支援が必要な子どもの成長を促します。中学校区において保小中の連携の研修会を実施するとともに、各校の取組の交流、話し合いを通じて、人権問題についての感性を養います。

温水プール水泳授業、社会見学等の校外活動、中学校の部活動等の体験活動や、地域の方々をはじめ各専門分野で活動している様々な大人との出会い・交流の機会を通じて、豊かな人間性を育みます。

取組内容	自律と共生を育む教育の推進		
K P I	不登校に関する研修会参加者数 (各年)	実績値 令和6 (2024) 年度	目標値 令和12 (2030) 年度
		46人	60人
	特別支援教育に関する研修会参加者数 (各年)	実績値 令和6 (2024) 年度	目標値 令和12 (2030) 年度
		194人	240人
	中学3年生の他者を尊重し協働する力 (肯定的回答生徒数/総生徒数)	実績値 令和6 (2024) 年度	目標値 令和12 (2030) 年度
		96.9%	100.0%

(10)学校教育環境の充実 ▶▶前期基本計画2-7

授業に関わること、通学又は健診に関する事など、それぞれの事業で児童生徒及び保護者が安心して就学できるよう教育環境を整えます。

「コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)」と「地域学校協働委員会(学援隊含む)」の充実を図り、学校と地域が一体となった教育活動を推進します。また、必要な小中学校に対し、安心安全な通学を保障するためスクールバスを運行します。

取組内容	学校教育環境の充実		
K P I	中学3年生の社会参画への意思 (肯定的回答生徒数/総生徒数)	実績値 令和6 (2024) 年度	目標値 令和12 (2030) 年度
		84.1%	92.0%

(11)学校環境整備の充実 ▶▶前期基本計画2-8

学校施設を適正に維持管理し、児童生徒が安心して過ごせる環境を確保します。老朽化した学校施設の改築・改修を進め、児童生徒の安全を確保します。

適正な学級・学校規模を維持し、学校安全管理及び児童生徒の防犯、防災対策のための物品の配布や安全で安心な学校給食の安定した提供体制の維持を図ります。

取組内容	学校環境整備の充実		
KPI	小学校特別教室空調設備設置率 (校舎)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		36.0%	63.0%
KPI	多機能トイレ整備数(校舎及び体育館30箇所)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		21箇所	29箇所

(12)総合的なスポーツの推進 ▶▶前期基本計画2-9

様々な世代が多様なスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ、レクリエーション活動の普及・啓発を行います。また、市民が安全にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設を適正に維持管理するとともに、各競技の指導者の養成とコーディネーターの発掘、養成を行い、スポーツ団体の育成を支援します。

取組内容	生涯スポーツの充実		
KPI	スポーツイベント参加者数 (各年延べ)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		1,088人	1,250人
KPI	ニュースポーツ、軽スポーツ講習会年間参加者数(各年延べ)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		1,094人	950人
取組内容	スポーツ施設運営の充実		
KPI	スポーツ施設年間利用者数 (各年延べ)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		249,651人	252,500人

(13)歴史文化・芸術の充実 ▶▶前期基本計画2-10

市民と行政、専門家が連携し、文化意識の高揚とふるさと意識の醸成により、多彩で個性ある文化の創造を図ります。

市民、行政、専門家が連携して、文化財を適切に保護するとともに、文化財への理解と愛着を深めるために広報事業等を活用して魅力を発信していきます。また、市民の共有の財産として後世に伝えるため、市史編さんを進めます。

取組内容			
文化芸術活動の推進			
KPI	市民祭作品出展者数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		418人	445人
KPI	市民祭舞台発表出演者数 （各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		571人	600人
取組内容			
文化財の保存活用支援			
KPI	郷土資料館入場者数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		2,676人	2,750人

(14)自然環境の保全・充実 ▶▶前期基本計画2-11

自然共生サイトふるさとの森及び大井田西部公園の適切な維持管理を行い、希少動植物の保全等にも取り組みます。また、動物、植物、岩石等様々な分野の自然教室を開催し、いなべ市の豊かな自然環境を紹介し、特に子どもたちが自然から学ぶ機会を提供します。

取組内容			
自然環境の保全			
KPI	市ホームページ内「いなべ市の自然」の各ページのアクセス件数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		21,976件	18,300件
取組内容			
自然学習施設の充実			
KPI	自然教室参加者（科学館+屋根）アンケート満足度調査で「大変よかった・よかった」の割合	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		70.0% ※令和7（2025）年度	80.0%

(15)青少年の夢を育む地域づくりの推進 ▶▶前期基本計画2-12

地域や家庭、関係機関と連携を図り、地域力を活かした青少年の育成に取り組みます。また、子どもの社会性や協調性、自立性を育み、様々な体験の機会の創出を図ります。

取組内容			
青少年健全育成の推進			
KPI	青少年育成市民会議諸事業への市民参加者数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		7,377人	7,650人

(16)生涯学習の充実 ▶▶前期基本計画2-13

多様な学習機会を提供し、幅広い世代において生涯学習を通じた人づくりを推進します。また、市内在住の外国人と触れ合う事業や外国語講座の開講、中学生の海外ホームステイ事業を実施する団体を支援します。

生涯学習施設予約管理システム等及び施設受付業務を適切に運用することで利便性の向上を図り、施設の利用に対する環境の充実を図ります。

図書館で一元管理している資料情報を活用して、利用者の利便性を向上する取組や読書活動の推進を進めるとともに、利用しやすい図書館環境の整備を進めます。

取組内容	学びの機会の充実		
K P I	生涯学習講座参加者数 (各年延べ)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		1,049人	1,200人
取組内容	生涯学習施設の充実		
K P I	文化施設利用者数(各年)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		109,980人	115,000人
取組内容	図書館の利便性向上		
K P I	インターネットを利用した図書館書籍予約件数(各年延べ)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		4,273件	4,550件
K P I	図書館の貸出利用登録者数(各年)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		12,020人	12,600人

2 安心して快適な生活環境の創生

- 人口が減少しても、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するため、将来を見据えた地域の拠点づくりや、交通・医療・福祉等の生活必需サービスの維持・確保を推進します。
- 官民連携の推進を通じて、災害から地方を守るための防災力の強化等を図ります。

■ KGI：市民幸福度（10点満点）

項目	実績値			目標値
	平成26（2014）年度 調査結果	令和元（2019）年度 調査結果	令和6（2024）年度 調査結果	令和12（2030）年度 目標値
一般市民	6.78点	6.67点	6.60点	6.69点
中学生	7.06点	7.41点	7.62点	7.90点
高校生			6.94点	（↑増加）

※「第3次いなべ市総合計画基本構想」では、令和17（2035）年度の目標値一般市民6.78点、中学生8.18点、高校生（↑増加）としている。

※市民満足度調査は5年ごとに実施。前回は令和6（2024）年度、次回は令和11（2029）年度となる。

■ 主な取組

(1) 地域医療体制の充実 ▶▶前期基本計画3-1

市内中核病院の運営を支援することで、救急医療体制を確保し、休日及び夜間における急患診療体制の充実を図ります。また、医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療の課題解決に向けた検討を進めることで、地域医療体制の充実を図ります。

取組内容	救急医療体制の確保		
KPI	病院群輪番制病院の救急車搬送件数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		1,198回	1,250回
取組内容	医療従事者の確保		
KPI	病院群輪番制参加病院の研修医を除く常勤医師数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		25人	25人
KPI	奨学金の貸付者数（累計）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		27人	33人

(2)高齢者が笑顔で自分らしく暮らせるまちづくりの推進 ▶▶前期基本計画3-3

高齢者等の多様化するニーズや多くの問題を抱えた世帯からの相談等にも対応できるよう、相談支援体制の充実と、医療・介護・保健の連携体制の強化等、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

認知症ケアに関する専門職や生活支援コーディネーターの配置によるネットワークの構築、地域での見守り活動の推進により、認知症等の早期発見や虐待の防止、生活支援サービスの充実等、高齢者が安心していつまでも住み慣れた地域で生活できる環境づくりを行います。

高齢期になっても、就労や社会参加の機会を保ちながら、介護予防や認知症予防に取り組み、心身ともに元気で、生きがいを持っていつまでも住み慣れた地域で生活できる体制づくりを行います。

取組内容	高齢者の包括的な支援の充実		
KPI	地域包括支援センターにおける総合相談件数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		3,370件	4,000件
KPI	在宅医療・介護連携研修会の参加者数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		408人	500人
KPI	健康不明者訪問数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		38件	30件
取組内容	高齢者がいつまでも地域で安心して自分らしく暮らすための支援		
KPI	認知症サポーター数（累計）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		10,783人	11,800人
KPI	見守りネットワーク協力団体数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		343団体	385団体
KPI	認知症高齢者等SOSネットワーク新規登録者数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		32人	30人
取組内容	高齢者の元気づくりの推進		
KPI	元気リーダーコース参加者数（累計）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		44,228人	47,500人
KPI	シルバー人材センター登録会員数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		684人	695人

(3) 地域でいきいきと安心して暮らせる障がい者福祉の推進 ▶▶前期基本計画3-5

障がいに対する正しい理解を深めるとともに、障がいのある方に対する差別の解消を目指し、虐待防止に関する相談体制の充実を図るとともに、早期発見・早期対応を図ります。

障がいの重度化や高齢化といった将来的な課題を見据え、居住支援機能を備えた拠点や支援体制の整備・充実を進めます。

就労支援の充実を図るため、就業・生活支援センター就労移行支援・就労継続支援事業所の整備・拡充を図ります。また、障がいのある方が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性等を踏まえた支援を実施するとともに、管内の関係事業所と連携し、個々のニーズに即したサービスの提供を図ります。

取組内容	障がい福祉サービスの充実		
K P I	相談支援件数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		16,307件	17,500件
K P I	障がい福祉サービス等利用者数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		7,452人	8,050人

(4) 地域の助け合いによる福祉の充実 ▶▶前期基本計画3-6

市民による自主的・自発的な地域福祉活動のために、民生委員・児童委員事業をはじめ、社会福祉団体事業を担う社会福祉協議会を支援します。

地域活動推進のために、市民が互いに協力し、主体的な福祉活動が展開されるよう、社会福祉協議会を通じて、民生委員が参加する福祉委員会をはじめとした地域福祉活動の各種機会の提供や民生委員による一般相談をはじめ、各種相談事業を行います。

取組内容	地域福祉活動の充実		
K P I	民生委員から地域包括支援センターへの相談件数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		214件	240件

(5)元気みらい都市いなべの推進 ▶▶前期基本計画6-5

体調の記録とデータ化により、健康状態を「見える化」し、市民の健康意識を高め、自発的な行動変容を促進し、幼少期からの年代に応じた健康づくりや高齢期の身体機能の老化抑制を促進します。

住み慣れた自治会単位を基本に、地域の生活支援体制構築や運動を通じた地域コミュニティの活性化を促進し、自然に健康になれる環境づくりや、日常生活で「健康への気づき」を得る機会の創出等により、健康への関心が低い層も含めた市民の健康維持・増進を図ります。

世代別・地域別に応じた効果的な健康づくりを持続発展的に推進する仕組みを構築します。

取組内容	個人の行動と健康状態の改善		
	社会環境の質の向上		
	ライフコースアプローチの構築		
KPI	健康寿命の延伸（平均寿命に占める割合）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		男性：97.0%	男性：97.6%
		女性：93.9%	女性：94.5%

※今後、平均寿命の低下とそれに伴う健康寿命の低下が見込まれるため、健康寿命（歳）／平均寿命（歳）を指標として設定した（数値は翌年に確定するため、N年度の実績値はN-1年度のものとなる）。

(6)公共交通の充実 ▶▶前期基本計画4-1

三岐鉄道との連携強化を図り、三岐鉄道北勢線の利用者数の増加に向けて、多様な広報やイベントなどを開催します。また、駅駐車場を活用したパークアンドライドの効果により、乗客数の増加を推進します。

地域住民の身近な交通手段として、福祉バスの効率的で利便性及び安全性の高い運行を推進します。また、利用者ニーズや運行課題を把握し、より持続可能で効果的な公共サービスの提供に取り組みます。

取組内容	鉄道交通の整備		
KPI	北勢線利用者数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		2,204,941人	2,235,000人
取組内容	バス交通の整備		
KPI	福祉バス利用者数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		79,823人	80,500人

(7)快適な道路網の充実 ▶▶前期基本計画4-2

国・県道を始め近隣市町、工業団地などを結ぶ幹線道路網の充実を図り、集落間や公共施設間を結ぶ生活道路については、自治会や地権者の協力を得て整備を図ります。また、歩行者、自転車の安全対策として自転車歩行者道や安心路肩などの整備を進めます。

道路施設の維持管理については、定期的な点検を実施して個別施設計画を策定し、適正な道路インフラの整備を行います。

東海環状自動車道が早期に全線開通されるよう、県内外の市町村と連携しながら、国・県等の関係機関に向けた働きかけを行います。

取組内容		生活道路網の整備	
KPI	歩道の設置延長（累計）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		—（※）	440m
取組内容		高速交通網の整備促進	
KPI	関係機関（国、県）への要望活動回数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		8回	8回

※歩道の設置延長（累計）は、改めて指標として設定した。

(7)みどり豊かなまちづくりの推進 ▶▶前期基本計画4-6

いなべ公園のシンボルタワーの老朽化等を含めた園内施設の改修や、園内の木々の倒木の危険度が増していることから、安全に利用できる都市公園の整備を進めます。

取組内容		都市公園の整備	
KPI	いなべ公園内の整備が必要な樹木数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		600本 ※令和7（2025）年度	350本

(8)良好な居住環境づくりの推進 ▶▶前期基本計画4-7

空き家バンク制度のさらなる周知に努めます。また、関係団体と協力し、空き家の利活用を促進します。また、関係団体と協力して空き家活用相談会の開催及び各種団体への説明会を開催して空き家の利活用を促進します。

取組内容		空き家活用の促進	
KPI	空き家相談件数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		156件	180件

(9)安全で安心な防災対策の推進 ▶▶▶前期基本計画4-9

市民や企業の日常の防災意識の向上に取り組むとともに、災害時に適切な情報発信が行える体制を構築します。また、災害時には隣近所同士や地域での助け合いが重要となるため、自主防災組織設立に向けた支援を積極的に行います。

女性消防団員に防災・防火知識を習得させ、自治会等防災組織の訓練を支援します。

企業に協力を求め、消防団員数の確保を進めるとともに、消防団員の資質向上を目指し、市外勤務の消防団員が増加する中、市外消防団員の補完的役割の機能別団員を創設するなど新たな支援策を行います。

近年の異常気象に対応し、市が管理する河川の維持修繕計画を策定し、護岸の整備や堆積した土砂撤去を行い、被害の拡大を未然に防止するとともに、被災した河川・道路・橋梁については、二次災害を防止するための安全対策を実施し、災害復旧工事を実施します。

取組内容		防災対策の整備	
KPI	非常食の備蓄数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		31,500食 ※R7	31,500食
KPI	防災講演受講者数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		843人	1,040人
KPI	避難行動要支援者制度実施自治会数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		58自治会	70自治会
取組内容		組織強化による消防力向上	
KPI	消防団員数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		320人	327人
KPI	消防団協力企業数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		26社	33社
取組内容		災害に強いまちづくり	
KPI	護岸整備河川数（累計）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		—	12箇所
KPI	河道掘削河川数（累計）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		—	10箇所

(10)被害を未然に防ぐまちづくりの推進 ▶▶▶前期基本計画4-11

夜間の犯罪等を未然に防ぐため、LED防犯灯への切替を行うとともに、防犯カメラを設置する自治会に対して費用を支援します。また、地域の防犯意識を高めるとともに、防犯活動を行う団体に対して、パトロール物品等を貸与します。

取組内容		地域防犯体制の充実	
KPI	刑法犯認知件数（いなべ警察署管轄内）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		301件	285件

3 稼ぐ力を高め、付加価値を創出する新しい地方経済の創生

■基本方針

- 多様な食や伝統産業、自然環境、歴史、文化芸術等、本市のポテンシャルを最大限に生かすため、様々な「施策の新結合」を市内外で生み出し、地方経済に活力を創出します。
- サービス産業の生産性向上を図り、地域資源やサービスの高付加価値化を推進します。地域外に高く販売することができるサービスを創出するとともに、拡大するインバウンドの需要を最大限取り込む等、稼ぐ力を高めます。
- 市内外の様々な関係者の連携・協働、地域の若者や女性等の活躍促進に加え、地域外の新たな人材を呼び込む「人材の新結合」や、AI・デジタル技術等の新しい技術を組み合わせる「技術の新結合」に積極的に取り組みます。

■K G I：事業所数

実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
1,233 事業所	1,350 事業所

■K G I：観光レクリエーション入込客数

実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
590,699 人	597,000 人

■主な取組

(1)持続可能な農林業の振興 ▶▶前期基本計画5-1

農業を担う者が効率的な作業ができるよう、農地の集積、集約を行い、安定的な農業経営を支援するとともに、非農業者の参画や近隣の組織とのネットワーク構築を支援し、地域が一体となって支え合う体制の整備を推進します。また、新規就農者や多様な農業人材の確保・育成支援により、持続可能な農業を推進します。

環境負荷低減に取り組む農業者の支援や家畜排せつ物を適切に処理した堆肥を農地に還元し、環境に配慮した資源循環型農法を推進します。

認定されたいなべ産品利用宣言店に対し、のぼり旗の更新やホームページでの広報等を活用して支援し、地産地消活動を推進します。市内の特産品を活用し、産業振興につなげます。特にそばについては、そば祭りを中京圏等に発信し、動員数の増加に努めます。また、農業活性化施設を活用した市民へのそば打ちの普及に取り組みます。

有害鳥獣による農産物への被害を軽減するため、防護柵設置整備、獣害防除用檻購入及び獣害駆除用煙花購入等助成事業を行います。また、マンパワーの育成として、有害鳥獣駆除、サルパトロール、緩衝帯整備支援及び獣害対策講座を行い、市民が獣害に強い集落づくりに取り組めるよう支援します。

取組内容	集落を基軸にした担い手への支援		
KPI	農地集積率(各年)(担い手の利用面積/農地面積)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		79.0%	85.0%
取組内容	安心、安全で安定した農業の振興		
KPI	そば祭り入場者数(各年)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		10,000人	11,000人
取組内容	有害鳥獣対策の推進		
KPI	水稻、小麦の獣害被害額(各年)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		6,104千円	3,400千円

(2)企業誘致による産業振興と雇用促進 ▶▶前期基本計画5-2

企業のニーズに応じた産業用地を確保するとともに、既存企業との情報交換を通じて、相互の課題解消に努めます。また、企業と連携し雇用と就労のマッチングやPR活動を行い若者の採用につなげるとともに、市が窓口となり企業の人手不足の解消に取り組みます。

産業用地が不足解消のため、用地の確保と整備を行うとともに、設備投資を促すための企業訪問や拡張のサポートに取り組みます。

取組内容	企業誘致活動の推進		
K P I	企業面談件数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		10件	15件
取組内容	産業用地の確保、工業団地の維持管理		
K P I	産業用地の確保、工業団地の維持管理	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		—	15.0ha

(3)にぎわいのある商工業の振興 ▶▶前期基本計画5-3

商工会と連携し、経営支援、事業承継支援、小規模事業者支援、起業・創業支援などを推進することで、活気あふれたにぎわいのある商工業の振興を図ります。

取組内容	商工業の活性化支援		
K P I	商工会への加入団体数（各年）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		978団体	996団体
K P I	創業相談件数（各年延べ）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		27件	65件

(4)魅力ある観光地づくりの推進 ▶▶前期基本計画5-4

観光客が快適に滞在できる環境を整えるため、観光案内所や休憩所、観光施設トイレ、駐車場などの観光施設について、清掃や補修を定期的に行い、常に良好な状態を保ちます。さらに、高齢者や子ども連れなど幅広い層の利用に配慮した施設管理を進め、誰もがストレスなく観光を楽しむ環境づくりを進めます。

グリーンクリエイティブいなべの理念に基づき、にぎわいの森を市内周遊の起点として市内への誘客を図るため、各キャンプ場や温泉、自然体験など、いなべならではの観光資源を活かした情報発信を強化し、魅力あるプロモーションを展開します。また、「いなべブランド」の認知向上を図り、市の自然、食、文化、人の魅力を一体的に伝えることで、持続可能な地域のファンづくりにつなげます。

市の観光を支える団体や事業者と連携し、SNSやメディア、イベントなどを活用した効果的なPRを実施するとともに、観光圏域の広がりを見据え、隣接する東員町や菰野町など、周辺自治体とも連携した広域的な情報発信にも取り組みます。これにより、県内外からの来訪者の誘客促進と、滞在・消費の拡大を目指します。

ツアー・オブ・ジャパンいなべステージを官民一体で継続して実施することで「自転車のまち いなべ」としてのブランド力を維持します。

取組内容	多様な観光施設の充実		
KPI	観光レクリエーション入込客数 (各年)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		590,699人	597,000人
取組内容	イメージアップと集客力の向上		
KPI	にぎわいの森来場者数	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		338,858人	365,000人
KPI	ツアー・オブ・ジャパン観客動員 数(各年)	実績値 令和6(2024)年度	目標値 令和12(2030)年度
		18,000人	21,500人

(5)グリーンクリエイティブいなべの推進 ▶▶前期基本計画6-1

グリーンクリエイティブいなべを推進し、いなべブランドを創造します。また、若者や都市部をターゲットとしたシティプロモーションに取り組みます。

グリーンインフラ推進基本方針に基づき、地域林や水辺の環境を整備し、親子が長時間滞在できる空間づくりを行い、市民協働や市民活動の活性化を図ります。

子育て家庭が希望する、安全安心で気軽に利用でき、木のぬくもりを感じることができる全天候型の「こども子育て拠点施設」を整備します。

自然とのつながりを感じ、豊かな心を育めるよう乳幼児期から木のぬくもりに触れる機会を増やすとともに、こどもや保護者が集える自然体験イベントなど木育を推進する環境を整えます。

取組内容	グリーンクリエイティブいなべの推進		
K P I	にぎわいの森来場者数	実績値	目標値
		令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
		338,858人	365,000人

(6)フェアトレードタウンいなべの促進 ▶▶前期基本計画6-2

フェアトレードタウンいなべが教育や啓発、商品の普及、PRイベントが開催できるように連携、支援を行い、各種の取組における付加価値の向上を図ります。

取組内容	フェアトレードタウンいなべの促進		
K P I	フェアトレード商品取扱店舗数	実績値	目標値
		令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
		37店	43店

(7)SDGs未来都市いなべの推進 ▶▶前期基本計画6-3

持続可能な開発目標（SDGs）を地域レベルで具体化し、地域課題の解決と持続可能なまちづくりを行います。自らの活動とSDGsの関連性を確認するための「いなべ市版SDGsチェックシート」を活用し、SDGsに積極的に取り組む事業者の拡大を図ります。また、市と連携してSDGsの活動に取り組む企業や団体を「いなべSDGs推進パートナー」として認定し、市内でのSDGsを推進します。

モビリティによって“動くにぎわい”を実現し、山辺エリアを都市と自然をつなぐ“開かれた里山”としてブランド化を進め、全国に先駆けた“動くまち”モデルの確立を図るとともに、地域資源を活用した商品開発や体験メニューを創出し、販路開拓支援や観光客の誘致を図り、地域経済の活性化を促進します。

市内外の企業等と連携し、Touch（触れる：実際に手を動かし、ものづくりや体験を通じて学ぶ。）、Think（考える：体験を通じて得た気づきを深め、自分ごととして考える。）、To make（つくる：持続可能な社会に向けたアクションを自ら起こす。）、Tell（伝える：学んだことや感じたことを他者に共有し、広げていく。）の4つの「T」をキーワードでSDGsを推進します。

取組内容		SDGs未来都市いなべの推進	
KPI	SDGs実践取組事業者数	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		164事業者	195事業者
KPI	SDGs推進パートナー数 （累計）	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		39団体	57団体

(8)チャレンジ・カーボンニュートラルいなべの推進 ▶▶前期基本計画6-4

廃棄物処理の4Rを核として、リサイクルシステムの整備と定着を図り、ごみの分別を推進し、資源循環型社会の構築を目指し、脱炭素化を図ります。

環境負荷軽減のため公共施設に太陽光発電設備を中心とした再生可能エネルギーを積極的に導入しエネルギーの地域循環と地産地消化を推進します。

公用車を燃料電池車及び電気自動車の環境軽減負荷車両に移行します。同時に太陽光由来のEVステーションを整備し、公用車のゼロカーボンドライブを実施します。

グリーン水素ステーションの運用に向けて企業と連携しながらモビリティ分野での新エネルギー事業を進めます。

取組内容	資源循環社会の構築		
	施設整備基本構想の策定		
	温室効果ガス排出量の削減		
KPI	CO ₂ 排出量	実績値 令和6（2024）年度	目標値 令和12（2030）年度
		14,794t-CO ₂	8,700t-CO ₂

4 分野共通で取り組む新しい地方創生

(1)人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生

多様な事業所、団体、学校関係機関等の地方移転等に取り組むとともに、関係人口の拡充、創出に向けた都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進し、市内外で人材をシェアする取組を進め、新たな人の流れを創出します。

(2)新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

生活環境や地方経済を支える従来の基盤整備に加え、GX・DXによって創出・成長する新たな産業の集積や、最先端の技術を用いた誰もが豊かに暮らせる社会（Society5.0）の実現に向け、AI・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術を活用し、地方創生の推進を図ります。

(3)広域リージョン連携

経済活動や人々の生活が、自治体の区域に限定されず、地域経済の成長につながる施策が面的に展開されていく状態を創出できるよう、多様な自治体や企業、大学、研究機関等の主体と広域的に連携して取り組む「広域リージョン連携」を推進します。

第5節 総合戦略の推進にあたって

1 総合計画、行政改革大綱と連動した推進体制

総合戦略は、本市の最上位計画である総合計画に包含していることから、総合計画との一体的かつ効果的な推進を図るものとします。

また、総合戦略は、総合計画と一体的に策定している「いなべ市行政改革大綱」と「行政改革アクションプラン」を踏まえて推進するものとし、国の示す地方創生の実現に向け重点的に取り組み、経済効果の創出を図ります。

2 進捗管理

進捗管理は、各施策に設定した重要目標達成指標（KGI）及び重要業績評価指標（KPI）の達成状況の評価・点検を毎年度実施します。

評価・点検に当たっては、PDSサイクル（計画、実行、評価、改善）の視点で、実施状況や効果検証の定量的な評価を行い、必要に応じて取組の改善を行います。

第4部 計画の推進にあたって

(～ 第3次いなべ市行政改革大綱 ～)

〈令和8(2026)年度～令和17(2035)年度〉

※第1章、第2章…「第3次いなべ市行政改革大綱」(10年間)

※第3章、第4章…総合計画の前期・後期基本計画と合わせて策定(5年間)

第1章 総合計画と行政改革の一体的な推進

第2章 第3次行政改革大綱の基本方針

第3章 推進方法

第4章 実施項目

第1章 総合計画と行政改革の一体的な推進

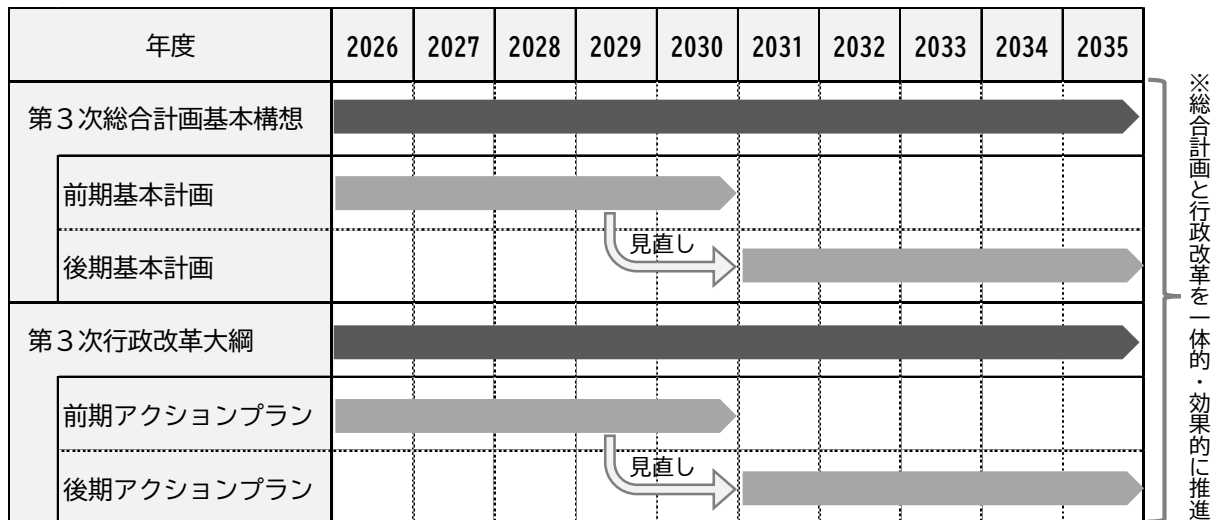
行政は、限られた人員や財源等の中でサービスの維持・向上を図り、社会の変化に柔軟に対応しながら持続可能な行政運営を行う必要があります。

本市は、平成15(2003)年12月の合併以降、平成19(2007)年度から平成26(2014)年度までを「第1次いなべ市行政改革大綱」、平成27(2015)年度から令和7(2025)年度(1年間延長)までを「第2次いなべ市行政改革大綱」(以下「第2次行政改革大綱」という。)の期間として、「1. パートナーシップのまちづくり」、「2. 簡素で効率的な行政システムの構築」、「3. 効果的で効率的な財政運営の実現」の3つの基本方針のもと、25項目の改革に取り組んできました。

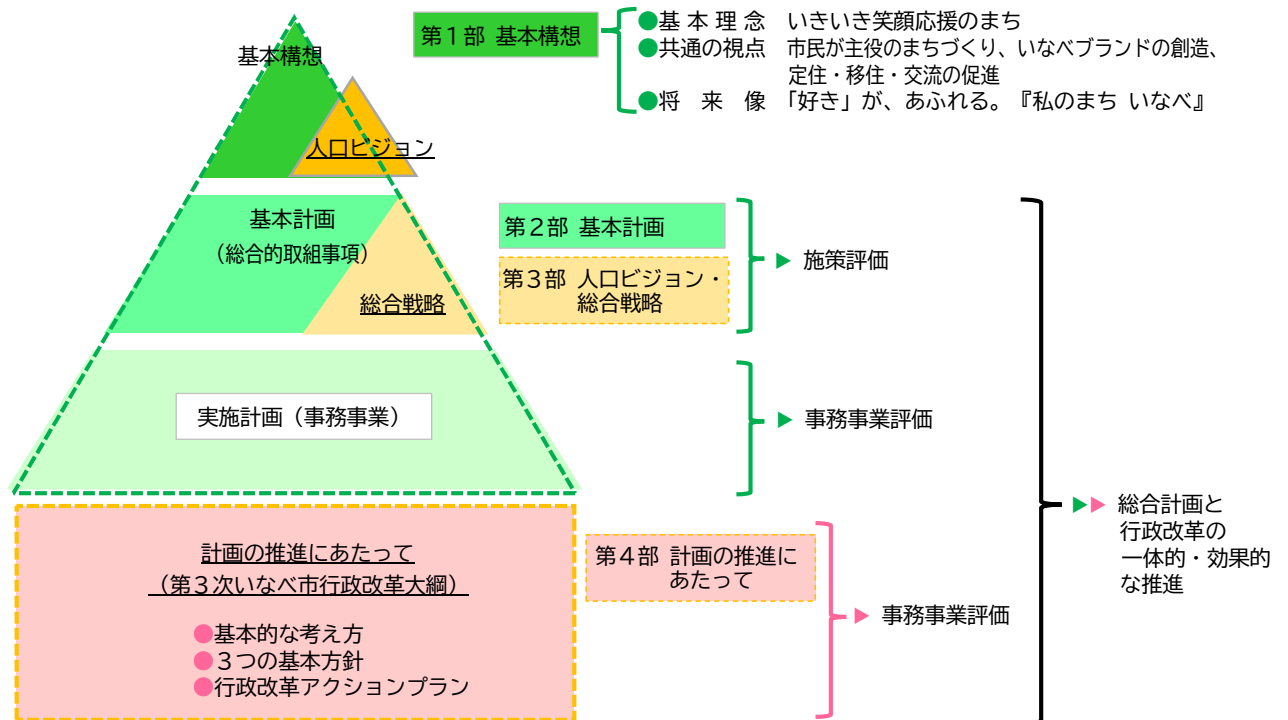
今後は、少子高齢化のさらなる進行等による社会保障関連経費や公共施設の老朽化対策等による財政負担の増加が見込まれています。また、物価の高騰や世界経済の影響等による社会経済の見通しも予測が困難な状況にあり、こうした現状に対応した、より効果的な行政運営が求められています。

本市は、「第2次行政改革大綱」の期間を1年間延長し、第3次いなべ市総合計画と「第3次いなべ市行政改革大綱(以下「第3次行政改革大綱」という。)」の計画期間を、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間に統一し、総合計画と行政改革を一体的・効果的に推進します。様々な取組の「選択と集中」を効果的に行い、持続可能な行政運営につなげます。

■第3次行政改革大綱の実施期間



■総合計画における第3次行政改革大綱の位置付け



第2章 第3次行政改革大綱の基本方針

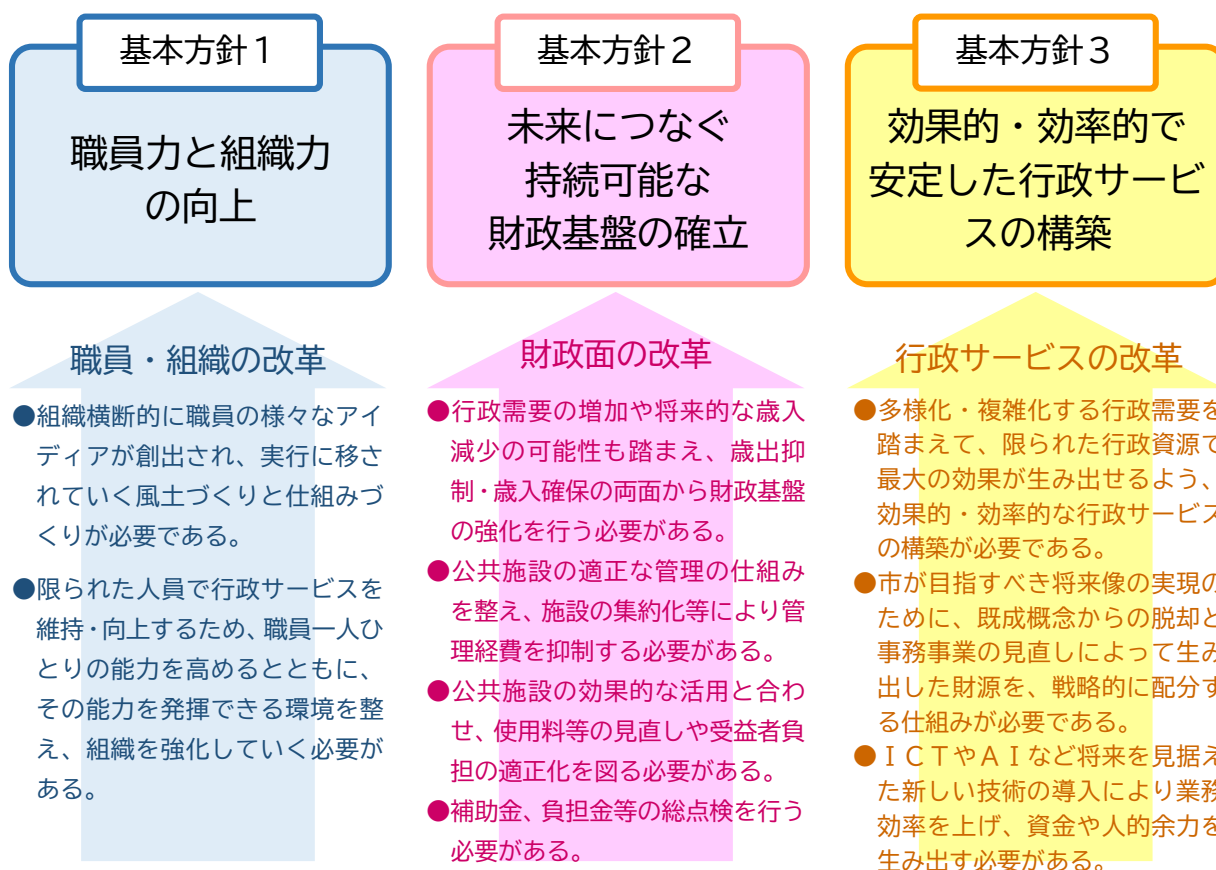
将来見通しを踏まえた持続可能な財政基盤を確立し、第3次総合計画で掲げるまちづくりの将来像への道筋を確かなものとしします。また、行政改革の推進にあたっては、第3次総合計画と同様に、本市が誕生して以来、継続して取り組む「いなべブランドの創造」を、市民と行政が共有する「共通の視点」として位置づけ、市内外に効果的に発信します。

■第3次行政改革大綱の概念図

「好き」が、あふれる。『私のまち いなべ』

～ 総合計画との一体的な推進を通じた持続可能な自治体運営の確立 ～

行政改革を推進するにあたっての共通の視点
「いなべブランドの創造」



～ 将来にわたる課題 ～

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 多様化・複雑化する行政需要 | 4 公共施設の適正な管理 |
| 2 市組織の状況と働き方改革 | 5 ICTやAIなどの先端技術の発展 |
| 3 厳しい財政状況の見直し | 6 国・県の動向等 |

■第3次行政改革大綱の概念図の説明

まちづくり の将来像へ の道筋

行政改革は、持続可能な行政運営を確立し、必要とされるサービスを確実かつ効果的に提供する体制を整えるためのものです。

本市は、これまで別々に実施してきた総合計画と行政改革の推進を、令和8（2026）年度から一体的に実施し、総合計画を健全な行政運営の側面から支えることで、より一層効果的な行政運営の推進に取り組みます。

第3次行政改革大綱においては、総合計画の目指すべき将来像への道筋として「総合計画との一体的な推進を通じた持続可能な行政運営の確立」を掲げます。また、行政改革の推進にあたって、市民と行政が共有する共通の視点として「いなべブランドの創造」を位置づけるとともに、行政改革についての効果的な情報発信を行います。情報発信にあたっては、時流に即した効果的な手法により市の魅力を伝え、定住、移住、企業誘致等を促進するとともに、市職員の定着や優良人材の獲得につなげます。

基本方針

今後は、生産年齢人口の減少による労働力の不足、行政需要の増加、社会保障関連経費の増加、インフラ施設（公共的な機能を担う施設）の老朽化、変化の激しい社会情勢への対応、デジタル社会の急速な進展等、様々な課題への対応が必要となります。

こうした課題を踏まえ、今後も持続可能な行政運営を継続していくため、その基本的な資源となる職員及び組織の一層の強化のもと、財政基盤の確立を図る必要があります。また、効果的・効率的で安定したサービス提供体制の確立に向けた不断の改善を継続的かつ迅速に行う必要があります。

今後10年間の行政改革の基本方針として、基本方針1では職員や組織体制についての改革、基本方針2では歳出抑制や歳入確保といった財政面での改革、基本方針3では行政サービスにおける改革を掲げます。

将来に渡る 課題

10年間の計画期間中に課題解決に取り組みつつ、中長期の視点からも対策が必要な項目として、「1 多様化・複雑化する行政需要」、「2 市組織の状況と働き方改革」、「3 厳しい財政状況の見通し」、「4 公共施設の適正な管理」、「5 ICTやAIなどの先端技術の発展」、「6 国・県の動向等」を掲載しています。

■行政改革大綱の体系

第3次いなべ市行政改革大綱	
<p>基本方針1 職員力と 組織力の向上</p>	<p><基本方針1が目指す姿> (1) 職員の能力・意欲の向上 (2) 組織力の強化</p> <p><基本方針1の推進項目> (1) 改革を実行できる職員の育成 (2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり (3) 業務改革による生産性の向上</p>
<p>基本方針2 未来につなぐ 持続可能な 財政基盤の確立</p>	<p><基本方針2が目指す姿> (1) 安定的な財政運営 (2) 公共施設の適正管理と最適化 (3) 受益者負担金の適正化と補助金等の総点検</p> <p><基本方針2の推進項目> (1) 公共施設マネジメントの強化 (2) 経常的な経費の効果的な配分 (3) 安定的な自主財源の確保</p>
<p>基本方針3 効果的・効率的で 安定した 行政サービスの構築</p>	<p><基本方針3が目指す姿> (1) 事務事業の継続的な見直し (2) 行政のデジタル化</p> <p><基本方針3の推進項目> (1) 行政サービスのデジタル化推進 (2) 多様な主体との連携と協働 (3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供</p>

基本方針1 職員力と組織力の向上

限られた人員で行政サービスを維持・向上するため、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、その能力を十分に発揮できる環境を整え、組織の強化を図ります。

組織横断的に職員の様々なアイデアが創出され、実行に移されていく風土づくりと仕組みづくりに取り組みます。

<基本方針が目指す姿>

1 職員の能力・意欲の向上

職員のチャレンジ意識と能力の向上に取り組むとともに、人事の硬直化を防ぎ、任用形態のあり方を検討します。また、市役所における働き方改革を推進します。

2 組織力の強化

行政課題への的確な対応や重点施策の迅速かつ確実な実施に向けて、より効率的で機能的な執行体制の確立に取り組みます。

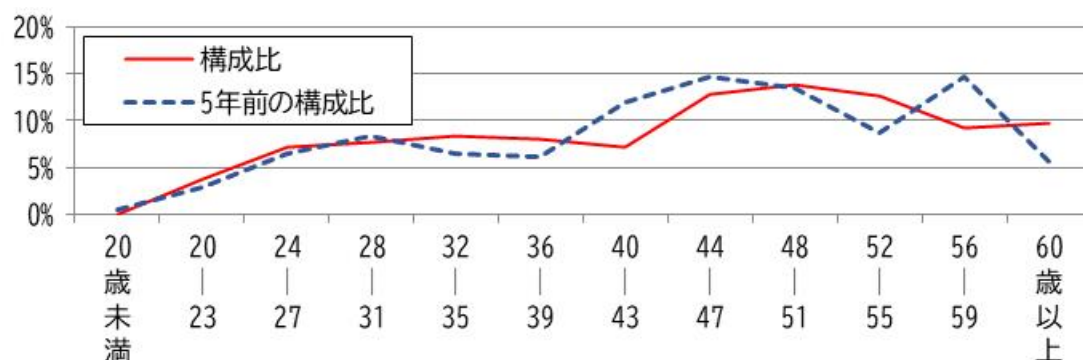
■基本方針1で踏まえるべき現状と課題

- ・生産年齢人口の減少による労働力不足が生じる。
- ・職員数の適正化を図ってきたが、会計年度任用職員を含めた定員管理の適正化が必要となっている。
- ・多様化・複雑化する行政需要に対応する専門的な知識や技術が不足しており、積極性、創造性のある職員の育成が必要となっている。
- ・行政単独では、質の高い行政サービスの提供が難しくなっているため、民間の資金や活力を導入した新たな官民連携の検証が必要となっている。
- ・職員の構成割合は高齢化が進んでおり、年齢層の平準化等の対策が必要となっている。

Topics：職員の構成割合

■年齢別職員構成の状況

(令和6(2024)年4月現在)



〈基本方針1の推進項目〉

1 改革を実行できる職員の育成

本市の行政サービスをより一層向上させるために、職員一人ひとりが市民感覚を持ち、従来の考え方に捉われずに、多様な改革を重ね続けていくことが重要です。職員一人ひとりの行政改革の意識の醸成を図り、目標に向けて自律的に行動し、自ら成長する職員の育成に取り組むとともに、職員の定着や有能な人材が集う職場の風土づくりを推進します。

また、市役所の組織運営としての継続性と職員の人材育成の均衡を保ちながら、適切な職員配置を行い、組織の活性化を図ります。

2 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり

行政サービスを効果的かつ持続的に提供するためには、職員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮し、働きがいを感じながら働くことが重要となります。

職員がそれぞれの能力を発揮しやすい環境づくりや定数の適切な管理に加え、時間外勤務の改善や育児休業・介護休暇等が取得しやすく、多様な働き方ができる職場づくりを進めます。

3 業務改革による生産性の向上

業務のプロセス全体を根本から見直し、再構築することで、業務全体の生産性の向上を図ります。効率の悪い事務作業の洗い出しや見直しを継続して実施するとともに、デジタル技術を積極的に活用し、業務のさらなる効率化を図り、職員が職員でなければできない業務に注力できる体制を構築します。

また、日常の業務中で、現場の職員が自ら評価、確認ができる仕組みづくりに取り組みます。

基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立

多様な分野、場面における行政需要の増加や将来的な歳入減少の可能性も踏まえ、歳出抑制・歳入確保の両面から財政基盤の強化を行います。

公共施設の適正な管理の仕組みを整え、施設の集約化等により、管理経費の抑制に取り組みます。

また、公共施設の効果的な活用と合わせ、使用料等の見直しや受益者負担の適正化を図るとともに、補助金等の総点検に取り組みます。

<基本方針が目指す姿>

1 安定的な財政運営

財政運営の基本である歳入に見合った歳出とし、新たな財源の確保に取り組みます。

2 公共施設の適正管理と最適化

市民との対話により、公共施設の適正な管理や人口規模・財源に応じた最適化に取り組みます。

3 受益者負担金の適正化と補助金等の総点検

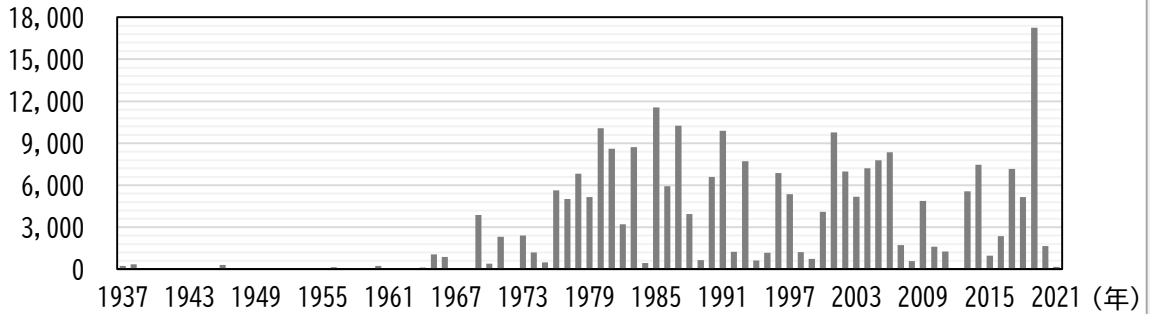
持続可能な自治体運営を実現するため、受益者負担金の適正化と補助金等の総点検を継続して取り組みます。

■基本方針2で踏まえるべき現状と課題

- ・財政状況の見通しでは、社会保障経費が増大する一方で、税金や地方交付税などの一般財源の大幅な増収は期待できない状況である。
- ・現在の公共サービスを維持するには、単年度で15億円～20億円の財源不足が見込まれる。
- ・民間の資金や活力を導入する等、新たな官民連携が求められている。
- ・市の公共建築物について、築年別施設整備量の3分の1以上が築30年以上を経過しており、老朽化が進む今後は、必要な財源の確保が課題である。
- ・第2次行政改革大綱で定めた受益者負担金適正化の基準や補助金の適正化視点に基づいた検証が必要である。

Topics：公共施設の老朽化

■本市の現存する施設の築年別施設整備量(総延床面積)
(㎡)



Topics：いなべ市の財政力

■財政力指数 ※平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度の平均値

自治体	いなべ市	全国平均	三重県自治体 平均	愛知県自治体 平均	岐阜県自治体 平均
指 数	0.83	0.50	0.58	0.93	0.58

※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり財源に余裕があるといえる。

■経常収支比率 ※平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度の平均値

自治体	いなべ市	全国平均	三重県自治体 平均	愛知県自治体 平均	岐阜県自治体 平均
指 数	91.3	92.1	89.8	90.1	88.1

※経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費が占める割合をいう。

〈基本方針2の推進項目〉

1 公共施設マネジメントの強化

本市の多くの公共施設で老朽化に対応した取壊しや更新の対策が必要となっています。

取壊しや更新は、多額の費用が生じることから、将来世代に過度な負担が生じないように、社会状況の変化を踏まえた上で、計画的で効率的な対策を図ります。また、公共施設で提供されるサービスの類似機能の集約化や異なる機能の複合化等に取り組みます。

2 経常的な経費の効果的な配分

変化の激しい社会情勢に迅速で適切に対応するためには、限られた財源を必要な事業へ効果的に配分し、固定的経費の削減等の歳出抑制に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげることが重要です。また、ゼロカーボンシティの実現に向けて、行政改革の視点から省エネルギーの推進等に積極的に取り組みます。

3 安定的な自主財源の確保

国や県等からの財源確保に積極的に取り組む一方で、財政支援への過度な依存を抑えるため、自主財源を確保できる仕組みや体制の整備が重要です。

企業誘致や各種産業活性化への支援とともに、長期的な人口減少の抑制対策による市税収入の確保を図ります。

基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

多様化・複雑化する行政需要を踏まえ、限られた行政資源で最大の効果が生み出せるよう、効果的・効率的で安定した行政サービスの構築に取り組みます。

市が目指す将来像の実現のために、既成概念からの脱却と事務事業の見直しによって生み出した財源を、戦略的に配分する仕組みを構築します。

I C TやA I等、将来を見据えた新しい技術の導入によって業務効率を上げ、資金や人的な余力を生み出します。

<基本方針が目指す姿>

1 事務事業の継続的な見直し

ビルド・アンド・スクラップにより、本市が目指す姿を実現するための事務事業の継続的な見直しを図ります。

2 行政のデジタル化

先端技術の積極的な導入により、行政のさらなる効率化や市民の利便性の向上を図ります。

■基本方針3で踏まえるべき現状と課題

- ・事務事業評価及び施策評価の的確な進捗管理を実施し、事業の再構築や重点化に向けた優先度の判断が必要である。
- ・I C TやA I等の先端技術の急速な発展により、行政のデジタル化によるサービスの質の向上と効率化が求められている。
- ・行政のデジタル化の加速、民間活力のさらなる活用、広域自治による地域課題対応等が検討されており、国や県の動向等も踏まえた時流に即した迅速かつ適切な対策が必要である。
- ・多様化、複雑化する市民ニーズを的確に把握し、効果的なサービスにつなげる必要がある。

Topics

■電子市役所いなべ

本市は、電子申請やクレジット納付、公共施設等のオンライン予約等、全国のコンビニエンスストアでの住民票や納税証明書等の取得等、他自治体に先駆けて電子市役所として全国的に評価されてきました。今後も、急速に発展する先進技術を継続的に着目し、効果的な導入につなげていく必要があります。

〈基本方針3の推進項目〉

1 行政サービスのデジタル化推進

本市は、全国に先駆けて行政手続のデジタル化を推進してきました。今後も先進技術の動向を注視し、市民の利便性向上及び職員の負担軽減につながるよう、オンライン手続やワンストップサービス等の拡充を図ります。

2 多様な主体との連携と協働

指定管理者制度の活用やPPP／PFI※の推進等、民間の活力を有効に活用することで、民間のノウハウを生かした効果的な事業実施を推進します。

また、本市が積極的に受け入れを行っている集落支援員や地域おこし協力隊、地域活性化起業人等の外部人材についても、より効果的に活用します。

さらに、地域住民や市民活動団体、学校等とも連携し、それぞれの長所を生かして多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取組を進めます。

※PPP：Public Private Partnership 公共施設等の整備を行政と民間が連携して行うことにより、市民サービスの向上や行政の効率化等を図る手法の総称

※PFI：Private Finance Initiative PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行う手法

3 市民ニーズに応じた行政サービスの提供

施策や事業の見直しの際には、市民の意見を効果的に聴取し、行政サービスに反映することで、市民の理解と共感を得ながら行政サービスを効果的に提供し、誰もが暮らしやすく、次世代を担う子ども・若者からも選ばれるまちづくりを推進します。

また、市民ニーズの抽出にあたっては、事業の見直しの趣旨や内容、関連する財政状況の見える化等、分かりやすい情報の発信を通じて、より効果的に意見を聴取し、改善に反映するとともに、関連部署間での情報共有の徹底を図ります。

第3章 推進方法

第1節 進捗管理

行政改革の推進にあたっては、行政改革推進本部を中心に、組織横断的な推進体制を構築し、全庁的な改革に取り組みます。

また、有識者等から構成される行政改革推進委員会に行政改革の進捗を報告し、専門的知見や市民目線からの提言・評価を受け、必要な改善を行います。

アクションプランについては、取組の進捗状況や新たな課題への対応、第3次総合計画の実施計画との整合などを踏まえながら行政改革に取り組みます。

第2節 評価指標と目標値の設定

中長期的な行財政運営の持続可能性を確保するとともに、行政改革の進捗や達成状況を総合的に判断するため、評価指標と目標値を設定します。

評価指標と目標値の達成状況を踏まえ、行政改革に向けた取組の成果や都度の課題を明らかにし、迅速で柔軟に取組の改善を重ねます。

基本方針1 職員力と組織力の向上の評価指標

■ 基本方針1- 指標1 KGI「職員のエンゲージメントの向上」



〈指標の考え方〉

個々の職員が、担当する仕事や職務に対して感じる情熱、熱意、やりがいを感じる指標です。

組織全体ではなく個々の仕事への関与に焦点をあて、職員向けアンケートの職員のエンゲージメントを測る項目において、やりがい等を「とてもそう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した職員の割合を増加させることで、職員一人ひとりの能力を十分に発揮できる環境を整えます。

■ 基本方針1- 指標2 KGI「職員のDX推進効果の向上」



〈指標の考え方〉

個々の職員が、担当する仕事に対して、DXの推進効果を測る指標です。

「DXを自分ごとと考え・気づく」、「スキルを身につけて実践する」、そして「成果を実感できる」の意識改革に焦点をあて、職員向けアンケートのDXの推進効果を測る項目において、DXが「とても進んだと思う」、「やや進んだと思う」と回答した職員の割合を増加させることで、デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の環境を整えます。

基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立の評価指標

■ 基本方針2 - 指標1 KGI「実質単年度収支累積額のバランスの確保」

〈実績〉
令和6（2024）年度
△1.8億円



〈最終目標〉
令和12（2030）年度
0以上（黒字化）

〈指標の考え方〉

収入に見合った財政運営ができているかを測る指標です。

実質単年度収支は、単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額です。

最終年度において、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの実質単年度収支の和が、「0以上（黒字化）」を維持することで、中長期的な財政バランスを確保します。

■ 令和6（2024）年度実績（累積額） (億円)

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	実績 (累積額)
3.7	5.6	0.0	△5.5	△5.6	△1.8

基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築の評価指標

■ 基本方針3- 指標1 KGI「市民満足度調査の施策満足度の向上」



※市民満足度調査は5年ごとに実施。前回は令和6 (2024) 年度、次回は令和11 (2029) 年度となる

〈指標の考え方〉

5年に一度行う市民満足度調査の施策満足度（5段階評価）から、施策が効果的に推進されているかを測る指標です。

事務事業について、市民ニーズ、必要性、コスト、成果、業務負担などの観点から総合的な判断を行政評価で実施し、事務事業の効果的な運用を推進します。

次期（令和11 (2029) 年度）の市民満足度調査において、満足度の向上により施策の平均点の増加につなげます。

※平成26 (2014) 3.12、令和元年 (2019) 3.07、令和6年 (2024) 3.09

■ 基本方針3- 指標2 KGI「行政手続の向上による市民の利便性向上」



※プレミアムポイント付与やマイナンバーカード更新を除く。

〈指標の考え方〉

行政手続のオンライン化の拡充により、来庁者数の減少につながっているかを測る指標です。

行政手続のオンライン化の拡充は、行政運営の簡素化や効率化、コスト削減のほか、窓口へ来庁しなくても手続が可能となり、市民等の利便性の向上が見込まれます。

市民課窓口への来庁者数を減少させることで、効果的・効率的で安定した行政サービスにつなげます。

第3節 行政改革の財政効果額

行政改革を実施しない場合と比較して、抑制された歳出額及び新たに確保された歳入額の合計を行政改革の財政効果額として算出します。アクションプランにおいて、実施項目ごとに効果の捉え方を定め、可能な限り財政効果額の可視化を図ります。

業務の効率化等、直接的に財政効果額を算出できない取組についても、効率化に伴って縮減された業務時間を人件費換算するなどして算出します。

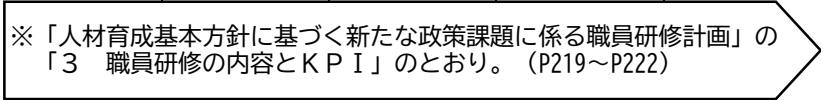
第4章 実施項目（～行政改革アクションプラン～）

■行政改革アクションプランの体系

基本方針1 職員力と組織力の向上		
推進項目	実施項目	
(1)改革を実行できる職員の育成	1	人材の育成と組織の活性化
	2	職員のDX意識の醸成と人材育成
(2)職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり	3	人員の適正配分と労働時間の適正化
	4	多様な働き方の実現
	5	
(3)業務改革による生産性の向上	6	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
12		
基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立		
推進項目	番号	実施項目
(1)公共施設等マネジメントの強化	13	公共施設等マネジメントの推進
(2)経常的な経費の効果的な配分	14	効果的な予算編成業務
	15	補助金・負担金の総点検
(3)安定的な自主財源の確保	16	受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検
	17	徴収率の維持・向上
	18	特別徴収の推進
	19	相続登記の促進
	20	市有財産の有効活用・処分
	21	寄附金制度の有効活用
	22	基金等の効果的な運用
基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築		
推進項目	番号	実施項目
(1)行政サービスのデジタル化推進	23	行政手続のオンライン化の拡充
	24	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上
(2)多様な主体との連携と協働	25	公民連携（PPP/PFI）事業の推進
	26	指定管理者制度の効果的な活用
(3)市民ニーズに応じた行政サービスの提供	27	行政評価の効果的な運用

基本方針1 職員力と組織力の向上の評価指標

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(1) 改革を実行できる職員の育成			
項目番号	1	実施項目	人材の育成と組織の活性化		担当課	職員課
●実施項目設定の経緯・背景						
・複雑高度化する行政課題に的確に対応し、効果的で効率的な質の高い行政サービスを提供していくためには、職員の能力や仕事へのやりがいを高め、意欲的に業務に取り組む必要がある。特に、若手や中堅層の能力や意欲の向上を図るため、人材の活性化に資する取組が必要である。						
●目的						
・職員のスキルや能力を高め、組織目標の達成に貢献できる人材を育成する。一方で、組織の活性化については、職員が意欲的に働き、組織目標に向けて主体的に行動できる環境を整える。						
●取組概要						
・自己申告制度の見直し（職員自身の意思が伝えやすい自己申告制度の整備）を行い、職員が組織に対してどの程度愛着や信頼感、意欲を持って働いているかを測定し、エンゲージメント（組織風土改革）の向上支援をする。						
・職員一人ひとりがキャリアプランを持ち、それぞれの強みを伸ばすため、主事級期間中に複数分野を経験できるようジョブ・ローテーションを実施する。						
●目指す具体的効果						
・エンゲージメントを可視化することで、組織の強みや課題を把握し、職員がより働きやすい環境を整えるための施策につながる。ジョブ・ローテーションにより、職員自身が業務の適性を把握することにつながる。						
●主な事業						
・職員人事管理事務 ・自治研究センター事業						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	エンゲージメント向上支援	検討 実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
2	人事異動公募に係るジョブ・ローテーションの実施 (対象：主事級職員)	検討 実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	組織に対するエンゲージメント向上率	目標	R7実績を基に設定	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績				
効果（額）						
●指標の基準・考え方						
・組織に対するエンゲージメントの向上には、市のビジョンの共有、研修機会の提供、心身の健康への配慮、コミュニケーションの活性化、働き方の柔軟性などが充足した職場環境が必要である。						
・職員向けアンケートの組織の充足度を測る項目において、「とてもそう思う」、「どちらかと言えそう思う」と回答した職員の割合を増加させることで、職員が意欲的に働き、組織目標に向けて主体的に行動できる環境を整える。						
2	ジョブ・ローテーション実施率（対象：3年を超えて同所属在籍の主事級職員）	目標	R7実績を基に設定	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績				
効果（額）						
●指標の基準・考え方						
・ジョブ・ローテーションは、職員が様々な部署や職務を経験することで、人材育成や組織活性化につながる。						
・ジョブ・ローテーション実施率（対象：3年を超えて同所属在籍の主事級職員）＝異動職員数／対象職員数						

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(1) 改革を実行できる職員の育成			
項目番号	2	実施項目	職員のDX意識の醸成と人材育成	担当課	職員課、情報課、政策課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに含まれる「DX/BPR/デジタルツールの利活用」による政策を職員自らが主体的に実行していくこと、政策を横断的に取りまとめていくことを主体として本テーマを設定する。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の利便性向上と業務効率化を両立できるマインドと知見を持った職員を育成する。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランに合わせたワークショップ・研修を実行していく。 ・ワークショップ・研修をすることを目的とせず、作成した業務データを徹底的に利活用する流れをつくる。(DX/BPR/デジタルツールへの展開だけでなく、実施した結果のモニタリングも実行) ・ワークショップ・研修で取得したデータを活用して新たな企画立案につなげる。 ・他の自治体のデータ(現状・改善)を積極的に活用して取組をする。 ・業務の情報は毎年確実に更新し、モニタリングする仕組みを取り入れる。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンコア作業(職員でなくてもできる作業)を削減し、コア作業(職員しかできない作業)へ充てること(例えば、市民に対する手厚い対応等)で市民満足度向上へつなげる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体DX推進事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	アクションプランに合わせた研修・ワークショップの実施					
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	研修・ワークショップへの参加率	目標	※「人材育成基本方針に基づく新たな政策課題に係る職員研修計画」の「3 職員研修の内容とKPI」のとおり。(P219~P222)			
		実績				
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が定める「人材育成基本方針」に基づき、総合計画にて「人材育成基本方針に基づく新たな政策課題に係る職員研修計画」を新たに作成する。この計画中「3 職員研修の内容とKPI」を主とした研修を実施し、DX人材を育成する。 						

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり			
項目番号	3	実施項目	人員の適正配分と労働時間の適正化	担当課	職員課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の配分は、業務の見直しに合わせて、前年度との比較という着眼点で増減してきた傾向があることから、改めて既存の人員の配分について、現状において適正な規模を検証し、最適化を図ることが必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の目標達成のために職員を最適な部署や業務に配置し、その能力を最大限に引き出す。また、長時間労働を防止し、職員の健康とワーク・ライフ・バランスを確保する。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いなべ市第5次定員適正化計画」に基づき、組織機構の見直し等により職員の適正配置を行う。 ・職員の安定的な確保のため、受験要件の緩和や受験ニーズに応じた利便性の高い採用試験の導入など、継続的に採用制度の見直しを行う。 ・「元気みらい都市いなべ」の推進は、職員が率先して健康づくり活動（令和6（2024）年度元気健康づくり宣言）を行うことが重要であり、継続した職員の健康づくり活動を行う。 ・時間外勤務の縮減のため、発生要因を分析し、勤務時間の適正な管理に向けた取組を推進する。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敵性な人員配置及び業務改善（電子化等）により、時間外勤務時間数が縮減する。時間外縮減により職員の心身の健康とワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人件費（議会ほか）事業 ・特別職員人件費（総務）事業 ・会計年度任用職員関係費事業 ・職員給与事務事業 ・職員福利厚生事務事業 ・公平委員会事務事業 ・会計年度任用職員人件費（職員給与）事業 ・地方公務員災害補償負担金事業 ・会計年度任用職員人件費（庁舎管理）事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	定員管理（適正配置）	検証 調整	検証 調整	検証 調整	検証 調整	検証 調整
2	時間外勤務の縮減に向けた取組支援	分析 取組支援	分析 取組支援	分析 取組支援	分析 取組支援	分析 取組支援
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	正規職員数	目標	350人	350人	350人	350人
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次定員適正化計画は、職員数減少への準備期として取組を充実させるため正規職員350人の維持を目標とする。ただし、業務量や市民ニーズの変化に応じて柔軟に見直すものとする。 						
2	30時間以上（1月）の時間外勤務者の延人数（実人数）	目標	R7実績を 基に設定	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改編、職員の適正配置、DX活用等による業務改革等の効果を、時間外勤務時間数の縮減で評価する。 						

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり			
項目番号	4	実施項目	多様な働き方の実現	担当課	政策課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少の問題や、育児や介護の両立など、働く人たちのニーズの多様化といった課題を解決するため、生産性の向上が求められている。このような背景のもと、庁内での働き方改革として、職員の業務負担を軽減するため、継続的な業務改善の実施が必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織力の向上のため、職員の業務改善提案（業務課題）に対し早期対策、早期解決を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対して、働き方改革による改善意見提案で実態把握を行い組織の課題を可視化する。 ステップ1（調整） 現在の働き方を確認 ステップ2（調整） 業務の課題を抽出 ステップ3（検討） 会議で働き方の見直し（変える会議） ステップ4（実施） 見直し施策の実施 ・可視化した組織の課題は、業務運営検討会をはじめ、管理職が先頭に立ち課題解決に向けた取組を実施し、職員が能力を発揮しやすい職場環境づくりを行う。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善の効果としては、コスト削減、業務効率の向上、生産性の向上、モチベーション向上、働きやすい職場環境の整備が挙げられ、組織力の向上につながる。 						
<p>●主な事業</p> <p>—</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	業務課題の早期対策、早期解決	調整 検討 実施	調整 検討 実施	調整 検討 実施	調整 検討 実施	調整 検討 実施
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	働き方改革による改善意見提案に係る改善取組件数	目標	R7実績を基に設定	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段の業務や時間の使い方を、個人や組織で見直すことで、今よりもより良い働き方が可能となる。評価指標は、業務の見直し施策の改善取組件数とする。 						

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり			
項目番号	5	実施項目	多様な働き方の実現		担当課	職員課
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりが意欲を持って働くためには、それぞれの家庭の状況に応じた多様な働き方ができる環境整備が必要である。特に育児と介護が必要な職員が仕事と家庭生活を両立できるよう支えることは、離職を防止し、職員の能力発揮において重要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりの状況に応じた多様な働き方を実現することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、職員の意欲を高め、生産性の向上を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワーク制度をさらに推進するため、毎年の実施結果を検証し、次のステップに向けた課題整理を行いながら、対象範囲の拡大や実施方法の改善を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ステップ1 全体の実態把握・課題整理 ステップ2 当面の推進方針決定 ステップ3 推進体制構築、環境整備 時差勤務制度は、育児と介護目的以外でも活用できるよう対象の拡大を進めるとともに、業務管理（実労働時間の把握等）がし易い運用方法を検討し、活用促進を図る。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワークや時差出勤により、通勤時間の削減、育児や介護など一定時間を必要とする職員の負担軽減、離職・休職の防止、ワーク・ライフ・バランスの向上、柔軟な働き方、人材確保、生産性の向上などの効果につながる。 						
<p>●主な事業</p> <p>—</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	テレワーク制度の活用促進	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
2	時差勤務制度の拡大	実施 検証 拡大検討	実施 検証 拡大検討	実施 検証 拡大検討	実施 検証 拡大検討	実施 検証 拡大検討
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	テレワーク制度活用率	目標	R7実績を 基に設定	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績				
	効果（額）					
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながるため設定。テレワーク制度活用率＝小学生以下の子を持つ職員が活用した職員数（分子）／小学生以下の子を持つ職員（分母） 						
2	時差勤務制度制度 活用率	目標	R7実績を 基に設定	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績				
	効果（額）					
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながるため設定。時差勤務制度制度活用率＝小学生以下の子を持つ職員が活用した職員数（分子）／小学生以下の子を持つ職員（分母） 						

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(2) 職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり			
項目番号	6	実施項目	多様な働き方の実現		担当課 業務課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用・就業は、障がい者の自立や社会参加のための重要な柱であり、障がい者一人ひとりが能力を最大限に発揮し、それぞれの適正に応じて働くことができる職場環境づくりが求められている。このような背景のもと、国は障がい者の雇用機会を確保するため、障害者雇用率を定め事業主に達成義務を課している。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者に適した庁内業務の受注調整などにより、年間を通して安定した作業量を確保することで雇用の維持・拡大を図る。 						
<p>●取組概要</p> <p>法定雇用率（令和8（2026）年7月3.0%）を上回る状態を維持する必要があるため、職員課と連携し業務課が雇用の受け皿となって取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の意思を尊重しながら業務の種類や方法をコーディネートする。 従事できる作業等を受注業務から切分けたり、新規に探したりして、業務量を確保する。 各障がい者の特性を理解し支援担当職員と共有する。 新規採用候補者があれば職員課と連携し、業務体験等を実施しながら業務環境を整えていく。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部署に共通する単純業務を業務課へ集約したり、一時的に集中する業務やデザイン等の業務について業務課が受け皿となるなど、各部署との連携を通じて障がい者の持つ能力を最大限に活かすことで、市役所全体としての業務の平準化や職員負担の軽減、人材の有効活用につなげる。 						
<p>●主な事業</p> <p>—</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	受注業務量の維持確保	実施	実施	実施	実施	実施
2	障がい者の特性の理解と共有	実施	実施	実施	実施	実施
3	新規採用候補者の就業体験等実施	実施	実施	実施	実施	実施
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	障害者雇用促進法による法定雇用率	目標	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づく障害者雇用率を上回るよう障がい者雇用の推進に取り組む。 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の法定雇用率：令和6（2024）年4月から令和8（2026）年6月まで2.8%、令和8（2026）年7月以降3.0% いなべ市の令和7（2025）年4月現在の障がい者雇用率：3.35% 					

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(3) 業務改革による生産性の向上			
項目番号	7	実施項目	BPR※の推進		担当課	政策課、情報課、関係各課
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BPRの推進は、バブル崩壊後に注目されましたが、リストラ色が強く失敗に終わったとされている。しかし、近年の生産年齢人口の減少、働き方改革、DXの進展を背景に、生産性の向上や迅速な意思決定のため、再びBPRの取組が求められている。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務プロセスを検証し、ムダな業務の排除やプロセスの再構築することで、「生産性・効率性の向上」、「コスト削減」、「市民・職員の満足度の向上」を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX人材育成研修等の実施により、マインド醸成及びボトムアップ方式による業務改革を図る。 ・既存業務を可視化して課題を洗い出し、その課題に対して具体的な目標を設定し、新しい業務プロセスを設計する。そして、設計したプロセスを導入・実行し、その効果や課題を継続的にモニタリング・評価して改善を繰り返す。 <p>ステップ1 業務の可視化 ステップ2 プラン策定・設計 ステップ3 導入・実行 ステップ4 モニタリング・評価・改善</p>						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じたDX推進に向けたマインドの醸成をはじめ、ムダな業務の排除やプロセスの再構築により、業務時間やコストを削減し、より迅速な自治体運営が図れる。また、職員の負担軽減や働きやすい環境整備により、職員の満足度を高め、結果として市民サービスの向上につながる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体DX推進事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	BPRの推進	DX研修・可視化		BPR実践と反復（フォーム作成、ツール実証、アナログ改善）		
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	処理時間短縮率	目標	DX研修 可視化	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。 						

※BPR：ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。業務内容やその流れ（業務プロセス）を分析し最適になるよう設計した上で、業務内容や業務プロセスを再構築すること。

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(3) 業務改革による生産性の向上			
項目番号	8	実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	担当課	会計課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行に伴う財務伝票処理は、市の基幹業務であるため、各担当課における所要時間は膨大であり、業務の最適化と改善が必要である。 ・予算規模の拡大により、処理する伝票数も増加しており、業務プロセスの見直しによる業務効率の向上が求められている。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務を電子化することで、業務のオンライン化（電子請求書等の受領）など、効率的な業務の遂行を推進する。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8（2026）年度は、現状の業務を可視化、施策を実行するための詳細なタスク整理、施策実行後の業務の再設計及び業務の標準化、会計規則の改正（令和9（2027）年度継続）、文書管理規程の見直し協議（令和9（2027）年度継続）を行う。 ・令和9（2027）年度は、システム調達、システム導入の要件定義、マスタ登録、庁内外への周知、説明会、研修を実施する。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝票審査時間の減少は、業務の短縮につながり、人件費の削減につながる。 全庁的には業務時間の短縮に加えペーパーレスの観点からもコスト削減を図ることができる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納事務事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	会計伝票の入力誤りによる伝票返却数の削減	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
2	会計事務の電子決裁の導入	検討結果を踏まえた対応	システム調達～研修	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	会計伝票の入力誤りによる伝票の返却数（件）	目標	1,890	1,680	システム導入	R10実績に応じて設定
		実績				
	効果（額）					
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの平均値の2,100件を基準とし、令和9（2027）年度までに2割削減を目指す。返却数を削減することで、所要時間（伝票作成から審査・支出等までの時間）、コストの削減につなげる。 						
2	電子決裁数（件）	目標	-	-	-	R10実績に応じて設定
		実績				
	効果（額）					
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和10（2028）年度のシステム導入の実績値に応じて、令和11（2029）年度と令和12（2030）年度の目標値を設定する。効果額は、業務時間、紙の使用量、人件費等の削減額とする。 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・会計伝票の返却数（件） 令和2（2020）年度/1,211、令和3（2021）年度/1,309、令和4（2022）年度/1,924、令和5（2023）年度/1,939、令和6（2024）年度/2,706、令和7（2025）年度/1,163（半期） 					

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(3) 業務改革による生産性の向上			
項目番号	9	実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	担当課	政策課、議事課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 市議会の一定例会当たりの質問数は、100 超に上り、質問通告を受けて、議員ヒアリング、部内調整、答弁検討会を経て答弁書が確定する。質問通告は、通告毎に様式への転記、担当部署の割振・集約を繰り返し、短期間での調整が求められる。加えて、地方自治法で会議録の作成が義務付けられており、デジタルを活用して効率化を図る必要がある。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務を電子化等にすることで、内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般質問、代表質問、総括質疑の通告書の取扱いについて、事務の電子化等を検討し、答弁書作成における確実性及び効率化を図る。 会議録作成について、生成AIの活用方法等を見直し、事務の効率化を図る。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問入力から答弁検討まで電子で見える化することにより、全庁の情報共有の迅速化につながる。 ※システム化による答弁検討時間の創出、検討会準備に向けた答弁割振・集約時間による負担軽減 会議録作成時間の短縮により、経費、人員削減、職員の労働環境の改善を図ることができる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局事業 ・ 議会議員報酬事務 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
1	答弁書の電子化の推進	システム検討導入	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
2	生成AIの活用方法等の見直し	システム検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
1	作業の縮減時間	目標	-	R8実績を 基に設定	R8実績を 基に設定	R8実績を 基に設定
		実績				
効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 答弁書作成に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。 						
2	作業の縮減時間	目標	-	R8実績を 基に設定	R8実績を 基に設定	R8実績を 基に設定
		実績				
効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議録作成業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。 						

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(3) 業務改革による生産性の向上			
項目番号	10	実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	担当課	情報課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自治体戦略 2040 構想」によると、2040 年には自治体職員数が現在の半数に減少することが予測されており、限られた人員で行政サービスを維持し続けるには、生成 AI※のような革新的な技術を活用し、「スマート自治体」への転換が不可欠である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務プロセスについて検討・検証の結果、新たな技術やサービスを導入し、内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。また、これによりコア業務へのシフトを図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> DX人材育成研修等の実施により、マインド醸成及びボトムアップ方式による業務改革を図る。 生成 AI の活用を推進するとともに、利用に関するガイドラインの見直しを進める。 BPR※推進による課題洗い出しにより、パソコン上で行う定型的な事務作業を RPA※で推進し、業務全体の生産性の向上を図る。 BI ツール※等を活用した EBPM※の推進について、他自治体の導入事例などを参考にしながら、調査・研究を行い、EBPM に基づいた政策立案の実施を進める。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 生成 AI、RPA、BI ツールの活用により、経費・時間・人員削減につなげ、職員の労働環境を改善できる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報管理体制充実事業 ・ 基盤インフラ整備事業 ・ 情報処理システム保守事業 システム更新・改修事業 ・ 情報セキュリティ対策事業 ・ 自治体 DX 推進事業 住民情報処理システム保守事業 ・ 認定審査会情報システム保守事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
1	生成 AI の活用	運用	運用結果を踏まえた対応			
2	RPA の活用	運用	運用結果を踏まえた対応			
3	EBPM の推進	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究、BI ツール整備 研修によるマインド醸成 		EBPM に基づいた政策立案の実施		
評価指標		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
1	生成 AI 活用による業務削減時間 (年間)	目標	2,400 時間	運用結果を踏まえて設定	運用結果を踏まえて設定	運用結果を踏まえて設定
		実績				
●指標の基準・考え方		<ul style="list-style-type: none"> 市で導入している生成 AI の業務削減時間算出ツールの削減時間を実績とし、継続的な活用と利用拡大を進める。(R7 月平均 150 時間) 				
2	RPA 操作シナリオの作成件数(累計)	目標	10 件	30 件	進捗に応じて設定	進捗に応じて設定
		実績				
●指標の基準・考え方		<ul style="list-style-type: none"> 令和 6 (2024) 年度末時点での RPA シナリオは 7 件で、先進自治体では、150 件(令和 6 (2024) 年度)を超えている状況にある。先進自治体の例を参考に、実施できる業務を洗い出し、当該業務に要していた作業時間の縮減分を人件費に換算し、効果額とする。 				

※生成 AI：既存のデータを分析して予測や分類を行う従来の AI とは異なり、新しいコンテンツ(テキスト、画像、音声など)を自立的に生成する AI の一種のこと。

※RPA：ロボティック・プロセス・オートメーションの略。パソコン上で行う定型的な事務作業をソフトウェアロボットが自動化する技術のこと。

※BI ツール：ビジネスインテリジェンスツールの略。企業が持つ様々なデータを分析、見える化して、業務に役立てるソフトウェアのこと。

※EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略。政策立案において、経験や直感ではなく、客観的なデータやエビデンスを重視し、それに基づいて政策・評価する手法のこと。

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(3) 業務改革による生産性の向上			
項目番号	11	実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	担当課	法務課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書管理事務として、公文書の発生から廃棄までを効率的に管理できるファイリングシステムを平成16(2004)年度に全国に先駆けて導入し、いなべブランドとして確立してきました。平成30(2018)年度に文書管理システムを導入し、令和5(2023)年度からは電子決裁の運用を開始して文書事務の効率化につなげてきました。このような背景のもと、收受、起案、決裁の事務に係る電子化を推進し、業務改革による生産性を向上させることが必要です。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部事務の効率化や効果的な業務の推進を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙面により收受、起案、決裁を行っている事務を精査し、電子決裁の課題を検討・分類整理した上で、收受、起案、決裁の事務の電子化を推進する。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子決裁により、紙の書類を受け渡す手間、時間を削減するとともに、起案から決裁までの進捗状況を把握することで決裁の遅延を防ぎ、決裁事務を効率化することにつなげる。 決裁までの履歴が残るため、不正行為を防止し、内部統制の強化につながる。 ペーパーレス化による経費、資源の削減につながる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開・個人情報保護審査会事業 ・法制執務支援事業 文書管理支援事業 ・行政不服審査会事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	電子決裁の推進	実施 検証	実施 検証	電子決裁の推進	電子決裁の推進	電子決裁の推進
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	電子決裁率	目標	検討・分類整理	(取組の効果を踏まえ設定)	(取組の効果を踏まえ設定)	(取組の効果を踏まえ設定)
		実績				
1	効果(額)					
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子決裁率の向上により、業務の効率化、適切な進捗管理などが可能となる。 電子決裁率 = 決裁総数(分母)に対する電子決裁数(分子) 						

分類	基本方針1 職員力と組織力の向上		(3) 業務改革による生産性の向上			
項目番号	12	実施項目	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	担当課	契約監理課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットの普及により電子ファイルと電子署名による電子契約が推進されている。三重県においては、令和7（2025）年10月から電子契約を導入する。本市においても、電子契約のニーズの高まりや業務改善につなげるため、電子契約を推進する必要がある。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約事務を電子化することで、業務のオンライン化（電子契約）など、効率的な契約業務の遂行を推進する。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8（2026）年度は、取引先との調整事項を整理し、契約規則等や契約文書の見直し等、施策を実行するための詳細なタスクを整理し、導入に向けた準備を行う。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約締結のスピードの向上（印刷・押印・封入・郵送の事務軽減）、承認、署名の短期完結、状態の可視化により、承認の漏れや遅延防止等、経費や時間削減を図ることができる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札契約事務事業 ・ 工事検査事務事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
1	電子契約の推進	システム稼働準備	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
1	電子契約件数（件）	目標	-	R8実績を 基に設定	R8実績を 基に設定	R8実績を 基に設定
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果額は、業務時間、紙の使用量、人件費等の削減額とする。 						

基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立		(1) 公共施設マネジメントの強化			
項目番号	13	実施項目	公共施設等マネジメントの推進	担当課	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や少子高齢化、財政状況の悪化などに対応するため、公共施設の数や規模を最適化する公共施設の適正配置が必要である。 ・施設の統廃合、複合化、規模の縮小、長寿命化などを検討し、持続可能な行政サービスの提供を目指す。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の適正な配置を実現し、持続可能な自治体経営の確立を目指す。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いなべ市公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口動態と縮小する財政規模を見据え、公共施設の保有量の適正化を推進する。 ・毎年、施設管理部門にヒアリングを実施して、現状を把握し進捗管理を行う。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設配置の適正化により、維持管理費の抑制を図る。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎維持管理事業 ・北勢庁舎維持管理事業 ・員弁庁舎維持管理事業 ・公共施設整備事業 ・公有財産維持管理事業 ・教育委員会事務局事業 ・公立小学校管理事業 ・大安庁舎維持管理事業 ・土木施設使用管理事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	いなべ市公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証	検討 実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
計画進捗率 (%)	目標	進捗に 応じて設定	進捗に 応じて設定	進捗に 応じて設定	進捗に 応じて設定	進捗に 応じて設定
	実績					
効果(額)						
1	<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画進捗率＝計画を実行した施設数(分子)／各施設の計画・方針に応じた数(分母) ・効果額は、公共施設等マネジメントの取組により、公共施設等の廃止、統廃合などの計画を立て、施設ごとの計画完了状況を算出の上、公共施設等の削減に伴う維持管理費の削減額を効果額とする。 					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(2) 経常的な経費の効果的な配分			
項目番号	14	実施項目	効果的な予算編成業務	担当課	財政課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少による収入減、少子高齢化による社会保障経費の負担増や高止まりする公債費をはじめ、年々増加する経常的な経費、老朽化した施設の更新に係る支出増の状況にある。 様々な要因による厳しい財政状況を見据え、持続可能な財政基盤を確立するため、行政評価結果を翌年度予算編成につなげる仕組みづくりが必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 限られた財源を効果的・効率的に活用する予算編成を推進する。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部署に一定の金額枠を配分し、その枠内で自由に予算を編成することができる枠配分予算について、一律の割合で圧縮する取組を令和11(2029)年度まで継続して実施する。 「補助金・負担金の総点検」、「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」等の行政改革の取組結果を考慮した枠配分予算の縮減を実施する。 全体予算の圧縮を「行政評価の効果的な運用」を受けて実施手法を検証し、令和12(2030)年度の実施に向けて仕組みづくりをする。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 枠配分予算の圧縮により、職員のコスト意識改革と予算の過大計上等の抑制につながる。 全体予算の圧縮により、本市の収入に見合った予算編成が可能になり、持続可能な財政基盤の確立につながる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政管理事務事業 ・ 公債費償還元金事務事業 ・ 公債費償還利子事務事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	枠配分予算の一律圧縮	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	—
2	「補助金・負担金の総点検」による枠配分予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
3	「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」による枠配分予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
4	「行政評価の効果的な運用」による全体予算の圧縮	仕組検証 (政策課)	仕組検証 (政策課)	検証	検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	枠配分予算の圧縮額	目標	前年度実績を 基に設定	前年度実績を 基に設定	前年度実績を 基に設定	前年度実績を 基に設定
		実績				
効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 枠配分予算の圧縮額を効果額とする。 						
2	全体予算の圧縮額	目標	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-
効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体予算の圧縮額を効果額とする。 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> 枠配分予算の一律圧縮の実施は、今般の物価高騰が落ち着くまでの間、物価の動向を踏まえ、毎年、実施の可否又は圧縮率を検討することとする。 					行政評価に基づき目標設定
分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政		(2) 経常的な経費の効果的な配分			

基盤の確立						
項目番号	15	実施項目	補助金・負担金の総点検		担当課	政策課、関係各課 (監査課)
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第232条の2において、補助金は公益上必要があると認めた場合に補助をすることができる。については、補助金が効果的かつ有効に執行されていることを検証できる仕組みづくりが必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付にあたって、市としての統一的な基準と継続的な検証の仕組みづくりにより、補助金の効果的かつ効率的な執行を図る。また、補助金のほか、負担金についても適用するものとする。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付目的、対象事業、実施効果等を改めて確認し、補助金・負担金のあり方について検討する。 実績報告に基づき補助金・負担金の支出効果を検証し、翌年度実施に向けた改善見直しを図る。 市単独で支援を行う財政支援団体等については、定期的な協議・調整を行い、経営改善に向けた取組を支援する。 複数の構成団体からの負担金により運営する一部事務組合などに対しては、関係機関と連携し、効果的・効率的な運営に向けて調整を図る。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体又は個人が行う特定の事務事業に対する補助費・負担金は、目的や内容が時代に即したもののか、補助金額・負担金の妥当性の検証や算定根拠など、効果的かつ有効に執行されていることを検証することで透明性を確保する。 						
<p>●主な事業</p> <p>—</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	補助金・負担金の総点検	チェックシート策定 検証		検証	検証	検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	補助金・負担金の削減額	目標	仕組みづくり	進捗に応じて設定	進捗に応じて設定	進捗に応じて設定
		実績				
効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助費等は、一部事務組合負担金を除くと類似団体を上回っており、個々の補助金・負担金の点検により、補助金・負担金の削減につなげられた額を効果額とする。 						
<p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助費等(令和5(2023)年度財政状況類似団体比較(人口1人当たり)) いなべ市 73,047円(一部事務組合: 2,215円、それ以外: 70,832円) 類似団体 85,053円(一部事務組合: 18,456円、それ以外: 66,597円) 						

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(3) 安定的な自主財源の確保			
項目番号	16	実施項目	受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検	担当課	政策課、管財課、生涯学習課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担については、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保し、行政サービスの持続可能性を高めるため、適正化の仕組みづくりが必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設使用料について、市民負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスを提供するために必要な費用(原価)に対し、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保するため、受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か、他市事例の調査・研究を進め、基本方針を策定し、十分な検証を行う。 「使用料の適正化に関する基本方針」及び「受益者負担適正化ガイドライン」を策定し、施設使用料について、毎年度原価計算により検証し、適宜見直しを図る。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者がどのくらいの割合を負担するのかを見える化した上で、使用料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながる。 						
<p>●主な事業</p> <p>—</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	基本方針の策定・見直し	調査・研究・策定	見直し	見直し	見直し	見直し
2	受益者負担の適正化	検証	検証	検証	検証	検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	施設使用料の増加額	目標	仕組みづくり	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績				
効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用料は類似団体を下回っており、個々の使用料等を確認することで、予算(経常的経費)の削減につなげる。 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> 使用料(令和5(2023)年度財政状況類似団体比較(人口1人当たり)) いなべ市 2,321円 類似団体 5,526円 					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(3) 安定的な自主財源の確保			
項目番号	17	実施項目	徴収率の維持・向上	担当課	納税課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重地方税管理回収機構への職員派遣によって差押手法を習得し、派遣終了後は、納税課において、そのノウハウを共有し、組織力の向上に努めてきた。いなべブランドに「納税意識の高いまち いなべ」を掲げ、納税意識の醸成を図ってきましたが、今後も公平負担原則や財源確保の観点から、継続的な取組が必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 税の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関やコンビニ、市の窓口や口座振替だけではなく、納税者利便の向上、業務の効率化、非接触での税務手続の実現を図るため、キャッシュレス決裁等、納付環境を拡充して、納税者等の利便性の向上を図る。 納税困難者に対する分割納付、納税猶予などの納税相談を行う一方で、悪質な滞納者に対しては、債権、不動産、無体財産など、差押えを実施する。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税の徴収率の向上により、歳入の確保及び公平負担の原則につながる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産評価審査委員会事務 ・三重地方税管理回収機構事業 ・市税収納事務 ・滞納整理事務 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	徴収率向上の取組	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	徴収率（市税）	目標	98.40%以上	98.40%以上	98.40%以上	98.40%以上
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 徴収率は、自治体平均より高い水準であるが、公平負担の原則から、過去5年度の平均値98.26%以上の徴収率を効果額とする。 徴収率（市税）＝課税収納額（分子）／課税調定額（分母） 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> 年度別収納率：令和2（2020）年度／98.17%、令和3（2021）年度／98.13%、令和4（2022）年度／98.24%、令和5（2023）年度／98.72%、令和6（2024）年度／98.73%（差押230件 換価額19,614,294円） 令和5（2023）年度 全国自治体平均／98.1% 					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(3) 安定的な自主財源の確保			
項目番号	18	実施項目	特別徴収の推進	担当課	市民税課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県は、県内全市町と連携し、平成21(2009)年度から個人住民税の特別徴収の加入促進に向けた取組を行い、平成26(2014)年5月に法定要件に該当する事業主について、特別徴収義務者の指定の徹底を開始している。その結果、給与所得者における特別徴収実施割合は90%超まで大幅に上昇している(平成25(2013)年度は76.1%)。個人住民税の徴収について大きな効果があり、引き続き高い特別徴収指定率の維持が必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 税や保険料等の負担の公正性を保つとともに、安定的な自主財源の確保を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別徴収制度の周知徹底により納税者等の利便性の向上を図り、徴収率の向上に努める。 法律に基づいた制度の説明を丁寧に行い、特段の事情が無い限りは特別徴収を行ってもらうよう事業所の理解を得る。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の支払いについて、普通徴収は自己責任での支払いのため、特別徴収に比べ未納が多いが(支払忘れ、口座預貯金不足等)、特別徴収は事業所が徴収を行う給与天引きという性質上、特別徴収の指定率が高いほど徴収率も高くなる。そのため特別徴収指定率を維持していくことが財源の確保につながる。 						
<p>●主な事業</p> <p>—</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	徴収率向上の取組	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
特別徴収指定率 (市税)	目標	91.4%	91.6%	91.8%	92.0%	92.2%
	実績					
効果(額)						
1	<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別徴収指定率は、県内自治体の中でも高い水準であるが、制度の理解がないまま事業主や経理担当の考え次第で普通徴収とされるケースがある。事業所に対する働きかけや法定要件に基づいた適切な説明を継続し、財源の確保につなげる。 特別徴収指定率(市税) = 特徴事業所(分子) / 全事業所(分母) 					
参考	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第321条の4で所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない。 					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(3) 安定的な自主財源の確保			
項目番号	19	実施項目	相続登記の促進	担当課	資産税課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続登記が完了するまでの間、相続人代表者を納税義務者に指定してきましたが、納税通知書の不達やトラブルの原因となることもあるため、これまでも窓口における死亡手続きの際には相続登記の促進に努めてきました。しかし、その効果は限定的であり、所有者不明土地の増加を防ぐためには、より影響力の大きな相続登記の義務化（令和6（2024）年4月1日施行）を周知徹底することが必要です。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続開始から3年以内での相続登記の完了を促進する。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税通知書発送用の封筒に、登記法の改正により相続登記が義務化されたことの文言等を印刷することで、納税義務者に周知する。 窓口において死亡手続きを行う際、登記法の改正による相続登記の義務化を説明することに加えてチラシを配布する。 相続人代表者指定届により管理された納税義務者に対して、相続開始から3年目となる年度に忘却による未相続を防止するための通知を行う。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続登記の促進による所有者不明土地問題の減少。 相続登記の促進による相続人調査等に係る事務負担の軽減。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産評価事務 ・ 資産税賦課事務 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	納税通知書発送用の封筒への周知文言等の印刷	実施	実施	実施	実施	実施
2	死亡手続きの際の啓発用チラシ配布	実施	実施	実施	実施	実施
3	相続人代表者に相続開始から3年目となる年度に通知を行う	実施	実施	実施	実施	実施
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	相続人代表者指定届の届出者における相続登記の完了率	目標	R7実績を基に設定する	前年度以上	前年度以上	前年度以上
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度ごとに相続人代表者指定届の届出者における相続登記完了の割合を算出し、その割合を前年度以上とすることを目標数値とする。 相続人代表者指定届の届出者における相続登記の完了率＝相続登記数（分子）／相続人代表者（分母） 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> 相続人は、不動産（土地・家屋）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請することが義務化され、正当な理由なく相続登記しない場合、10万円以下の過料が科される可能性がある。 					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(3) 安定的な自主財源の確保			
項目番号	20	実施項目	市有財産の有効活用・処分	担当課	管財課、関係各課	
●実施項目設定の経緯・背景 ・市が所有する全ての財産のうち、遊休資産の活用や公共施設の再配置、売却などを正確に把握し、地元自治会と調整を図りながら有効活用を図ることが必要である。						
●目的 ・貸付や売払いにより経常的経費の抑制及び自主財源の確保を図る。						
●取組概要 ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有状況（権利関係を含む。）を明確にし、市の保有土地及び施設の有効活用又は処分の検討をする。 ・未利用市有地の売却や有効活用は、費用対効果を考慮した上で活用を検討する。						
●目指す具体的効果 ・市有財産の貸付及び売払いにより、有効活用が図れるとともに歳入の増加が見込める。						
●主な事業 -						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	市有財産の有効活用	調査 実施 検証	調査 実施 検証	調査 実施 検証	調査 実施 検証	調査 実施 検証
2	未利用市有地等の売払いの推進	調査 実施 検証	調査 実施 検証	調査 実施 検証	調査 実施 検証	調査 実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	市有財産の貸付額	目標	前年度実績を 基に設定	前年度 実績以上	前年度 実績以上	前年度 実績以上
		実績				
効果（額）						
●指標の基準・考え方 ・財産収入は、類似団体を下回っているため、市有財産の貸付額を指標とする。新規貸付額を効果額とする。貸付による収入以上に経費がかかるものは売却の可能性を考慮する。						
2	売却可能な未利用市有地等の価格	目標	前年度実績を 基に設定	前年度 実績以上	前年度 実績以上	前年度 実績以上
		実績				
効果（額）						
●指標の基準・考え方 ・財産収入は、類似団体を下回っているため、売却可能でまだ売れていない未利用市有地等の地価総額を指標とする。この地価総額の削減額を効果額とする。						
参考	・財産収入（令和5（2023）年度財政状況類似団体比較（人口1人当たり）） 本市 1,187円 類似団体 2,409円					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(3) 安定的な自主財源の確保			
項目番号	21	実施項目	寄附金制度の有効活用	担当課	商工観光課、 関係各課(政策課)	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税は、地方創生の一環として、都市部への税収集中を是正し、地方の財源を確保するために導入された。本市においても「楽器を寄附するふるさと納税」として、いなべブランドを展開してきた。今後は、一層、納税者に応援したい自治体として選ばれるよう、行政の質の向上や地域の自立・活性化を図ることが必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 生まれ育ったまち（自治体）や応援したい自治体（まち）に寄附金という形で貢献し、地域の活性化と自治間の財政格差の是正を図るため、市を応援していただける方からの寄附金を広く募る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力的な返礼品の発掘や開発支援、地域資源を活かしたPR活動を強化するとともに、寄附金の使途や効果を分かりやすく発信することで信頼性を高め、リピーターや新規寄附者の獲得を図る。 寄附ポータルサイトの充実やSNSを通じた情報発信により、新規寄附者の獲得に努め、自主財源の確保につなげる。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の魅力・地場産品を知ってもらえることができる「地域の魅力に対する認知拡大効果」、地域との関わりを増やしてもらえることができる「観光などの形で人々との関与拡大効果」、「交流人口の創出、ひいては定住人口の創出効果」につながる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさといなべ応援事業 ・行政改革加速化事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	ふるさと納税額向上の取組	検討 実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
ふるさと納税額	目標	70,000千円	82,000千円	94,000千円	106,000千円	118,000千円
	実績					
1	効果(額)					
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄附額は、類似団体を大きく下回っているため、ふるさと納税額を指標とする。 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税額：令和2（2020）年度／25,684千円、令和3（2021）年度／41,078千円、令和4（2022）年度／85,117千円、令和5（2023）年度／63,243千円、令和6（2024）年度／50,514千円 ふるさと納税額（企業版）：令和2（2020）年度／2,500千円、令和3（2021）年度／3,836千円、令和4（2022）年度／1,000千円、令和5（2023）年度／48,862千円、令和6（2024）年度／23,487千円 寄附金（令和5（2023）年度財政状況類似団体比較（人口1人当たり）） 本市／1,573円、類似団体／18,726円 					

分類	基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政 基盤の確立		(3) 安定的な自主財源の確保			
項目番号	22	実施項目	基金等の効果的な運用	担当課	会計課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <p>・基金の運用は、令和3（2021）年度までは預金（定期・普通）で運用してきたが、低金利時代が続いてきたことから、令和4（2022）年度に「いなべ市資金管理運用方針」等（以下「資金管理方針」という。）を定め、債券による運用を開始したが、令和6（2024）年度に一転金利が上昇し始めたため、今後は、金利の推移や景気の動向に留意しながら効果的な運用を行う必要がある。</p>						
<p>●目的</p> <p>・将来に備え、積み立てた基金を安全かつ确实・有利な方法で計画的に運用することで自主財源を確保する必要がある。</p>						
<p>●取組概要</p> <p>・流動性を確保するための預金（定期預金）による短期的運用と、少しでも高い効率性・収益性を重視した債券での長期的運用を組み合わせる運用の利益を図る。</p> <p>・債券の運用は、安全性の最優先を基本原則とし、資金管理方針に基づき、資金管理計画を作成し、資金管理運用検討会での協議を行い債券運用する。</p>						
<p>●目指す具体的効果</p> <p>・預金や積立金を安全かつ効率的に運用することで、自主財源の増加につながる。</p>						
<p>●主な事業</p> <p>・出納事務事業</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	基金の効果的な運用	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
運用利回り (%)	目標	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	実績					
効果(額)						
1	<p>●指標の基準・考え方</p> <p>・目標数値は、「運用収入(円)」を「基金残高」(3月31日現在)で除した「運用利回り」とする。ただし、目標数値「前年度以上」は、景気の上昇基調時に限る。</p> <p>※運用利回り実績：令和2(2020)年度/0.019%、令和3(2021)年度/0.014%、令和4(2022)年度/0.026%、令和5(2023)年度/0.053%、令和6(2024)年度/0.116%</p>					
参考	<p>・地方自治法第235条の4及び同法施行令第168条の6/基金は、确实かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>「預金」/ア 普通預金 イ 定期預金</p> <p>「債券」/ア 国債、地方債、イ 政府保証債、ウ 地方公共団体金融機構債、エ 財投機関債</p>					

基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築		(1) 行政サービスのデジタル化推進				
項目番号	23	実施項目	行政手続のオンライン化の拡充	担当課	情報課、関係各課		
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン化については、市民の利便性向上、行政運営の簡素化・効率化、コスト削減が見込まれるため設定した。また、デジタルデバйд対策については、誰もがデジタル社会の恩恵を受けられるようにする必要がある。 							
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインによる行政手続を拡充し、市民や事業者の利便性向上を図る。 							
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者がデジタル化の恩恵を享受できるよう、受付件数が多い手続を中心に、マイナポータルのぴったりサービスや民間ツールを活用した行政手続のオンライン化を積極的に進める。 オンラインでの手続を受け取った後の職員の動線を明確にし、RPA等を活用し業務の効率化を図る。 DX人材育成研修等の実施により、デジタル技術の活用能力向上を図る。 行政手続のオンライン化と併せ、デジタル活用に不安がある方にデジタルデバйд解消に向けた取組を国の事業等を活用し行う。 							
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインによる行政手続の拡充により、市民の利便性向上、経費・時間・人員削減につなげ、職員の労働環境を改善できる。 							
<p>●主な事業</p> <p style="text-align: center;">-</p>							
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度	
1	行政手続のオンライン化	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	実施 検証	
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度	
1	行政手続のオンライン化率	目標	30%	35%	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績					
	効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7(2025)年4月1日現在で378件の行政手続が存在し、内108件(28%)がオンライン化されている。今後オンライン化可能な手続きについて、運用の見直しも含めてオンライン化率を高める。 							

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築		(1) 行政サービスのデジタル化推進				
項目番号	24	実施項目	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	担当課	市民課、関係各課(情報課)		
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少及び労働力不足、デジタル競争力向上の必要性から行政窓口のあり方を見直し、窓口業務でのマイナンバーカードを活用したデジタル化やオンライン申請の推進を通じて、市民の利便性向上、行政運営の簡素化・効率化、コスト削減につなげる必要がある。 <p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口業務におけるマイナンバーカードの活用を促進し、行政サービスの利便性向上を図る。 <p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードを活用したフロントヤード改革※の調査・研究を行う。 マイナンバーカードの取得促進と利便性の周知によりコンビニエンスストアでの証明書等の交付促進を行う。 事務手数料の支払におけるキャッシュレス決済の利用促進を行う。 <p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> フロントヤード改革は、オンライン申請の導入や窓口のデジタル化だけでなく、業務プロセスの見直しや庁舎空間の活用方法まで含めた総合的な改革を行うことで市民サービスの向上を目指すとともに、経費・時間・人員削減につなげ、職員の労働環境を改善できる。 <p>●主な事業</p> <p>—</p>							
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度	
1	フロントヤード改革の調査・研究	利活用調査研究	利活用調査研究	利活用調査研究	利活用調査研究	利活用調査研究	
2	マイナンバーカードの活用促進	調査周知推進検証	調査周知推進検証	調査周知推進検証	調査周知推進検証	調査周知推進検証	
3	キャッシュレス決済等の促進	調査周知推進検証	調査周知推進検証	調査周知推進検証	調査周知推進検証	調査周知推進検証	
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度	
1	コンビニエンスストアでの交付率(戸籍証明・住民票・印鑑証明・戸籍附票)	目標	40%	41%	42%	43%	44%
		実績					
	効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードは、市民の82%が保有しているが、令和6(2024)年度のコンビニエンスストア交付実績は38%(17,661/46,365枚)。 コンビニエンスストア交付数の増加率を効果額とする。 コンビニエンスストア交付数(分子) / 全交付件数(分母) 							

※フロントヤード改革：行政と市民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取組のこと。総務省は、令和8(2026)年度までに総合的なフロントヤード改革に取り組む自治体数を300団体まで増やすことを目標としている。

評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度	
2	キャッシュレス決済 の利用率(単年度)	目標	3.0%	3.5%	4.0%	4.50%	5.0%
		実績					
	効果(額)						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6(2024)年度の実績値として庁舎で発行された証明書の手数料は27,936通の内キャッシュレス決済で納入された分は798通であり、2.8%となる。 キャッシュレス決済数の増加率を効果額とする。 キャッシュレス決済の利用率(単年度) = $\frac{\text{キャッシュレス決済数(分子)}}{\text{全交付件数(分母)}}$ 							

分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築		(2) 多様な主体との連携と協働			
項目番号	25	実施項目	公民連携（PPP/PFI）事業の推進	担当課	政策課、関係各課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI法（平成11（1999）年）、地方自治法（指定管理者制度/平成15（2003）年）、行政改革推進法（平成18（2006）年）と公民連携推進が求められる中、地域にふさわしい公共サービスの必要性や実施主体のあり方を点検し、多様な主体が市民サービスを提供できる多元的な仕組みづくりが必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と民間事業者等が対話を通じて、互いの強みを生かし、地域課題の解決に取り組むことで、市民サービスの向上、業務効率の向上や地域経済の活性化等を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民連携手法の調査・研究（具体的には、民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、市民協働、協定など）を通し、最も効果的で効率的なサービスの担い手になり得る方法を検討する。 ・公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図る。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が関わるあらゆる施策分野において、市と事業者が連携して実施することで、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上につながる。 						
<p>●主な事業</p> <p>—</p>						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	公民連携手法の調査・研究に基づく対応	調査研究	調査研究提案	提案	提案	提案
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	公民連携募集件数	目標	仕組みづくり	進捗に応じて設定	進捗に応じて設定	進捗に応じて設定
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業提案制度を創設し、公民連携テーマ、解決したい課題等を定め、提案募集件数を評価指標とする。 						

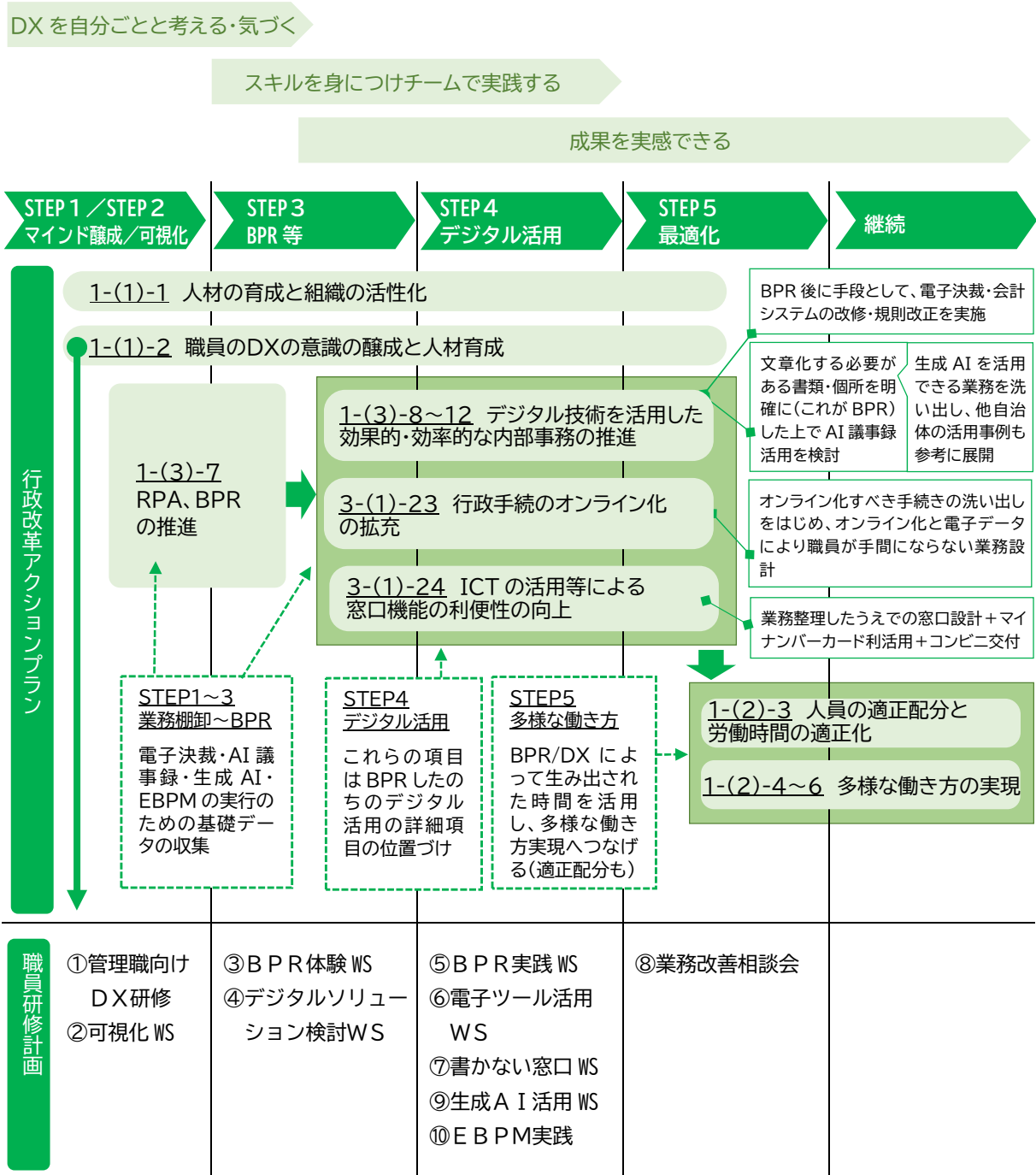
分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築		(2) 多様な主体との連携と協働			
項目番号	26	実施項目	指定管理者制度の効果的な活用	担当課	管財課、関係各課 (監査課)	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度は、平成15(2003)年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理について、民間事業者等のノウハウを活用することで市民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として導入された。いなべ市では、平成18(2006)年度から障がい者福祉施設やキャンプ施設等で導入しているが、改めて本制度の趣旨に照らして、新規指定及び制度の更新の可否を個別に精査する必要がある。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 指定管理者によるセルフモニタリング、利用者満足度調査等を通じてサービスの品質を評価しサービスの向上とコストの削減を図る。 指定管理者の創意工夫・ノウハウを活用した自主事業の実施や新たな連携等により、さらなるサービスの向上とコストの削減を図る。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を効果的に導入し、委託契約と比べて、サービスがきめ細かくスピーディで、費用対効果が高くなることで、利用者の満足度向上につながる。また、制度の更新の可否を個別に精査し、経費の削減を図る。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者選定事務事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	指定管理者制度の有効活用	検討結果を踏まえた対応				
2	山郷重度障害者生活支援センター	実施 検証				更新
3	大安障害者活動支援センター	実施 検証				更新
4	立田公園	実施 検証				更新
5	藤原岳駐車場	更新	実施 検証			
6	農業公園	更新	実施 検証			
7	温水プール	実施 検証	更新	実施 検証		
8	宇賀溪キャンプ場	実施 検証	更新	実施 検証		
9	ウッドヘッド阿下喜	実施 検証		更新	実施 検証	
10	青川峡キャンピングパーク	実施 検証			更新	実施 検証
11	オレンジ工房あげき	実施 検証			更新	実施 検証
12	大安ぴあハウス	実施 検証			更新	実施 検証
13	篠立きのご園	実施 検証			更新	実施 検証

評価指標		令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	
1	指定管理者選定委員会 で審査した施設数	目標	2	2	1	4	3
		実績					
	効果（額）						
	<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者選定委員会では新規指定や更新の審査だけでなく、指定管理期間中の進捗状況の確認（現地視察含む）等を行い、可否を判断する。その審査した施設数を指標とする。 						

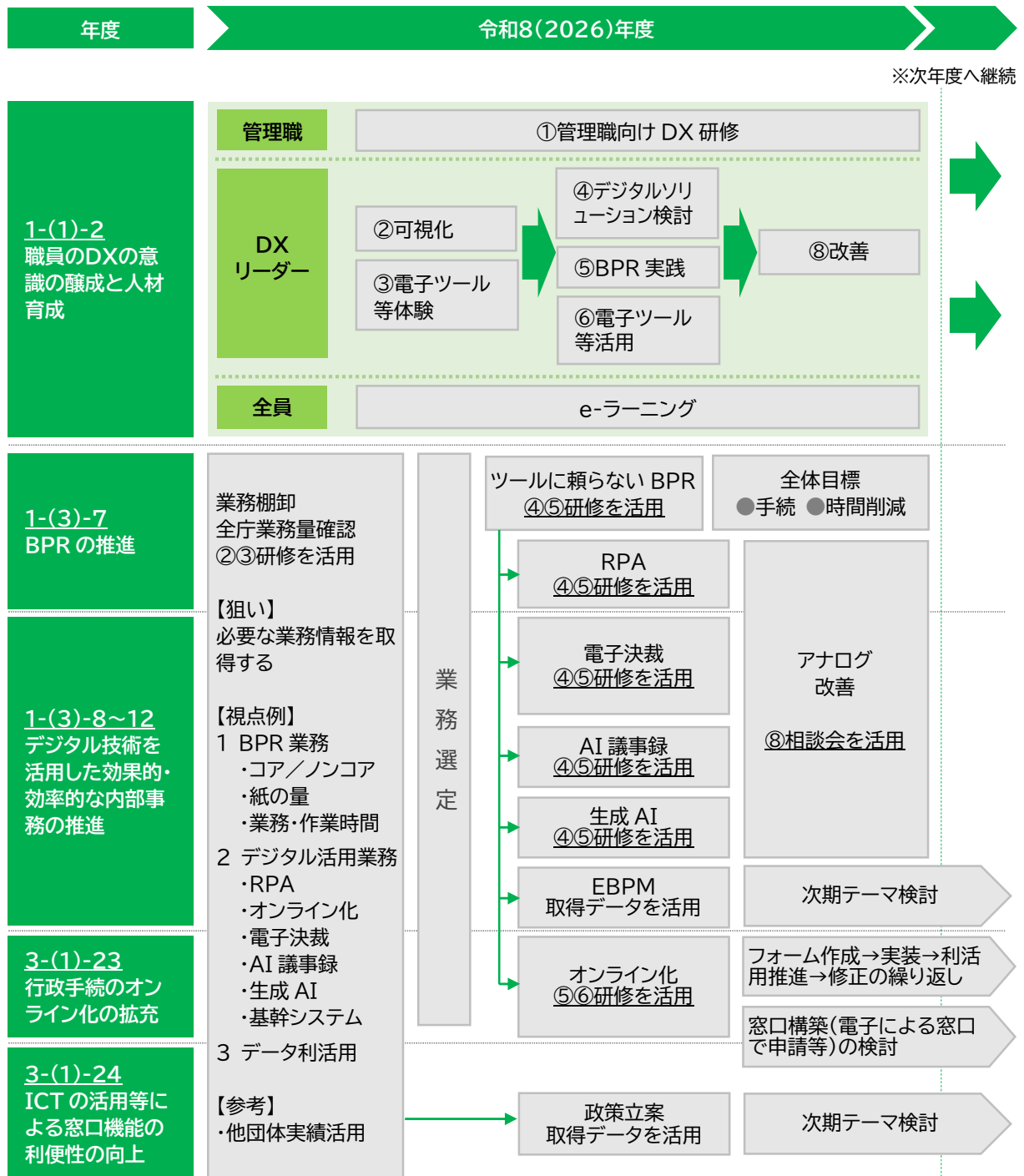
分類	基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築		(3) 市民ニーズに応じた行政サービスの提供			
項目番号	27	実施項目	行政評価の効果的な運用	担当課	政策課	
<p>●実施項目設定の経緯・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13（2001）年）により、国は、効果的・効率的な行政の推進と説明責任を果たすことを目的として政策評価制度を導入した。本市においても、平成26（2014）年にいなべ市行政体系を構築し行政評価を実施してきたが、今後は予算編成につながる仕組みづくりが必要である。 						
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策や事務事業の方向性について、施策の成果や市民満足度などから総合的に判断し、適正な行政資源の配分を図る。 						
<p>●取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象事業を精査した上で、事業の成果、市民ニーズ、事業の必要性、事業内容、事業コスト、業務負担などの観点から総合的に判断し、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しなどを行うことで、次年度以降の事業内容の検討や予算編成に活用する。 総合計画における各施策を対象として、施策の成果や目標の達成状況、市民満足度などの観点から総合的に判断し、施策の内容や実施コストの方向性を整理し、次年度以降の施策内容の検討や予算編成に活用する。 						
<p>●目指す具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業について、必要性、妥当性、有効性、効率性等の観点から評価機能の充実強化を行い、改善方策等、今後の方向性（予算編成等）につなげる。 						
<p>●主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進事業 ・ 行政評価運用事務 ・ 総合計画・総合戦略推進事業 						
実施内容/実施時期		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	行政評価制度の仕組みづくり	仕組みづくり	実施	実施	実施	実施
2	事務事業評価	見直し	実施	実施	実施	実施
3	施策評価	見直し	実施	実施	実施	実施
評価指標		令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
1	行政評価実施件数	目標	仕組みづくり 進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定	進捗に応じて 設定
		実績				
効果（額）						
<p>●指標の基準・考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策は、実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられることが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、客観的な評価を行うことで、評価機能を充実させる。 						
参考	<ul style="list-style-type: none"> 施策評価においては、総合計画審議会、行政改革推進委員会等における進捗管理により意見を求める 					

人材育成基本方針に基づく新たな政策課題に係る職員研修計画

1 全体プラン（行政改革アクションプランと連動した全体マップ）



2 各年度のアクションプラン



<p>1-(1)-2 職員のDXの意識の醸成と人材育成</p>	<p>初年度データを活用し拡張</p> <p>⑦書かない窓口</p> <p>必要な研修は継続</p>			
<p>1-(3)-7 BPRの推進</p>	<p>全体目標 ●手続 ●時間削減</p> <p>ツール実証</p> <p>アナログ改善</p>	<p>全体目標 ●手続 ●時間削減</p> <p rowspan="3">実装</p>	<p>全体目標 ●手続 ●時間削減</p>	<p>全体目標 ●手続 ●時間削減</p>
<p>1-(3)-8~12 デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進</p>	<p>ツール実証</p> <p>アナログ改善</p>	<p>ツール実証</p> <p>アナログ改善</p>	<p>拡張・モニタリング・横展開 (以降は繰り替えし)</p>	
<p>次期テーマ検討</p>				
<p>3-(1)-23 行政手続のオンライン化の拡充</p>	<p>フォーム作成→実装→利活用推進→修正の繰り返し</p> <p>窓口構築(電子で窓口で申請/審査の自動化等) ⑦研修を活用</p>			
<p>3-(1)-24 ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上</p>	<p>次期テーマ検討</p>			



3 職員研修の内容とKPI

(1) DXマインドの向上

① DXマインド(内容:DXを理解し、自分ごと化できる)

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
(自治体職員向け) DXマインド セット講座	—	●DXリーダー ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ
—	②可視化WS	●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

※必要に応じ… 新規採用職員、新規管理職、希望者等を想定(以下、同様)

② DXマネジメント(内容:管理職としてDXに前向きな姿勢を持つ)

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
—	①管理職向け DX研修	●管理職	受講率 100%	受講率 100%	受講率 100%	受講率 100%	受講率 100%

③ ビジネスアーキテクト(内容:DXを実現できる能力を身につける)

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
(自治体職員向け) 庁内のデジタル 人材育成講座	—	◇管理職 ●DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ

④ DXデザイン(内容:DXの実現に向けデザインできるスキルの習得)

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
*要検討	—	◇管理職 ●DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ

(2) 業務改善スキルの向上

① 情報セキュリティ(内容:DXのセキュリティリスクを抑制できる)

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
デジタル リテラシー講座 (サイバー セキュリティ)	—	●管理職 ●DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ

② BPR活用〈基礎〉（内容：業務プロセスを見直し、改善できるスキルの習得）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
(自治体職員向け) BPRの手引き 講座	—	◇管理職 ◇DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ
—	③BPR体験 WS	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

③ BPR活用〈応用〉（内容：業務の可視化ができるスキルの習得、BPRが実践できるスキルの習得、BPRを実業務で実施）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
—	②可視化WS ⑤BPR実践WS	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

④ EBPM人材育成（内容：エビデンスに基づいた政策立案ができるスキルの習得）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
自治体における EBPMの 進め方講座	—	●管理職 ◇DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ
—	⑩EBPM実践 WS	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

⑤ EBPM人材育成〈実践〉（内容：エビデンスに基づいた政策立案を実業務で実施）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
自治体における DX企画立案の 進め方講座	⑩EBPM実践 WS	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

⑥ データ利活用（内容：DXにデータを利活用できる）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
ビジネス における データ分析講座	—	●管理職 ◇DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ

(3) デジタルスキルの向上

① データリテラシー（内容：データとの接し方、使い方を理解する）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
データ活用の いろは講座	—	●管理職 ●DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ

② ITリテラシー（内容：ICTの基礎を理解する）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
—	④デジタルソリューション検討	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年
(自治体職員向け) SaaSツールの 活用術講座	—	◇管理職 ◇DXリーダー ●一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ

③ RPA活用(内容:RPAの仕組みを理解し、活用できる能力の習得)

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
—	④デジタルソリューション検討	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

④ 生成AI活用（内容：生成AIの仕組みを理解し、活用できる能力の習得）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
—	⑨生成AI活用WS	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

⑤ 電子申請ツール活用（内容：電子申請ツールの仕組みを理解し活用できる能力の習得）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
—	⑥電子申請ツールWS	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

⑥ ノーコードツール活用（内容：RPAの仕組みを理解し、活用できる能力の習得）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
—	④デジタルソリューション検討	◇管理職 ●DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年	60名 /年

⑦ BIツール活用（内容：BIツールの仕組みを理解し、活用できる能力の習得）

e-ラーニング型	ワークショップ型	対象者 (●必須 ◇希望)	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
BIツール講座	—	◇管理職 ◇DXリーダー ◇一般職 ◇会計年度	受講率 100%	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ	必要に 応じ

第3次いなべ市総合計画(原案)に対するご意見(2人6件の提出)

「第2部 前期基本計画」に対するご意見

第2項:第2章 2-2「地域における子育て支援の充実」(P61)について

NO.	頁	意見	回答
1	P61 ～ P63	<p>【計画(原案)への評価】</p> <p>P61の「現状・課題」において、子育て家庭の孤立や不安、負担感に着目されている点、またP63「子どもの居場所づくり」において、放課後や長期休暇中の居場所の必要性に言及されている点を評価いたします。</p> <p>【計画(原案)の課題】</p> <p>P63の「主な事業」が「こども子育て拠点整備事業」という「ハコモノ(施設)整備に重点が置かれているように見受けられます。施設整備も重要ですが、夏季長期休暇中(約40日間)の「体験格差」や「学力低下(サマースライド)」といった「ソフト面」の課題解決に向けた具体的な事業計画が不足しています。</p> <p>【具体的提言】</p> <p>「こどもまんなか社会」を具現化し、働く保護者の負担を抜本的に軽減するため、以下の事項を計画に明記することを要望いたします。(参照資料:いなべ市 夏休み子供の居場所作り要望書)</p> <p>「いなべ版サマーキャンパス」構想の導入</p> <p>P63「子どもの居場所づくり」の「主な事業」に、「(仮称)いなべ版サマーキャンパス事業の推進」を追加してください。これは、既存の小学校(余裕教室)を「ホームベース(拠点)」として活用し、そこから市内の豊かな資源(トヨタ車体等の企業、青川峡等の自然、ういこっちゃんね等の文化施設)へ巡回バス等で送迎する「サテライトプログラム」を体系的に提供するものです。</p> <p>送迎インフラの整備(公共交通との連携)</p> <p>上記「サマーキャンパス」の実効性を担保するため、P63の事業内容に「プログラム参加のための送迎バス運行(またはデマンド交通の活用)」を明記してください。これは、第4章 4-1「公共交通の充実」と密接に連携すべき事業です。</p> <p>P62「主な事業」に「企業版ふるさと納税等を活用した子育て支援プログラムの推進」を追加してください。上記「サマーキャンパス」の運営費や送迎バス費用は、市の未来への投資として市内企業からの賛同を得やすいため、「(仮称)いなべ市こども未来創造プロジェクト」として戦略的に財源を確保する旨を記載すべきです。</p>	<p>(健康こども部)(教育委員会)</p> <p>「ソフト面の課題解決」に向けた具体的な事業計画が不足しているとのご意見につきましては、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、前期基本計画第2章「こどもまんなか」みんなで学ぶまち2-2地域における子育て支援の充実の基本事業として位置づけ、市全体として広く「こどもの居場所づくり」を進めたいと考えます。</p> <p>まずは、令和8年度から「放課後児童クラブ」「放課後こども教室」の所管を健康こども部に移し、本市のこどもに関わる事業や活動(放課後児童クラブ事業、放課後こども教室事業、こども食堂、学校施設でのアフタースクール、図書館、市民活動等の現状・課題を把握したうえで、本市ならではの地域資源を活かしつつ、多様なこどもの居場所を検討し、「ソフト面の課題解決」に向けた「持続可能なこどもの居場所のしくみ」を構築したいと考えています。</p> <p>前期基本計画においては、市全体でこどもの居場所づくりを推進していく方向性を示しており、ご提言いただきました「いなべ版サマーキャンパス構想の導入」、「既存の小学校(余裕教室)を「ホームベース(拠点)」として活用すること」の趣旨を踏まえ、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>(都市整備部)</p> <p>送迎インフラの整備につきましては、公共交通との連携について関係部署と協議してまいります。</p> <p>また今年度、公共交通に関するアンケート調査を実施し、調査結果を受けて、公共交通の在り方について検討します。地域全体の交通インフラを考えていく中で、福祉バスやデマンド交通の活用を踏まえた送迎インフラの整備について議論してまいります。</p> <p>(企画部)</p> <p>企業版ふるさと納税等を活用して、戦略的に財源を確保する旨を記載すべきとのご意見につきましては、行政改革アクションプランの実施項目「寄附金制度の有効活用」(P207)において、推進の基本的な考えを記載しています。</p> <p>また、令和8年度からは、企業版ふるさと納税の一層の推進を図るため、いなべ市第3期総合戦略(P147～P168)に基づき、新たな地域再生計画を策定し、寄附金を募る事業を全国へ発信していくことを予定しています。</p> <p>ご提言いただきました「(仮称)いなべ市こども未来創造プロジェクト」の趣旨を踏まえ、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

第2項:第2章 2-2「地域における子育て支援の充実」(P61)について(経済的負担軽減)

2	P61 P62	<p>【計画(原案)の課題】</p> <p>P61の「現状・課題」では、子育て家庭の負担感に言及しつつも、P62の「主な事業」では「ファミリーサポートセンター」や「こども育ち応援事業」といった交流・相談支援が中心であり、物価高騰下で増大する「経済的負担の直接的軽減」に関する施策が弱いと考えます。</p>	<p>(健康こども部)(教育委員会)</p> <p>物価高騰下で増大する「経済的負担の直接的軽減」に関する施策につきましては、国の制度(児童手当、保育の無償化等)を基本としつつ、本市においては、相談支援や居場所づくり、子育て支援サービスの充実などを通じて、間接的に子育て家庭の負担軽減につながる取組を中心に計画に位置付けています。</p> <p>今後も国の制度改革や社会情勢、地域の実情を踏まえながら、必要に応じて経済的支援のあり方について検討を行い、こども・子育て世帯が安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>次期総合計画においては、まずは現在実施している高水準な支援策を確実に継続していくことに主眼を置き、子育てしやすい環境の整備に努めてまいります。</p> <p>学校給食費の無償化は、令和4年度から実施しており、「さらなる負担軽減策」につきましては、将来にわたり安定した行政サービスを提供していくため、財政状況や国の制度改革の動向などを踏まえ、持続可能な制度運営の観点から慎重に判断する必要があると考えております。</p>
---	------------	--	---

	<p>【具体的提言】</p> <p>子育て世帯の経済的負担を直接的に軽減し、「選ばれるまち」となるため、以下の事項を計画に明記することを要望いたします。 (参照資料:子育て世帯の経済的負担軽減策としての「おむつ減税」及び「おむつクーポン配布」に関する提案、三重県の子育て支援政策に関する要望書)</p> <p>「経済的負担の直接軽減」の明記 P61の「5年後のいなべ市の姿」またはP62の「主な事業」の柱として、「子育て世帯の経済的負担の直接的軽減」を明確に位置づけてください。</p> <p>「おむつ・育児用品クーポン事業」の検討 P62「主な事業」に、「(仮称)いなべ市乳幼児おむつ・育児用品クーポン配布事業の検討・実施」を追加してください。これは、特に負担の大きい0~2歳児を抱える家庭への即効性の高い経済支援となります。</p> <p>県内トップ水準の支援維持・拡充 P61の「5年後のいなべ市の姿」として、「学校給食費の無償化や子ども医療費助成など、県内トップ水準の子育て支援策を堅持・拡充するとともに、国・県の動向を踏まえ、保育料の第2子年齢制限撤廃など、さらなる負担軽減策を推進する」旨を明記し、市の子育て支援への強い意志を示すべきです。</p>	
--	--	--

第3章「いつまでも笑顔で暮らせるまち」(P83)全般について

<p>3</p> <p>P22</p> <p>P25</p> <p>P83</p> <p>P87</p> <p>P94</p> <p>P63</p>	<p>【計画(原案)への評価】</p> <p>市民ニーズ(P22)で「20.医療体制の充実」が最重要課題の一つとされ、市民の将来像(P25)でも「医療が充実したまち」「高齢になっても生きがいを持って暮らせるまち」への要望が極めて高いことを踏まえ、本章が重点的に取り上げられていることを高く評価いたします。</p> <p>【計画(原案)の課題】</p> <p>本章の目標達成には、章内部の施策(医療体制、福祉サービス、健康づくり)の充実はもちろん、他分野の施策との連携(クロスセクター効果)が不可欠です。特に「医療機関や福祉施設へのアクセス手段の確保」と「高齢者の社会参加(生きがいづくり)の具体策」という視点の強化が必要と考えます。</p> <p>【具体的提言】</p> <p>第3章の各施策の実効性を高めるため、以下の事項を計画に反映することを要望いたします。</p> <p>医療・福祉施策と公共交通施策の強力な連携(クロスセクター効果の明記) P83「3-1 地域医療体制の充実」およびP87「3-3 高齢者が笑顔で自分らしく暮らせるまちづくり」の「5年後のいなべ市の姿」または「主な事業」に、「第4章 4-1『公共交通の充実』と連携し、高齢者や交通弱者が医療機関や福祉施設へ自立してアクセスできる移動手段(デマンド交通等)を確保する」旨を明記してください。</p> <p>市民ニーズの二大課題である「医療」と「交通」は表裏一体であり、医療福祉サービスへのアクセス保障こそが、本章の目標達成の鍵となります。これは、働き手世代の「通院送迎負担」の軽減にも直結します。</p> <p>高齢者の「生きがい・社会参加」の具体策としての世代間交流の推進 P87「3-3 高齢者が笑顔で自分らしく暮らせるまちづくり」およびP94「3-6 地域の助け合いによる福祉の充実」の施策として、高齢者を「支えられる側」だけでなく、地域の「支える側(担い手)」として位置づける具体策を明記してください。</p> <p>具体的には、第2章2-2(P63)で提言した「いなべ版サマーキャンパス」と連携し、高齢者が持つ知恵や経験(手仕事、郷土料理、歴史など)を子どもたちに伝える「世代間交流プログラム</p>	<p>(健康こども部)</p> <p>医療機関や福祉施設の利用しやすい環境を整えるため、都市整備部等の関係機関と協議し情報共有や施策の検討を進めてまいります。これにより、地域の医療体制、福祉サービス、健康づくりをより多角的な視点から支援し、相互に効果を高められるよう取り組みに努めてまいります。</p> <p>(都市整備部)</p> <p>今年度、公共交通に関するアンケート調査を実施し、調査結果を受けて、公共交通の在り方について検討します。この中で、高齢者や交通弱者の移動手段、医療機関や福祉施設へのアクセス手段を確保するためのデマンド交通などの新たなモビリティの導入について検討していきます。</p> <p>(福祉部)(教育委員会)</p> <p>「高齢者の社会参加(生きがいづくり)の具体策」については、いなべ市総合計画を最上位計画に位置づけ、福祉分野における上位計画であるいなべ市地域福祉計画とも整合性を確保して策定する高齢者福祉計画等にお示ししています。</p> <p>現在取り組んでいる第9期計画の高齢者福祉計画等においては、基本目標1「高齢者が元気で活躍できるまち」において、基本施策として「活動・就労機会の拡充」を掲げ、具体的な取り組み内容を記載しておりますのでご覧ください。また、現在令和9年度から3年間を計画期間とする第10期計画の高齢者福祉計画等の策定作業を進めていますが、引き続き高齢者の社会参加(生きがいづくり)についても盛り込んでいきたいと考えています。</p> <p>ご提言の「いなべ版サマーキャンパス」と連携した「世代間交流プログラム」は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
--	---	---

		(地域マイスター制度等)」を「主な事業」として位置づけることを提案します。これは高齢者の生きがいづくりと健康寿命の延伸(3-2)、地域コミュニティの活性化(3-6)、子どもの体験格差の是正(2-2)を同時に達成する、費用対効果の極めて高い投資となります。	
第4章 4-1「公共交通の充実」(PI00)について			
4	P16	【計画(原案)への評価】	(都市整備部)
	P22	計画(原案)P16の市民ニーズ調査において「住みにくい理由」の第1位が「交通事情や交通の便がよくないから」(78.4%)、またP22の重点課題(Aエリア)に「4.公共交通機関の利便性」が挙げられている通り、市が公共交通を最重要課題の一つとして認識されている点を高く評価いたします。	今年度、公共交通に関するアンケート調査を実施し、調査結果を受けて、公共交通の在り方について検討します。この中で、地域公共交通計画の策定を踏まえ、新たな市交通施策に取り組んでいきたいと考えます。
		【計画(原案)の課題】	新たな市交通施策の中で、新たなモビリティの導入の検討も必要であり、福祉バスと合わせて高齢者の医療機関や福祉施設へのアクセス手段の確保に努めていきます。
	PI00	PI00の「現状・課題」では、福祉バスの運行維持やアンケート	また、地域公共交通会議を開催し、現在の福祉バスのあり方について議論を深めていきます。
	PI01	調査の必要性に留まっており、PI01の「主な事業」も「福祉バ	バスと鉄道(北勢線・三岐線)のシームレスな検索・予約・決済システムを構築については、バスと鉄道運行事業者が異なることから構築導入
	P16	ス運行事業」が中心です。これは現状維持の枠を出ず、P16や	には時間を要しますが、利便性の向上に努めていきます。
	P22	P22で示された市民の切実なニーズに対する抜本的な解決策	また、バスと鉄道の乗り継ぎについても、最大限努力して利便性を向上
		(ビジョン)としては、具体性に欠けるものと考えます。特に、交通弱者の移動手段確保だけでなく、その送迎を担う「働き手世代の時間的負担(時間的貧困)」を解消するという視点が不足しています。	させ鉄道利用促進に努めていきます。
		【具体的提言】	ご提言の「運賃の有料化等」、「ハブ&スポークモデルの導入」、「AIデマンド交通の導入」、「MaaS(Mobility as a Service)の推進」は、今後の施策の参考とさせていただきます。
		現行の「福祉バス」の枠組みを越え、市の未来を支える「持続可能な公共交通インフラ」へと転換するため、以下の事項を計画に明記することを強く要望いたします。(参照資料:いなべ市の持続可能な未来を拓く新公共交通システム導入に関する要望書)	
		「福祉バス」から「コミュニティバス(いなベコネクト)」への転換	
		「主な事業」を「福祉バス運行事業」から、全市民(特に働き手世代や学生も含む)を対象とした「(仮称)新コミュニティバスシステム(いなベコネクト)導入事業」へと転換することを明記してください。	
		受益者負担の原則と国の補助金活用	
		持続可能性を担保するため、現行の無料制度を見直し、低廉な運賃(例:市民アンケートで支持の高かった「1乗車100円」)を導入する「受益者負担の原則」を明記してください。これにより、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業」等の補助金対象事業とし、市の財政負担を軽減しつつサービスを拡充する道筋を立てるべきです。	
		「ハブ&スポークモデル」の導入明記	
	PI00	PI00の「5年後のいなべ市の姿」に、「ハブ&スポークモデルの導入」を明記してください。具体的には、市内主要駅(阿下喜、大泉、大安等)や生活拠点(市役所、総合病院、イオン大安店等)を「ハブ」とし、ハブ間を結ぶ「マクロ路線(定時定路線)」と、各集落からハブへ送迎する「マイクロ路線」を組み合わせた効率的なネットワークを構築する旨を記載すべきです。	
	PI01	「AIデマンド交通」の導入明記	
		上記「マイクロ路線」の具体的な運行形態として、「AIデマンド交通(オンデマンド型相乗り交通)」を導入することをPI01「主な事業」に明記してください。これにより、人口希薄地を含む市内全域の移動ニーズにきめ細かく対応します。	
		MaaS(Mobility as a Service)の推進	
		「主な事業」に「MaaS導入推進事業」を追加してください。バスと鉄道(北勢線・三岐線)のシームレスな検索・予約・決済システムを構築し、市民の利便性を飛躍的に高めるとともに、鉄道利用を促進すべきです。	
5	—	免許証返納者や免許証を持たない若者の公共交通の利便性を確	(都市整備部)

		<p>実に向上させ、交通が不便という声が出ないよう、行政サービスを充実させてほしい。人口減少対策にも繋がると思います。</p>	<p>今年度、公共交通に関するアンケート調査を実施し、調査結果を受けて、公共交通の在り方について検討します。この中で、免許証返納者や免許証を持たない若者の公共交通の利便性を確保するためにデマンド交通などの新たなモビリティの導入について検討していきます。</p>
<p>その他 第3次いなべ市総合計画(原案)全般に対してご意見</p>			
6	—	<p>【結び】 本計画は、これからの10年間のいなべ市の羅針盤となるものです。提言いたしました「持続可能な公共交通への転換」と「未来への投資としての子育て支援の抜本的拡充」は、人口減少社会においても選ばれる『好き』が、あふれる。『私のまちいなべ』を実現するための両輪であると確信しております。</p> <p>貴市におかれましては、これらの提言の趣旨をご賢察いただき、第3次いなべ市総合計画(原案)へ反映されますよう、心よりお願い申し上げます。</p>	<p>(企画部) 「持続可能な公共交通への転換」及び「未来への投資としての子育て支援の抜本的拡充」は、いなべ市が直面する人口減少の課題に対処する上で非常に重要な要素であると認識しております。</p> <p>これらの提言は、地域の魅力を高め、住民の皆様が『好き』と感じる環境を創出するための基盤となります。</p> <p>ご提言の視点をしっかりと施策で実施し、反映させていく所存です。持続可能な社会の実現に向けて、市民の皆様と共に取り組んでまいりますので、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。</p>

資料編

- 1 策定経過
- 2 いなべ市総合計画条例
- 3 委員名簿
- 4 用語解説

1 策定経過

(1) 各種会議の開催経過

■令和6（2024）年度

時期	項目
5月22日	第1回いなべ市総合計画審議会
8月6日	第2回いなべ市総合計画審議会
9月3日	第3回いなべ市総合計画審議会
10月3日	第4回いなべ市総合計画審議会
11月6日	第5回いなべ市総合計画審議会
12月10日	第6回いなべ市総合計画審議会
12月13日	第3次いなべ市総合計画基本構想（答申）
1月31日	第1回いなべ市行政改革推進委員会
2月27日	第2回いなべ市行政改革推進委員会
3月25日	第3次いなべ市総合計画基本構想 市議会可決
3月26日	第3回いなべ市行政改革推進委員会

■令和7（2025）年度

時期	項目
5月9日	第7回いなべ市総合計画審議会、第4回いなべ市行政改革推進委員会
5月23日	第5回いなべ市行政改革推進委員会
7月3日、4日	第1回いなべ市総合計画策定部会
7月25日	第6回いなべ市行政改革推進委員会
8月8日	第8回いなべ市総合計画審議会
8月22日	第7回いなべ市行政改革推進委員会
9月1日、3日	第2回いなべ市総合計画策定部会
10月2日、3日	第3回いなべ市総合計画策定部会
10月24日	第8回いなべ市行政改革推進委員会
11月7日	第9回いなべ市総合計画審議会、第9回いなべ市行政改革推進委員会
1月16日	第10回いなべ市総合計画審議会、第10回いなべ市行政改革推進委員会
1月16日	第3次いなべ市総合計画（答申） 第3次いなべ市行政改革大綱及び第3次いなべ市行政改革アクションプラン並びにいなべ市行政改革の推進（答申）

※各種会議の資料及び会議録は市ホームページに掲載。

(2) 市民からの意見聴取

■令和6（2024）年度

時期	項目
6月～9月	各種調査の実施（詳細は第3章第2節市民ニーズの状況参照）
12月16日～1月15日	パブリックコメント（第3次いなべ市総合計画基本構想（原案））

■令和7（2025）年度

時期	項目
11月14日～12月13日	パブリックコメント（第3次いなべ市総合計画（原案））

■パブリックコメントの主な意見と回答の概要（全文は市ホームページに掲載）

第2部 「前期基本計画」に対するご意見

第2章2-2「地域における子育て支援の充実」について

市民意見要旨：「こどもまんなか社会」の実現を目指し、働く保護者の負担を軽減するために、夏季長期休暇中「体験格差」や「学力低下（サマースライド）」といったソフト面の課題解決のため、「いなべ版サマーキャンパス」構想を提言します。この構想では、地域資源を活用した「サテライトプログラム」を小学校を拠点に提供し、送迎バス運行やデマンド交通の整備で参加者の移動を支援します。また、企業版ふるさと納税を活用し、運営費用と送迎バス費用を市内企業からの賛同で確保する「いなべ市こども未来創造プロジェクト」を推進します。

市民意見への回答要旨：「ソフト面の課題解決」に向けて、国の指針に基づき、「こどもの居場所づくり」を進める方針です。こどもに関わる事業や活動の放課後児童クラブ事業、放課後こども教室事業、こども食堂、学校施設でのアフタースクール、図書館、市民活動等における現状と課題を把握します。そのうえで、本市ならではの地域資源を活かしつつ、多様なこどもの居場所を検討し、「持続可能なこどもの居場所のしくみの構築」を考えます。また、送迎インフラの整備・連携につきましても、公共交通のアンケート調査結果を踏まえ、公共交通の在り方について検討し、関係部署と協議します。前期基本計画においては、市全体でこどもの居場所づくりを推進していく方向性を示しており、ご提言の「いなべ版サマーキャンパス構想の導入」、「既存の小学校（余裕教室）を「ホームベース（拠点）」として活用」、「企業版ふるさと納税等を活用した子育て支援プログラムの推進」は、今後の施策の参考とさせていただきます。

市民意見要旨：（経済的負担軽減）子育て世帯の経済的負担を軽減し、「選ばれるまち」となるために、「子育て世帯の経済的負担の直接的軽減」を計画に明記することを求めます。また、「おむつ・育児用品クーポン配布事業」を導入し、0～2歳児を抱える家庭への即効性のある支援の検討や、学校給食費の無償化、子ども医療費助成を含む県内トップレベルの支援策の維持・拡充、保育料の第2子年齢制限の撤廃などを進めることで、市の子育て支援への強い意志を示すべきです。

市民意見への回答要旨：物価高騰下で増大する「経済的負担の直接的軽減」に関する施策につきましては、国の制度（児童手当、保育の無償化等）を基本としつつ、相談支援や居場所づくり、子育て支援サービスの充実などを通じて、間接的に子育て家庭の負担軽減につながる取組を計画に位置付けています。学校給食費無償化は、令和4年度から実施しており、ご提言の「おむつ・育児用品クーポン事業」、「保育料の第2子年齢制限撤廃」などの負担軽減策は、持続可能な制度運営の観点から慎重に判断させていただきます。

第3章「いつまでも笑顔で暮らせるまち」全般について

市民意見要旨：第3章の施策の実効性を高めるために、医療・福祉施策と公共交通施策の連携を計画に明記することを求めます。具体的には、高齢者や交通弱者が医療機関や福祉施設に自立してアクセスできる移動手段の確保を求めます。この連携が市民ニーズの重要な課題であり、「医療」と「交通」は表裏一体の事項で、通院送迎の負担軽減にもつながります。高齢者の「生きがい・社会参加」を促進するため、世代間交流プログラム（高齢者が持つ知恵や経験（手仕事、郷土料理、歴史など））を導入し、高齢者を地域の支える側として位置づけることを提案します。これは地域活性化や子どもの体験格差の是正にも寄与する効果的な施策となります。

市民意見への回答要旨：医療機関や福祉施設の利用しやすい環境を整えるため、関係部署と協議し、デマンド交通などの新たなモビリティの導入の検討をしていきます。地域の医療体制、福祉サービス、健康づくりをより多角的な視点から支援し、相互に効果を高められるよう取り組みます。いなべ市高齢者福祉計画等（第9期）においては、基本目標1を「高齢者が元気で活躍できるまち」、基本施策に「活動・就労機会の拡充」を掲げ、様々な活動を推進しています。令和9年度からのいなべ市高齢者福祉計画等（第10期）においても、引き続き高齢者の社会参加（生きがいづくり）等を促進していきます。ご提言の「いなべ版サマーキャンパス」と連携した「世代間交流プログラム」は、今後の施策の参考とさせていただきます。

第4章 4-1「公共交通の充実」について

市民意見要旨：いなべ市の公共交通インフラの持続可能な転換に向け、「福祉バス」を「新コミュニティバスシステム（いなベコネクト）」に改称し、全市民を対象と転換し、計画に明記することを求めます。また、持続可能性を確保するため、低廉な運賃を導入する「受益者負担の原則」を採用し、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業等）を活用し、サービスを拡充する道筋を立てるべきです。さらに「ハブ&スポークモデル」を取り入れ、主要駅や生活拠点を中心に効率的な交通ネットワークを築き、AIデマンド交通を導入して移動ニーズに応えることを計画に明記することを求めます。また、「MaaS導入推進事業」を追加し、バスと鉄道のシームレスな検索・予約・決済システムを構築し、市民の利便性を向上させるべきです。利便性の向上により、免許証返納者や免許証を持たない若者の定住、ひいては人口減少対策にもつながると思います。

市民意見への回答要旨：公共交通に関するアンケート調査結果を踏まえ、公共交通の在り方について検討を通して、地域公共交通計画を策定し、新たな交通施策を考えます。新たな交通施策は、モビリティの導入の検討や福祉バスとの連携など、医療機関や福祉施設へのアクセス手段の確保に努めます。また、地域公共交通会議を開催し、福祉バスのあり方、バスと鉄道の乗り継ぎについて議論を深めます。ご提言の「運賃の有料化等」、「ハブ&スポークモデルの導入」、「AIデマンド交通の導入」、「MaaS (Mobility as a Service)の推進」は、今後の施策の参考とさせていただきます。

第3次いなべ市総合計画（原案）全般について

市民意見要旨：本計画は、これからの10年間のいなべ市の羅針盤となるものです。「持続可能な公共交通への転換」と「未来への投資としての子育て支援の抜本的拡充」は、人口減少社会においても選ばれ続ける「『好き』が、あふれる。『私のまち いなべ』」を実現するための両輪であると確信しております。貴市におかれましては、これらの提言の趣旨をご賢察いただき、第3次いなべ市総合計画（原案）へ反映されますよう、心よりお願い申し上げます。

市民意見への回答要旨：「持続可能な公共交通への転換」及び「未来への投資としての子育て支援の抜本的拡充」は、いなべ市が直面する人口減少の課題に対処する上で非常に重要な要素であると認識しております。これらの提言は、地域の魅力を高め、住民の皆様が『好き』と感じる環境を創出するための基盤となります。ご提言の視点をしっかりと施策で実施し、反映させていく所存です。持続可能な社会の実現に向けて、市民の皆様と共に取り組んでまいりますので、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。

答申番号

答申第1号

答申日

令和8年1月16日

いなべ市 市長 日沖 靖 様

いなべ市総合計画審議会

会長 丸山 康人

第3次いなべ市総合計画の策定について（答申）

令和6年5月22日付け い政策第23号で諮問のありましたことについて、いなべ市総合計画条例第5条第1号の規定に基づき、下記のとおり意見を付して、答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、まちづくりの基本理念「～いきいき笑顔応援のまち～」及びまちづくりの将来像「「好き」が、あふれる。『私のまち いなべ』」の実現に向けて、職員が一丸となり取り組まれることを期待しています。

記

答申内容

第3次いなべ市総合計画の策定

- (1) 市民自らがまちづくりの担い手となり、地域の実情に応じた取組を推進していくことの必要性を十分に周知し、市民と一体となって総合計画を推進されたい。
- (2) 市民や地域、事業者などの多様な主体と連携・協働して地域の課題の解決に向けて取り組み、誰もがいきがいを持って安心して暮らせる地域社会の実現に努められたい。
- (3) 本計画で掲げる指標の達成に向けて施策を着実に実行し、適正な進捗管理と評価を行うとともに、その実効性を高めるために、関連する個別計画においても、適切な目標を持ち事業を推進されたい。
- (4) 成果指標及び目標数値については、施策の達成度などを測るために非常に重要であり、その見直しにあたっては、現状を踏まえた適切な設定に取り組まれたい。
- (5) 地域資源を活用した特色ある事業に取り組むことで、持続可能な選ばれるまちづくりを推進されたい。
- (6) 変化のスピードが激しい社会経済状況下において、様々な変化に対応し、市民のニーズを的確に捉え、そうしたニーズに柔軟に対応した行政運営に取り組まれたい。

以上

いなべ市 市長 日 沖 靖 様

いなべ市行政改革推進委員会

会長 丸山 康人

第3次いなべ市行政改革大綱及び第3次いなべ市行政改革アクションプランの
策定並びにいなべ市行政改革の推進について（答申）

令和7年1月31日付け い政策第103号で諮問のありました標記の件について、いなべ市行政改革推進委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記のとおり意見を付して、答申します。

なお、行政改革の推進にあたっては、全職員が行政改革に取り組むことで、業務効率化や市民サービスの向上が実現します。

より良い社会の実現に寄与するために、全職員が行政改革の視点を持ち組織力を高め、一丸となって行政改革を推進してください。

記

答申内容

(1) 第3次いなべ市行政改革大綱及び第3次いなべ市行政改革アクションプランの策定

ア 基本方針1 職員力と組織力の向上

(ア) 効率的な組織体制を構築するうえで、職員の適材適所への配置をはじめ、職員の個々の能力を高めるとともに、その能力を発揮できる職場環境を整え、組織強化に取り組まれない。

(イ) 職員の様々なアイデアが創出され、実行に移されていく風土づくりと仕組みづくりに取り組まれない。

イ 基本方針2 未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立

(ア) 持続的発展が可能な財政基盤を確立するため、歳出抑制と歳入確保の両面から財政基盤の強化に取り組まれない。

(イ) 市内の公共施設等の老朽化が進んでおり、改修等の計画を行う際には、統合や合理化、将来を見据え多様なニーズに対応できる複合的な施設の検討も視野に入れて取り組まれない。

(ウ) 公有財産の適正な管理を行うとともに、総合的・戦略的に管理する業務（ファシリティマネジメント）の視点を取り入れ、有効的な運用に努められたい。

ウ 基本方針3 効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

- (ア) DXの推進は、人口減少社会の中、今後の業務に必要不可欠と認識しており、初期コストはかかるものの、行政サービスの向上、業務の効率化の観点から積極的に推進されたい。
- (イ) 市民ニーズは複雑かつ多様化しているが、事業の優先度、重要度を考慮して取捨選択し、市民と同じ目線で考え、行政改革に取り組みたい。

(2) いなべ市行政改革の推進について

ア 公共施設等総合管理計画の現状と課題

- (ア) 利用状況と維持管理コストを洗い出し、公共施設の再編における基礎データとすること。現状において利用状況が著しく低く、同時に維持管理コストが高い施設については積極的な複合化や集約化、統廃合を速やかに進められたい。その際は、旧町単位や中学校区など、エリア毎の公共施設の配置の適正化を行うため、利用状況、築年数、老朽度などの指標をもとに基準を定め、地域性及び交通利便性にも配慮しながら取り組まれたい。
- (イ) 公共施設の整備にあたっては、建物のハード的な側面だけにとらわれず、公共サービスの中身やその必要性を主眼に置くとともに、防災拠点機能を備える施設としても検討されたい。また、デジタル技術を積極的に活用し、利便性の向上と維持管理コストの削減を徹底されたい。
- (ウ) これまで公共施設で提供してきた公共サービスについては、行政が今後も主体となって提供すべきサービスかどうかを明確化した上で、可能なものは、民間サービスへの代替を進められたい。その際には、公民連携手法の導入も視野に入れ、サービスの著しい低下が起らないように配慮されたい。
- (エ) 複合化にあたっては、施設で提供しようとするサービスの性質に留意した上で検討し、積極的に進められたい。また、複合化の手法については、建替だけでなく既存施設の遊休スペースへの組み込みや民間施設との共同化なども同時に検討されたい。
- (オ) 現状において、公共施設の多くで若年層の利用が少ないという実態がある。公共施設の再編にあたっては、各施設の住民ニーズを的確に捉え、子どもや学生、子育て世代など、若年層や高齢層にとっても魅力あるサービスを提供するとともに、幅広い世代が受益を享受できる施設とされたい。
- (カ) 不要な公共施設については、跡地活用（売却、貸付等）の検討をされたい。また、跡地活用により売却収入などの税外収入が発生した場合は、将来に備え、基金に積み立てなど、施設の長寿命化等に活用されたい。
- (キ) 公共施設を再編した場合については、再編前と比較し、利用状況や利便性の向上、維持管理コスト削減などの効果検証を実施されたい。また、検証結果を蓄積し、次の再編計画に活用されたい。

イ 働き方改革・業務改善に係る現状と課題（会計事務のDX化に向けて）

- (ア) 会計事務は、市の基幹業務として費やす時間や経費は大きな割合を占めており、会計事務のDX化（電子決裁システム等）の導入は、働き方改革・業務改善の効果は大きいと判断できるため、先進事例を参考にして、可能な限り決裁は電子化とし、電子化にそぐわないものは紙決裁と使い分けるなど、会計事務のDX化に向けて、計画的に確実に推進されたい。
- (イ) 電子決裁システム等の導入に当たっては、押印の廃止等をはじめ、決裁添付資料の見直しなど、電子決裁化に向け、会計規則の改正、会計の手引き及び現行事務の運用見直しなど、業務プロセスの改善（BPR）を図られたい。
- (ウ) 会計事務の電子決裁化は、伝票処理のプロセスを可視化し、意思決定の迅速化、伝票管理の適正化、内部統制の強化、ペーパーレス化及びデータの利活用に資すると判断できるため、電子決裁システム等の導入に当たっては、導入に係る負担などを含め、複数人の視点で確認し、システム比較を行われたい。

以上